

平成27年度第3回宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

次 第

- 日時 平成28年2月22日（月）
午後1時30分～午後3時00分
- 会場 宇都宮市上下水道局 5階
5大会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

- (1) 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（素案）に対する意見及び対応について
- (2) 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画に対する答申（案）について
- (3) 平成28年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（案）について

4 その他

5 閉会

【配布資料】

- 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画に対する意見への対応について 資料1
- 廃棄物減量等推進審議会の意見概要及び意見に対する考え方 別紙1
- パブリックコメントの意見概要及び意見に対する考え方 別紙2
- 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画について（答申） 資料2
- 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画 別冊1
- 平成28年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（案）について 資料3
- 主な取組一覧【ごみ処理実施計画】 資料3-1
- 主な取組一覧【生活排水処理実施計画】 資料3-2
- 平成28年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（案） 別冊2

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

敬称略，区分ごとの50音順

No.	氏 名	役 職 等	区 分
1	岡本 芳明	宇都宮市議会議員	①市議会議員
2	久保井 永三	宇都宮市議会議員	
3	黒子 英明	宇都宮市議会議員	
4	篠崎 圭一	宇都宮市議会議員	
5	中塚 英範	宇都宮市議会議員	
6	狐塚 貴博	作新学院大学准教授	②学識経験者
7	出口 明子	宇都宮大学准教授	
8	枝野 悦子	宇都宮市地域婦人会連絡協議会	③各種団体代表者
9	大手 弘子	富士見が丘生活学校	
10	島田 弘二	宇都宮市自治会連合会	
11	伴 マサ	宇都宮市消費者友の会	
12	安部 博士	株式会社ヨークベニマル御幸ヶ原店店長	④事業者
13	石島 孝夫	株式会社かましん総務部長	
14	上野 すみ子	宇都宮市商店街連盟理事	
15	小瀧 隆義	公益社団法人宇都宮青年会議所理事	
16	佐瀬 敦	株式会社東武宇都宮百貨店代表取締役副社長	⑤廃棄物処理業者
17	阿部 欣文	宇都宮文化センター株式会社代表取締役社長	
18	熊本 範章	いずみ産業株式会社代表取締役専務	⑥公募委員
19	滝沢 千春	市民公募	
20	村上 和男	リサイクル推進員	

一般廃棄物処理基本計画に対する意見への対応について

1 廃棄物減量等推進審議会からの意見

(1) 意見に対する対応状況

今年度開催した廃棄物減量等推進審議会での意見は、パブリックコメントで提示した計画（素案）に反映済み。

【これまでの審議会の経過】

第1回廃棄物減量等推進審議会（平成27年 8月）	} パブリックコメント時に 取りまとめた計画（素案） に反映
第2回廃棄物減量等推進審議会（平成27年12月）	
第3回廃棄物減量等推進審議会（平成28年 2月）	

(2) 計画への反映状況

別紙1 参照

2 パブリックコメント

(1) 概要

- ・実施期間：平成28年1月8日（金）から平成28年2月1日（月）まで
- ・提出方法：郵送，電子メール，FAX，持参
- ・公表場所：HP，行政情報センター，各地域自治・地区市民センター，各市民活動センター，各生涯学習センター，ごみ減量課

(2) 実施結果

- ・提出件数：4名
- ・意見数：6件

●対応区分（市パブコメの分類基準に照らし合わせて分類）

区分	処 理 区 分	件数
A	意見の趣旨等を反映し，計画に盛り込むもの	
B	意見の趣旨等は，計画に盛り込み済みと考えるもの	1
C	計画の参考とするもの	2
D	計画に盛り込まないもの	
E	その他，要望・意見等	3
	計	6

(3) 計画への反映状況

別紙2 参照

3 外部意見を踏まえた計画（案）

本編・概要版 **別冊1** 参照

⇒ 本日の廃棄物減量等推進審議会の御意見を踏まえ，さらに加筆・修正したものを廃棄物減量等推進審議会の計画（案）とし，最終答申とする予定

廃棄物減量等推進審議会の意見概要及び意見に対する対応の考え方

意見番号	意見の概要	対応状況
1	・幼少の頃からの環境教育については、重要な施策であることから、重点事業に位置付けるべきであると考えます。	■重点事業として反映 「施策事業⑩：環境教育支援の推進」を重点事業として新たに位置付け、取組概要に、社会科補助教材の活用やライフステージに応じた環境出前講座の開催等を追記 《基本計画：p 4 1》
2	・将来を担う子どもたちに対する環境教育については、拡充していくべきであると考えます。	
3	・教育委員会との連携強化が必要であると考えます。	
4	・「もったいない生ごみ」の削減については、フードバンクなどの活用も良いと考えます。	■施策事業に反映 「施策事業④：もったいない生ごみ減量化推進」を実施する際の視点として意見を反映 《基本計画：p 3 9》
5	・バイオマス系廃棄物の資源化について、バイオマス発電などの研究や、堆肥化できるものは堆肥化して市民に配布するなどの方法も良いのではと考えます。	■施策事業に反映 「施策事業⑫：新たな資源循環利用の推進」を実施する際の視点として意見を反映 《基本計画：p 4 5》
6	・リユースとカリサイクルの前段として、ごみの発生抑制を目指していく観点から、過剰包装への対応を計画に位置付けるべきと考えます。	■施策事業に反映 「施策事業⑤：簡易包装の推進」を実施する際の視点として意見を反映 《基本計画：p 3 9》
7	・衣類のリユースについては、民間の衣料品店などの独自の回収システムの活用なども考慮して取り組んでいくべき。	■施策事業に反映 「施策事業⑥：リユース品の利用促進」及び「施策事業⑦：衣類再利用の推進」を実施する際の視点として意見を反映 《基本計画：p 4 0》
8	・少子・高齢化などによる今後の社会環境の変化により、現在計画で想定している以上にごみが発生する可能性もあることから、そのような意識も持って取り組んでいくべき。	■施策事業に反映 「施策事業⑳：効果的・効率的な収集運搬体制の構築」を実施する際の視点として意見を反映 《基本計画：p 4 9》

パブリックコメントの意見概要及び意見に対する対応の考え方

(1) 意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの

意見番号	意見の概要	意見に対する市の対応（案）
1	<p>・ごみ処理の各目標を達成するために、もっと学校教育の場などを活用し、ごみの排出抑制やリサイクルの重要性を子どもたちに教えていくべきである。</p>	<p>次世代を担う子どもたちへの環境教育の支援を推進するために、p41の「環境教育支援の推進」を重点事業として位置付けております。</p> <p>3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、社会科補助教材の活用や、ライフステージに応じた出前講座・施設見学会の開催など、関係機関と連携を強化しながら、様々な機会を利用して環境教育の充実を図ってまいります。</p>

(2) 計画の参考とするもの

意見番号	意見の概要	意見に対する市の対応（案）
2	<p>・将来的にごみ量を削減していくためには、市民のモチベーションを高められるような、ごみ処理に関する情報を積極的に公表していくことが重要である。</p>	<p>p88, 89に記載がありますとおり、本計画の効果的な推進のため、年次計画を策定するとともに、計画の進捗状況、ごみ処理コスト、リサイクルの実態、ごみ処理施設の状況等を毎年市民に公表することとしております。</p> <p>今後は、市ホームページや広報紙等の様々な機会や媒体を通じて、市民がごみ減量に対する取組の効果を実感できるよう、わかりやすいごみ処理に関する情報を公表してまいります。</p>

<p>3</p>	<p>・ごみの更なる減量に向けて、もったいない生ごみの削減や、ごみの分別強化などにより、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進していくことが大切である。</p>	<p>更なるごみ減量化・資源化を図るためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしつつ、互いに協力していくことが重要であると考えております。</p> <p>計画では、p43の「リサイクル推進員活動支援の推進」で位置付けたように、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員等と連携し、ごみの減量や分別について周知啓発を図っております。</p> <p>また、事業者に対しても、資源物が焼却ごみとして持ち込まれないよう事業者を対象とした講習会を行うなど、広く周知を図っているところです。</p> <p>今後も、市民・事業者・行政が一体となった計画の推進に努めてまいります。</p>
----------	--	--

(3) その他, 要望・意見等

意見 番号	意見の概要	意見に対する市の対応(案)
4	<p>・ごみの減量に向けて, 市民一人一人の意識向上を図るために, 地域や自治会単位での広報を強化してはどうか。</p>	<p>p 43 の「リサイクル推進員活動支援の推進」に記載がありますとおり, 自治会単位で設置しているリサイクル推進員を通じて自治会への活動支援を行っております。</p> <p>5 種 1 3 分別の徹底を図るため, 自治会回覧や, 要望があれば分別講習会を随時, 開催しているところです。</p> <p>今後とも情報誌の発行や, 分別講習会の開催を通じて, 市民の皆様の意識の向上に努めてまいります。</p>
5	<p>・単独処理浄化槽を使用し, トイレが水洗化されていれば, 生活排水の未処理人口には含まれないのではないかと。</p>	<p>生活排水とは, し尿(トイレ)や生活雑排水(台所・風呂など)をいいます。単独処理浄化槽については, し尿のみを処理するもので, 生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されているため, 未処理人口として算定されません。</p>
6	<p>・浄化槽の保守点検が適正に行われていれば定期検査の必要性はないように感じる。検査の内容が何か知りたい。</p>	<p>浄化槽の維持管理については, 浄化槽法に基づき, 保守点検と定期検査を行う義務があります。</p> <p>保守点検は, 浄化槽の機器及び内部状況の点検などを行うものです。内容は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機器類の調整 ② 汚泥状況の確認(臭気等) ③ 消毒剤の補充等 <p>定期検査は, 浄化槽が保守点検され, 正常に機能しているかを判断する検査です。内容は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 外観検査(設置状況や設備等の異常の有無の確認) ② 水質検査(処理水の基準値の確認) ③ 書類検査(保守点検記録の確認) <p>今後も, 定期検査受検の必要性について, 市ホームページや広報紙等による周知, 葉書による個別の啓発を図ってまいります。</p>

(案)

平成 28 年 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会
会長 岡本 芳明

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画について (答申)

平成 27 年 8 月 24 日付け宮ご減第 270 号で諮問のあった「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画について」は、別紙のとおり答申いたします。

【答申事項】

1 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画について

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画を別添のとおり策定することは妥当であると認める。
なお、答申に当たり、特に意見を付すので、計画の推進に当たっては留意願いたい。

2 付帯意見

- (1) 一般廃棄物の適正な処理を行うため、今後の社会情勢や、一般廃棄物の発生の見込み等を踏まえながら、本計画に位置付けられた各施策事業等を着実に実行し、各目標の達成に努めること
- (2) 低炭素・自然共生社会に配慮した、持続可能な循環型社会を実現するため、意識啓発や環境教育のさらなる充実を図り、3Rをはじめとした環境配慮行動を主体的に実践できる人づくりに取り組むこと
- (3) 短期に実施するごみ減量化の施策事業等については、具体的でわかりやすい取組みを掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、互いに協力しあえる環境を築けるよう、市民・事業者への十分な理解と協力を得ながら確実に実施すること
- (4) 中長期に実施するごみ減量化の施策事業やごみ処理体制の整備等については、短期に実施する施策事業の効果を見極めながら、今後の社会環境の変化や技術動向などを十分に調査・研究し、減量効果や環境負荷の低減等を視野に入れた総合的な検討を行うこと
- (5) 将来にわたり、良好な水環境を確保するため、今後の社会環境の変化や地域特性などを十分に見極めながら、生活排水処理施設の効果的・効率的な整備及び運営管理を推進するとともに、農業集落排水処理施設等への接続や、合併処理浄化槽への転換の促進につながる効果的な意識啓発に努めること

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（案）【概要版】

第 1 部 一般廃棄物処理基本計画の概要

1 策定の趣旨

本市においては、平成23年9月に策定した「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R施策の実施等によるごみの減量化・資源化や、ごみと生活排水の適正処理を進めているところである。

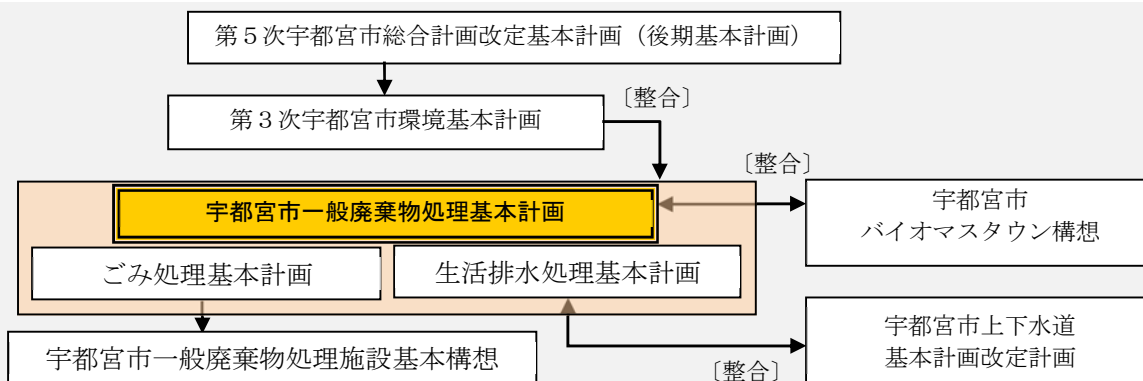
こうした中、ごみ排出量の推移、施策の効果、発生抑制・再使用の取組強化を進める国の方針、社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しや、新たな中間処理施設、最終処分場の整備や既存施設の長寿命化など、安全で安定した処理を継続しながら、効果的・効率的なごみ処理体制の構築を図る必要がある。

また、生活排水処理についても、社会資本や経済性、行財政に対する視点が大きく変化する中、未整備地域に一刻も早く汚水処理施設の整備を推進するという国の方針や社会情勢等を踏まえ、今後10年程度での生活排水処理施設の整備完了を目指すとともに、中長期において効率的な改築・更新や既存施設の統廃合などの運営管理手法の選定が必要となっている。

このため、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進し、循環型社会の実現を図るため、長期的な視点に基づき現行計画の改定を行うもの。

2 計画の位置付け

- ・第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）の分野別計画「市民の快適な暮らしを支えるために」の基本施策「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」及び「上下水道サービスの質を高める」を具体化するための計画
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画
- ・環境行政上の総合計画である「宇都宮市環境基本計画」における廃棄物及び生活環境分野の関連計画



3 計画期間

計画期間は、ごみ処理基本計画策定指針（平成25年6月環境省通知）に基づき、本市の一般廃棄物行政の長期的な方向性を定めるため、平成28年度から平成42年度までの15か年とし、ごみ排出量の推移、施策の効果、社会情勢等を踏まえ、5年ごとに改定を行う。

第 2 部 ごみ処理基本計画

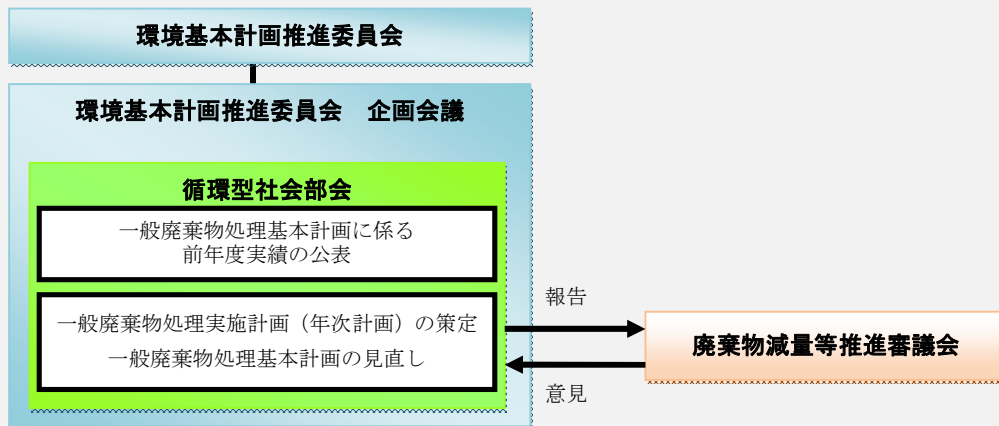
- 第1章 ごみ処理の現状と課題
- 第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針
- 第3章 ごみ処理基本計画の目標値
- 第4章 ごみ処理基本計画の施策体系
- 第5章 収集運搬、中間処理、最終処分の体制

第 3 部 生活排水処理基本計画

- 第1章 生活排水処理の現状と課題
- 第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針
- 第3章 生活排水処理基本計画の目標値
- 第4章 生活排水処理基本計画の施策体系
- 第5章 収集運搬、中間処理、最終処分の体制

第4部 一般廃棄物処理基本計画の推進体制

本計画の効果的な推進のため、一般廃棄物処理実施計画（年次計画）を策定するとともに、年間実績について市ホームページを通じて広く市民に公表する。



【本計画の特徴】

ごみ処理基本計画

① ごみの種類に着目した効果的な取組の強化

本市の焼却ごみの組成は、生ごみが最も高い割合を占めており、紙類、布類、草木類については増加傾向にあることから、これらの減量に直結する効果的な取組の重点化を図った。

【主な取組】

- 紙類やプラスチック製容器包装などの分別精度の向上のための周知啓発の強化や拠点回収事業の拡充
- 生ごみの半分以上を占める「もったいない生ごみ」などの食品ロスの減量化推進
- 事業者等との連携などによる衣類等のリユース品の利用促進

② 事業系ごみに対する取組の更なる強化

本市の事業系ごみの減量化については、類似都市と比較し、積極的に取り組んでおり、高い実績をあげつつあることから、更なる減量を促進するための取組の重点化を図った。

【主な取組】

- 清掃工場へのごみの搬入時における展開調査・指導の拡充
- 減量等計画書の提出事業者の拡大や不適正排出事業者への訪問指導の拡充
- 商店街等における共同排出の仕組みづくりに向けた支援

③ 災害や社会環境の変化に対応するためのごみ処理体制の強化

近年頻発する地震や豪雨などの災害や、今後迎える人口減少・超高齢化など、社会環境の変化に対しては、適正かつ迅速に対応する必要があることから、市民の安全・安心な暮らしを支えるため、これらの課題に対応した取組を新たに計上した。

【主な取組】

- 災害種別に応じた災害廃棄物の仮置場候補地の確保や収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築
- 今後の社会環境の変化に対応した効果的・効率的な収集運搬のあり方の検討

生活排水処理基本計画

① 生活排水の適正な処理及び生活排水処理施設の適正な維持管理の取組の強化

今後10年程度での生活排水処理施設の整備完了を目指した取組の重点化を図った。また、合併処理浄化槽については、整備完了後、維持管理を徹底するための取組の重点化を図った。

【主な取組】

- 地域特性等を踏まえた計画的な公共下水道の整備の推進
- 支援制度の見直しによる合併処理浄化槽の整備の推進
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底（浄化槽法第11条検査など）

② し尿・浄化槽汚泥等を効率的に処理する取組の推進

人口減少社会の進行など、社会環境の変化やし尿・浄化槽汚泥等の量と質の変化、施設の老朽化に対応するため、水再生センターでの一体処理の推進について新たに計上した。

【主な取組】

- 水再生センターにおけるし尿・浄化槽汚泥等の一体処理の推進

③ 施設の老朽化や社会環境の変化に対応するための生活排水処理施設の運営管理の推進

施設の老朽化や、今後迎える人口減少・超高齢化など、社会環境の変化に対して、長期的な視点に立ち、公共下水道処理区域に隣接する農業集落排水処理施設や、地域下水処理施設の統廃合等の取組の重点化を図った。

【主な取組】

- 生活排水処理施設の統廃合の検討

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

I ごみ処理の現状

1 前計画の基本目標の達成状況

- 一人1日当たり資源物以外のごみ排出量（H26）：789 g/人・日（目標達成度：94.7%）
- 【要因】「もったいない生ごみの増加」、「焼却ごみへの資源物の混入」等
- 最終処分量（H26）：20,445 t/年（目標達成度：82.4%）
- 【要因】「ごみ総排出量の増加」、「震災後の放射性物質対処特措法の処理基準による埋立計画の変更」等

2 ごみ総排出量の推移

- 平成26年度の資源物以外の一人1日当たりごみ排出量は、平成23年度から平成25年度にかけて微増で推移したが、その後減少し、平成22年度とほぼ同程度
- ごみの全体量（平成26年度）：約18.4万t

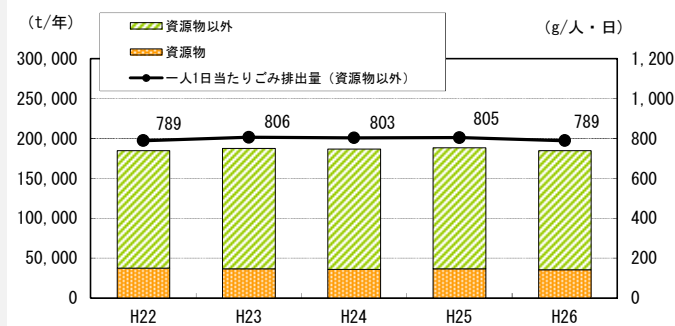


図 2 ごみ総排出量の推移

3 焼却ごみ量の推移

- 一人1日当たりの焼却ごみ量も、平成23年度から平成25年度にかけて微増で推移したが、近年は減少傾向
- 平成26年度は平成12年度と比べて約17%（約29,700 t）減少

4 焼却ごみの組成（平成25年度ごみ組成分析結果：湿重量ベース）

- 家庭系：生ごみが約37%（このうち半分以上が「もったいない生ごみ」）
資源化できる紙が約15%，プラスチック容器包装が約3%
- 事業系：生ごみが約32%
資源化できる紙が約19%，プラスチック容器包装が約7%
- ⇒家庭系・事業系とも、「もったいない生ごみ」の割合が増加

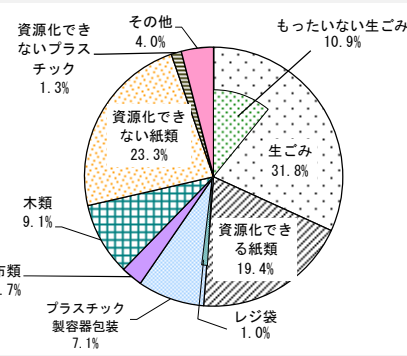
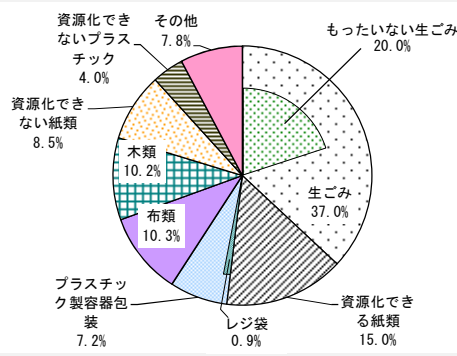


図 4 家庭系焼却ごみの組成

図 5 事業系焼却ごみの組成

5 リサイクル率

- 平成26年度リサイクル率：18.2%

6 ごみ処理施設

- 中間処理施設と最終処分場の整備の推進

7 最終処分量の推移

- 平成26年度最終処分量（広域分含む）：約2.2万t

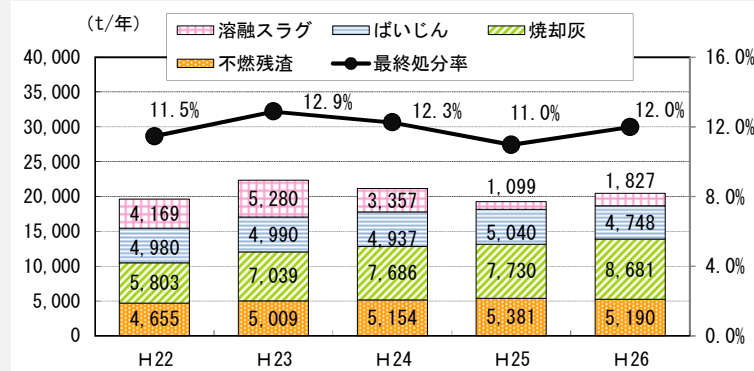


図 7 最終処分量の推移

8 市民・事業者意識調査結果

（市民：対象2,500人・回答率45.1%，事業者：対象500事業所・回答率39.0%）

- 分別に対する協力度は非常に高い。
- 市民：2R（リデュース，リユース）に対する関心は低い
- 事業系：施策・事業に対する認知度が低い。
- 分別の徹底の普及啓発の充実が必要との意見が多い。
- 事業者：ごみ減量・リサイクルに関して、労力面や経済面からの問題を挙げている事業者が多い。
- ごみに関するさらなる情報の充実や新たな取組のニーズが高い。

II ごみ処理の課題

【発生抑制・再使用】

- 家庭系・事業系それぞれにおける、「リデュース（発生抑制）」のより実効性のある事業手法の構築
- 「リユース（再使用）」に対する市民意識の向上に向けた取組強化
- 事業系ごみの排出実態を踏まえた適正処理の徹底
- 発生抑制に対する事業者意識の向上
- 分別協力度・分別精度の更なる向上に向けた、効果的な意識啓発の強化
- 情報の行届きにくい市民・事業者への、各種情報の周知

【資源化】

- 市民負担や収集効率等に配慮した、紙製容器包装やバイオマスなどの新たな資源化の事業手法の構築
- 資源化に対する事業者の動機や意識を高める取組強化
- 資源化可能なごみの分別を促進するための事業手法の構築

【ごみ処理体制】

- 人口減少などの社会環境の変化に対応した、収集運搬体制のあり方の検討
- 焼却処理量及び最終処分量の低減を図りながらの、中間処理施設及び最終処分場の計画的な整備の推進

第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針

【基本理念】

わたしたち一人ひとりが主役となって、持続可能な循環型社会を形成します。

基本方針1 ごみの発生抑制の促進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、生産・販売・購買・消費・廃棄といった一連の経済活動の各段階で、ごみの発生抑制の取組を促進し、処理・処分すべきごみを可能な限り減らしていきます。

【基本施策 1-1】発生抑制の促進

【基本施策 1-2】再使用の推進

【基本施策 1-3】普及啓発の実施

基本方針2 適正な資源循環利用の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、円滑な資源回収が行える仕組みをつくり、環境負荷にも配慮しつつ、ごみの減量、資源としての利用を推進していきます。

【基本施策 2-1】分別の徹底

【基本施策 2-2】資源循環利用の推進

【基本施策 2-3】市民・事業者主体による資源化の推進

基本方針3 適正な処理・処分の推進

循環型社会の形成を踏まえ、中間処理・最終処分の各段階で、資源化を含めた適正な処理・処分が行える体制を確保します。処理・処分体制については、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷の低減やコストに配慮し、新たな施策と併せて適正な整備を行っていきます。

【基本施策 3-1】収集運搬体制の整備推進

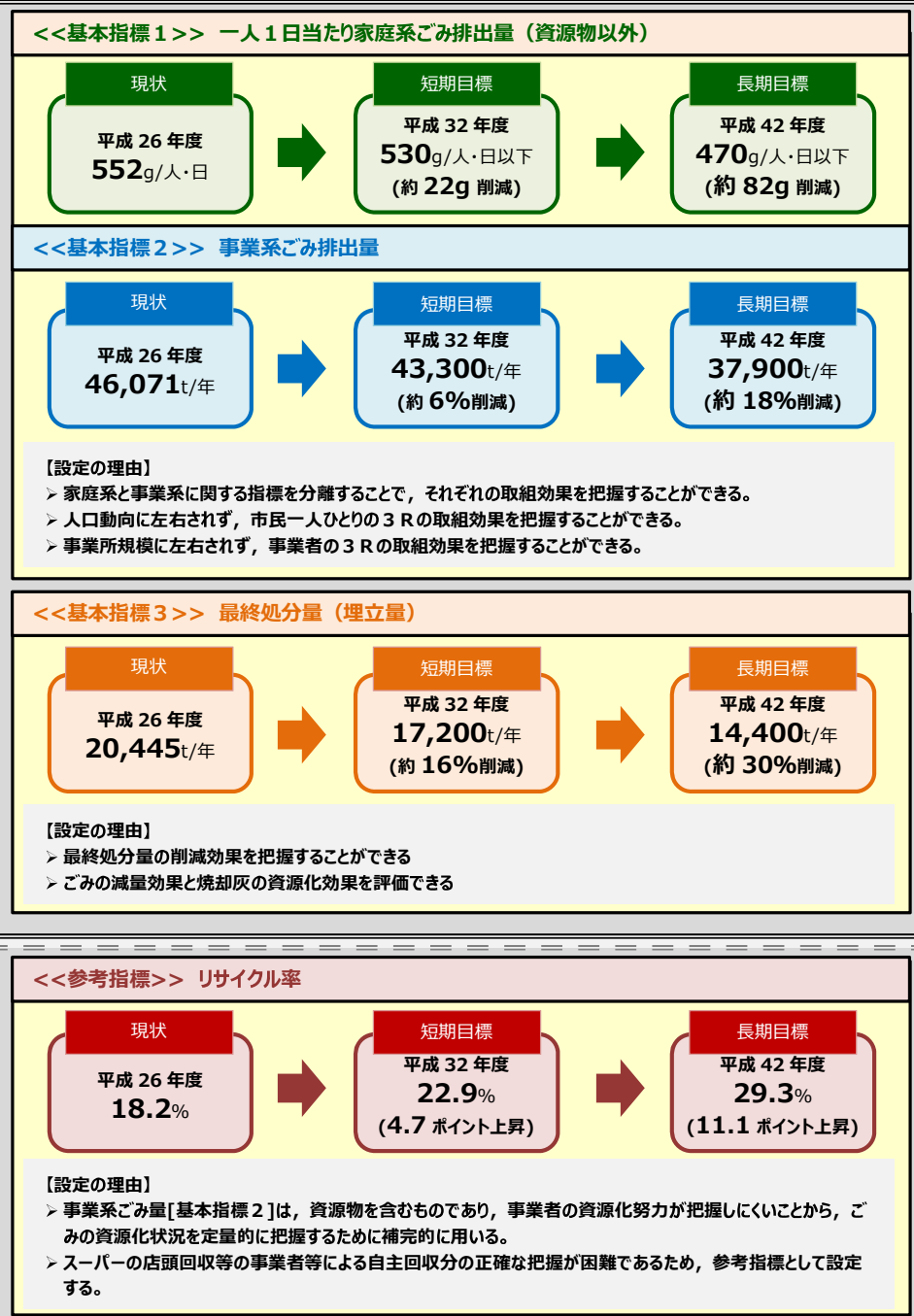
【基本施策 3-2】処理・処分施設の維持管理及び整備の推進

【基本施策 3-3】適正処理の推進

第3章 ごみ処理基本計画の目標値

施策の効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を設定し、計画の進捗管理を行っていく。

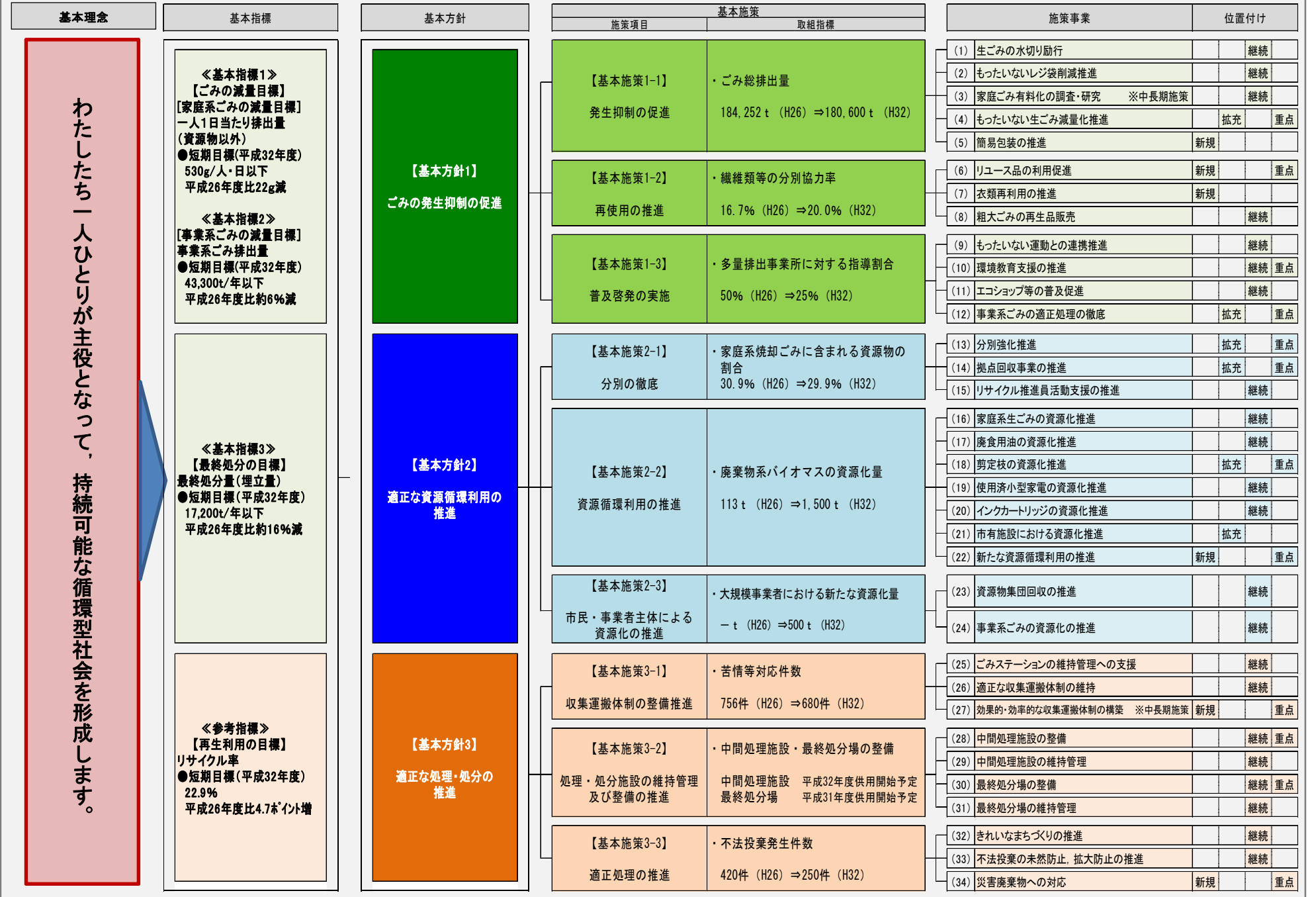
【長期目標】環境省「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、目標年度を15年先に設定



第4章 ごみ処理基本計画の施策体系

低炭素社会・自然共生社会に配慮し、持続可能な循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制をはじめとした減量化に取り組むとともに環境負荷の低減に配慮した施策を展開していく。

3つの基本方針の下に9つの基本施策、34の個別事業を設定し、計画の目標の達成に向けて取組みを進めていく。



第5章 収集運搬、中間処理、最終処分の体制

積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源物以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分する。

また、収集・処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的なごみ処理を行う。

1 収集運搬体制

- 5種13分別の継続
- 収集運搬許可業者による委託及び直接搬入の継続
- 事業者・収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発と指導を強化
- 社会環境の変化に対応した収集運搬のあり方の検討

2 中間処理体制

- 焼却施設：クリーンパーク茂原、南清掃センター、(仮称)新北清掃センター（H32 供用開始予定）で焼却処理
※クリーンパーク茂原と(仮称)新北清掃センターで熱回収（ごみ発電）を実施
- 資源化施設：クリーンパーク茂原リサイクルプラザで不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトルを資源化、エコプラセンター下荒針でプラスチック製容器包装、白色トレイを資源化
- 平成25年度に策定した「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、(仮称)新北清掃センターの整備を推進

3 最終処分体制

- 最終処分場：エコパーク板戸で最終処分
- エコパーク板戸に代わる(仮称)第2エコパークの整備を推進

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

I 生活排水処理の現状

1 前計画の基本目標の達成状況

- 生活排水処理率^{*1}については、目標を達成した。
- 合併処理浄化槽の整備率と農業集落排水処理施設の接続率については、目標を下回った。

2 生活排水処理施設の整備状況（平成26年度末現在）

- 公共下水道 整備率 94.3% (9,322ha/9,880ha)
- 農業集落排水処理施設 整備終了 (14地区)
- 合併処理浄化槽 整備率 74.4% (6,377基/8,575基)
- 地域下水処理施設 民間開発団地 (10施設)
- 生活排水処理人口普及率^{*2} 96.9%

3 生活排水処理施設の接続状況（平成26年度末現在）

- 公共下水道 接続率 93.3%
- 農業集落排水処理施設 接続率 83.0%
- 生活排水処理率 94.2%

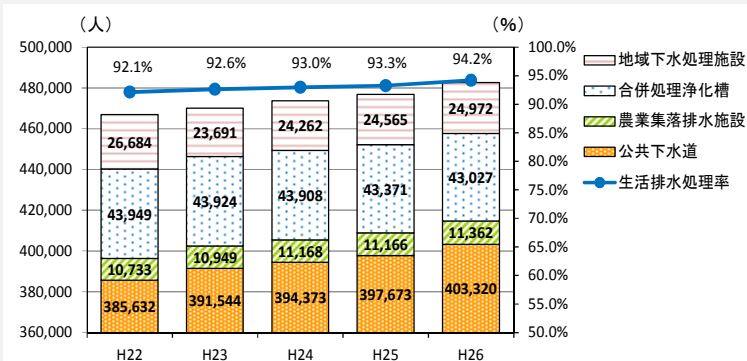


図 生活排水処理率の推移

4 し尿・浄化槽汚泥等処理量の推移（平成26年度末現在）

- 汲み取りし尿処理量 20.7kl/日
- 浄化槽汚泥等処理量 81.8kl/日
- ⇒し尿・浄化槽汚泥等処理量は、公共下水道等の普及により年々減少するとともに質も変化

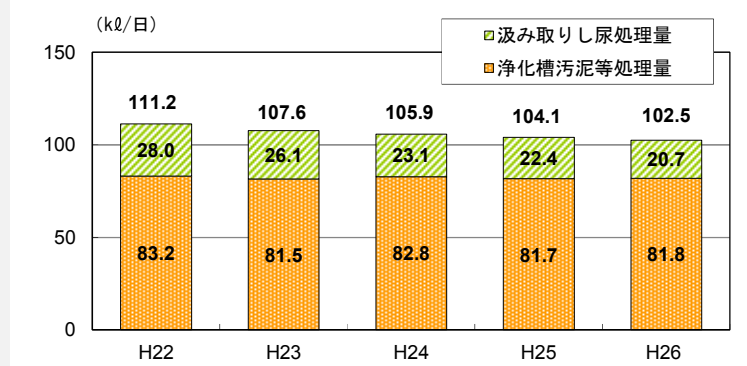


図 し尿・浄化槽汚泥等処理量の推移

5 し尿・浄化槽汚泥等処理・処分状況

- 中間処理**
東横田清掃工場で適正処理
(供用開始から30年以上経過)
- 最終処分**
エコパーク板戸で埋立処理
(計画期間：平成31年度まで)

6 公共用水域の水質状況

生活排水処理施設の整備や、工場等における法令に基づく排水基準の遵守により、水質汚濁の防止が図られているが、河川の生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準^{*3}が達成されていない調査地点もあることから、引き続き生活排水対策等が必要である。

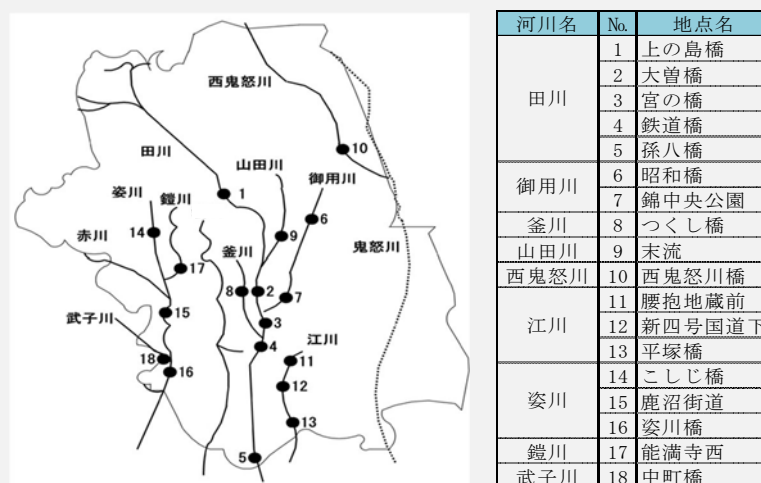


図 公共用水域水質の調査地点

7 市民意識調査結果(市民：対象2,500人・回答率45.1%)

- 生活排水処理施設は、水環境保全のために必要であるとの認識が高い。
- 自宅での生活排水の処理方法に対する認識が低い。
- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を行わない理由として、経済的な問題や今の生活で困らない人が多い。

※1 生活排水処理率
⇒公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

※2 生活排水処理人口普及率
⇒公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

※3 環境基準
⇒人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準

II 生活排水処理の課題

【整備・接続・維持管理】

- 他事業との連携などによる効率的な公共下水道の整備推進
- 合併処理浄化槽の整備を推進するための施策の拡充
- 生活排水処理施設への接続促進
- 生活排水処理施設の効率的な運営管理
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進

【運搬・処理・処分】

- し尿収集運搬体制の統一
- 東横田清掃工場の老朽化に対応した、効率的な施設整備の推進

第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針

【基本理念】

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

基本方針1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境の改善や公共用水域の水質改善に向け、施設の効率的な運営管理を検討するとともに、事業の経済性や地域特性を踏まえた整備手法を検討することにより、生活排水処理施設を計画的に整備完了することを目指します。

【基本施策 1-1】生活排水処理施設の整備推進

【基本施策 1-2】生活排水処理施設への接続促進

【基本施策 1-3】生活排水処理施設の適正管理

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥等の現状を踏まえ、循環型社会の形成に貢献するため、適正に収集運搬し、下水道施設において一体的に処理するため、効果的・効率的な処理方法について、継続的に検討します。

【基本施策 2-1】持続的に安定した収集運搬の実施

【基本施策 2-2】効果的・効率的な中間処理の継続

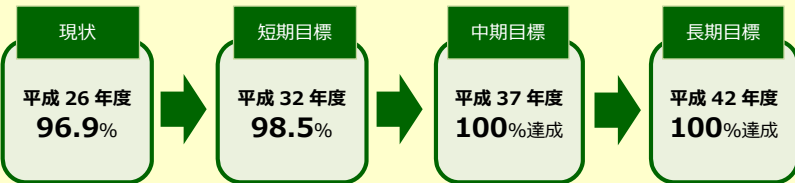
【基本施策 2-3】安定した最終処分の推進

第3章 生活排水処理基本計画の目標値

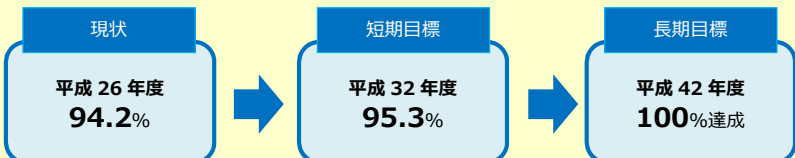
施策の効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を設定し、計画の進捗管理を行っていく。

【長期目標】環境省「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、目標年度を15年先に設定

<<基本指標1>> 生活排水処理人口普及率



<<基本指標2>> 生活排水処理率



- 【設定の理由】
- 生活排水処理施設の整備進捗について把握することができる
 - 生活排水処理施設への接続について把握することができる

<<参考指標1>> 河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準の達成率



- 【設定の理由】
- 生活排水処理施設への接続によって、公共用水域の水質保全が確保されているか把握するため、参考指標として設定する

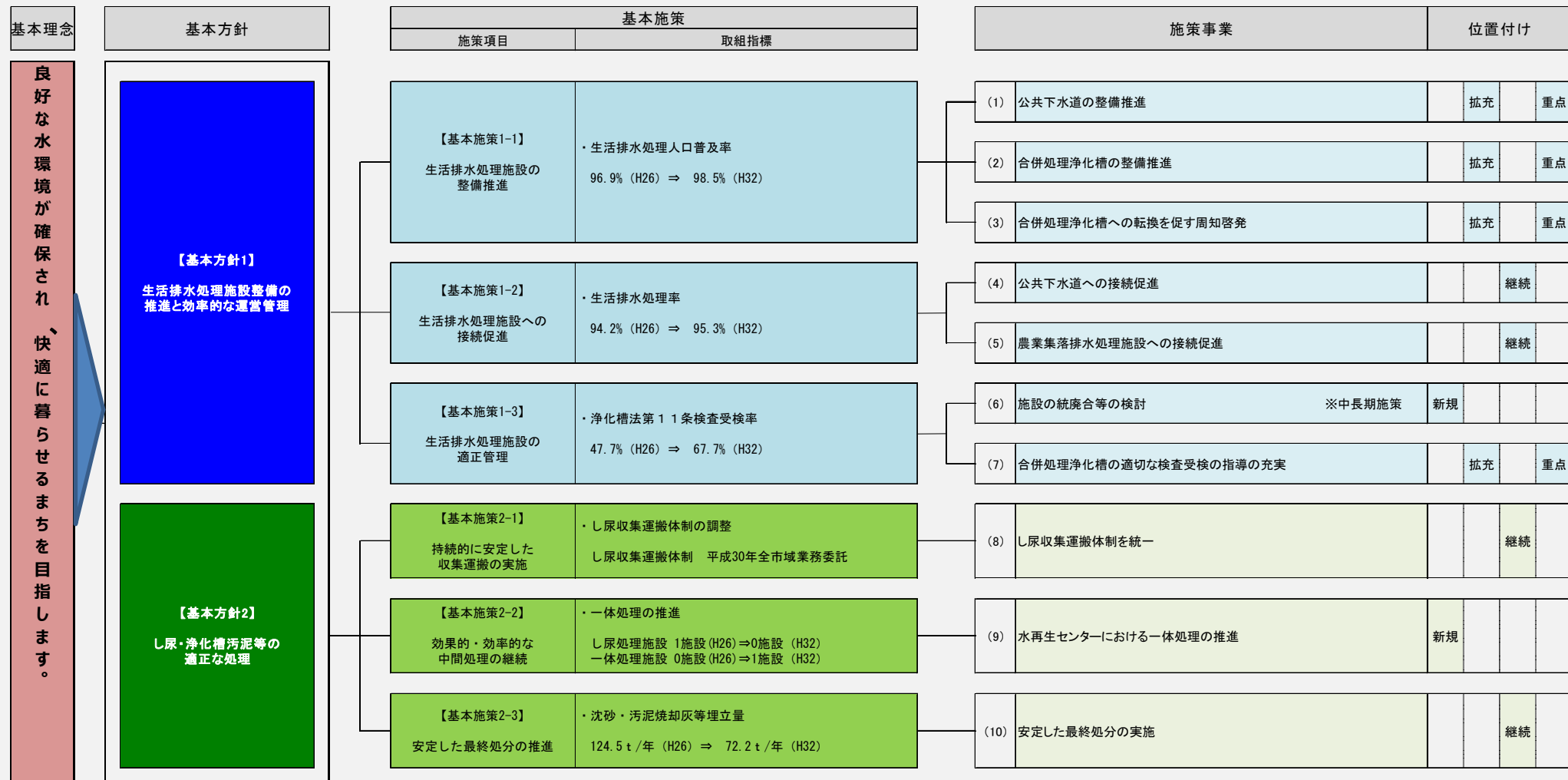
<<参考指標2>> 汲み取りし尿処理量



- 【設定の理由】
- 汲み取り世帯からの生活排水処理施設への接続や合併処理浄化槽の設置による、し尿の減少を把握するため、参考指標として設定する

第4章 生活排水処理基本計画の施策体系

今後、迎える人口減少・超高齢化社会においても、生活排水処理施設を効率的に管理し、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を促進するなど、生活排水の適正処理を推進するための施策を展開していく。



第5章 収集運搬、中間処理、最終処分の体制

本市から排出された、し尿・浄化槽汚泥等は、引き続き適正かつ安定的に処理する。

1 収集運搬体制

- 浄化槽汚泥については、引き続き許可業者により、収集運搬を実施する。
- し尿については、収集形態のあり方や公共下水道等の進捗による、し尿収集運搬量の減少を十分考慮し、効果的で効率的な収集運搬を実施する。

2 中間処理体制

- し尿・浄化槽汚泥等については、一体処理を開始するまでは、引き続き、東横田清掃工場において、現在の水処理や焼却処理などを継続して行う。
- 将来的に、水再生センターにおいて、下水処理過程から発生した汚泥と一体処理を推進する。

3 最終処分体制

- 東横田清掃工場から発生する汚泥等は、一体処理を開始するまでは、引き続き、焼却処理後、最終処分場において埋立処分する。
- 将来的に、一体処理したし尿・浄化槽汚泥等については、水再生センターにおいて適正に処理後、資源化することとし、除去した残渣については、焼却処理するなどし、最終処分場において埋立処分を行う。

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画

(案)

宇 都 宮 市

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画

～目次～

第1部 一般廃棄物処理基本計画の概要	- 1 -
第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要	- 2 -
1 策定の趣旨	- 2 -
2 計画の位置付け	- 3 -
3 計画の期間	- 3 -
4 本計画の特徴	- 4 -
第2章 地域概要	- 7 -
1 位置及び地勢	- 7 -
2 総人口	- 8 -
3 年齢別人口	- 9 -
4 産業構造	- 10 -
第2部 ごみ処理基本計画	- 11 -
第1章 ごみ処理の現状と課題	- 12 -
1 ごみ処理の現状について	- 12 -
2 前ごみ処理基本計画の実績と評価	- 25 -
3 ごみ処理の課題について	- 29 -
第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針	- 30 -
1 基本理念について	- 30 -
2 基本方針について	- 30 -
3 市民・事業者・行政の役割	- 31 -
第3章 ごみ処理基本計画の目標値	- 32 -
1 ごみ処理基本計画の目標値	- 32 -
第4章 ごみ処理基本計画の施策体系	- 36 -
1 基本的考え方	- 36 -
2 ごみ処理基本計画の施策体系	- 37 -
第5章 収集運搬, 中間処理, 最終処分の体制	- 52 -
1 収集運搬体制	- 52 -
2 中間処理体制	- 56 -
3 最終処分体制	- 59 -

第3部 生活排水処理基本計画	- 61 -
第1章 生活排水処理の現状と課題	- 62 -
1 生活排水処理の現状について.....	- 62 -
2 し尿・浄化槽汚泥等処理の現状について.....	- 66 -
3 前生活排水処理基本計画の実績と評価.....	- 68 -
4 生活排水処理の課題について.....	- 71 -
第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針	- 72 -
1 基本理念について.....	- 72 -
2 基本方針について.....	- 72 -
3 生活排水処理整備区域について.....	- 73 -
第3章 生活排水処理基本計画の目標値	- 74 -
1 生活排水処理基本計画の目標値.....	- 74 -
第4章 生活排水処理基本計画の施策体系	- 76 -
1 基本的考え方.....	- 76 -
2 生活排水処理基本計画の施策体系.....	- 77 -
第5章 収集運搬, 中間処理, 最終処分の体制	- 84 -
1 し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し.....	- 84 -
2 収集運搬体制.....	- 85 -
3 中間処理体制.....	- 85 -
4 最終処分体制.....	- 85 -
第4部 一般廃棄物処理基本計画の推進対体制	- 87 -
1 推進体制.....	- 88 -
2 計画の進行管理.....	- 88 -
3 市民への情報提供.....	- 89 -

第1部 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第2章 地域概要

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1 策定の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項で策定が規定されている一般廃棄物処理における市のマスタープランであり、概ね5年ごとに改定することとされています。

本市においては、平成23年9月に策定した「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R施策の実施等によるごみの減量化・資源化、ごみと生活排水の適正処理を進めているところです。

こうした中、ごみ排出量の推移、施策の効果、発生抑制・再使用の取組強化を進める国の方針、社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しや、新たな中間処理施設、最終処分場の整備や既存施設の長寿命化など、安全で安定した処理を継続しながら、効果的・効率的なごみ処理体制の構築を図る必要があります。

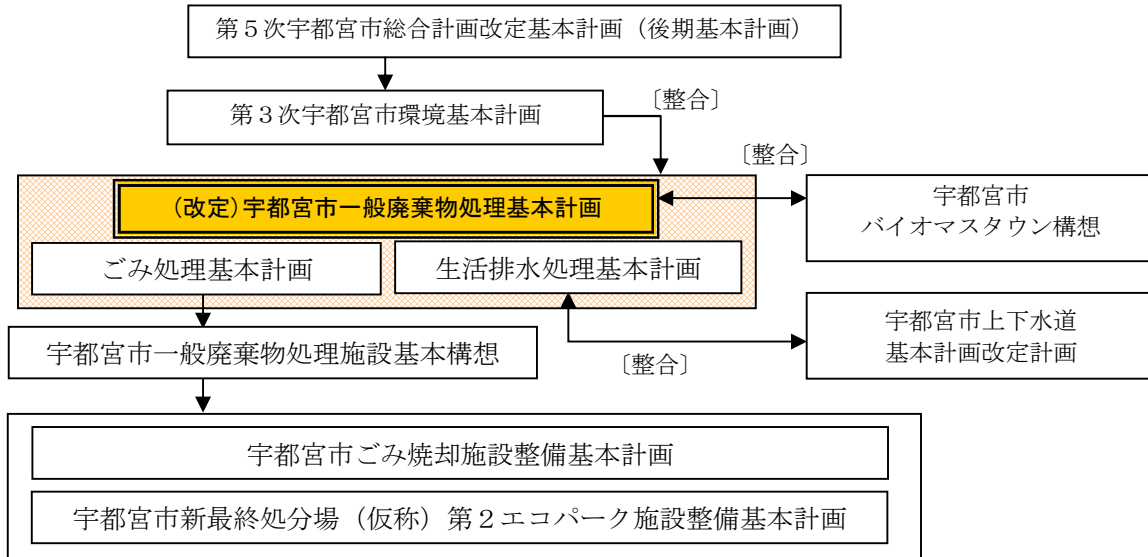
また、生活排水処理についても、社会資本や経済性、行財政に対する視点が大きく変化する中、未整備地域に一刻も早く生活排水処理施設の整備を推進するという国の方針や社会情勢等を踏まえ、今後10年程度での生活排水処理施設の整備完了を目指すとともに、中長期において効率的な改築・更新や既存施設の統廃合などの運営管理手法の選定が必要となっています。

このため、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進し、循環型社会の実現を図るため、長期的な視点に基づき現行計画の改定を行うものです。

2 計画の位置付け

本市における一般廃棄物処理基本計画は、第 5 次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）や環境行政上の総合計画である第 3 次宇都宮市環境基本計画を上位計画として、これらの計画及びその他関連計画とも整合を図るとともに、本計画を基に毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画により、ごみ減量・資源化、ごみと生活排水の適正処理を進めていくものです。

図 1 計画の位置付け



3 計画の期間

計画期間は、ごみ処理基本計画策定指針（平成 25 年 6 月環境省通知）に基づき、本市の一般廃棄物行政の長期的な方向性を定めるため、平成 28 年度から平成 42 年度までの 15 年とし、ごみ排出量の推移、施策の効果、社会情勢等を踏まえ、5 年ごとに改定を行います。

【目標年次】

- ・ 短期目標：平成 32 年度（5 年後）
- ・ 中期目標：平成 37 年度（10 年後）
- ・ 長期目標：平成 42 年度（15 年後）

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	
計画期間(前計画)																					
						計画期間(本計画)															
初年度(前計画)						計画改定期間		初年度(今回計画)								中期目標年度				長期目標年度	

4 本計画の特徴

(1) ごみ処理基本計画

ア ごみの種類に着目した効果的な取組の強化

本市の焼却ごみの組成は、生ごみが最も高い割合を占めており、紙類、布類、草木類については増加傾向にあることから、これらの減量に直結する効果的な取組の重点化を図りました。

【主な取組】

- ・ 紙類やプラスチック製容器包装などの分別精度の向上のための周知啓発の強化や拠点回収事業の拡充
- ・ 生ごみの半分以上を占める「もったいない生ごみ※」などの食品ロスの減量化推進
※「もったいない生ごみ」：賞味・消費期限切れなどにより未開封で廃棄された食品
- ・ 事業者等との連携などによる衣類等のリユース品の利用促進
- ・ バイオマス（生ごみ、剪定枝等）などの利活用に向けた新たな仕組みの構築

イ 事業系ごみに対する取組の更なる強化

本市の事業系ごみの減量化については、類似都市と比較し、積極的に取り組んでおり、高い実績をあげつつあることから、更なる減量を促進するための取組の重点化を図りました。

【主な取組】

- ・ 清掃工場へのごみの搬入時における展開調査・指導の拡充
- ・ 減量等計画書の提出事業者の拡大や不適正排出事業者への訪問指導の拡充
- ・ 商店街等における共同排出の仕組みづくりに向けた支援

ウ 災害や社会環境の変化に対応するためのごみ処理体制の強化

近年頻発する地震や豪雨などの災害や、今後迎える人口減少・超高齢化など、社会環境の変化に対しては、適正かつ迅速に対応する必要があることから、市民の安全・安心な暮らしを支えるため、これらの課題に対応した取組を新たに計上しました。

【主な取組】

- ・ 災害種別に応じた災害廃棄物の仮置場候補地の確保や収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築
- ・ 今後の社会環境の変化に対応した効果的・効率的な収集運搬のあり方の検討

(2) 生活排水処理基本計画

ア 生活排水の適正な処理及び生活排水処理施設の適正な維持管理の取組の強化

今後10年程度での生活排水処理施設の整備完了を目指した取組の重点化を図りました。また、合併処理浄化槽については、整備完了後、維持管理を徹底するための取組の重点化を図りました。

【主な取組】

- ・ 地域特性等を踏まえた計画的な公共下水道の整備推進
- ・ 支援制度の見直しによる合併処理浄化槽の整備推進
- ・ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底（浄化槽法第11条検査[※]など）

※浄化槽法第11条検査：浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

イ し尿・浄化槽汚泥等を効率的に処理する取組の推進

人口減少社会の進行など、社会環境の変化やし尿・浄化槽汚泥等の量と質の変化、施設の老朽化に対応するため、水再生センターでの一体処理の推進について新たに計上しました。

【主な取組】

- ・ 水再生センターにおけるし尿・浄化槽汚泥等の一体処理の推進

ウ 施設の老朽化や社会環境の変化に対応するための生活排水処理施設の運営管理の推進

施設の老朽化や、今後迎える人口減少・超高齢化など、社会環境の変化に対して、長期的な視点に立ち、公共下水道処理区域に隣接する農業集落排水処理施設や、地域下水処理施設の統廃合等の取組の重点化を図りました。

【主な取組】

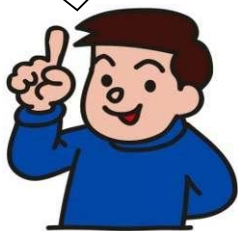
- ・ 生活排水処理施設の統廃合の検討

(3) 施策の取組効果を的確に把握するための指標設定

基本施策の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標に加えて、取組指標を設定しました。

コラム1 「3R」って何だろう？

3Rだね！
リデュース(発生抑制)
リユース(再使用)
リサイクル(再生利用)



「3R」とは、ごみを減らし、限りある資源を大切にし、環境にやさしい社会をつくっていくために重要な取組のことで。

私たちの普段の生活の中では、まず、ごみを出さない取組Reduce（リデュース：発生抑制）を行うとともに、物を大切に扱い、繰り返し利用できるものはReuse（リユース：再使用）します。それでも出てしまったごみについては、できる限り資源として利用するRecycle（リサイクル：再生利用）していくという3つの取組を行うことで、いつでも豊かな環境の中で快適に生活していくことが可能となるのです。

コラム2 「もったいない」の気持ちは大切です。



みなさんは、「もったいない」という言葉が、注目されていますが、ご存知でしょうか。

「もったいない」とは、「その物本来の価値が活かされず、無駄になるのが惜しい」という意味です。だからこそ、物を大切に扱いたいという積極的な思いも織り込まれています。

みなさんの中には、ごみの減量化や資源化、3Rなどの言葉を聞くと、なんだか難しいと感じるかもしれません。

でも、「物を大切にする」「ごみとして捨てるのはもったいない」という誰でももっている「もったいない」という気持ちを持って行動することが、一番重要なことなのです。

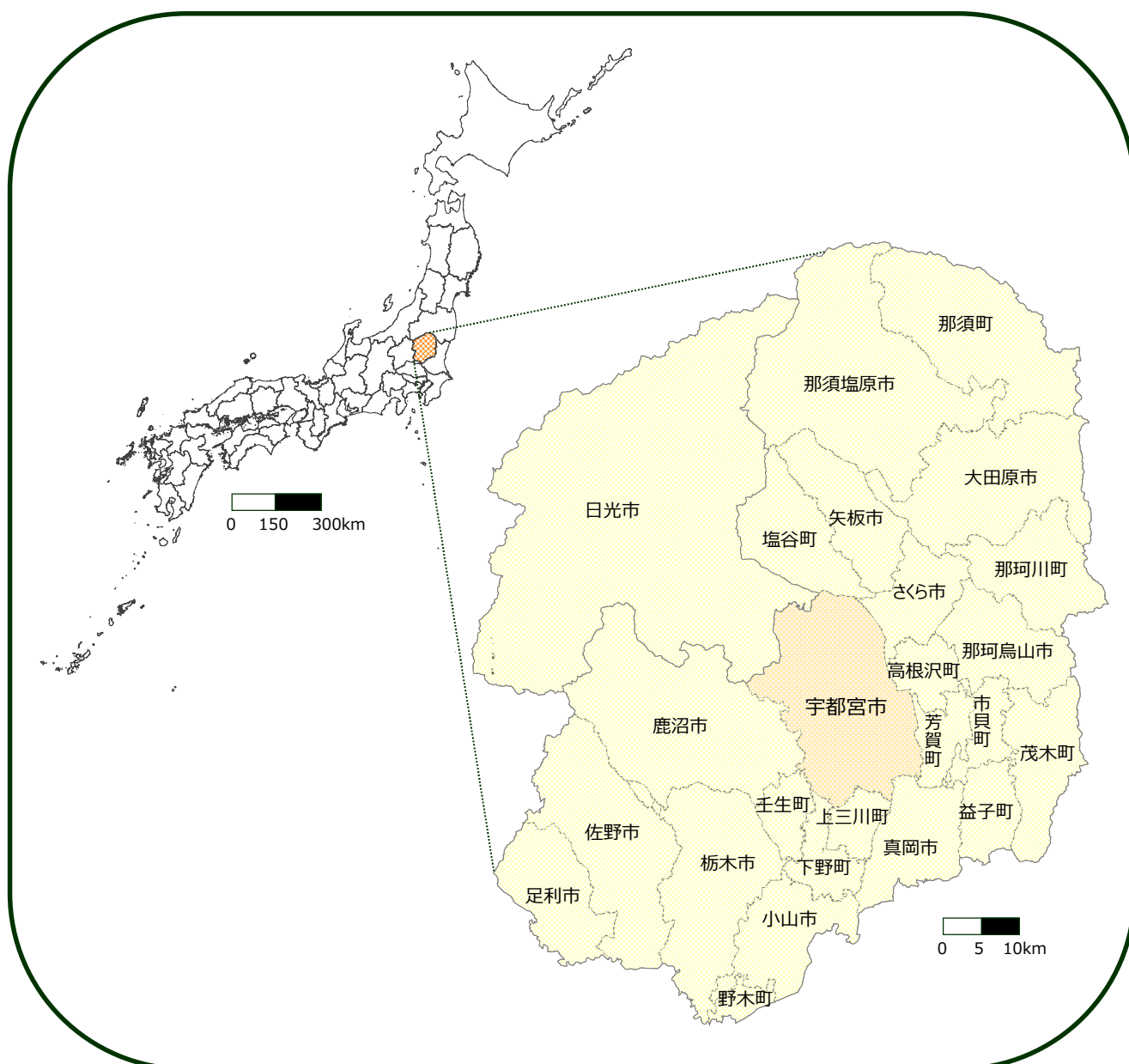
たとえば、食事を残さない、家電製品など身の回りの物を大切に使うなど、私たちの暮らしの中で身近なことがとても重要なことなのです。

第2章 地域概要

1 位置及び地勢

- ・本市は、関東平野のほぼ北端、栃木県のほぼ中央にあり、100キロメートル圏には首都東京の他、水戸、前橋、さいたま、千葉といった各県都があります。
- ・市域は、東西約24km、南北約30km、総面積は416.84km²であり、北は日光市、塩谷町、さくら市、東は高根沢町、芳賀町、南は真岡市、下野市、上三川町、壬生町、西は鹿沼市と接しています。

図2 宇都宮市の位置



2 総人口

- ・人口は年々増加し、過去6年間で8,351人(+1.6%)の増加となっており、世帯数も同様に増加しており、過去6年間で13,269世帯(+6.3%)の増加となっています。
- ・1世帯当たりの人口は年々減少し、平成27年10月1日現在で2.32人/世帯となっています。

図3 総人口・世帯数・世帯人員の推移

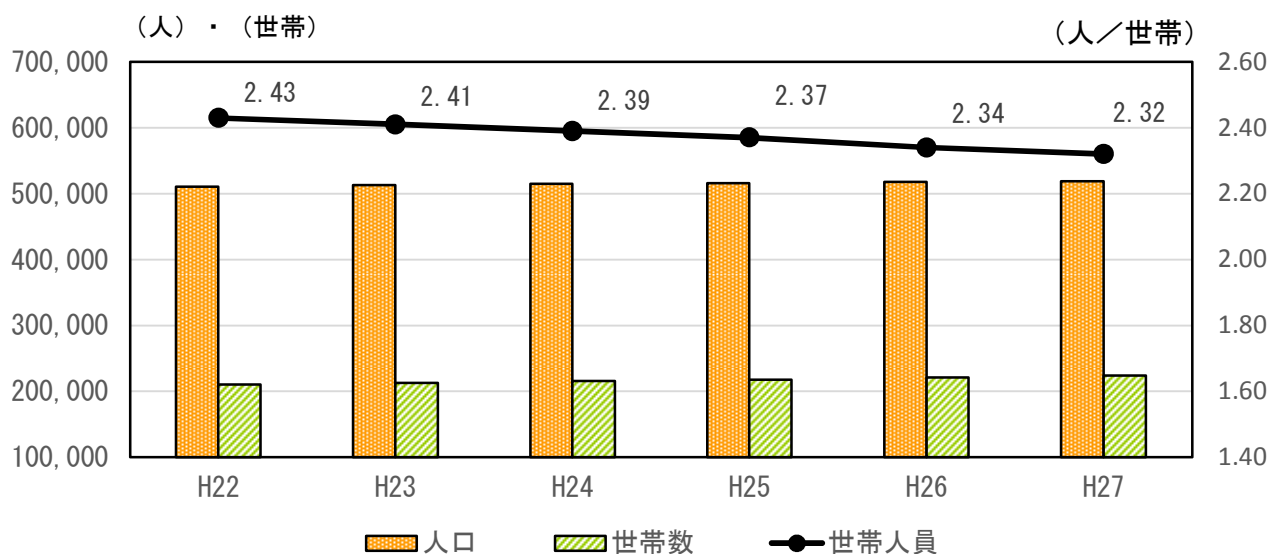


表1 総人口・世帯数・世帯人員の推移

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口	(人)	510,416	513,019	514,798	516,057	517,696	518,767
世帯数	(世帯)	210,482	212,858	215,616	217,912	221,101	223,751
世帯人員	(人/世帯)	2.43	2.41	2.39	2.37	2.34	2.32

注) 各年度ともに、10月1日現在

3 年齢別人口

・平成27年9月末現在の5歳階級別の年齢別人口は、男女ともに35～44歳代の団塊ジュニア世代及び65～69歳代の団塊世代が多くなっています。

図4 年齢別人口（平成27年9月末現在）

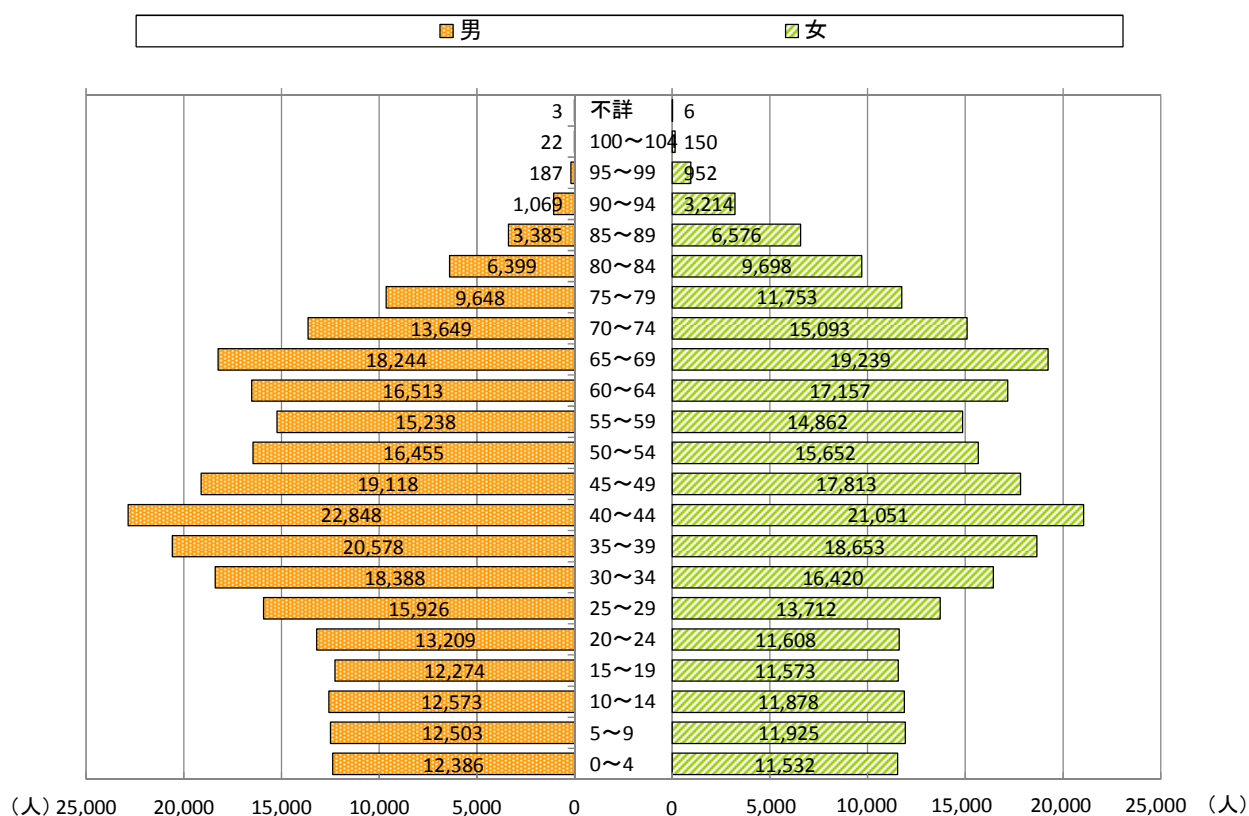


表2 年齢別人口（平成27年9月末現在）

年齢区分	総数	男	女	割合(%)
0～14歳	72,797人	37,462人	35,335人	13.97
15～64歳	329,048人	170,547人	158,501人	63.14
65歳～	119,278人	52,603人	66,675人	22.89
不詳	9人	3人	6人	0.00
総計	521,132人	260,615人	260,517人	100.00

4 産業構造

・平成24年の民営事業所数は、22,131件、従業者数は236,927人で、そのうち事業所数84.0%及び従業者数の78.1%は、第三次産業が占めています。

表3 産業大分類別民営事業所の事業所数及び従業者数

産業分類	事業所数 (件)		従業者数 (人)	
A 農業, 林業	64	0.3%	681	0.3%
B 漁業	8	0.0%	46	0.0%
上記に分類されないもの	3	0.0%	57	0.0%
一次産業集計 (農林漁業)	75	0.3%	784	0.3%
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	17	0.1%	104	0.0%
D 建設業	2,160	9.8%	17,102	7.2%
E 製造業	1,286	5.8%	33,971	14.3%
二次産業集計	3,463	15.6%	51,177	21.6%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	20	0.1%	1,162	0.5%
G 情報通信業	274	1.2%	5,176	2.2%
H 運輸業, 郵便業	413	1.9%	10,792	4.6%
I 卸売業, 小売業	5,977	27.0%	52,637	22.2%
J 金融業, 保険業	493	2.2%	8,253	3.5%
K 不動産業, 物品賃貸業	1,530	6.9%	5,749	2.4%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,040	4.7%	8,338	3.5%
M 宿泊業, 飲食サービス業	2,898	13.1%	23,472	9.9%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	2,136	9.7%	11,577	4.9%
O 教育, 学習支援業	777	3.5%	7,401	3.1%
P 医療, 福祉	1,447	6.5%	21,588	9.1%
Q 複合サービス事業	97	0.4%	1,009	0.4%
R サービス業(他に分類されないもの)	1,491	6.7%	27,812	11.7%
三次産業集計	18,593	84.0%	184,966	78.1%
合計	22,131	100.0%	236,927	100.0%

資料) 総務省「平成24年経済センサス-活動調査」(公務は含まない)

第2部 ごみ処理基本計画

- 第1章 ごみ処理の現状と課題**
- 第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針**
- 第3章 ごみ処理基本計画の目標値**
- 第4章 ごみ処理基本計画の施策体系**
- 第5章 収集運搬, 中間処理, 最終処分の体制**

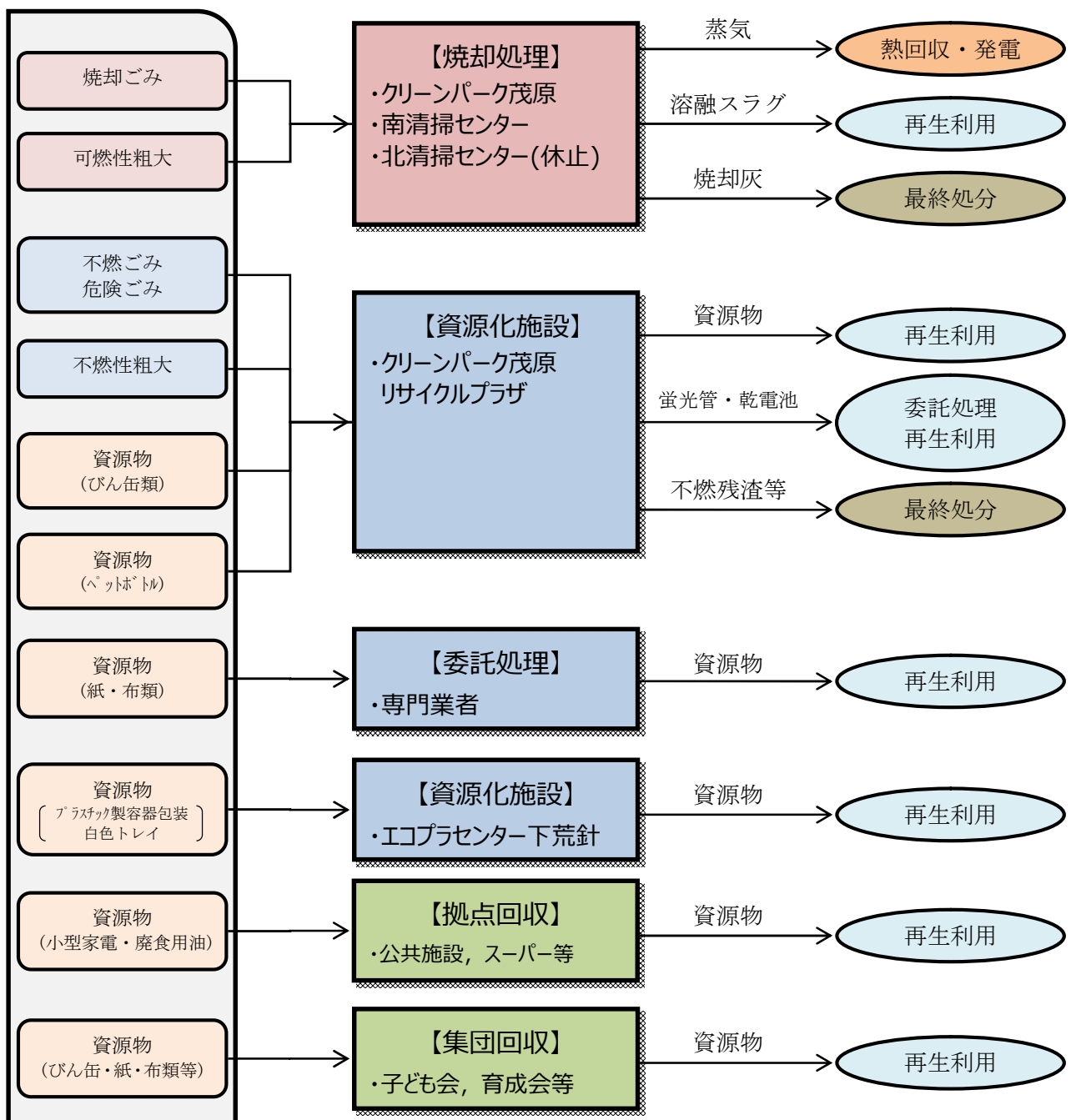
第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状について

(1) ごみの排出フロー

・宇都宮市内で家庭や事業所から排出されたごみや資源は、下記に示すごみ排出フローに基づき、収集・運搬・中間処理及び最終処分しています。

図5 ごみ・資源物の処理フロー



(2) 分別区分

- ・宇都宮市の分別収集区分は、資源物、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみの5種13分別です。
- ・廃食用油、使用済み小型家電製品、インクカートリッジは、公共施設やスーパー等の各店舗において拠点回収を実施しています。

表4 分別区分と収集方法

分別区分		出し方等	収集頻度	収集方法	分別種類
資源物 (9分別)	新聞	ひもで十字に縛る	週1回	ステーション方式	5種13分別
	ダンボール				
	雑誌, その他の紙	ひもで十字に縛る			
	紙パック				
	布類	透明・半透明の袋			
	びん・缶類				
	ペットボトル				
	白色トレイ				
	プラスチック製容器包装				
焼却ごみ	透明・半透明の袋	週2回			
不燃ごみ		週1回			
危険ごみ		週1回			
粗大ごみ	各戸単位	随時	戸別方式(有料)		
廃食用油	ペットボトル等のキャップのある容器に入れる	随時	拠点回収		
使用済み小型家電製品	投入口に入るもの(幅50cm×高さ15cm×奥行30cm未満のもの)	随時	拠点回収 ピックアップ回収 イベント回収		
インクカートリッジ	インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参画している企業の純正インクカートリッジ	随時	拠点回収		
動物死体	各戸単位	随時	戸別方式・自己搬入(有料)		

(3) ごみ排出量の推移

ア ごみ総排出量の推移

- ・資源物以外のごみのうち、約97%が焼却ごみです。
- ・資源物以外のごみ排出量は、平成23年度から平成25年度にかけて一時増加しましたが、その後は減少し、平成26年度の一人1日当たりごみ排出量は平成22年度とほぼ同程度となっています。
- ・ごみの全体量は約18.4万tで、資源物以外のごみが約14.9万t、資源物が約3.5万tです。

図6 ごみ総排出量の推移（家庭系+事業系）

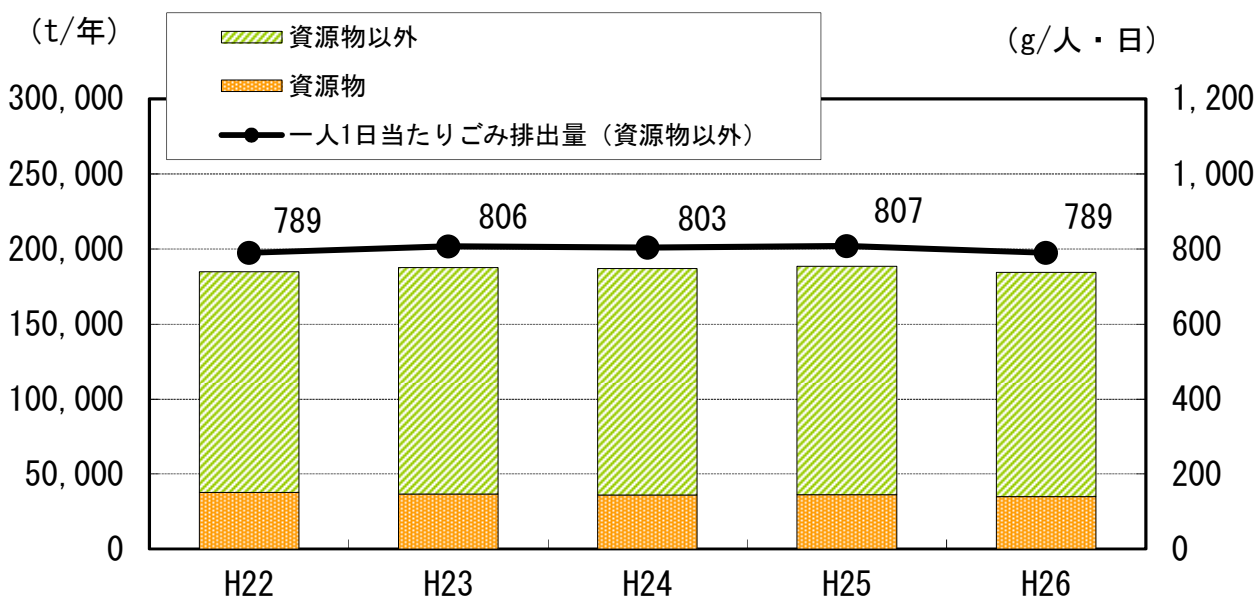


表5 ごみ総排出量の推移（家庭系+事業系）

		H22	H23	H24	H25	H26
収集人口	人	510,416	513,019	514,798	516,057	517,696
資源物以外	t/年	147,049.60	150,982.91	150,964.87	152,068.58	149,174.35
	g/人・日	789.31	806.31	803.43	807.33	789.45
	(H22=100%)	100.0%	102.2%	101.8%	102.3%	100.0%
資源物	t/年	37,705.12	36,671.34	35,968.43	36,299.77	35,077.76
総排出量	t/年	184,754.72	187,654.25	186,933.30	188,368.35	184,252.11

※旧石橋町区域・上三川町含まず。

イ 家庭系及び事業系ごみ排出量の推移

【家庭系ごみ】

- ・家庭系ごみ排出量は、ごみ総排出量の約75%となっています。
- ・家庭系ごみの推移を見ると、平成22年度以降は横ばい傾向にあり、資源物以外の一人1日当たりごみ排出量は、平成26年度は平成22年度に比して、約0.6%減少しています。

【事業系ごみ】

- ・事業系ごみの推移を見ると、平成22年度以降は若干増加傾向にあり、資源物以外の一人1日当たりごみ排出量は、平成26年度は平成22年度に比して、約1.4%増加しています。

図7 家庭系及び事業系ごみ排出量の推移（家庭系+事業系）

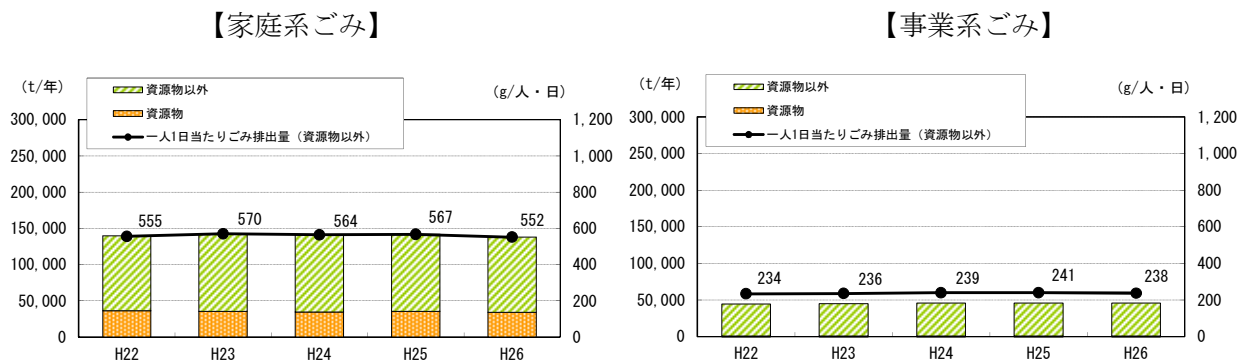


表6 ごみ排出量の推移

【家庭系ごみ排出量】

		H22	H23	H24	H25	H26
収集人口	人	510,416	513,019	514,798	516,057	517,696
資源物以外	t/年	103,403.71	106,800.38	105,979.44	106,726.67	104,267.69
	g/人・日	555.03	570.36	564.02	566.61	551.80
資源物	t/年	36,339.81	35,469.77	34,804.15	35,166.95	33,913.41
総排出量	t/年	139,803.52	142,270.15	140,756.05	141,893.62	138,181.10

【事業系ごみ排出量】

		H22	H23	H24	H25	H26
収集人口	人	510,416	513,019	514,798	516,057	517,696
資源物以外	t/年	43,645.89	44,182.53	44,985.43	45,341.91	44,906.66
	g/人・日	234.28	235.95	239.41	240.72	237.65
資源物	t/年	1,305.31	1,201.57	1,191.82	1,132.82	1,164.35
総排出量	t/年	44,951.20	45,384.10	46,177.25	46,474.73	46,071.01

ウ 焼却ごみ量の推移

- ・焼却ごみの約70%が家庭から排出されています。
- ・一人1日当たりの焼却ごみ量は、平成22年度から平成25年度にかけて微増で推移しましたが、近年は減少傾向で推移しています。

図8 家庭系と事業系の焼却ごみ量の推移

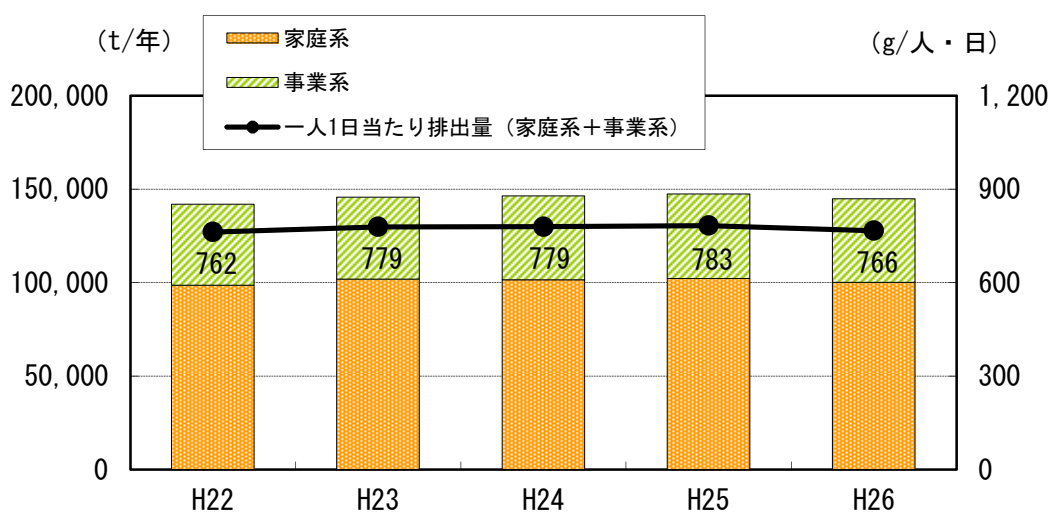


表7 家庭系と事業系の焼却ごみ量の推移

		H22	H23	H24	H25	H26
家庭系	t/年	98,618.13	101,876.46	101,661.49	102,361.91	100,212.51
	g/人・日	529.35	544.06	541.04	543.44	530.34
事業系	t/年	43,420.53	43,937.50	44,755.49	45,079.16	44,603.76
	g/人・日	233.07	234.64	238.19	239.32	236.05
合計	t/年	142,038.66	145,813.96	146,416.98	147,441.07	144,816.27
	g/人・日	762.42	778.70	779.23	782.76	766.39

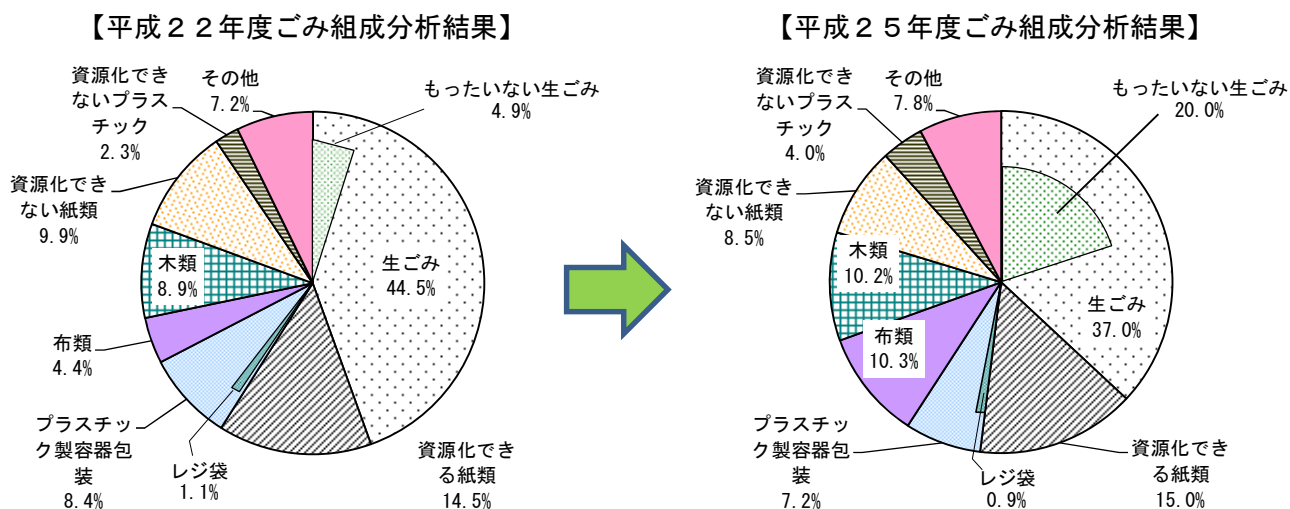
(4) ごみ組成（焼却ごみ）の現状

ア 家庭から排出される焼却ごみの組成

・平成25年度のごみの組成分析調査の結果によると、家庭から排出される焼却ごみの内訳は、多い順に、生ごみが約37%、資源化できる紙が約15%、布類が10%となっています。

・平成22年度と平成25年度のごみ組成調査の結果を比較すると、開封されずに捨てられたいわゆるもったいない生ごみ（4.9%⇒20.0%）や布類（4.4%⇒10.3%）の割合が高くなっています。

図9 家庭系焼却ごみの組成

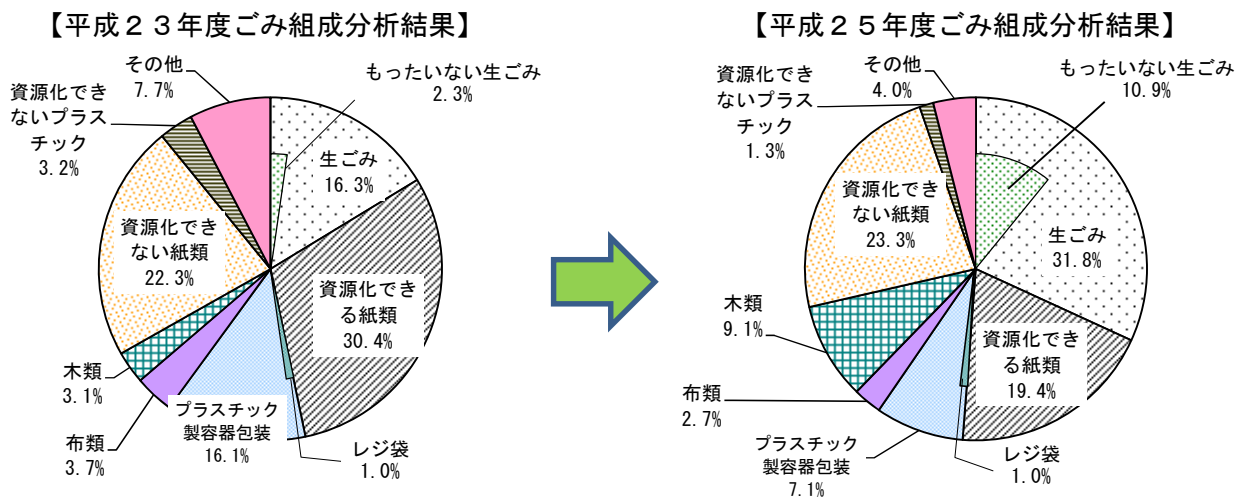


イ 事業者から排出される焼却ごみの組成

・平成25年度のごみの組成分析調査の結果によると、事業者から排出される焼却ごみの内訳は、多い順に、生ごみが約32%、資源化できない紙類が約23%、資源化できる紙類が19%となっています。

・平成23年度と平成25年度のごみ組成調査を比較すると、生ごみ（16.3%⇒31.8%）や木類（3.1%⇒9.1%）の割合が高くなっています。

図10 事業系焼却ごみの組成



(5) リサイクル率の推移

・リサイクル率については、平成22年度からのプラスチック製容器包装の分別収集や、スラッグの資源化等により19.4%まで増加した後、横ばい傾向で推移しています。

図1-1 資源化量とリサイクル率の推移

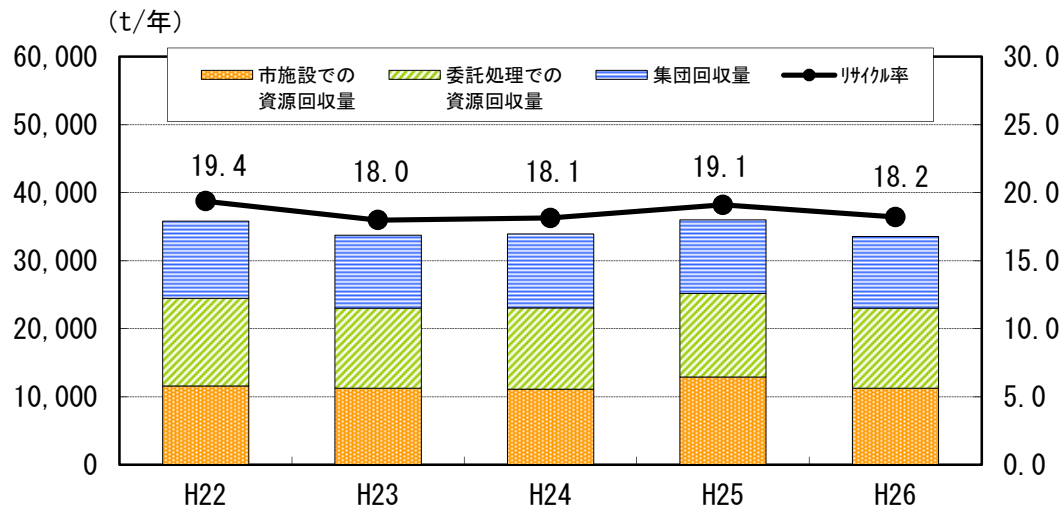


表8 リサイクル率の推移

		H22	H23	H24	H25	H26	
ごみ排出量	(t)	184,754.72	187,654.25	186,933.30	188,368.35	184,252.11	
資源化量	市施設での資源回収量	(t)	11,591.79	11,241.81	11,110.94	12,886.08	11,230.40
	委託処理での資源回収量	(t)	12,871.93	11,765.52	11,967.54	12,297.47	11,775.37
	集団回収量	(t)	11,341.82	10,743.47	10,840.32	10,807.90	10,555.52
	合計	(t)	35,805.54	33,750.80	33,918.80	35,991.45	33,561.29
リサイクル率	(%)	19.4	18.0	18.1	19.1	18.2	

※市施設での資源回収量：クリーンパーク茂原リサイクルプラザとエコプラセンター下荒針で資源物として回収した量（破碎金属・プレス金属・カレット・ペットボトル・エコスラグ・溶融メタル・焼け鉄・蛍光管・乾電池・プラスチック製容器包装・白色トレイの総量。プラスチック製容器包装と白色トレイは平成22年度から）

※委託処理での資源回収量：紙布類・紙パック

※集団回収量：自治会等が行う資源物集団回収で回収された量

※リサイクル率：資源化量÷ごみ排出量×100

(6) 最終処分量の推移

- ・最終処分量については、資源物以外のごみの減量化とスラグの資源化により、近年は横ばい傾向で推移しています。
- ・最終処分率（＝最終処分量÷排出量）は、約11%前後で推移しています。

図12 最終処分量の推移

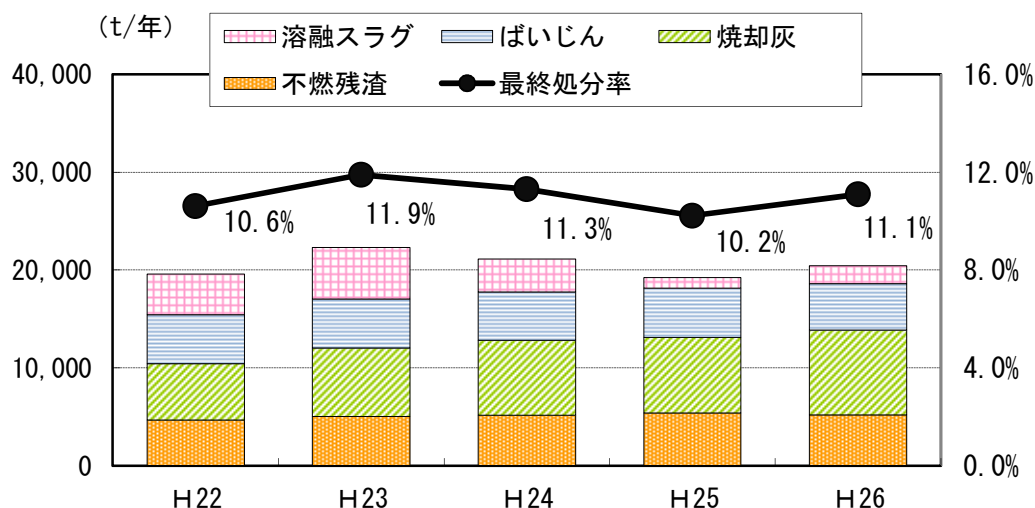


表9 最終処分量の推移

		H22	H23	H24	H25	H26	
排出量	(t)	184,754.72	187,654.25	186,933.30	188,368.35	184,252.11	
最終処分量	不燃残渣	(t)	4,655.31	5,008.93	5,153.59	5,381.40	5,189.82
	焼却灰	(t)	5,802.56	7,039.04	7,686.10	7,730.47	8,680.82
	ばいじん	(t)	4,980.29	4,990.43	4,936.76	5,040.21	4,748.31
	溶融スラグ	(t)	4,169.46	5,279.56	3,357.17	1,099.13	1,826.51
	計	(t)	19,607.62	22,317.96	21,133.62	19,251.21	20,445.46
	(H22=100%)	(%)	100.0	113.8	107.8	98.2	104.3
最終処分率	(%)		10.6	11.9	11.3	10.2	11.1

※平成22年度は、震災の影響を除外して補正

(7) 施設整備状況

ア 中間処理施設

・本市におけるごみ焼却施設は、現在2施設が稼働していますが、南清掃センターは竣工から約28年が経過しており、老朽化が進んでいます。

・平成23年度に休止した北清掃センターの跡地において、新施設の整備を進めています。

表10 ごみ処理施設（焼却）の状況

施設名称	南清掃センター	クリーンパーク茂原
竣工	昭和62年12月 (約28年経過)	平成13年3月 (約15年経過)
焼却設備(処理能力)	140t/24h×2炉	130t/24h×3炉
灰溶融設備(処理能力)	なし	電気溶融式(40t/24h×1炉)
破砕設備(処理能力)	80m ³ /h×1基 (可燃性粗大ごみ用)	33m ³ /h×1基 (可燃性粗大ごみ用)
余熱利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ■南清掃センター ・暖房, 給湯(施設, 浴場) ■老人福祉施設(ことぶき会館) ・給湯(施設, 浴場) 	<ul style="list-style-type: none"> ■クリーンパーク茂原 ・暖房, 給湯(施設) ■保健施設(茂原健康交流センター) ・高温水供給(施設, 浴場)
ごみ発電	なし	定格出力7,500kW
有害ガス除去装置	<ul style="list-style-type: none"> ■活性炭噴霧装置 ■消石灰噴霧装置 	<ul style="list-style-type: none"> ■活性炭噴霧装置 ■消石灰噴霧装置 ■触媒脱硝装置
排水処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ピット汚水: 炉内噴霧 ■その他: 処理後ガス冷却水として再利用 	<ul style="list-style-type: none"> ■ピット汚水: 炉内噴霧 ■その他: 処理後下水道放流
ダイオキシン対策	平成10・11年度に対策済	新設時に対策済

表11 ごみ処理施設（焼却）の処理実績（広域含む）

		H22	H23	H24	H25	H26
北清掃センター	(t)	14,408.31	15,777.95	休止		
南清掃センター	(t)	40,113.40	44,054.60	55,480.67	56,896.47	54,801.78
クリーンパーク茂原	(t)	100,477.75	99,221.47	104,094.78	103,385.76	102,721.86
計	(t)	154,999.46	159,054.02	159,575.45	160,282.23	157,523.64
(H22=100)	(%)	100.0	102.6	103.0	103.4	101.6

※広域（上三川町・旧石橋町区域）分は、クリーンパーク茂原で処理

図13 ごみ処理施設（焼却）の処理実績

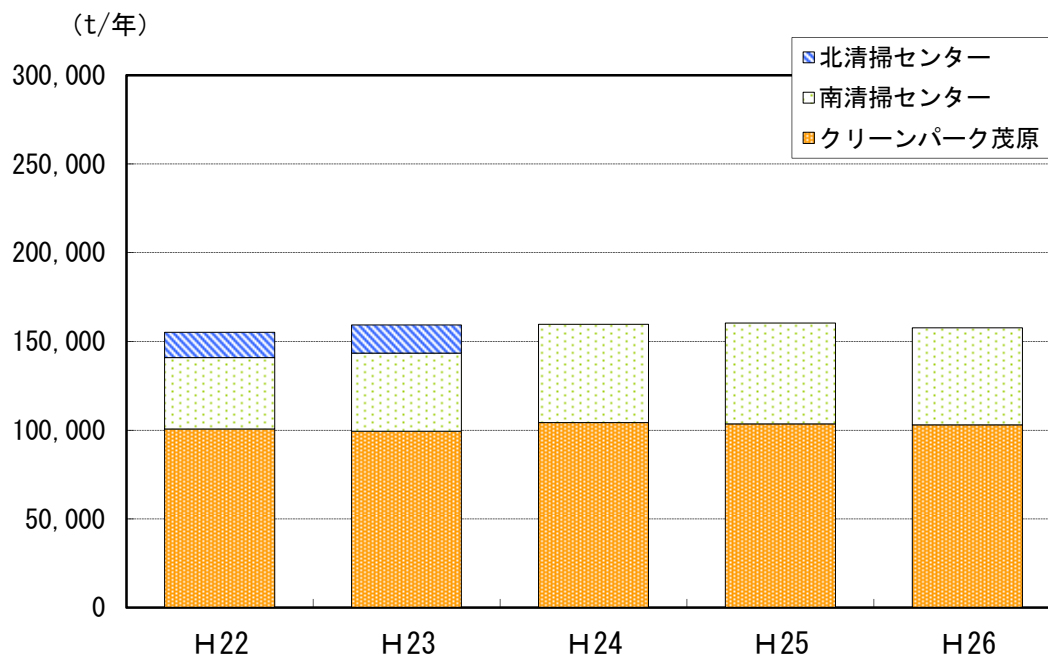


表12 資源化施設の状況

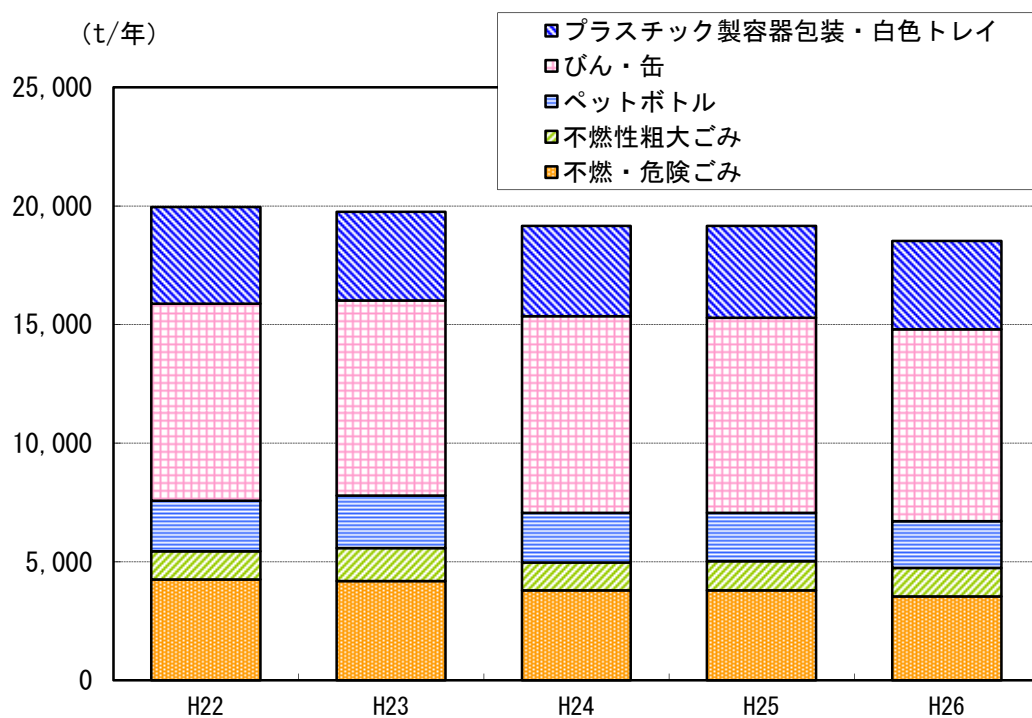
項目	クリーンパーク茂原リサイクルプラザ	エコプラセンター下荒針
竣工	平成13年3月	平成22年3月
処理能力	135t/日(5h)	36t/日(6h)
処理ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・びん・缶類ライン ⇒46t/5h×2系列 ・ペットボトルライン ⇒8t/5h×1系列 ・不燃ごみライン ⇒35t/5h×1系列 (不燃ごみ 25t/5h, 粗大ごみ 10t/5h)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装ライン ⇒34.6t/6h×1系列 ・白色トレイライン ⇒1.4t/6h×1系列
選別回収品目	粉砕金属(鉄, アルミ), プレス金属(鉄, アルミ), カレット(無色, 茶色, その他), ペットボトル, 蛍光灯・乾電池	プラスチック製容器包装(ペットボトルを除く。), 白色トレイ
選別方式	機械選別+手選別	機械選別+手選別
併設施設	環境学習センター(環境未来館)	研修室

表13 資源化施設の処理実績

			H22	H23	H24	H25	H26
クリーンパーク茂原 リサイクルプラザ	不燃・危険ごみ	(t)	4,248.85	4,184.14	3,802.42	3,820.76	3,567.83
	不燃性粗大ごみ	(t)	1,194.36	1,398.08	1,168.58	1,226.50	1,195.63
	ペットボトル	(t)	2,130.76	2,208.71	2,086.97	2,039.30	1,981.09
	びん・缶	(t)	8,310.60	8,225.17	8,301.50	8,199.87	8,052.95
	合計	(t)	15,884.57	16,016.10	15,359.47	15,286.43	14,797.50
エコプラセンター 下荒針	プラスチック製容器包装・ 白色トレイ	(t)	4,069.77	3,734.71	3,795.98	3,866.73	3,722.35

※広域（リサイクルプラザは上三川町・旧石橋町区域，エコプラセンター下荒針は上三川町）含む。
 ※平成22年度は，震災の影響を除外して補正

図14 資源化施設の処理実績



イ 最終処分場

エコパーク板戸の計画期間は、平成31年度までです。

表14 最終処分場の状況

施設名称	エコパーク板戸
竣工	平成16年10月
埋立面積	約3.3ha
埋立容積	約355,000m ³
計画期間	平成16年度～平成31年度
埋立方式	準好気性サンドイッチ方式
浸出水処理能力	150 m ³ /日

図15 宇都宮市ごみ処理施設配置図



ウ ごみ処理費用

・ごみ処理費用は、市全体で「約53億円」、ごみ1t当たり「約33,700円」、一人当たり「約10,500円」となっており、減少傾向を示しています。

図16 ごみ処理費用の推移

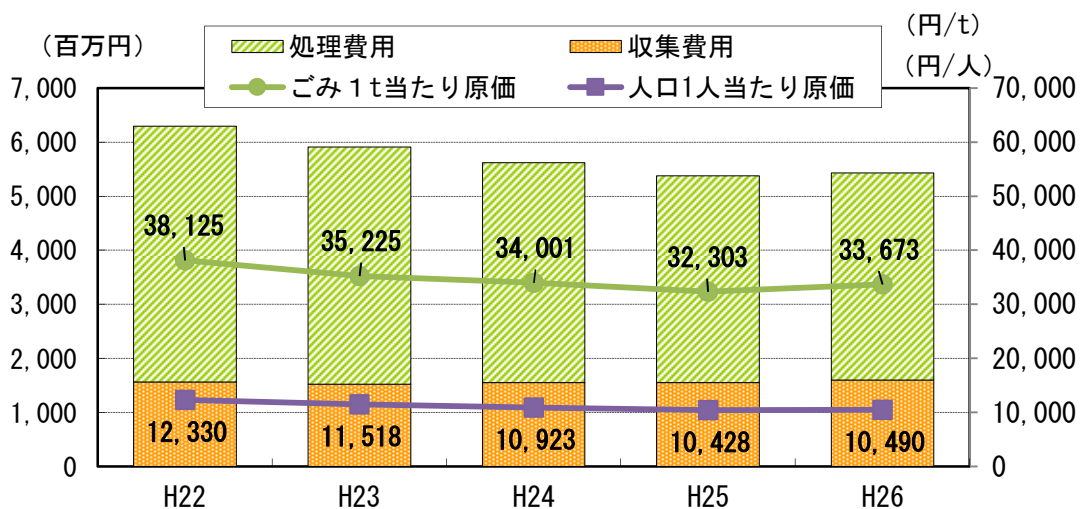


表15 ごみ処理費用の推移

			H22	H23	H24	H25	H26
ごみ処理原価	収集費用	(千円)	1,565,102	1,520,721	1,553,531	1,549,702	1,600,021
	処分費用	(千円)	4,728,084	4,388,304	4,069,379	3,831,678	3,830,893
	合計	(千円)	6,293,186	5,909,025	5,622,910	5,381,380	5,430,914
ごみ1t当たり原価	(円/t)		38,125	35,225	34,001	32,303	33,673
人口1人当たり原価	(円/人)		12,330	11,518	10,923	10,428	10,491

2 前ごみ処理基本計画の実績と評価

(1) ごみ排出量

ア ごみ排出量の実績と目標値

前ごみ処理基本計画における、基本目標である「資源物以外のごみ排出量」の実績及び目標値の推移は以下のとおりです。

「資源物以外のごみ排出量」は、前計画年度の初年度である平成23年度に、それまでの減少傾向から増加に転じており、平成25年度まで微増で推移した後、平成26年度に再び減少しています。目標値比では、平成26年度実績で、約6.9%（9,612t/年）増加しており、目標を達成できていない状況です。

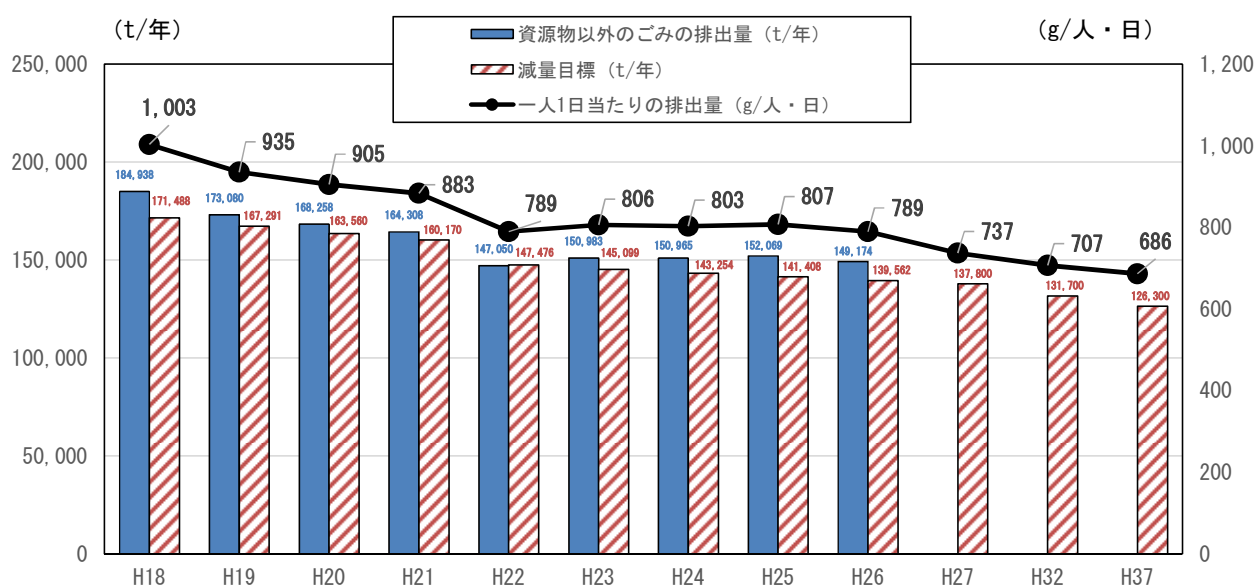
また、原単位である「市民一人1日当たりの排出量」についても、平成23年度に増加に転じた後、平成25年度にかけてほぼ横ばい（806～807g/人・日）で推移し、平成26年度に再び減少したものの、目標値比では、平成26年度実績で約5.6%増加しており、目標を達成できていない状況にあります。

図17 資源物以外のごみ排出量の実績及び目標値

		実績値			目標値（前計画）			
		H12年度 ※1	H22年度 ※1	H26年度 （実績）	H26年度 （目標）	H27年度 （短期目標）	H32年度 （中期目標）	H37年度 （長期目標）
人口	人	486,649	510,416	517,696	511,684	512,193	510,425	504,478
排出量 （資源物以外※2）	t	180,517	147,050	149,174	139,562	137,800	131,700	126,300
家庭系	t	107,754	103,404	104,268	98,294	97,065	91,896	87,420
事業系	t	72,763	43,646	44,907	41,268	40,652	39,804	38,880
一人1日当たり 排出量	g/人・日	1,016	789	789	747	737	707	686

※1:平成12年度：目標値の基準年度，平成22年度：現計画の策定年度

※2:資源物以外（焼却ごみ・不燃ごみ・危険ごみ・粗大ごみ）



イ ごみ排出量の変動要因

ごみ排出量の実績値が、計画値に対して上回った主な要因を分析した結果は、以下のとおりです。

表16 ごみ排出量の変動要因の分析結果

要因		内容
〔発生抑制〕 もったいない生ごみの増加		・焼却ごみにおいて、生ごみの割合が最も多く、その中でも賞味・消費期限の切れた「もったいない生ごみ」が50%以上に増加している状況であることから、排出量増加の大きな要因の一つであると推測できる。
〔資源化〕 資源物の 焼却ごみ等への混入	家庭系	・資源化可能な紙類の割合が高いまま、ほとんど横ばいで推移しており、市民による分別精度の向上が十分でない状況にある。 ・資源化可能な布類の割合が高くなっており、市民による分別精度の向上が十分でない状況にある。
	事業系	・資源化可能な紙類やプラスチック製容器包装の割合が減少しており、事業者における一定の分別精度の向上が見られるものの、依然として割合が高く、分別精度の更なる向上の余地がある。
〔その他〕 経済活動の活発化		・平成20年頃の経済の冷え込みから、経済活動や雇用が回復基調に変化したことから、市民・事業者ともにごみの排出量が増加したことが想定される。 ・経済の活動状況とごみ排出量の相関関係を示すものとして、平成12年度以降の事業系ごみ排出量の推移と各種活動量指標との相関関係は、消費者物価指数や商業販売額等の複数の指標において、相関が強いと言われる0.7以上の値を示しており、事業系ごみの排出量と経済活動との関連性が認められる結果となっている。

表17 焼却ごみの組成調査結果 (単位：%)

	家庭系			事業系		
	H19	H22	H25	H20	H23	H25
厨芥類	44.57	44.50	36.95	24.29	16.34	31.83
資源化可能紙類	14.73	14.48	15.00	22.29	30.40	19.40
資源化不可紙類	8.82	9.89	8.54	22.32	22.33	23.27
木類	6.95	8.89	10.24	6.24	3.07	9.13
資源化可能布類	3.73	3.71	8.47	2.24	2.88	2.69
資源化不可布類	1.09	0.65	1.82	0.40	0.80	0.00
プラスチック製容器包装	10.85	8.39	7.79	15.36	13.31	8.37
その他	9.26	9.49	11.19	6.86	10.87	5.31
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

表18 事業系ごみと各種活動量指標の相関分析結果

指標	項目	相関係数 (全国)	相関係数 (栃木県)	相関係数 (宇都宮市)
経済指標	GDP (名目)	0.81	0.77	0.64
	消費者物価指数	0.63	0.64	0.73
商業	商業販売額 (卸売業+小売業)	0.87	0.85	0.76

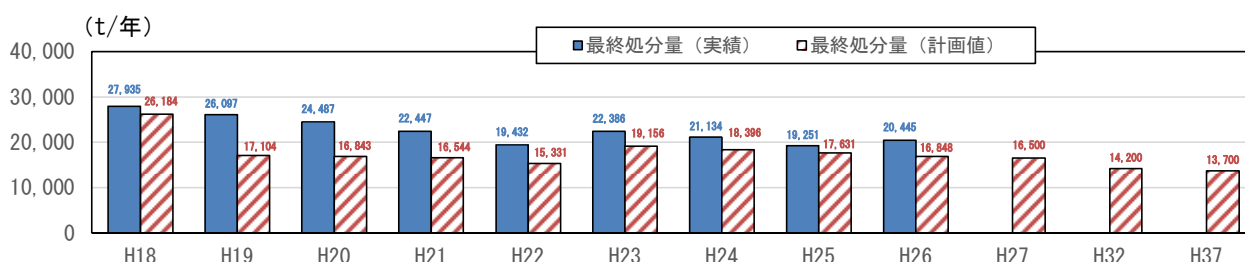
(2) 最終処分量

ア 最終処分量の実績と目標値

前ごみ処理基本計画の基本目標である最終処分量は、目標値を達成できていない状況にあります。平成26年度実績についても、処分量が前年度比で約5%増加し、目標値比では約21.5%上回っています。

表19 最終処分量の実績及び目標値

		実績値			目標値（前計画）			
		H12年度 (基準年)	H22年度	H26年度 (実績)	H26年度 (目標)	H27年度 (短期目標)	H32年度 (中期目標)	H37年度 (長期目標)
最終処分量	t/年	25,387	19,432	20,445	16,848	16,500 (約35%減)	14,200 (約44%減)	13,700 (約46%減)



イ 最終処分量の変動要因

最終処分量の実績値が、計画値に対して上回った主な要因を分析した結果は、以下のとおりです。

表20 ごみ排出量の変動要因の分析結果

要因	内容
〔発生抑制〕 ごみの総排出量の増加	・ごみの総排出量が計画値以上に増加したことに伴い、最終処分量も増加した。
〔最終処分〕 焼却灰による埋立	・放射性物質汚染対処特措法により、築堤材としてばいじんを使用できなくなったことから、築堤に使用する焼却灰の量が増加し、焼却灰の熔融量も減少したため、最終処分量も増加した。
〔資源化〕 熔融スラグの利用量	・熔融スラグの有効利用量が需要見込みを下回った。

表21 最終処分量 [t/年]

	H26年度(実績値)	H26年度(目標値)
焼却灰	9,268	5,165
ばいじん	5,112	5,171
その他(不燃残渣等)	6,121	6,321
熔融スラグ	2,084	2,538
総量(覆土除く)	22,585	19,195
計画値との差	3,390	

※広域及び東横田清掃工場汚泥焼却灰・エコパーク板戸脱水汚泥含む

表22 ごみ搬入量及び熔融スラグ生産量等 [t/年]

	H26年度(実績値)	H26年度(目標値)
ごみ搬入量	157,523	152,251
熔融スラグ	生産量	6,385
	有効利用量	3,847

※広域及び東横田清掃工場汚泥焼却灰・エコパーク板戸脱水汚泥含む

(3) 市民・事業者による意識調査結果について

平成27年7月に実施した市民・事業者の意識調査の集計結果より、市民・事業者のごみに関する意識の主な傾向を分析した結果は以下のとおりです。

【市民アンケート】(対象者：満20歳以上の市民 2,500人 回答者1,125件 (回収率45.1%))

調査内容	傾向	回答結果【抜粋】
3R行動の取組状況	・分別に対する協力度は非常に高い	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を徹底している(89.3%) ・生ごみの水切りを実施(86.5%) ・必要なもの以外は買わない(85.1%)
資源物の分別協力度		<ul style="list-style-type: none"> ・びん・缶類(95.6%) ・ダンボール(93.7%) ・ペットボトル(93.1%)
ごみの関心事項	<ul style="list-style-type: none"> ・分別や排出方法に対する関心は高い ・2R(リデュース, リユース)に対する関心は低い 	<p>【関心度が高い事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別(76.0%) ・ごみの出し方(48.3%) <p>【関心度が低い事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットやリサイクルショップ(7.8%) ・剪定枝の資源化(5.5%)
ごみに関する情報収集手段	・市の発行冊子や自治会回覧からの情報収集が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙(67.6%) ・ごみの分別冊子(60.7%) ・自治会回覧(57.7%)
施策・事業の認知度	・一部の事業において認知度が低い	<p>【認知度が低い事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員制度(33.4%) ・エコショップ認定制度など(18.9%)
3R推進のために取組むべきと思われる事項	・分別徹底の普及啓発の充実が必要との意見が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別徹底のための普及啓発の充実(63.1%) ・不用品の再生利用の推進(39.2%) ・生ごみの分別収集(25.7%)

【事業者アンケート】(市内の小・中規模事業所 500事業所 回答者195件 (回収率39.0%))

調査内容	傾向	回答結果【抜粋】
事業ごみの排出状況	・1割前後の事業者がごみステーションへの排出を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションに排出 [生ごみ:9.7%] [OA・コピー用紙:8.2%] [ペットボトル:12.3%]
ごみの減量やリサイクルの取組における問題点	・労力面や経済面からの問題を挙げる事業者が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・分別に対する労力(30.77%) ・処理に要するコスト(18.97%) ・機密書類が多く減量が難しい(13.85%)
ごみやリサイクルに関する情報収集方法	・収集運搬業者などから情報収集している事業者が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬業者やリサイクル業者から(46.67%) ・市広報紙(41.03%) ・市ホームページ(27.18%)
ごみ減量化推進のために必要と思うこと	・ごみに関する更なる情報の充実や新たな取組のニーズが高い	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別の減量方法を示したマニュアルの配布(40.51%) ・ごみ減量を行った事業者の処理料金が安価になる仕組みづくり(31.28%) ・リサイクル拠点(集積所)の整備(21.54%)

3 ごみ処理の課題について

前計画の実績・取組状況やアンケート結果及び社会情勢などから、計画改定に当たり配慮すべき課題は以下のとおりです。

(1) 3Rの取組

ア 発生抑制

【家庭系】	<ul style="list-style-type: none"> ●「リデュース（発生抑制）」の取組強化 <ul style="list-style-type: none"> ・より実効性のある事業手法の構築 ●「リユース（再使用）」の取組強化 <ul style="list-style-type: none"> ・リユースに対する市民の意識の向上に向けた取組強化
【事業系】	<ul style="list-style-type: none"> ●事業系ごみの適正処理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの排出実態を踏まえた適正処理のための指導体制等の構築 ●事業系ごみの発生抑制の取組強化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や関係団体と連携した実効性のある事業手法の構築 ・発生抑制に対する事業者の意識の向上に向けた取組強化
【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分別協力度・分別精度の向上（発生抑制） <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の分別協力度と分別精度の更なる向上に向けた効果的な啓発方法の強化 ・情報の行き届きにくい市民・事業者に伝わりやすくするための各種情報の周知方法の構築

イ 資源化

【家庭系】	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性や費用対効果などを踏まえた最適な資源化施策の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・市民負担や収集効率等に配慮した剪定枝や紙製容器包装の資源化手法及び新たな資源化施策についての構築
【事業系】	<ul style="list-style-type: none"> ●民間主導による資源化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・資源化に対する事業者の動機や意識を高める取組強化
【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分別協力度・分別精度の向上（資源化） <ul style="list-style-type: none"> ・資源化可能な紙類、布類などの分別を促進するための事業手法の構築

(2) ごみ処理

【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢を踏まえた、ごみ収集方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の社会情勢（人口減少や超高齢化）を踏まえながら、新たな施策等に対応した収集方法のあり方の検討 ●安定したごみ処理・処分体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理量及び最終処分量の低減を図りながら、中間処理施設及び最終処分場の計画的な整備の推進
------	--

第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針

1 基本理念について

宇都宮市では、美しいふるさとやかけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくため、低炭素社会・自然共生社会に配慮した、循環型社会の形成に向けて取り組んでいます。

このような中、今後迎える人口減少・超高齢化社会においては、より効率的で持続可能な社会システムを構築していくことが望まれます。そのためにも、これまで以上に市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、協力し合い、「もったいない」のこころを大切にしながら、より一層の循環型社会の形成を目指す必要があります。

このため、次期ごみ処理基本計画においても、低炭素社会・自然共生社会に配慮しながら、持続可能な循環型社会の形成を目的として、次のように基本理念を掲げます。

【基本理念】

わたしたち一人ひとりが主役となって、持続可能な循環型社会を形成します。

2 基本方針について

基本理念の実現を目指して、改定計画では、以下に示す3つの基本方針を設定します。

基本方針 1 ごみの発生抑制の促進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、生産・販売・購買・消費・廃棄といった一連の経済活動の各段階で、ごみの発生抑制の取組を促進し、処理・処分すべきごみを可能な限り減らしていきます。

基本方針 2 適正な資源循環利用の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、円滑な資源回収が行える仕組みをつくり、環境負荷にも配慮しつつ、ごみの減量、資源としての利用を推進していきます。

基本方針 3 適正な処理・処分の推進

循環型社会の形成を踏まえ、中間処理・最終処分の各段階で、資源化を含めた適正な処理・処分が行える体制を確保します。処理・処分体制については、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷の低減やコストに配慮し、新たな施策と併せて適正な整備を行っていきます。

3 市民・事業者・行政の役割

基本理念を実現するために、各主体の役割を次のように定めます。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、購買・消費・廃棄といった生活様式の中で、ごみの減量化・資源化を図るために、3R行動（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）に取り組みます。

- ・資源物として収集・再生可能な紙類やプラスチック製容器包装など、分別の徹底に努めます。
- ・未開封の「もったいない生ごみ」の減量や生ごみの水切り、堆肥化などに努めます。
- ・マイバックや再生加工された商品の積極的な利用に努めます。
- ・フリーマーケットやリユース店等を利用し、商品の再使用に努めます。
- ・資源ごみのリサイクルを推進するために、排出ルール of 徹底に努めます。

(2) 事業者の役割

事業者は、自己処理責任の原則のもと、ごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない事業活動を計画的に推進します。また、拡大生産者責任を踏まえて、生産・流通・販売等の段階で、環境に負荷の少ない、ごみにならない製品づくりに取り組みます。

- ・製造工程におけるごみの排出の抑制に努めます。
- ・長く使える商品供給に努めます。
- ・簡易包装の徹底や詰め替え用商品、リターナブル容器などの使用拡大などに努めます。
- ・資源の循環利用に努めるとともに、廃棄が必要なごみは適正に処理します。

(3) 行政の役割

行政は、一般廃棄物処理責任者として、各主体と相互に連携・協力を図りながら、ごみの減量化・資源化に関する総合的かつ計画的な施策や適正処理を推進し、循環型社会の形成に取り組みます。

- ・本市におけるごみの排出量や種類など、実情に応じた3R施策を展開します。
- ・市民・事業者に対して、ごみや再生利用に関する情報をあらゆる機会を通じて、わかりやすく周知し、意識啓発を図ります。
- ・3R施策やごみの適正処理を推進するに当たり、市民や事業者とより一層の連携を図りながら、循環型社会の形成に取り組みます。

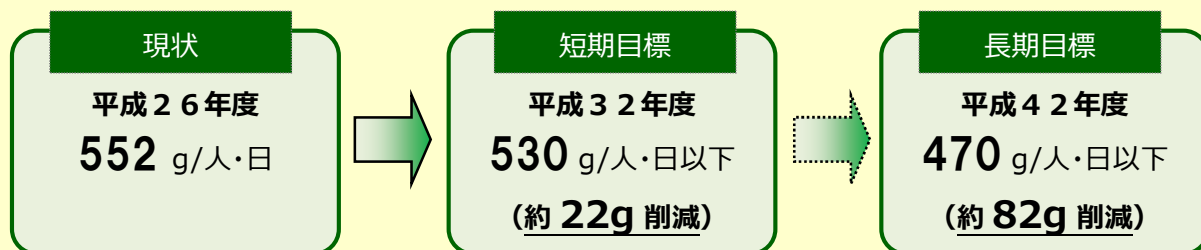
第3章 ごみ処理基本計画の目標値

施策の効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を設定し、計画の進捗管理を行っていきます。

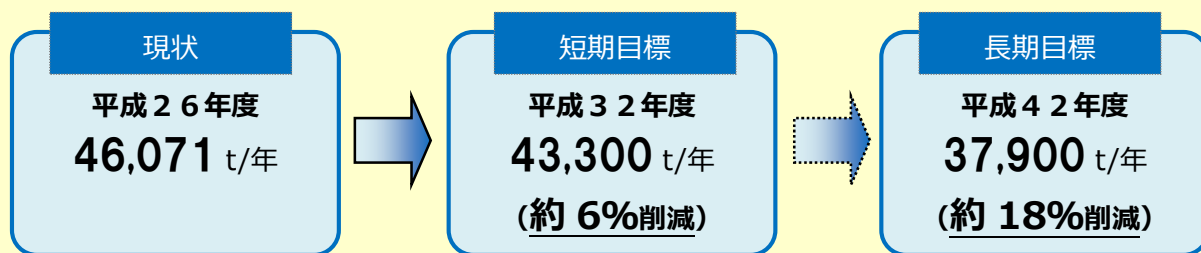
1 ごみ処理基本計画の目標値

ごみの減量目標<<基本指標>>

【基本指標1】一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）】



【基本指標2】事業系ごみ排出量】



【基本指標の設定理由】

- ・家庭系と事業系に関する指標を分離することで、それぞれの取組効果を把握することができる。
- ・人口動向に左右されず、市民一人ひとりの3Rの取組効果を把握することができる。
[基本指標1]
- ・事業所規模に左右されず、事業者の3Rの取組効果を把握することができる。[基本指標2]

【基本指標の目標値設定の考え方】

- ・ごみの減量目標の設定にあたっては、計画期間（15年間）において、中核市で人口規模が同程度（人口50万人以上）の類似都市の中の上位レベルの水準を目指すこととし、家庭系・事業系それぞれについて、以下の目標値を設定する。

[家庭系]

長期目標（平成42年度）：約82g/人・日の削減

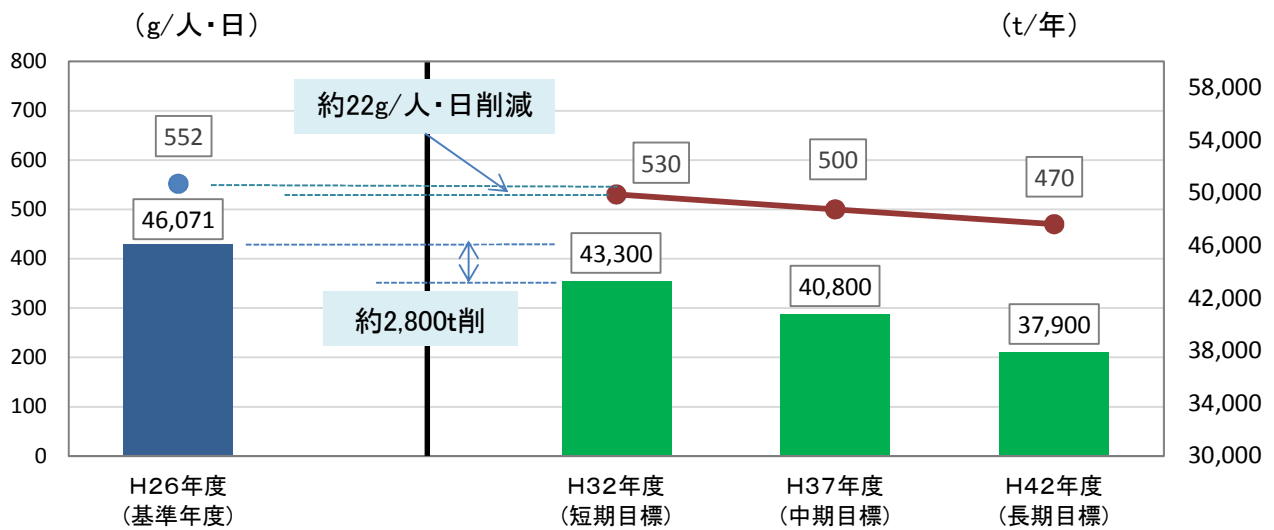
[事業系]

長期目標（平成42年度）：約18%（約8,200t/年）の削減

表23 ごみ排出量の見通し

		現状		計画値		
		H26年度 (基準年度)	H32年度 (短期)	H37年度 (中期)	H42年度 (長期)	
人口動向	人	517,696	517,757	512,894	504,665	
総排出量	t	184,252	180,600	176,400	170,900	
家庭系ごみ量 (資源物以外)	t	104,268	100,000	94,000	87,000	
家庭系原単位 (資源物以外)	g/人・日	552	530	500	470	
H26年度比		—	約4%減	約9%減	約15%減	
事業系ごみ量	t	46,071	43,300	40,800	37,900	
H26年度比		—	約6%減	約11%減	約18%減	

図18 ごみの減量目標[基本指標]



最終処分の目標<<基本指標>>

【基本指標3】最終処分量（埋立量）】



【基本指標の設定理由】

- ・最終処分量の削減効果を把握することができる。
- ・ごみの減量効果と焼却灰の資源化効果を評価できる。

【短期目標】

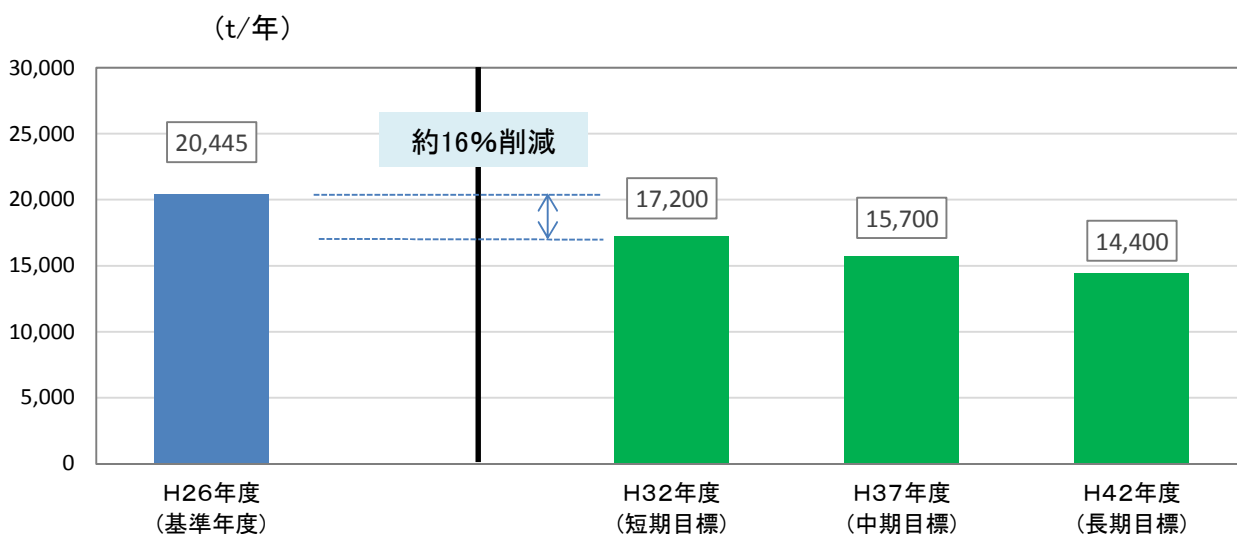
- ・ごみの排出量を減少させることとスラグの有効利用を図ることで、最終処分量（埋立量）を平成32年度には、平成26年度と比べて約16%減量する。

表24 最終処分量（埋立量）の見通し

項目	現状	計画値		
	H26年度 (基準年度)	H32年度 (短期目標)	H37年度 (中期目標)	H42年度 (長期目標)
最終処分量 (埋立量)	20,445 t/年	17,200 t/年	15,700 t/年	14,400 t/年
H26年度比	—	約16%減	約22%減	約30%減

※ごみ由来のものが対象

図19 最終処分量（埋立量）の見通し



再生利用の目標<<参考指標>>

【【参考指標】リサイクル率】



【参考指標の設定理由】

- ・事業系ごみ量[基本指標2]は、資源物を含むものであり、事業者の資源化努力が把握しにくいことから、ごみの資源化状況を定量的に把握するために補完的に用いる。
- ・スーパーの店頭回収等の事業者等による自主回収分の正確な把握が困難であるため、参考指標として設定する。

【短期目標】

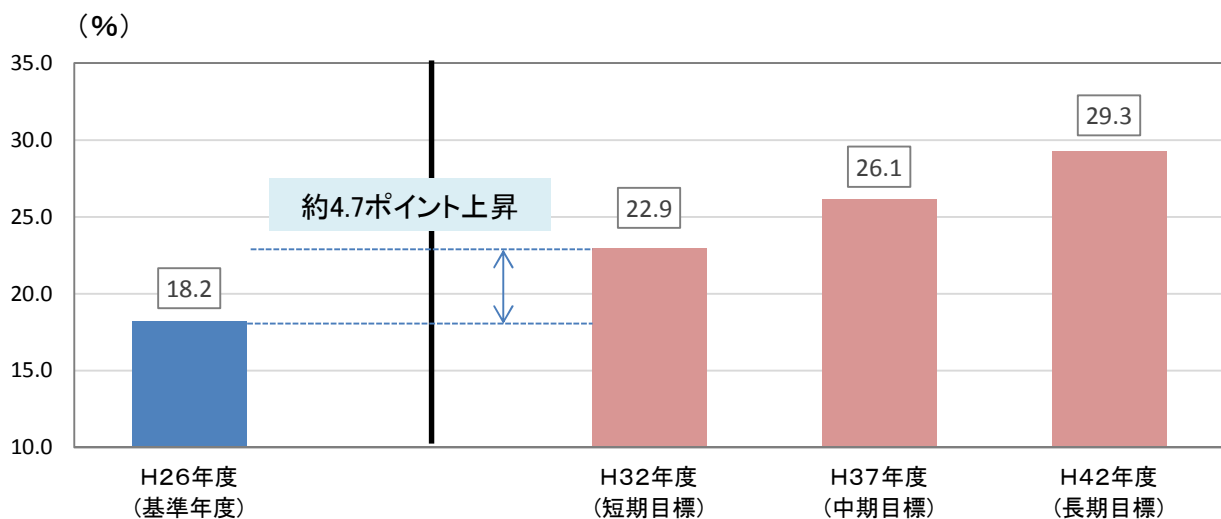
- ・市民・事業者の分別意識を図ることで、リサイクル率を平成32年度には、約23%に向上する。

表25 リサイクル率の見通し

項目	現状	計画値		
	H26年度 (基準年度)	H32年度 (短期目標)	H37年度 (中期目標)	H42年度 (長期目標)
リサイクル率	18.2%	22.9%	26.1%	29.3%

※リサイクル率(%) = [資源化量 ÷ ごみ排出量 (収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) × 100]

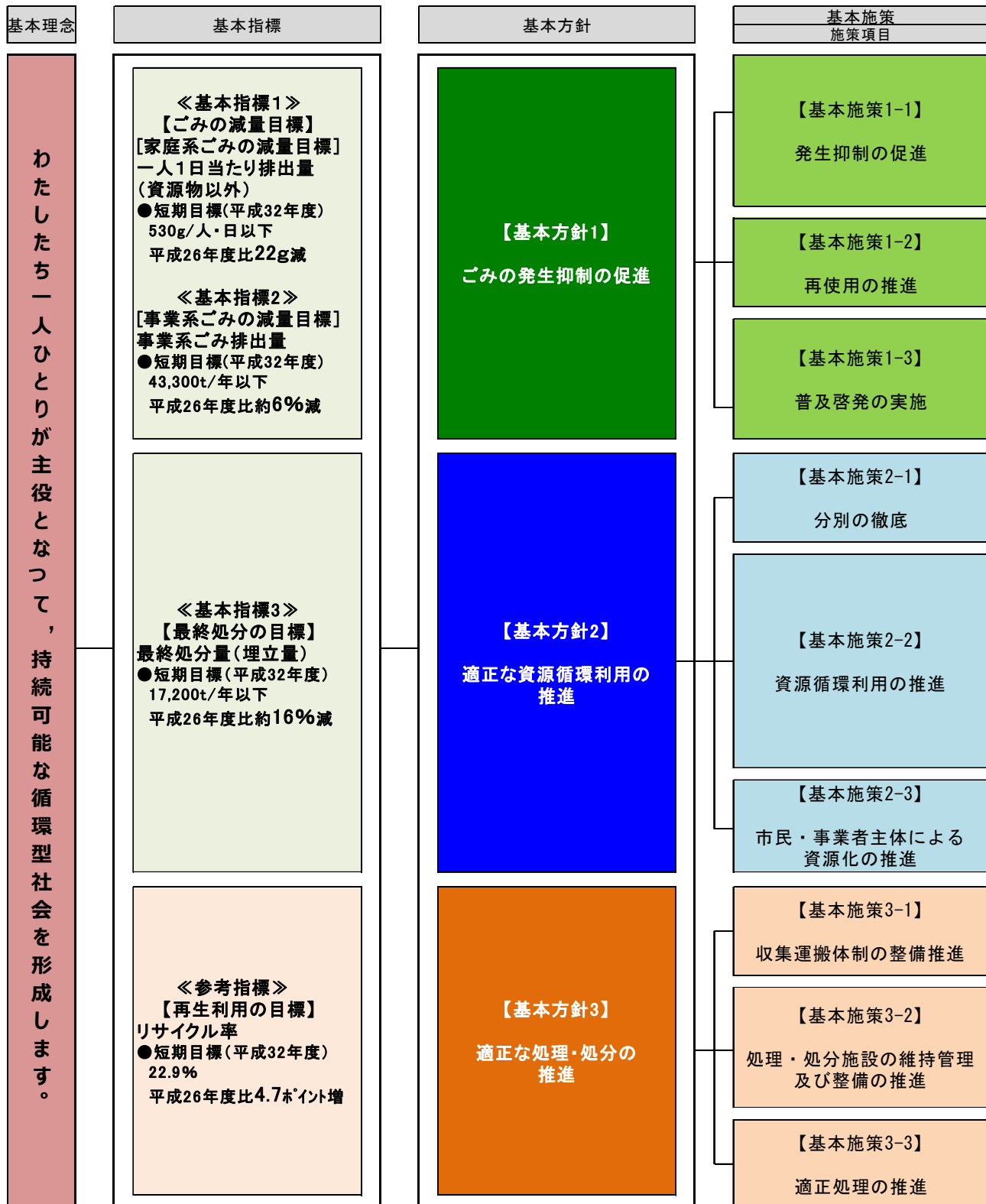
図20 リサイクル率の見通し



第4章 ごみ処理基本計画の施策体系

1 基本的考え方

低炭素社会・自然共生社会に配慮し、持続可能な循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制をはじめとした減量化に取り組むとともに環境負荷の低減に配慮した施策を展開します。



2 ごみ処理基本計画の施策体系

本計画では、以下に示すとおり、3つの基本方針の下に9つの基本施策、34の施策事業を設定し、計画の目標の達成に向けて取組を進めていきます。

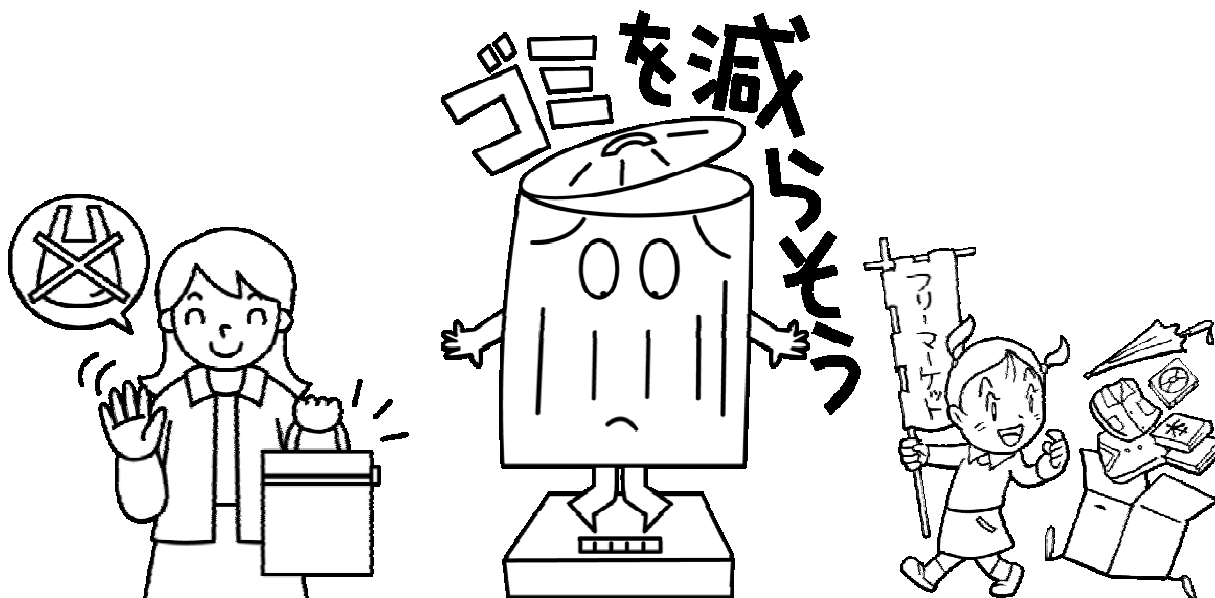
図2-1 ごみ処理基本計画の施策体系

基本施策 取組指標	施策事業	位置付け		
・ごみ総排出量 184,252 t (H26) ⇒ 180,600 t (H32)	(1) 生ごみの水切り励行			継続
	(2) もったいないレジ袋削減推進			継続
	(3) 家庭ごみ有料化の調査・研究 ※中長期施策			継続
	(4) もったいない生ごみ減量化推進		拡充	重点
	(5) 簡易包装の推進	新規		
・繊維類等の分別協力率 16.7% (H26) ⇒ 20.0% (H32)	(6) リユース品の利用促進	新規		重点
	(7) 衣類再利用の推進	新規		
	(8) 粗大ごみの再生品販売			継続
・多量排出事業所に対する指導割合 50% (H26) ⇒ 25% (H32)	(9) もったいない運動との連携推進			継続
	(10) 環境教育支援の推進			継続 重点
	(11) エコショップ等の普及促進			継続
	(12) 事業系ごみの適正処理の徹底		拡充	重点
・家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合 30.9% (H26) ⇒ 29.9% (H32)	(13) 分別強化推進		拡充	重点
	(14) 拠点回収事業の推進		拡充	重点
	(15) リサイクル推進員活動支援の推進			継続
・廃棄物系バイオマスの資源化量 113 t (H26) ⇒ 1,500 t (H32)	(16) 家庭系生ごみの資源化推進			継続
	(17) 廃食用油の資源化推進			継続
	(18) 剪定枝の資源化推進		拡充	重点
	(19) 使用済小型家電の資源化推進			継続
	(20) インクカートリッジの資源化推進			継続
	(21) 市有施設における資源化推進		拡充	
	(22) 新たな資源循環利用の推進	新規		重点
・大規模事業者における新たな資源化量 - t (H26) ⇒ 500 t (H32)	(23) 資源物集団回収の推進			継続
	(24) 事業系ごみの資源化の推進			継続
・苦情等対応件数 756件 (H26) ⇒ 680件 (H32)	(25) ごみステーションの維持管理への支援			継続
	(26) 適正な収集運搬体制の維持			継続
	(27) 効果的・効率的な収集運搬体制の構築 ※中長期施策	新規		重点
・中間処理施設・最終処分場の整備 中間処理施設 平成32年度供用開始予定 最終処分場 平成31年度供用開始予定	(28) 中間処理施設の整備			継続 重点
	(29) 中間処理施設の維持管理			継続
	(30) 最終処分場の整備			継続 重点
	(31) 最終処分場の維持管理			継続
・不法投棄発生件数 420件 (H26) ⇒ 250件 (H32)	(32) きれいなまちづくりの推進			継続
	(33) 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進			継続
	(34) 災害廃棄物への対応	新規		重点

基本方針 1

ごみの発生抑制の促進

ごみ排出から処理・処分の一連の流れで、上流側に位置する発生を抑制するための方針です。発生抑制を進めるための2R（Reduce, Reuse）を中心に、施策を促進します。



基本施策 1-1 発生抑制の促進

基本施策	施策事業		位置付け		
	事業名	内容	継続	重点	新規
【基本施策1-1】 発生抑制の促進	(1)	生ごみの水切り励行			継続
	(2)	もったいないレジ袋削減推進			継続
	(3)	家庭ごみ有料化の調査・研究			継続
	(4)	もったいない生ごみ減量化推進		拡充	重点
	(5)	簡易包装の推進	新規		

【取組指標】 ごみ総排出量

もったいない生ごみの減量化やレジ袋削減などの発生抑制事業による、ごみ減量の進捗状況を把握するために、ごみ総排出量を「発生抑制の促進」における取組指標に設定します。

		H26年度	➔	H32年度
家庭系ごみ排出量	(t)	138,181		137,300
事業系ごみ排出量	(t)	46,071		43,300
ごみ総排出量*	(t)	184,252	180,600	

※資源物を含む

(1) 生ごみの水切り励行	新規	拡充	継続	重点
講習会や各種イベント等を通じた市民への意識啓発により、排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を推進します。				

(2) もったいないレジ袋削減推進	新規	拡充	継続	重点
ごみの発生抑制の観点からレジ袋の削減を図るため、マイバックの利用促進など、市民・事業者・行政が一体となった「もったいないレジ袋削減運動」を推進します。				

(3) 家庭ごみ有料化の調査・研究	※中長期施策	新規	拡充	継続	重点
ごみの減量化・資源化の推進や、排出量に応じた公平性確保などの観点を踏まえ、検討していきます。					

(4) もったいない生ごみ減量化推進	新規	拡充	継続	重点
生ごみの50%以上を占める「もったいない生ごみ（賞味・消費期限切れなどにより未開封で廃棄された食品）」などの食品ロスを削減するため、市民一人ひとりの意識・行動改革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進します。				

(5) 簡易包装の推進	新規	拡充	継続	重点
事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り・量り売りの推進、詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を推進します。				

コラム3 「ごみの有料化」と「指定袋制」ってどういうこと？

「ごみの有料化」は、ごみの排出量に応じて何らかの経済的負担を課すことによって、日ごろから減量に努力している市民のみなさんとそうでない人との間の不公平を是正するとともに、排出者のみなさんの意識を向上させようとするものです。

具体的には、ごみ袋を市で指定した袋にして、ごみ処理費用を上乗せする方法や世帯数などによって指定袋を無料で配布し、その袋を使いきってしまった場合、有料の袋を購入してもらう方法などがあり、一定のごみの減量効果があるといわれています。

「指定袋制」は、市の規格で製造されたごみ袋を使用することにより、ごみ袋の品質・性能が統一され、ごみ収集の作業効率と作業の安全性を確保するなど適正なごみ排出を促すためのもので、ごみの有料化とは違います。




基本施策 1-2 再使用の推進

基本施策	施策事業		位置付け			
	【基本施策1-2】 再使用の推進	(6)	リユース品の利用促進	新規		
(7)		衣類再利用の推進	新規			
(8)		粗大ごみの再生品販売			継続	

【取組指標】布類の分別協力率

衣類再利用などによるリユース促進の進捗度合いを把握するため、布類等の分別協力率を「再使用の推進」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
布類の分別協力率※	(%)	16.7		20.0

※布類分別協力率＝

(布類の直接資源化量＋集団回収量) ÷ (家庭系の焼却ごみ量×布類の組成割合＋集団回収量＋布類の直接資源化量)

(6) リユース品の利用促進

新規

拡充

継続

重点

リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、市民に情報提供を行うほか、リユース品の新たな回収の仕組みづくりなど、リユースに取り組みやすい環境を整備します。

(7) 衣類再利用の推進

新規

拡充

継続

重点

焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための新たな事業手法を構築します。

(8) 粗大ごみの再生販売

新規

拡充

継続

重点


再利用が可能な粗大ごみについて、修繕を行い再生品として販売することで、再使用を推進します。

基本施策 1-3 普及啓発の実施

基本施策	施策事業		位置付け			
	事業番号	事業内容	新規	拡充	継続	重点
【基本施策1-3】 普及啓発の実施	(9)	もったいない運動との連携推進			継続	
	(10)	環境教育支援の推進			継続	重点
	(11)	エコショップ等の普及促進			継続	
	(12)	事業系ごみの適正処理の徹底		拡充		重点

【取組指標】多量排出事業所に対する指導割合

もったいない運動やエコショップ等，その他の普及啓発事業を通じて，市民・事業者の意識の高まり度合いを把握するために，多量排出事業所に対する指導割合を「普及啓発の実施」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
多量排出事業所に対する指導割合※	(%)	50		25

※多量排出事業所に対する指導割合＝指導した多量排出事業者÷市内の多量排出事業者の総数

(9) もったいない運動との連携推進

新規 拡充 **継続** 重点

3R活動の実践に向けた講座やイベント等を通じて、「もったいない」のこころを醸成します。

(10) 環境教育支援の推進

新規 拡充 **継続** **重点**

3Rの重要性について理解を深め，環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため，**社会科補助教材の効果的な活用や，ライフステージに応じた出前講座**・施設見学会などを開催し，次世代を担う子どもたちへの環境教育の支援を推進します。

(11) エコショップ等の普及促進

新規 拡充 **継続** 重点

3R活動に積極的に取り組む小売店，飲食店を「宇都宮市エコショップ」，「宇都宮市エコレストラン」として認定し，事業系ごみの減量化を図るとともに，市民や事業者の3R活動の実践と定着に向けた取組を推進します。

(12) 事業系ごみの適正処理の徹底

新規 **拡充** 継続 重点

事業系ごみについて，資源物などが焼却ごみとして持ち込まれないよう十分に指導を行うとともに，清掃工場への搬入時における調査・指導を強化するなど，適正処理の徹底を図ります。

基本方針2 適正な資源循環利用の推進

発生抑制で減量しきれずに排出されたごみは徹底的に分別して、資源物としての再生利用(Recycle)を進めていくための方針です。これらに係る基本施策（①分別の徹底，②資源循環利用の推進，③民間活用による資源化の推進）を中心に，施策を推進します。



基本施策 2-1 分別の徹底

基本施策	施策事業	位置付け	
【基本施策2-1】 分別の徹底	(13) 分別強化推進	拡充	重点
	(14) 拠点回収事業の推進	拡充	重点
	(15) リサイクル推進員活動支援の推進		継続

【取組指標】 家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合

拠点回収事業やリサイクル推進員の活動支援による分別強化の進捗状況を把握するため，家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合を「分別の徹底」における取組指標に設定します。

		H26年度	➔	H32年度
家庭系焼却ごみ量	(t)	100,212.5		95,700.0
資源物量の割合	(%)	30.9		29.9
資源物量*	(t)	30,966		28,600

※家庭系の焼却ごみに含まれる資源物量 = 家庭系の焼却ごみ量(t) × 資源物総量の割合(%)

(13) 分別強化推進	新規	拡充	継続	重点
<p>資源物（紙類，プラスチック製容器包装など）の焼却ごみへの混入を防ぐため，あらゆる機会や場，媒体を活用して，市民に対する発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発を行い，更なる分別協力度や分別精度の向上に向けた取組を推進します。</p>				

(14) 拠点回収事業の推進	新規	拡充	継続	重点
<p>分別及び資源化を促進するため，ごみステーション以外にも資源物を持ち込める常設拠点回収場所の拡充を図り，市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進します。</p>				

(15) リサイクル推進員活動支援の推進	新規	拡充	継続	重点
<p>研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等の事業を通じて，地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援します。</p>				

コラム4 「拠点回収事業」ってなに？



本市では，市有施設やスーパーに常設の資源物回収ボックスを設置し，買い物ついでなどに資源物を持参し，リサイクルできるような体制作りをすすめています。今後も引き続き，回収拠点箇所の拡充を図っていきます。

コラム5 「リサイクル推進員制度」ってなに？



本市では，ごみ問題を解決し，ごみに対する地域住民の意識を改革するため，地域に密着したごみ問題のリーダーとして平成14年度に「リサイクル推進員制度」を創設しました。

この制度により，多くのリサイクル推進員が地域に密着したごみの減量化・資源化の取組やお互いに連携し地域共通の課題の解決に向けた活動を行っています。


循環型社会の実現には，みなさん一人ひとりの意識の改革が不可欠です。みなさんで協力しあいながら快適な生活を続けることができる循環型社会を築いていきましょう。

基本施策 2-2 資源循環利用の推進

基本施策	施策事業		位置付け			
	番号	内容	新規	拡充	継続	重点
【基本施策2-2】 資源循環利用の推進	(16)	家庭系生ごみの資源化推進			継続	
	(17)	廃食用油の資源化推進			継続	
	(18)	剪定枝の資源化推進		拡充		重点
	(19)	使用済小型家電の資源化推進			継続	
	(20)	インクカートリッジの資源化推進			継続	
	(21)	市有施設における資源化推進			継続	
	(22)	新たな資源循環利用の推進	新規			重点

【取組指標】 廃棄物系バイオマスの資源化量

家庭系生ごみや、廃食用油、その他の資源化推進による、資源循環利用の進捗状況を把握するため、廃棄物系バイオマスの資源化量を「資源循環利用の推進」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
廃棄物系バイオマスの資源化量	(t)	113		1,500

(16) 家庭系生ごみの資源化推進	新規	拡充	継続	重点
生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進するほか、地域単位での堆肥化など、地域の実情に応じた循環利用を推進します。				

(17) 廃食用油の資源化推進	新規	拡充	継続	重点
家庭から排出される不用になった食用油で軽油の代替燃料であるBDFを製造し、焼却ごみの減量化・資源化を推進します。				

(18) 剪定枝の資源化推進	新規	拡充	継続	重点
剪定枝をチップ化し、循環利用を促進するとともに、事業者との連携により、更なる資源化の拡大に向けた調査・研究を実施します。				

(19) 使用済小型家電の資源化推進	新規	拡充	継続	重点
---------------------------	----	----	----	----

レアメタルなどの有用な金属を含む小型家電製品を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を推進します。

(20) インクカートリッジの資源化推進	新規	拡充	継続	重点
-----------------------------	----	----	----	----

国内メーカーが構成する協議会と連携したインクカートリッジの拠点回収により、焼却ごみの減量化・資源化を推進します。

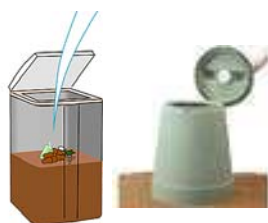
(21) 市有施設における資源化推進	新規	拡充	継続	重点
---------------------------	----	----	----	----

清掃工場における熱エネルギーの有効利用や、学校給食残渣など市有施設から発生する資源化可能なごみの再生利用を推進します。

(22) 新たな資源循環利用の推進	新規	拡充	継続	重点
--------------------------	----	----	----	----

防水加工等がされた紙類や生ごみをはじめとするバイオマスなどの新たな資源循環利用に向け、資源の特性に応じた地域循環を創出します。

コラム6 「生ごみ処理機」を使ってみませんか？



「生ごみ処理機」とは、家庭から発生する生ごみを乾燥したり、堆肥にしたりする装置です。この装置を使うことによって、家庭から排出される焼却ごみの約半分を占める生ごみを減量することができ、環境への負荷を大幅に低減することができます。

また、生ごみを処理する装置は、コンポスト容器や電気式のものがありますので、できたものの使い道や利用形態などのライフスタイルに合わせた選択ができます。みなさんがこのような装置を使うことで、生ごみをごみステーションに出さないようになり、カラス対策や臭気対策などに加え、処理した生ごみを堆肥に利用することができるなど非常に有効な方法です。みなさんも、ぜひ使ってみてはいかがでしょうか。

コラム7 食品リサイクル法

家庭から出るごみのうち、生ごみが約37パーセントを占めています。そのため、料理は食べきれず分だけ作ることや食材が無駄にならないよう買い物を工夫すること等により、食品廃棄物をできるだけ減らすことが、食品リサイクル法で求められています。

また、事業者は生産・流通の段階で食品廃棄物の発生を抑制した上で、食品廃棄物をできる限り飼料や堆肥等に再生利用することが、食品リサイクル法で定められています。立地条件等により食品廃棄物の再資源化が困難な場合は、ごみ発電やバイオガス化による熱回収を行うことができます。



コラム8 「レアメタル」って何だろう？



「レアメタル」とは、地球上にほとんど存在しない金属や、経済的・技術的な理由から抽出するのが困難な金属の総称で、国では、リチウムやニッケル、白金など31種類をレアメタルと定義しています。

「レアメタル」は、液晶テレビや携帯電話等のIT製品や自動車の製造に欠かせない素材であり、資源のほとんどを輸入している我が国にとって、長期的な安定供給を維持・確保していくことは極めて重要です。

また、「レアメタル」は、回収し再生が可能な資源であるため、携帯電話や携帯ゲーム機などの小型家電製品に含まれる「レアメタル」のリサイクルの推進は、今後の資源の安定供給を確保する観点からも重要な取組の一つであると考えられます。

コラム9 「もったいない生ごみ」ってなに？



焼却ごみで捨てられた生ごみの中に、容器に入ったまま焼却ごみとして排出されている賞味・消費期限切れの食品が「もったいない生ごみ」です。

冷蔵庫の奥で忘れられた食品や買いすぎて食べきれず捨てられてしまう食品などがあります。

「もったいない生ごみ」は、生ごみに約50パーセント含まれています。買い物は計画的に行い、無駄なごみが出ないように心がけましょう。

消費期限：決められた方法で保存した場合、腐ったり変質したりする心配がない安全な期限


賞味期限：開封前で決められた方法で保存した場合、その製品の品質がおいしく食べられる期限

基本施策 2-3 市民・事業者主体による資源化の推進

基本施策	施策事業		位置付け	
【基本施策2-3】 市民・事業者主体による資源化の推進	(23)	資源物集団回収の推進		継続
	(24)	事業系ごみの資源化の推進		継続

【取組指標】多量排出事業所における新たな資源化量

資源物集団回収や事業系ごみの資源化推進による、資源化の進捗状況を把握するため、多量排出事業所における新たな資源化量を「市民・事業者による資源化の推進」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
多量排出事業所における新たな資源化量	(t)	—		500

(23) 資源物集団回収の推進 新規 拡充 **継続** 重点

地域ぐるみでの資源物の集団回収を通して地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進します。

(24) 事業系ごみの資源化の推進 新規 拡充 **継続** 重点

生ごみや剪定枝などの、民間の資源化施設を活用した資源化への誘導や、中小規模事業者を対象とした事業者主導による共同排出の仕組みづくりに向けた支援など、事業系ごみの減量化・資源化を推進します。

コラム 10 「事業者主導による共同排出の仕組み」に参加しませんか？



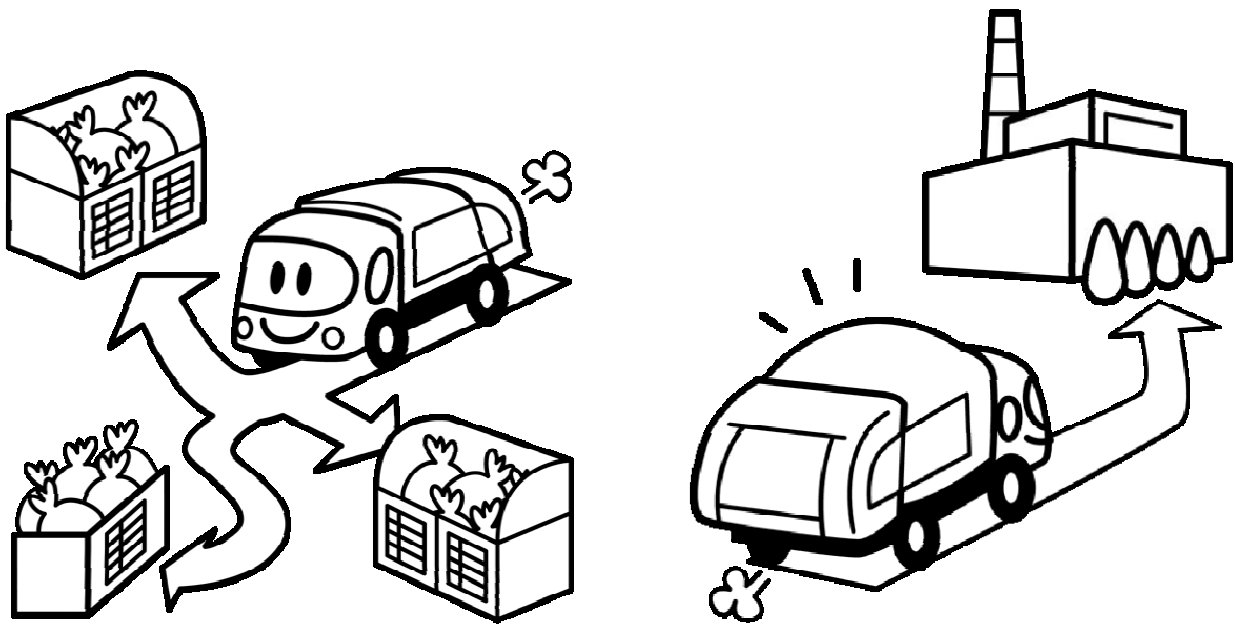
中小事業所から排出される古紙等，資源として回収されずに，焼却ごみ等と一緒に処分されているケースが多く見受けられます。分別・回収することで，再生紙の原料として利用できます。

そこで，中小事業所から排出される古紙等を複数の事業者と古紙回収業者が協力し合い，適正なりサイクルルートで処理することができれば，コストの軽減，環境保全につながります。みなさんも，ぜひ参加してみてください。

基本方針3

適正な処理・処分体制の整備

域内で排出されたごみを適切に処理・処分していくために、収集運搬（計画）、中間処理（計画）、最終処分（計画）及びそれら全体を統括する施策も含めて、市の処理・処分体制の整備を図るための施策を中心として推進します。



基本施策 3-1 収集運搬体制の整備推進

基本施策	施策事業	位置付け		
【基本施策3-1】 収集運搬体制の整備推進	(25) ごみステーションの維持管理への支援			継続
	(26) 適正な収集運搬体制の維持			継続
	(27) 効果的・効率的な収集運搬体制の構築 ※中長期施策	新規		重点

【取組指標】 苦情等対応件数

適正な収集運搬体制を維持するため、苦情等対応件数※を「収集運搬体制の整備推進」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
苦情等対応件数	(件)	756		680

※市民からの苦情等に対し、市で対応した件数

(25) ごみステーションの維持管理への支援

新規

拡充

継続

重点

ごみステーションについて、自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、適正な維持管理や美化を推進します。

(26) 適正な収集運搬体制の維持

新規

拡充

継続

重点

市民サービスの低下を招かないよう作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を継続します。

(27) 効果的・効率的な収集運搬体制の構築 ※中長期施策

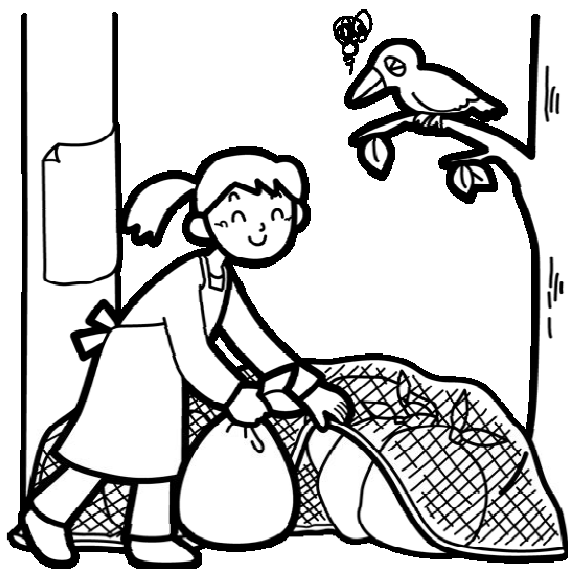
新規

拡充

継続

重点

超高齢化や人口減少など、今後の社会環境の変化に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方を検討していきます。



基本施策 3-2 処理・処分施設の維持管理及び整備の推進

基本施策	施策事業		位置付け	
	【基本施策3-2】 処理・処分施設の維持管理 及び整備の推進	(28)	中間処理施設の整備	
(29)		中間処理施設の維持管理		継続
(30)		最終処分場の整備		継続 重点
(31)		最終処分場の維持管理		継続

【取組指標】 中間処理施設・最終処分場の整備状況

ごみの安定処理を継続的に行うため、新中間処理施設・新最終処分場の整備状況を「処理・処分施設の維持管理及び整備の推進」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
中間処理施設	(供用開始予定年度)	平成32年度		計画通り
最終処分場	(供用開始予定年度)	平成31年度		計画通り

(28) 中間処理施設の整備

新規 拡充 継続 重点

平成25年度に策定した「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、安定処理、環境負荷、コスト等の面を考慮して、施設の整備を推進します。

(29) 中間処理施設の維持管理

新規 拡充 継続 重点

安定した中間処理を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行います。

(30) 最終処分場の整備

新規 拡充 継続 重点

安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷、コスト等の面を考慮して、供用期間を終える予定のエコパーク板戸に代わる最終処分場の整備を推進します。

(31) 最終処分場の維持管理

新規 拡充 継続 重点


安定した最終処分を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行います。

基本施策 3-3 適正処理の推進

基本施策	施策事業	位置付け			
【基本施策3-3】 適正処理の推進	(32) きれいなまちづくりの推進			継続	
	(33) 不法投棄の未然防止, 拡大防止の推進			継続	
	(34) 災害廃棄物への対応	新規			重点

【取組指標】 不法投棄発生件数

不法投棄を未然に防止し、拡大を防ぐため、不法投棄発生件数を「ごみ適正処理の推進」における取組指標に設定します。

		H26年度		H32年度
不法投棄発生件数	(件)	420		250

(32) きれいなまちづくりの推進	新規	拡充	継続	重点
--------------------------	----	----	-----------	----

「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、市民との協働による「きれいなまち宇都宮」の実現に向け、市民の良好な生活環境の維持を推進します。

(33) 不法投棄の未然防止, 拡大防止の推進	新規	拡充	継続	重点
--------------------------------	----	----	-----------	----

「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、総合的に不法投棄対策に取り組むことで、不法投棄の未然防止, 拡大防止を図り、地域の良好な環境保全を推進します。

(34) 災害廃棄物への対応	新規	拡充	継続	重点
-----------------------	-----------	----	----	----

今後起こり得る様々な災害時に発生する災害ごみに対応するため、一時保管場所の確保や事業者との協力体制の構築など、収集から処理までの一貫した体制を整備します。

第5章 収集運搬, 中間処理, 最終処分の体制

低炭素社会・自然共生社会に配慮した循環型社会を形成するために、積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源物以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分します。

また、収集運搬及び処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的にごみ処理を行います。

1 収集運搬体制

(1) ごみ排出量の見通し

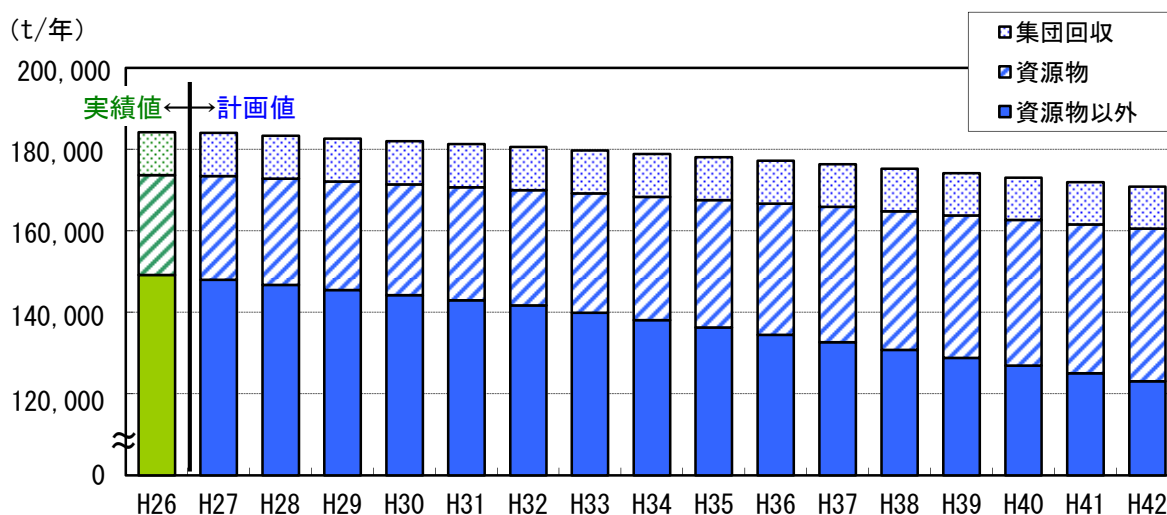
資源物以外のごみは、3R施策の実施により減少していく見込みです。資源物は分別協力度の向上により、増加する見通しです。

表2-6 宇都宮市のごみ排出量の見通し

(単位：t/年)

項目	実績値		計画値	
	H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
ごみ排出量	184,252	180,600	178,660	170,860
資源物以外	149,174	141,700	132,680	123,080
資源物	24,522	28,340	33,230	37,490
集団回収量	10,556	10,560	10,460	10,290

図2-2 ごみ排出量の見通し



(2) 収集運搬体制

ア 家庭系一般廃棄物

(ア) 収集頻度

現在の収集頻度は表27の通りですが、社会情勢や生活様式の変化及び減量化・資源化など3R施策の推進に伴う収集量の変動や分別区分の変更に合わせ、適宜見直しを行います。

(イ) 収集方式

5種13分別のうち、粗大ごみ以外をステーション収集とします。

表27 分別区分及び収集運搬方式

		分別区分	収集頻度	収集方法
5種13分別	資源物	新聞	週1回	ステーション方式
		ダンボール		
		雑誌, その他の紙		
		紙パック		
		布類		
		びん・缶類		
		ペットボトル		
		白色トレイ		
		プラスチック製容器包装		
		焼却ごみ	週2回	戸別方式(有料)
	不燃ごみ	週1回		
	危険ごみ	週1回		
	粗大ごみ	随時		
その他		廃食用油	随時	拠点回収
		使用済小家電製品*	随時	拠点回収・ピックアップ回収・イベント回収
		インクカートリッジ	随時	拠点回収
		動物死体	随時	戸別方式・自己搬入(有料)

*デジカメ、ビデオカメラ、携帯電話、携帯ゲーム機、携帯CD・MDプレーヤー、カーナビ、携帯音楽プレーヤー、携帯DVDプレーヤー、パソコン

(ウ) 収集運搬方法

委託による収集運搬体制を継続しますが、市民サービスの低下を招かないよう作業効率、安全性、衛生面等で適正な収集運搬体制を確保します。

イ 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物については、家庭系と同様5種13分別とし、中間処理施設までの運搬は、事業者の役割と責任において、事業者自ら行うか収集運搬許可業者への委託とします。また、事業者・収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図ります。

ウ 特別管理一般廃棄物

排出事業者等は、他の廃棄物と区分し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、処理業者に委託し適正に処理します。

また、在宅医療により家庭から排出されるものであっても、鋭利なものや感染するおそれがあるものについては特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等を通じて処理します。

***特別管理一般廃棄物とは**

廃棄物処理法により、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれのある性状を有するものとして、以下の廃棄物が特別管理一般廃棄物に指定されています。

- ・ PCBを使用した製品等
- ・ 処理能力が1日5t以上のごみ処理施設の焼却施設から排出される煤塵のうち集塵施設によって集められたもの
- ・ 感染性一般廃棄物

(3) 市が収集しないもの

ア 法律で再生利用等が義務付けられているもの

特定家庭用機器再商品化法に基づくエアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、資源化を進めていくため、啓発や処理方法の周知等を行います。

イ 市で適正処理ができないもの

タイヤやスプリング入りマットレスなど国が指定する適正処理困難物、農薬や石油類など有害性や危険性があるもの、また本市の施設では適正処理が困難なものについては、販売店や専門業者へ依頼するよう周知等を行います。

表28 市で適正処理ができないもの

タイヤ、スプリング入りマットレスやソファー、ピアノ、電子ピアノ、ドラム缶、瓦、農薬、石油類、耐火金庫、サーフボード、コンクリート片、消火器、プロパンボンベ、オートバイ 等

(4) 収集量の見通し

収集量は、減量化、資源化の施策により、変動していくものと考えられ、今後の人口推移をみても平成29年度のピークとともに減少に転じることから、ごみ量についても減少していくものと考えられます。

表29 収集量の見通し

(単位：t/年)

項目	実績値	計画値			
	H26年度	H32年度	H37年度	H42年度	
資源物以外	焼却ごみ	136,516	129,480	121,010	112,030
	不燃, 危険ごみ	3,196	3,200	3,170	3,130
	粗大ごみ	22	20	20	20
	小計	139,734	132,700	124,200	115,170
資源物	紙布類	11,064	13,410	15,560	16,630
	ペットボトル	1,823	1,860	1,910	1,940
	紙パック	68	70	70	80
	びん・缶類	7,514	7,520	7,450	7,330
	プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,493	3,700	3,930	4,140
	小計	23,962	26,560	28,920	30,120
合計	163,696	159,260	153,120	145,290	

2 中間処理体制

(1) 中間処理の状況について

ア 焼却施設

クリーンパーク茂原、南清掃センター、(仮称)新北清掃センター(H32 供用開始予定)で焼却処理を実施します。(クリーンパーク茂原、(仮称)新北清掃センターで、熱回収(ごみ発電)を実施)

平成24年3月末には、施設の老朽化に伴い北清掃センターの焼却炉を停止しました。

イ 資源化施設

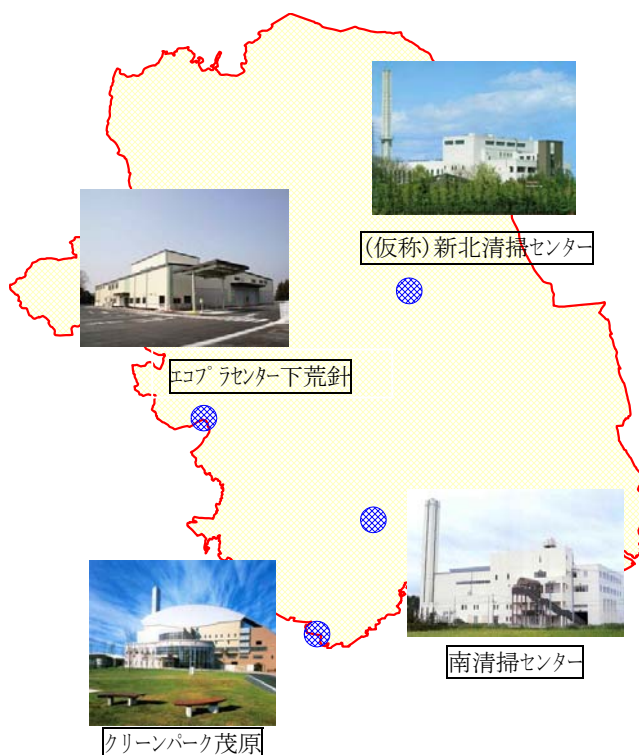
クリーンパーク茂原リサイクルプラザで、不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶、ペットボトルの資源化を行います。

エコプラセンター下荒針で、プラスチック製容器包装と白色トレイの資源化を行います。

ウ 民間処理業者への委託

紙布類、紙パックは、市で収集後、民間施設で資源化を行います。

図23 中間処理施設配置図



(2) 新たな焼却施設((仮称)新北清掃センター)の整備について

北清掃センター焼却炉の休止に伴い、現在、クリーンパーク茂原と南清掃センターの2清掃工場体制で運用していますが、南清掃センターも施設稼動から28年が経過し、老朽化が著しい状態となっています。

このため新たな焼却施設((仮称)新北清掃センター)については、「一般廃棄物処理施設基本構想(平成24年度策定)」、「ごみ焼却施設整備基本計画(平成25年度策定)」に基づき、北清掃センター用地を更新場所とするとともに、安定処理、環境負荷、コスト等の面を考慮して、施設の建設を進めていきます。

(3) 中間処理量の見通し

ア 焼却施設における処理量の見通し

毎年、徐々に減少する見通しです。

表30 焼却施設における処理量の見通し

(単位：t/年)

項目	実績値	計画値		
	H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
宇都宮市(直接搬入)	144,816	137,350	128,370	118,840
広域(上三川町・旧石橋町区域) (直接搬入)	12,707	12,560	7,520	7,350
宇都宮市及び広域(選別処理後)	3,423	2,860	2,840	2,850
合計	160,946	152,770	138,730	129,090

※直接搬入=焼却ごみ+可燃性粗大ごみ

イ リサイクルプラザにおける処理量の見通し

びん・缶、ペットボトルの処理量は微増しますが、全体量は減少する見通しです。

表3-1 リサイクルプラザにおける処理量の見通し (単位：t/年)

項目		実績値	計画値		
		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
宇都宮市	不燃、危険、粗大	4,358	4,350	4,310	4,240
	びん・缶、ペットボトル	9,337	9,380	9,350	9,270
	小計	13,695	13,730	13,660	13,510
広域(上三川町・旧石橋町区域)	不燃、危険、粗大	405	390	250	240
	びん・缶、ペットボトル	696	720	390	380
	小計	1,101	1,110	640	620
合計		14,796	14,840	14,300	14,130

ウ エコプラセンター下荒針における処理量の見通し

プラスチック製容器包装の処理量は4,000t程度を維持する見通しです。

表3-2 エコプラセンター下荒針における処理量の見通し (単位：t/年)

項目	実績値	計画値		
	H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
宇都宮市	3,496	3,700	3,930	4,140
広域(上三川町)	226	220	220	210
合計 (プラスチック製容器包装)	3,722	3,920	4,150	4,350

エ 民間施設(市からの委託による)における処理量の見通し

表3-3 民間処理施設(市からの委託による)での処理量の見通し (単位：t/年)

項目	実績値	計画値		
	H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
紙布類、紙パック	11,689	14,150	16,410	17,540

コラム 11 ごみ発電



ごみを焼却する際の熱を利用して蒸気タービンを回すことにより発電を行うことです。資源を熱エネルギーの形で再利用することから、サーマルリサイクルといわれています。発電した電気はごみ処理施設を稼働させるために使用されるほか、余った電気は電力会社に売電しています。ごみ発電を行うことによって、本来使用されるはずだった化石燃料の使用を減らすことができ、資源使用量削減や温室効果ガスの排出削減に役立っています。

宇都宮市では、クリーンパーク茂原が発電設備を設けていて、年間約4,400万kWh（一般家庭13,000世帯分）の電力量を発電しています。これにより、施設で使われる電気を100パーセント賄っているだけでなく、売電も行っています。このため、平成23年3月の東日本大震災の際には、供給電力不安定化の影響を受けることなく、安定したごみ処理を継続することができました。

コラム 12 「バイオガス」ってどんなガス？

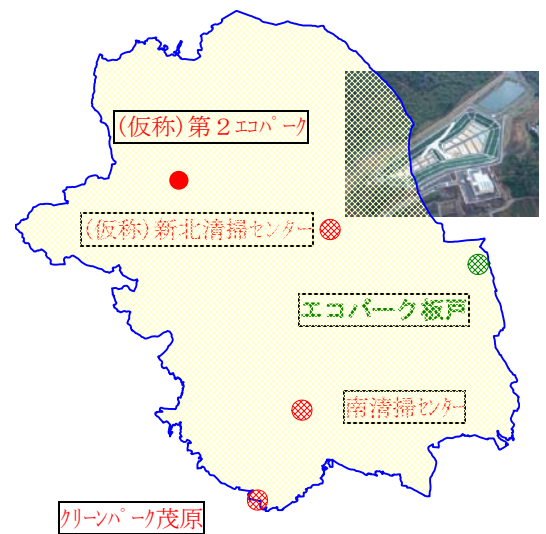


「バイオガス」とは、生ごみや家畜糞尿などの有機物（バイオマス）を発酵させることにより得られるガスで、主にメタンなどで構成されています。

この「バイオガス」は、植物や動物など生物由来のものを発酵させたもので、大気中の二酸化炭素を増やすことなく「地球温暖化の防止」というメリットもある地球環境にやさしいエネルギーなのです。

現在、ヨーロッパなどでは、生ごみ等をバイオガス化し、電力やガス、自動車の燃料などに利用していますが、エネルギー資源の有効利用や焼却ごみの減量効果などを踏まえると、有効な方法であると考えられます。

図24 最終処分場の配置図



3 最終処分体制

(1) 最終処分の状況について

現在の本市における最終処分体制は、表34のとおりです。

表34 最終処分体制

施設の種類	一般廃棄物最終処分場（管理型）
名称	エコパーク板戸
処理対象	焼却灰，不燃残渣
計画期間	平成16年度～平成31年度（15年間）

(2) 新たな最終処分場（(仮称)第2エコパーク）の整備について

最終処分に当たっては、安定処理の観点から、自己所有の処分場への埋立を基本とするため、エコパーク板戸に代わる最終処分場の整備が必要となっています。

新たな最終処分場（(仮称)第2エコパーク）については、平成27年度に策定した「新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき、安全で安心な施設、環境と共生する施設、地域と融和する施設を基本方針とし、施設の整備を進めていきます。

また、焼却灰等について、品目ごとに民間施設での資源化等を検討していきます。

(3) 最終処分量の見通し

ごみの排出量を減少させるとともに、スラグの有効利用を図ることによって、最終処分量は減少する見通しです。

表35 最終処分量の見通し（宇都宮市・重量）（単位：t/年）

項目	実績値	計画値		
	H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
焼却灰（焼却施設）	8,681	4,520	3,750	3,330
溶融スラグ	1,827	0	0	0
ばいじん	4,748	4,490	4,200	3,900
不燃残渣	5,190	5,010	4,970	4,910
小計	20,446	14,020	12,920	12,140
中間覆土（溶融スラグ）	0	3,130	2,690	2,200
最終処分量（埋立量）	20,446	17,150	15,610	14,340

※ごみ由来のものだけを整理した結果である。

表36 最終処分量の見通し（広域・重量）

（単位：t/年）

項目	実績値		計画値	
	H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
焼却灰（焼却施設）	9,268	4,650	3,840	3,400
焼却灰（し尿処理施設）	124	70	70	70
熔融スラグ	2,084	0	0	0
ばいじん	5,113	4,710	4,420	4,110
不燃残渣	5,608	5,240	5,200	5,130
脱水汚泥	388	490	490	490
覆土	2,364	3,540	3,540	3,540
合計	24,949	18,700	17,560	16,740

表37 最終処分量の見通し（広域・体積）


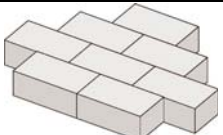
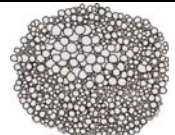
（単位：m³/年）

項目	実績値		計画値	
	H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
焼却灰（焼却施設）	6,179	3,100	2,560	2,270
焼却灰（し尿処理施設）	83	50	50	50
熔融スラグ	1,158	0	0	0
ばいじん	3,408	3,140	2,950	2,740
不燃残渣	9,346	8,740	8,670	8,550
脱水汚泥	341	430	430	430
覆土	1,478	1,970	1,970	1,970
合計	21,992	17,870	16,630	16,010

コラム13 焼却灰等の資源化

焼却ごみは、焼却処理施設で燃やされた後、焼却灰やばいじんとなります。これらは、薬剤処理による無害化や固化等の適正な処理を行った後に、最終処分場で埋立てられています。

しかし、焼却灰等を再処理して無害化し、資源物として利用することにより、最終処分場の埋立容積を確保するとともに、資源の有効活用を行うようになりました。焼却灰等を安全に資源化する方法としては以下のような方法があります。

スラグ化	セメント化	焼成
		
1,200℃以上の高温で焼却灰等を熔融・冷却して、ガラス質のスラグを成形します。	焼却灰等に石灰石・鉄原料を添加して1,400℃で焼成し、石こう等を加えて成形します。	焼却灰等を1,100℃程度で加熱することで焼成し、砂状にします。

第3部 生活排水処理基本計画

- 第1章 生活排水処理の現状と課題**
- 第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針**
- 第3章 生活排水処理基本計画の目標値**
- 第4章 生活排水処理基本計画の施策体系**
- 第5章 収集運搬，中間処理，最終処分の体制**

第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状について

本市の生活排水（し尿及び生活雑排水）は、公共下水道、農業集落排水処理施設や地域下水処理施設などの集合処理と合併処理浄化槽による個別処理で、台所や風呂などの雑排水とし尿を併せて処理していますが、単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯においては、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

また、汲み取りし尿と農業集落排水処理施設、地域下水処理施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥については、本市のし尿処理施設へ搬入し、適正に処理しています。

図 2 5 生活排水処理施設



(1) 生活排水処理施設の整備状況等

本市は、公共用水域の水質保全を図るため、「宇都宮市上下水道基本計画」や「生活排水処理基本計画」に基づき、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めてきました。

生活排水処理施設の整備にあたっては、市街化区域については公共下水道で整備を進め、市街化調整区域については、経済性・効率性などの観点から、一部区域を特定環境保全公共下水道や農業集落排水事業の集合処理区域を設定し、個別処理区域の対象は浄化槽整備事業により、整備を進めてきました。

表 3 8 生活排水処理施設の整備状況

項目	内容
公共下水道	平成 2 6 年度の事業計画区域 9, 8 8 0 h a に対する整備面積は, 9, 3 2 2 h a で整備率は 9 4. 3 %
農業集落排水処理施設	平成 1 7 年度に供用開始した下福岡地区をもって, 計画した 1 4 地区の整備が終了
地域下水処理施設	民間開発団地に設置された生活排水処理施設 (1 0 施設)
合併処理浄化槽	整備対象区域内について, 平成 3 7 年度までの計画基数 8, 5 7 5 基に対する平成 2 6 年度までの整備基数は 6, 3 7 7 基であり, 整備率は 7 4. 4 %

表 3 9 普及人口の実績

(単位：人)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
行政人口※1	506, 829	507, 561	509, 574	511, 183	512, 361
生活排水処理普及人口※2	487, 184	487, 582	490, 517	494, 296	496, 316
公共下水道	421, 249	425, 449	427, 849	430, 442	432, 371
農業集落排水処理施設	13, 837	13, 909	13, 740	13, 623	13, 686
地域下水処理施設	28, 532	23, 691	24, 262	24, 565	24, 972
合併処理浄化槽	23, 566	24, 533	24, 666	25, 666	25, 287
生活排水処理人口普及率※3	96. 1%	96. 1%	96. 3%	96. 7%	96. 9%

※1 人口は外国人人口を除く

※2 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽を使用している人口

※3 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

図 2 6 普及人口の推移

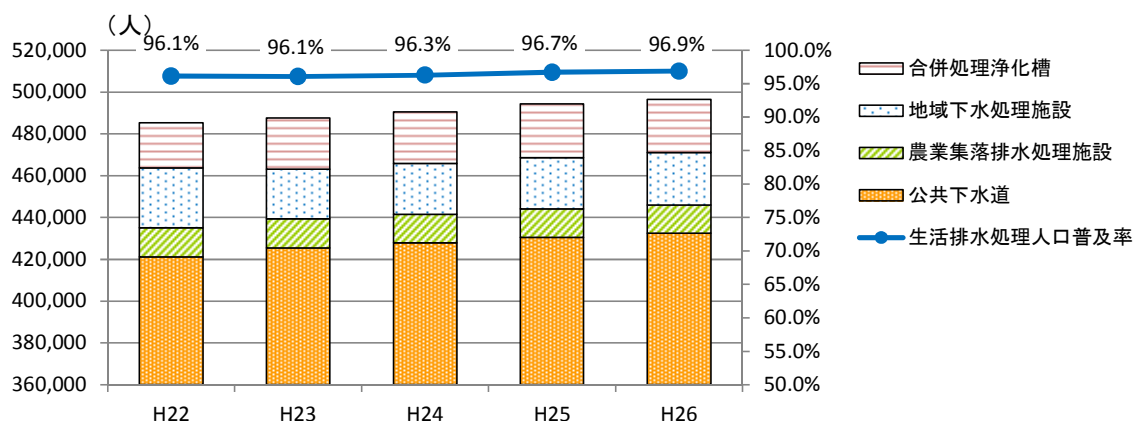


表40 生活排水処理施設の接続状況

項目	内容
公共下水道	平成26年度に接続可能な人口は432,371人で、そのうち、接続している人口は403,320人であり、接続率は93.3%
農業集落排水処理施設	平成26年度に接続可能な人口は13,686人で、そのうち、接続している人口は、11,362人であり、接続率は83.0%

表41 処理人口の実績 (単位：人)

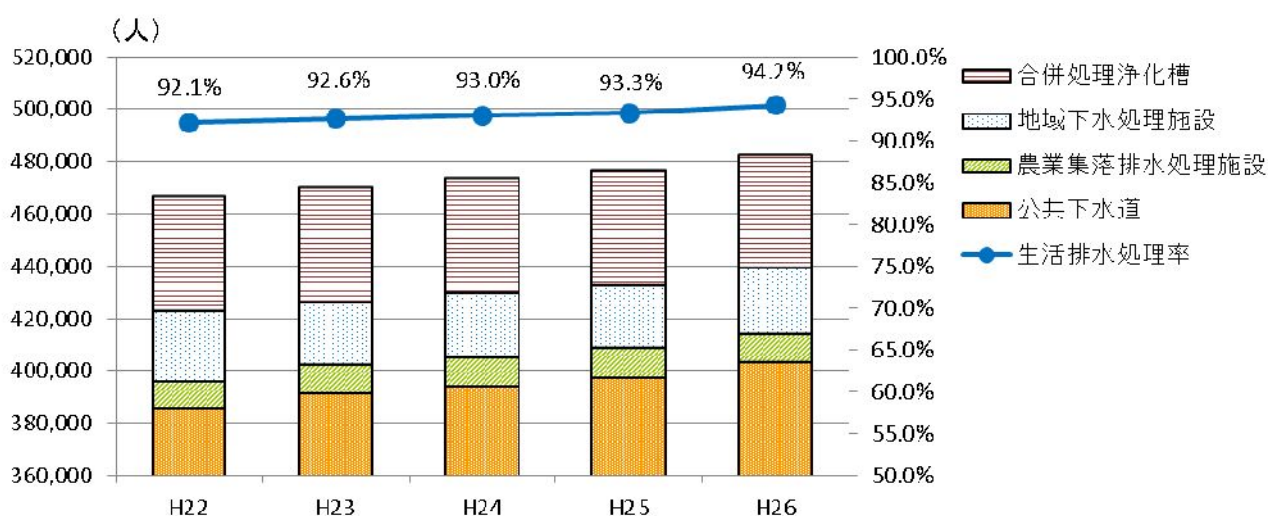
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
行政人口※1	506,829	507,561	509,574	511,183	512,361
生活排水処理人口※2	466,998	470,108	473,711	476,775	482,681
公共下水道	385,632	391,544	394,373	397,673	403,320
農業集落排水処理施設	10,733	10,949	11,168	11,166	11,362
地域下水処理施設	26,684	23,691	24,262	24,565	24,972
合併処理浄化槽	43,949	43,924	43,908	43,371	43,027
生活排水処理率※3	92.1%	92.6%	93.0%	93.3%	94.2%

※1 人口は外国人人口を除く

※2 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口及び合併処理浄化槽を使用している人口

※3 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

図27 処理人口の推移

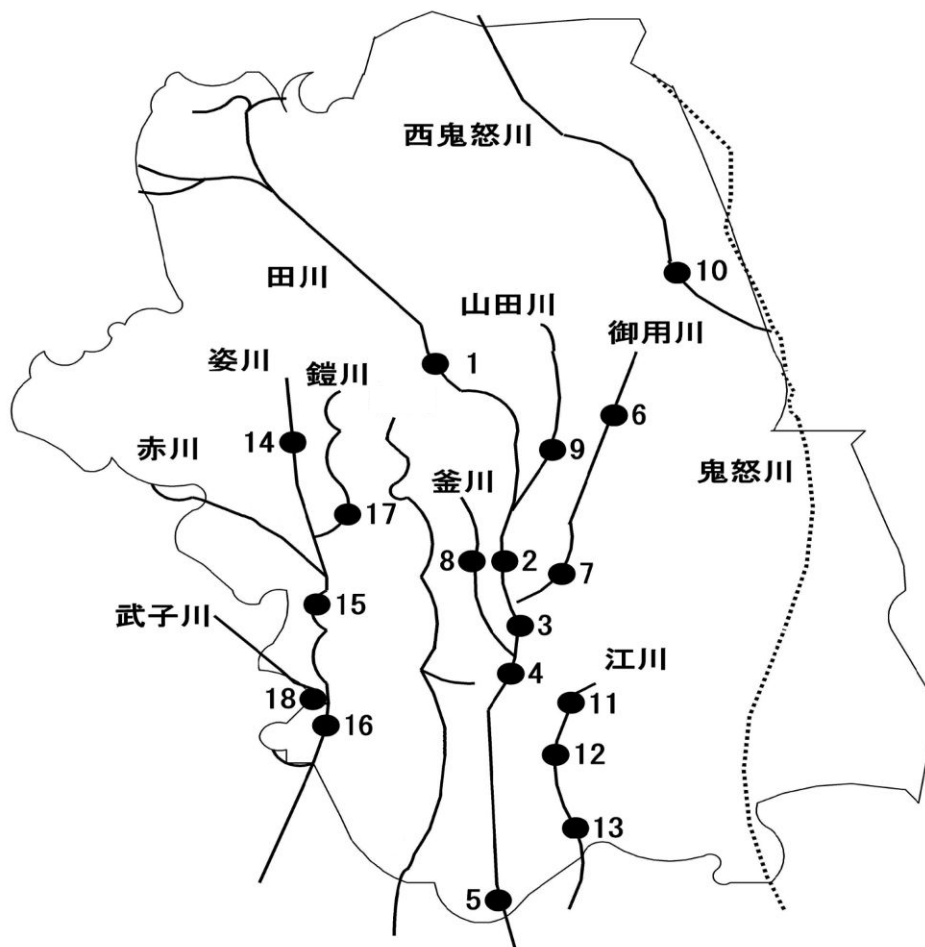


(2) 公共用水域の水質の状況

近年、主要河川の水質は、公共下水道の整備、市街化調整区域における特定環境保全公共下水道や農業集落排水処理施設の整備及び単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換や工場等における水質汚濁防止法に基づく排水規制基準の遵守により、水質汚濁の防止が図られています。が、河川の水質汚濁防止法に基づく排水規制基準の環境基準^{*}が達成されていない調査地点もあることから、引き続き生活排水対策等が必要となっています。

^{*}環境基準：「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として環境基本法に基づき定められている行政上の目標

図28 公共用水域水質の調査地点



河川名	No.	地点名	河川名	No.	地点名
田川	1	上の島橋	西鬼怒川	10	西鬼怒川橋
	2	大曾橋	江川	11	腰抱地藏前
	3	宮の橋		12	新四号国道下
	4	鉄道橋		13	平塚橋
	5	孫八橋	姿川	14	こしじ橋
御用川	6	昭和橋		15	鹿沼街道
	7	錦中央公園	16	姿川橋	
釜川	8	つくし橋	鎧川	17	能満寺西
山田川	9	末流	武子川	18	中町橋

2 し尿・浄化槽汚泥等処理の現状について

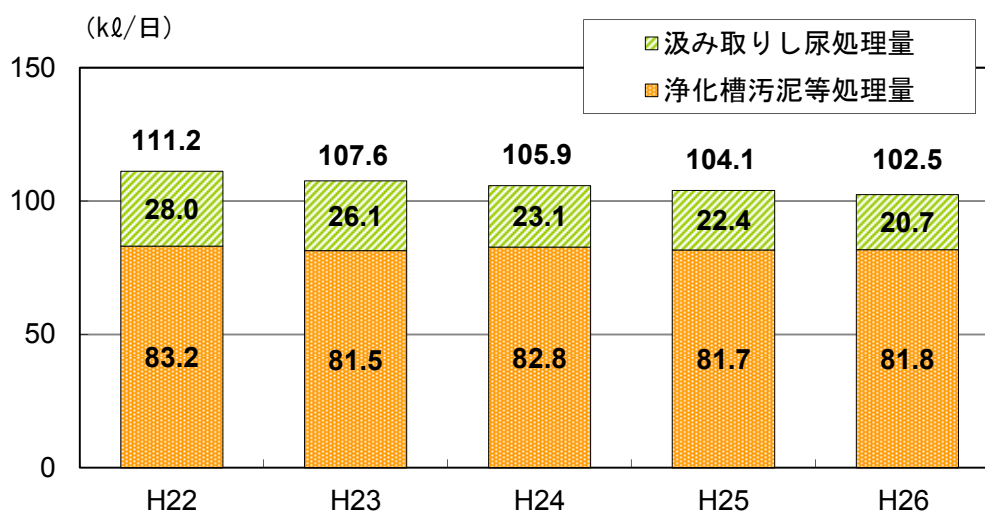
1日当たりのし尿・浄化槽汚泥等の処理量については、下水道等の集合処理の普及により緩やかに減少しており、1日当たりのし尿・浄化槽汚泥等の総量は、平成22年度と比べ平成26年度には、8.7kℓ/日減少しています。

し尿は、公共下水道、農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換により減少しています。浄化槽汚泥等については、下水道接続等により減少していますが、汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換で汚泥量が増加するため、浄化槽汚泥等の総量としては緩やかに減少するとともに、質の変化も起こっています。

表4.2 1日当たりのし尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移 (単位：kℓ/日)

	H22	H23	H24	H25	H26
汲み取りし尿処理量	28.0	26.1	23.1	22.4	20.7
浄化槽汚泥等処理量	83.2	81.5	82.8	81.7	81.8
合計	111.2	107.6	105.9	104.1	102.5

図2.9 1日当たりのし尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移



(1) し尿・浄化槽汚泥等の収集運搬状況

し尿の収集運搬については、旧宇都宮市区域は収集区域ごとに市が委託しており計7台で収集運搬し、旧上河内町・河内町区域は、許可業者の計12台で収集運搬しています。

また、浄化槽汚泥等の収集運搬については、市全域において許可業者の計69台で収集しています。

表4-3 し尿・浄化槽汚泥等の収集車（平成27年4月1日現在）

	直 営	委 託	許 可	合 計
し尿専用	0	7	0	7
浄化槽専用	0	0	69	69
し尿浄化槽兼用	0	0	12	12
合計	0	7	81	88

(2) し尿・浄化槽汚泥等の処理状況

し尿・浄化槽汚泥等は、東横田清掃工場に搬送した後、水処理され、濃縮・脱水・乾燥・焼却という処理工程を経て、市所有の最終処分場のエコパーク板戸で埋立処分しています。

なお、板戸地区農業集落排水処理施設の汚泥は、併設施設において肥料化され農家に還元しています。

ア し尿処理施設（中間処理）

東横田清掃工場に搬入されるし尿・浄化槽汚泥等をし尿処理施設で水処理しており、発生した汚泥を脱水し焼却処理しています。

表4-4 し尿処理施設の状況

施 設 名	竣 工	処理能力	現 況
東横田清掃工場 水処理施設 (低希釈二段活性汚泥方式)	昭和59 年度	185kℓ/日	し尿・浄化槽汚泥等の処理割合の変化と施設の老朽化に対応し、今後10年間の延命化を図るため、平成19～20年度に大規模な改修工事を実施した。
東横田清掃工場 汚泥乾燥焼却施設	昭和57 年度	30t/7h	稼動後34年を経過しており、老朽化により処理能力は低下している。

イ 最終処分場

中間処理施設（東横田清掃工場）から発生した汚泥の焼却灰は、市所有の最終処分場であるエコパーク板戸に埋立処分しており、計画期間は、平成16年度から平成31年度までです。

なお、平成26年度の最終処分量の実績は、124t/年です。

表4-5 最終処分場の状況

施 設 名	計画期間	埋立能力
エコパーク板戸	平成16年度から平成31年度まで	355,000m ³

3 前生活排水処理基本計画の実績と評価

(1) 生活排水処理の実績と目標値

ア 生活排水処理施設の整備等

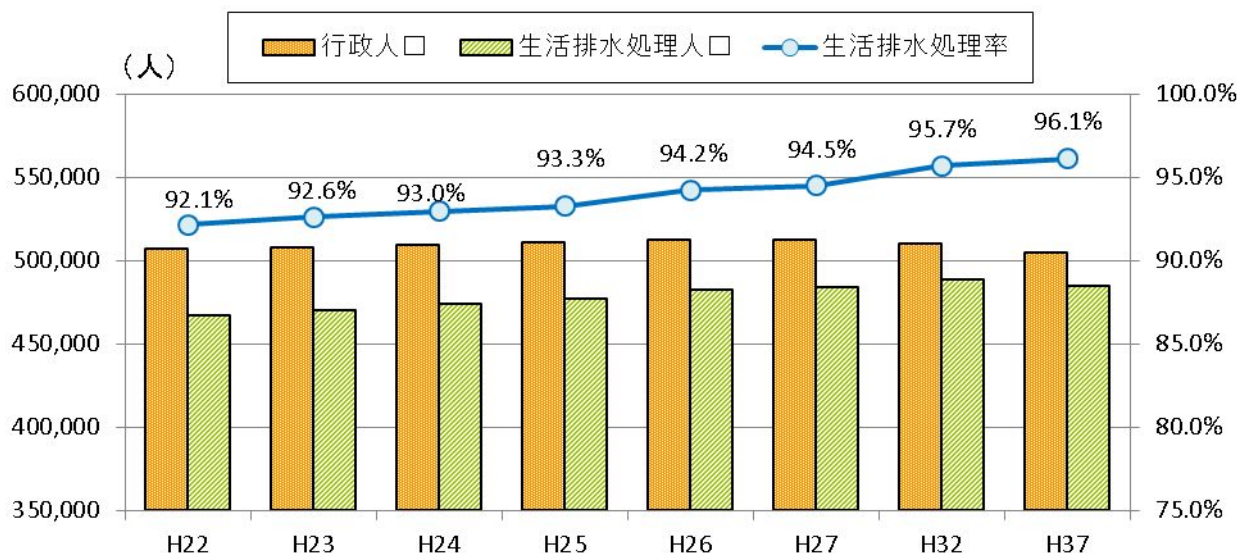
生活排水処理基本計画における、生活排水処理率の実績及び目標値の推移と生活排水処理施設整備等の目標と実績は、以下のとおりです。

生活排水処理率の目標は、現計画年度の初年度である平成23年度から順調に上昇し、平成26年度実績で94.2%と、目標を達成できている状況です。

また、平成26年度の接続目標は、公共下水道では93.3%と、目標達成できているが、農業集落排水処理施設では83.0%にとどまっており、目標達成ができていない状況です。

さらに、平成26年度の整備目標は、公共下水道が94.3%、合併処理浄化槽が74.4%となっており、目標達成ができていない状況です。

図30 生活排水処理率の実績及び目標値

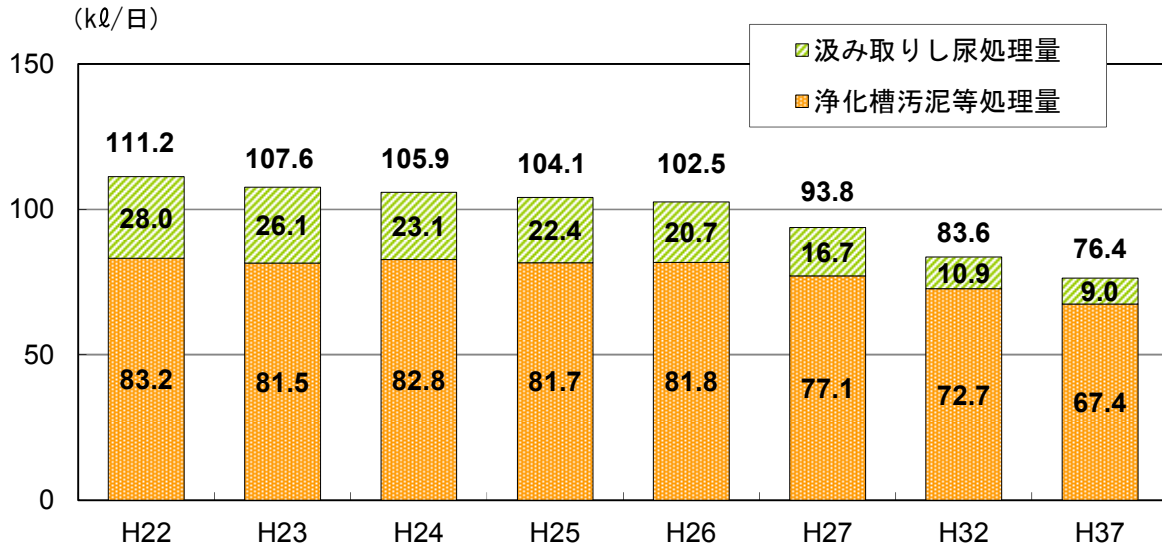


	実績値			目標値 (前計画)				
	H22年度	H25年度	H26年度 (実績)	H26年度 (目標等)	H27年度 (短期目標)	H32年度 (中期目標)	H37年度 (長期目標)	
行政人口 (人)	506,829	511,183	512,361	511,684	512,193	510,425	504,478	
生活排水処理率の目標 (%)	92.1	93.3	94.2	94.2	94.5	95.7	96.1	
接続目標 (%)	公共下水道	91.5	92.4	93.3	92.5	92.6	93.3	93.8
	農業集落排水処理施設	79.5	82.0	83.0	87.7	89.7	94.8	100.0
整備目標 (%)	公共下水道	94.2	94.1	94.3	96.9	97.3	98.6	100.0
	合併処理浄化槽	61.0	72.2	74.4	81.7	86.1	100.0	100.0
公共用水域水質 (BOD値) の見通し (mg/l)	1.78	1.70	1.51	1.62	1.58	1.46	1.39	

イ し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し

1日当たりのし尿・浄化槽汚泥等処理量の実績については、年々減少傾向で推移していますが、平成26年度実績で102.5kℓ/日となっており、見通した処理量よりも多くなっています。

図3-1 し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し



	実績値			見通し値 (前計画)			
	H22年度	H25年度	H26年度 (実績)	H26年度 (目標)	H27年度 (短期目標)	H32年度 (中期目標)	H37年度 (長期目標)
し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し (kℓ/日)	111.2	104.1	102.5	96.2	93.8	83.6	76.4

(2) 生活排水処理に関する評価

生活排水処理施設の整備等に関する評価については、下記のとおり分析します。

生活排水処理率

- 生活排水処理率については、農業集落排水処理施設と合併処理浄化槽の処理人口が伸び悩んでいるものの、公共下水道への接続世帯数及び処理人口が増加し、目標を達成しました。

生活排水処理施設の接続目標

- 公共下水道の接続率については、戸別訪問の実施に加え、施工前からの接続義務の説明などの接続促進を継続的に行うことにより目標を達成しました。
- 農業集落排水処理施設の接続率については、未接続の世帯を対象に、戸別訪問などの接続促進の実施により、接続率は増加しましたが、目標を達成することはできませんでした。要因としては、経済的な理由や、既に浄化槽による水洗化がされており、接続することへの意欲が低いことなどが考えられます。

生活排水処理施設の整備目標

- 公共下水道の整備率については、整備面積は増加したものの、目標を達成することはできませんでした。要因としては、整備に関連する土地区画整理事業の進捗状況や特定財源の減少などが考えられます。
- 合併処理浄化槽の整備率については、住宅の新築に伴う整備は進んでいるものの、目標を達成することはできませんでした。要因としては、経済的な理由や、既に単独処理浄化槽により水洗化がされており、合併処理浄化槽への転換に対する動機づけが弱いことなどが考えられます。

し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し

- し尿・浄化槽汚泥等の処理量については、し尿量は減少しているものの、見通しの数値を上回っています。要因としては、公共下水道の整備率等が目標を下回ったことなどが考えられます。

(3) 市民による意識調査結果について

- 生活排水処理施設は、水環境保全のために必要であるとの認識が高い。
- 自宅での生活排水の処理方法に対する認識が低い。
- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を行わない理由として、経済的な問題や今の生活で困らないなどが多い。

4 生活排水処理の課題について

前計画の実績・取組状況やアンケート結果及び社会情勢などから、計画改定にあたり配慮すべき課題は以下のとおり整理しました。

(1) 整備・接続・維持管理

<p>●公共下水道における整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等と連携するなど、効率的な整備の推進 ・事業計画区域内の整備を推進するため、特定財源の確保
<p>●農業集落排水処理施設への接続の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問や広報等の手法を検討し、普及・啓発の強化 ・環境保全の理解を深めるよう意識向上の強化 ・接続の促進に向けて、効果的な支援の検討
<p>●合併処理浄化槽への転換の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政支援のあり方や整備手法の検討 ・環境保全の理解を深めるよう意識向上の強化 ・戸別訪問や広報等の手法を検討し、普及・啓発の強化
<p>●生活排水処理施設の効率的な運営管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な運営管理に向けて、施設の統廃合などの検討 ・老朽化による施設の耐用年数を踏まえ、改築・更新の検討 ・浄化槽の適正管理に向けた指導の充実

(2) 運搬・処理・処分

<p>●し尿の収集運搬体制及びし尿・浄化槽汚泥等の下水道施設における一体処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全域のし尿収集運搬を業務委託化することにより、将来のし尿量の減少に向け、安定した収集運搬体制を確立 ・効果的・効率的な中間処理を継続するために、下水道施設敷地内における下水と一体的に処理する施設の整備推進 ・引き続き安定した最終処分の実施
--

第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針

1 基本理念について

宇都宮市には、鬼怒川をはじめとする21の一級河川に加え、準用河川や多くの普通河川があり、市域をおおむね北から南に貫流しています。

これまで進めてきた生活排水処理施設の整備や工場排水の規制により、市内河川の水質は、改善傾向にあります。依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水などによる水質汚濁が見られます。また、河川の水質を向上させることは本市だけでなく、下流の自治体の住民にも有益です。

今後、迎える人口減少・超高齢化社会においても生活排水処理施設を効率的に管理し、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換を促進するなど、生活排水の適正処理を推進していくことで良好な水環境が確保されることから、市民が「快適に暮らせるまち」の実現を目指すために、基本理念を次のように掲げます。

【基本理念】

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

2 基本方針について

基本理念の実現を目指して、改定計画では、以下に示す2つの基本方針を設定します。

基本方針1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境の改善や公共用水域の水質改善に向け、施設の効率的な運営管理を検討するとともに、事業の経済性や地域特性を踏まえた整備手法を検討することにより、生活排水処理施設を計画的に整備完了することを目指します。

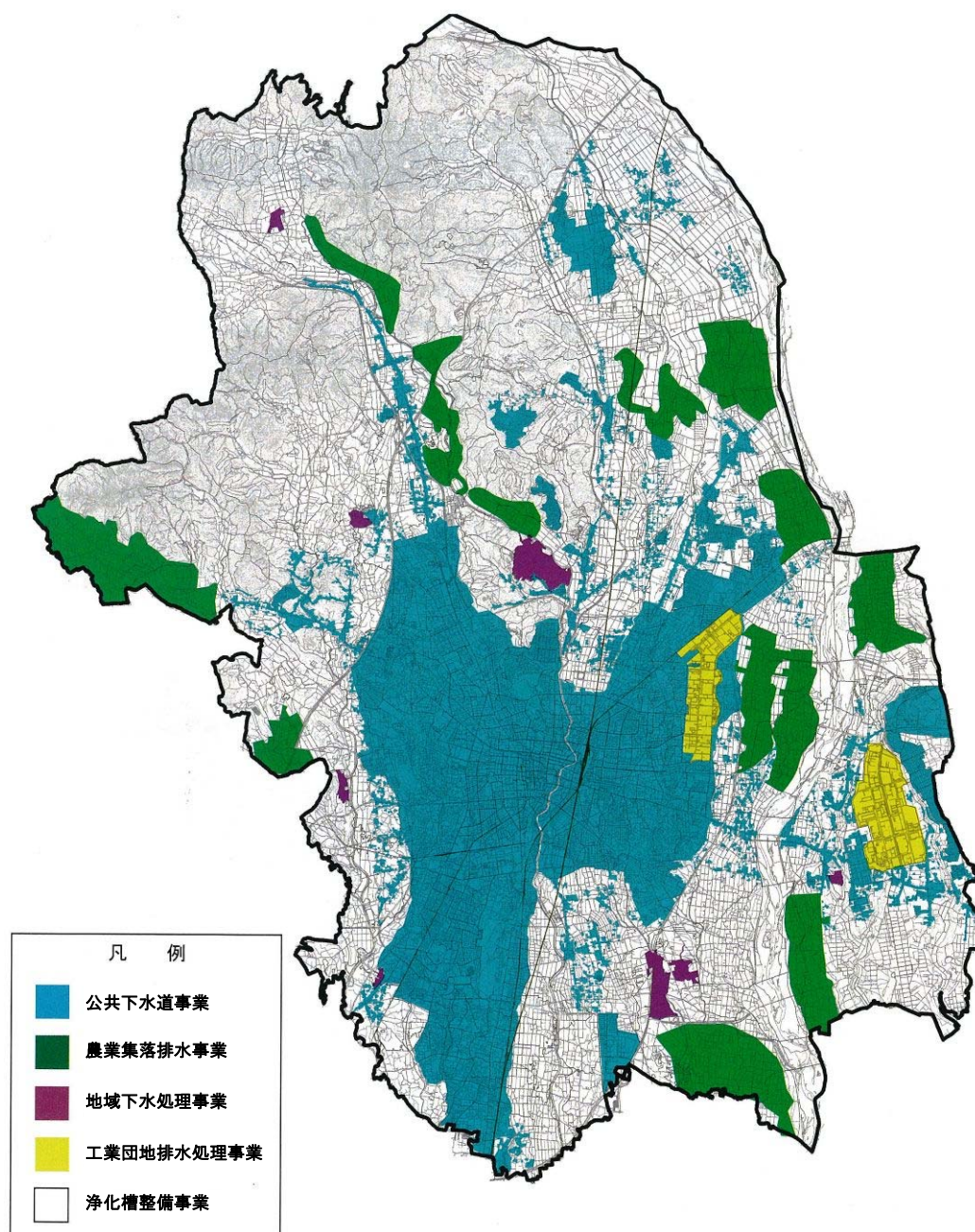
基本方針2 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥等の現状を踏まえ、循環型社会の形成に貢献するため、適正に収集運搬し、下水道施設において一体的に処理するため、効果的・効率的な処理方法について、継続的に検討します。

3 生活排水処理整備区域について

生活排水処理施設の計画的な整備完了のために、整備時期や水質保全効果、地域特性などを考慮して、効率的に整備を推進します。

図3.2 生活排水処理整備区域図



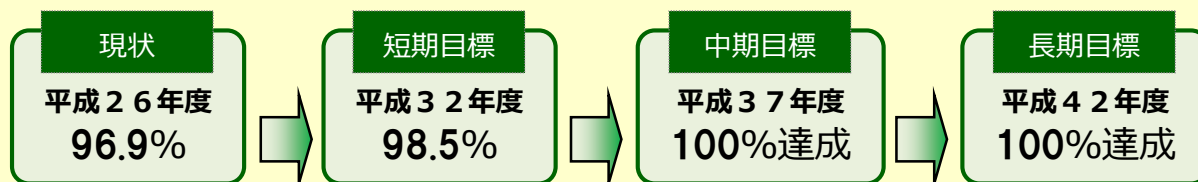
※平成27年度に生活排水処理整備手法を検討中

第3章 生活排水処理基本計画の目標値

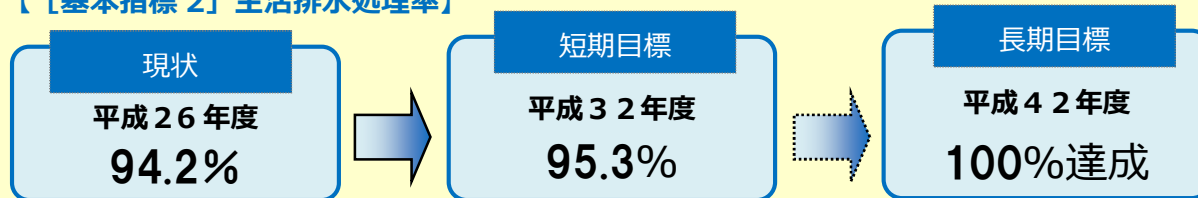
1 生活排水処理基本計画の目標値

生活排水処理施設の整備・接続目標<<基本指標>>

【基本指標1】生活排水処理人口普及率



【基本指標2】生活排水処理率



【基本指標の設定理由】

- ・生活排水処理施設の整備進捗について、把握することができる。 [基本指標1]
- ・生活排水処理施設への接続について、把握することができる。 [基本指標2]

表4-6 生活排水処理施設整備の目標値

		H26年度※	H32年度	H37年度	H42年度
行政人口	(人)	512,361	517,760	512,890	504,670
生活排水処理普及人口	(人)	496,316	509,994	512,890	504,670
生活排水処理人口普及率	(%)	96.9	98.5	100.0	100.0

※平成26年度は外国人人口を含まない

表4-7 生活排水の処理形態別人口及び処理率の目標

区分		H26年度※	H32年度	H37年度	H42年度
行政人口	(A)	512,361	517,760	512,890	504,670
生活排水処理人口	(B)	482,681	493,425	502,632	504,670
公共下水道		403,320	440,154	449,124	452,099
農業集落排水処理施設		11,362	11,101	11,768	11,550
地域下水処理施設		24,972	11,364	11,173	10,859
合併処理浄化槽		43,027	30,806	30,567	30,162
生活排水未処理人口		29,680	24,335	10,258	0
単独処理浄化槽		20,725	19,019	8,175	0
し尿汲み取り		8,955	5,316	2,083	0
生活排水処理率	(B/A)	94.2%	95.3%	98.0%	100.0%

※平成26年度は外国人人口を含まない

公共用水域水質の基準の達成率<<参考指標>>

【【参考指標1】河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準の達成率】



【基本指標の設定理由】

・生活排水処理施設への接続によって、公共用水域の水質保全が確保されているか把握するため、参考指標として設定する。

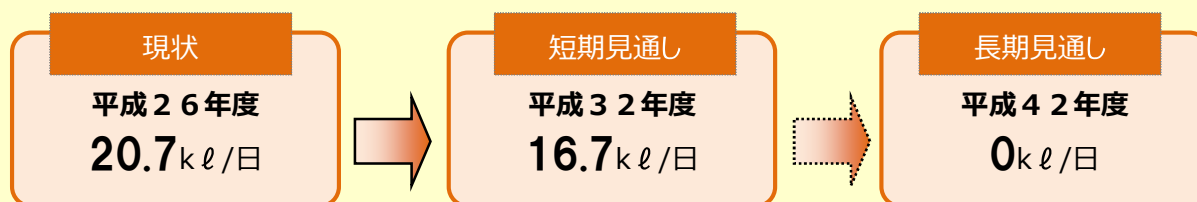
なお、河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準の達成率については「第3次宇都宮市環境基本計画」による。

表48 河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準の達成率

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準の達成率	(%)	94	94	94	維持・向上

汲み取りし尿処理の見通し<<参考指標>>

【【参考指標2】汲み取りし尿処理量】



【基本指標の設定理由】

・汲み取り世帯からの生活排水処理施設への接続や合併処理浄化槽の設置による、し尿の減少を把握するため、参考指標として設定する。

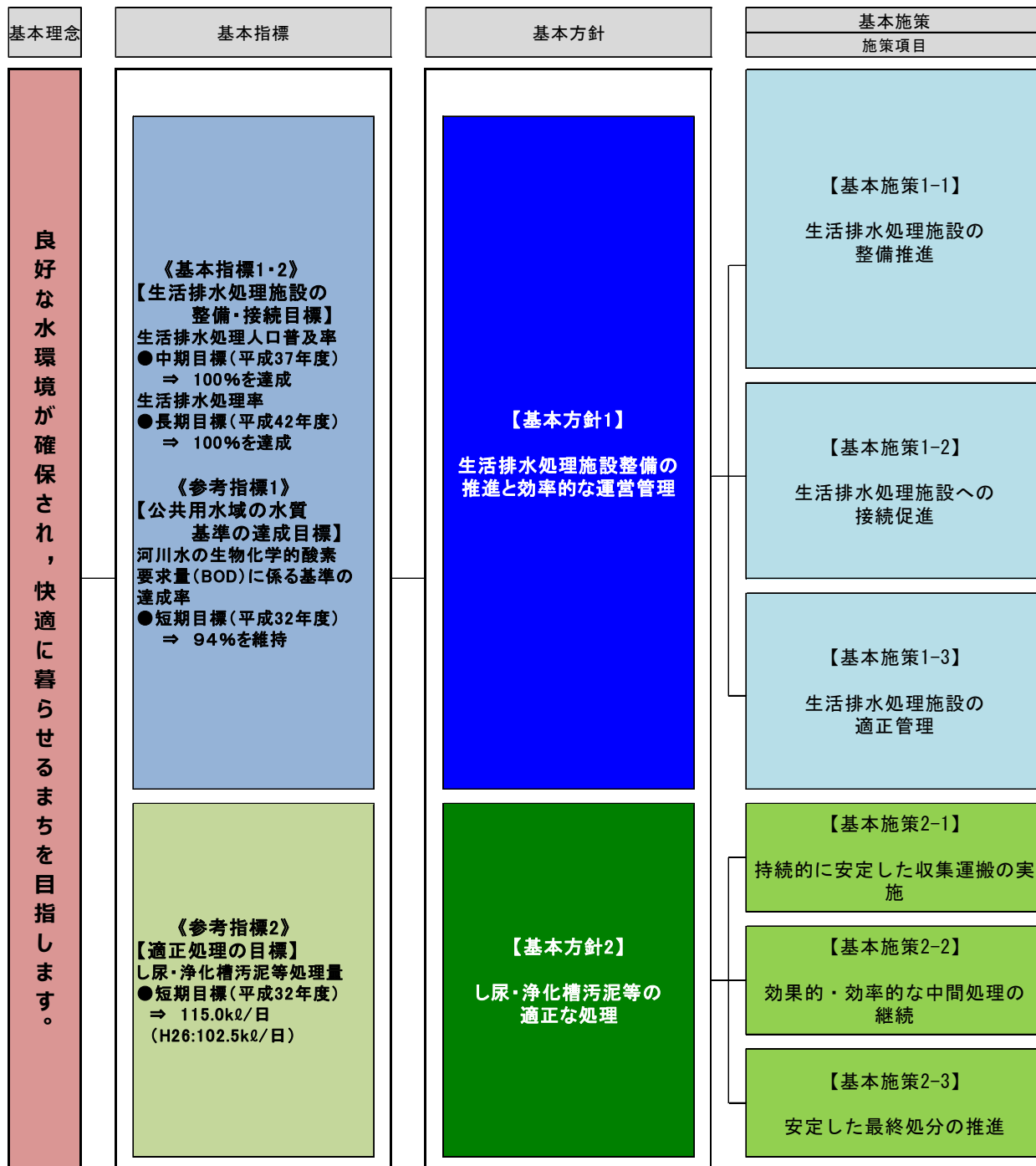
表49 汲み取りし尿処理量の見通し値

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
汲み取りし尿処理量	(kℓ/日)	20.7	16.7	7.1	0.0

第4章 生活排水処理基本計画の施策体系

1 基本的考え方

今後、迎える人口減少・超高齢化社会においても、生活排水処理施設を効率的に管理し、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を促進するなど、生活排水の適正処理を推進するための施策を展開します。



2 生活排水処理基本計画の施策体系

本計画では、以下に示すとおり、2つの基本方針の下に6つの基本施策、10の施策事業を設定し、計画の目標達成に向けて取組を進めていきます。

図3.3 生活排水処理基本計画の施策体系

基本施策 取組指標	施策事業	位置付け			
・生活排水処理人口普及率 96.9% (H26) ⇒ 98.5% (H32)	(1) 公共下水道の整備推進		拡充		重点
	(2) 合併処理浄化槽の整備推進		拡充		重点
	(3) 合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発		拡充		重点
・生活排水処理率 94.2% (H26) ⇒ 95.3% (H32)	(4) 公共下水道への接続促進			継続	
	(5) 農業集落排水処理施設への接続促進			継続	
・浄化槽法第11条検査受検率 47.7% (H26) ⇒ 67.7% (H32)	(6) 施設の統廃合等の検討 ※中長期施策	新規			
	(7) 合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実		拡充		重点
・し尿収集運搬体制の調整 し尿収集運搬体制 平成30年全市域業務委託	(8) し尿収集運搬体制を統一			継続	
・一体処理の推進 し尿処理施設 1施設 (H26) ⇒ 0施設 (H32) 一体処理施設 0施設 (H26) ⇒ 1施設 (H32)	(9) 水再生センターにおける一体処理の推進	新規			
・沈砂・汚泥焼却灰等埋立量 124.5 t /年 (H26) ⇒ 72.2 t /年 (H32)	(10) 安定した最終処分の実施			継続	

基本方針 1

生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境の改善や公共用水域の水質改善に向け、施設の効率的な運営管理を検討するとともに、事業の経済性や地域特性を踏まえた整備手法を検討することにより、生活排水処理施設を計画的に整備完了することを目指します。



(川田水再生センター)

基本施策 1-1 生活排水処理施設の整備推進

基本施策	施策事業	位置付け		
【基本施策1-1】 生活排水処理施設の 整備推進	(1) 公共下水道の整備推進	拡充		重点
	(2) 合併処理浄化槽の整備推進	拡充		重点
	(3) 合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発	拡充		重点

【取組指標】生活排水処理人口普及率

公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、整備の進捗を把握するため、生活排水処理人口普及率を「生活排水処理施設の整備推進」における取組指標に設定します。

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
生活排水処理人口普及率	(%)	96.9	98.5	100.0	100.0

(1) 公共下水道の整備推進	新規	拡充	継続	重点
----------------	----	----	----	----

公共下水道事業計画区域における管きよの整備について、100パーセントを目指すため、土地区画整理事業や他事業等と連携を強化し、効率的に推進します。

(2) 合併処理浄化槽の整備推進	新規	拡充	継続	重点
------------------	----	----	----	----

浄化槽で整備する区域において、更なる合併処理浄化槽の設置を促進するために、補助制度の継続とともに、制度の見直しを図ります。

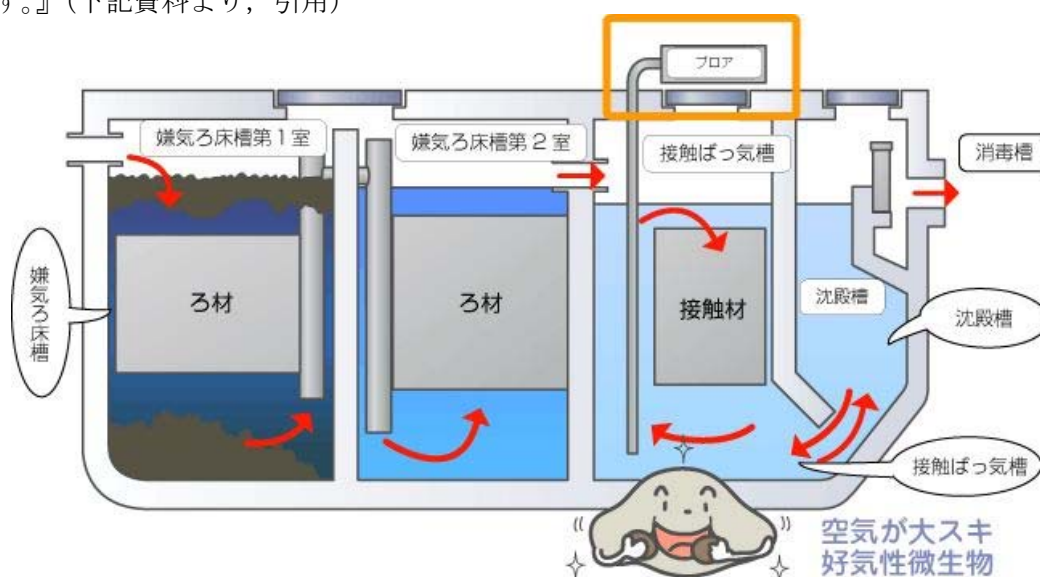
(3) 合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発	新規	拡充	継続	重点
------------------------	----	----	----	----

公共用水域の水質保全への意識向上を図り、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促すための啓発活動を強化します。

コラム 14 「合併処理浄化槽」ってなに？

合併処理浄化槽は、水洗式トイレと連結して、し尿（糞及び尿）と併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のことです。

合併処理浄化槽の役割は、『水中の微生物の働きを利用して、汚れた水をきれいにしています。それらの微生物には、空気を好む「好気性微生物」と空気が嫌いな「嫌気性微生物」がいます。微生物たちは、水中の汚れ（有機物）をエサにして、数をどんどん増やしていきます。浄化槽をうまく働かせるためには、微生物たちの特徴に合わせて、元気になるような環境や条件を整えることが大切です。』（下記資料より、引用）



資料) 環境省「浄化槽サイト 自然にやさしい浄化槽のひみつ」より

基本施策 1-2 生活排水処理施設への接続促進

基本施策	施策事業		位置付け	
【基本施策1-2】 生活排水処理施設への 接続促進	(4)	公共下水道への接続促進		継続
	(5)	農業集落排水処理施設への接続促進		継続

【取組指標】生活排水処理率

公共下水道や農業集落排水処理施設への接続促進により、各施設への接続状況を把握するため、生活排水処理率を「生活排水処理施設への接続促進」における取組指標に設定します。

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
生活排水処理率	(%)	94.2	95.3	98.0	100.0

(4) 公共下水道への接続促進

新規 拡充 **継続** 重点

更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発及び戸別訪問により、公共下水道への接続を促進します。

(5) 農業集落排水処理施設への接続促進

新規 拡充 **継続** 重点

更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発及び戸別訪問により、農業集落排水処理施設への接続を促進します。

コラム15 「生活雑排水」ってどんなもの？

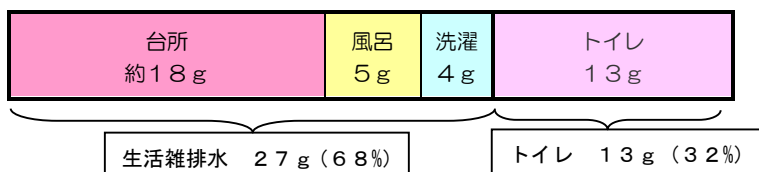


家庭から出る生活排水のうち、もっとも汚れのひどいのは、台所や風呂、洗濯機からの排水です。この台所や風呂、洗面、洗濯などトイレ以外から出る汚水を生活雑排水といいます。

一人が1日の生活でどのくらい水を汚しているかをBOD有機物質の量で表すと、約40グラムであり、その内訳はトイレが13グラム、生活雑排水が27グラム（このうち台所の汚水が18グラム）となっています。

いかにトイレ以外の生活雑排水の汚れが大きいかわかります。

◎一人1日当たりの生活排水の負荷割合



基本施策 1-3 生活排水処理施設の適正管理

基本施策	施策事業		位置付け			
【基本施策1-3】 生活排水処理施設の 適正管理	(6)	施設の統廃合等の検討 ※中長期施策	新規			
	(7)	合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実		拡充		重点

【取組指標】 浄化槽法第11条検査受検率

浄化槽の適正管理を推進していくため、浄化槽法第11条による検査受検率を「生活排水処理施設の適正管理」における取組指標に設定します。

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
浄化槽法第11条検査受検率	(%)	47.7	67.7	81.9	100.0

(6) 施設の統廃合等の検討

新規 拡充 継続 重点

経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を目指し、中長期での生活排水処理施設の公共下水道への接続時期などを検討します。なお、将来にわたり存続する施設については、中長期的な視点に基づき、施設の長寿命化等を実施します。

(7) 合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実

新規 拡充 継続 重点

法で定められた検査の受検率を向上させ、浄化槽の適正管理を確保するため、関係機関と連携を図り、広報や効果的な啓発を推進し、指導の充実を図ります。

コラム16 「浄化槽の検査受検」って何？



浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するための検査で、日頃の保守点検や清掃の状況、処理水等についての検査のことで、浄化槽法に規定されています。

検査は、浄化槽を設置してから設置後3か月経過後5か月以内に受ける検査（第7条検査）、翌年から1年に1回受ける定期検査（第11条検査）の2種類ある。検査は、栃木県知事が指定する検査機関（県内では「一般社団法人 栃木県浄化槽協会」）が行います。

本市の第11条検査の受検率は、平成26年度現在で47.7%となっており、平成25年度の全国平均（36.3%）に比べて高い受検率となっていますが、栃木県平均（61.6%）と比べると、低い受検率にとどまっていますので、更なる受検率の向上に努めていく必要があります。

基本方針2

し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥等の現状を踏まえ、循環型社会の形成に貢献するため、適正に収集運搬し、下水道施設において一体的に処理するため、効果的・効率的な処理方法について、継続的に検討します。



(東横田清掃工場)

基本施策2-1 持続的に安定した収集運搬の実施

基本施策	施策事業		位置付け			
【基本施策2-1】 持続的に安定した収集運搬の実施	(8)	し尿収集運搬体制を統一			継続	

【取組指標】し尿収集運搬体制の調整

し尿・浄化槽汚泥等の量及び性状の変動に対応した収集運搬体制の構築や効率化・円滑化を図るため、し尿収集運搬体制の調整を行うことを取組指標に設定します。

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
し尿収集運搬体制の調整	(-)	-	平成30年全市域業務委託		

(8) し尿収集運搬体制を統一

新規

拡充

継続

重点

将来、汲み取りし尿の収集運搬量は減少が見込まれることから、し尿・浄化槽汚泥等の量及び性状の変動に対応するとともに、効果的で効率的な収集運搬を実施します。

基本施策 2-2 効果的・効率的な中間処理の継続

基本施策	施策事業	位置付け			
【基本施策2-2】 効果的・効率的な中間処理の継続	(9) 水再生センターにおける一体処理の推進	新規			

【取組指標】 一体処理の推進

効果的・効率的なし尿・浄化槽汚泥等の処理方法として、水再生センターでの一体処理を推進することを、「効果的・効率的な中間処理」における取組指標に設定します。

			H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
一体処理の 推進	し尿処理施設	(施設数)	1	0	0	0
	一体処理施設	(施設数)	0	1	1	1

(9) 水再生センターにおける一体処理の推進

新規

拡充

継続

重点

水再生センターにおいて一体的に処理するなど、効果的・効率的な処理方法について継続的に検討・実施します。

基本施策 2-3 安定した最終処分の推進

基本施策	施策事業	位置付け			
【基本施策2-3】 安定した最終処分の推進	(10) 安定した最終処分の実施			継続	

【取組指標】 沈砂・汚泥焼却灰等埋立量

中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等について、資源の有効利用を図り、最終処分量を減らすため、し尿・浄化槽汚泥等の最終処分量を「安定した最終処分の推進」における取組指標に設定します。なお、沈砂・汚泥焼却灰等の埋立量の見通しについては、ごみ処理基本計画によります。

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
沈砂・汚泥焼却灰等埋立量	(t/年)	124.5	72.2	72.2	72.2

(10) 安定した最終処分の実施

新規

拡充

継続

重点

中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等については、安定した最終処分を適正に実施します。

第5章 収集運搬、中間処理、最終処分の体制

本市から排出された、し尿・浄化槽汚泥等については、引き続き適正かつ安定的に処理します。

1 し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し

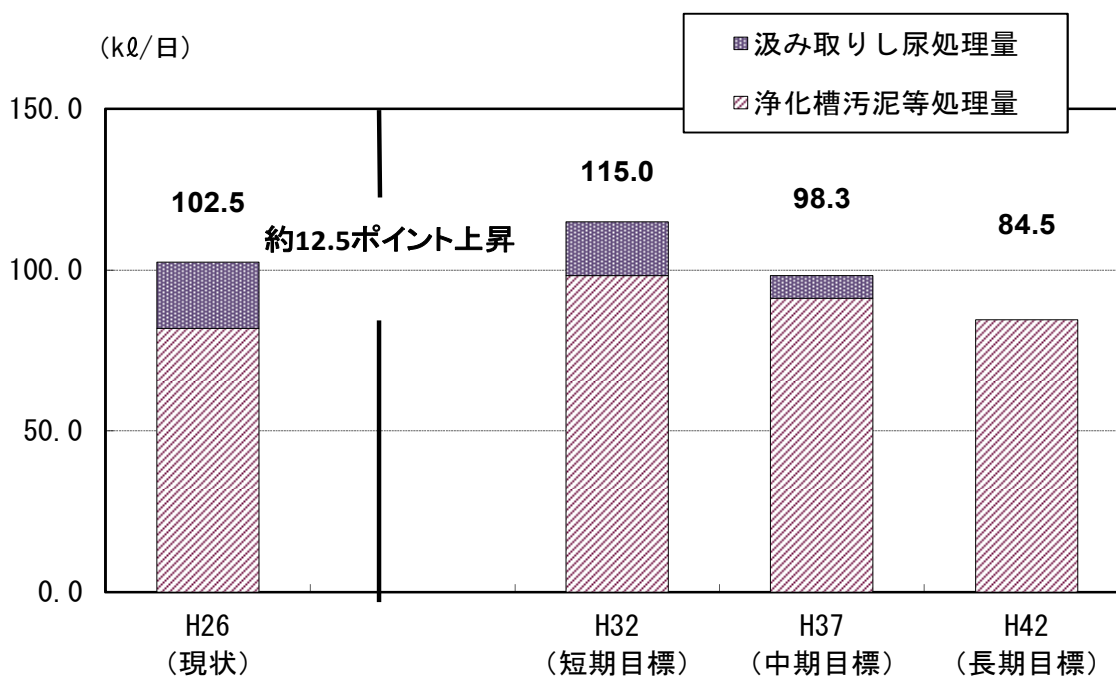
生活排水処理形態別人口に基づく、し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通しは、下表のとおりです。

し尿は、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や、合併処理浄化槽への転換により減少していく見込みです。浄化槽汚泥等は、処理する施設の統合などにより、一時的に増加する見通しです。

表50 し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し

		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
汲み取りし尿処理量	(kℓ/日)	20.7	16.7	7.1	0.0
浄化槽汚泥等処理量	(kℓ/日)	81.8	98.3	91.2	84.5
合計	(kℓ/日)	102.5	115.0	98.3	84.5

図34 し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し



2 収集運搬体制

浄化槽汚泥等については、引き続き、許可業者により、収集運搬を実施していきます。

し尿については、収集形態のあり方や公共下水道等の進捗による、し尿収集運搬量の減少を十分考慮し、効果的で効率的な収集運搬を実施していきます。

3 中間処理体制

し尿・浄化槽汚泥等については、一体処理を開始するまでは、引き続き、東横田清掃工場において、現在の水処理や焼却処理などを継続して行います。

将来的に、水再生センターにおいて、下水処理過程から発生した汚泥と一体処理を推進していきます。

4 最終処分体制

東横田清掃工場から発生する汚泥等は、一体処理を開始するまでは、引き続き、焼却処理後、最終処分場において埋立処分します。

将来的に、一体処理したし尿・浄化槽汚泥等については、水再生センターにおいて適正に処理後、資源化することとし、除去した残渣については、焼却処理するなどし、最終処分場において埋立処分します。

第4部 一般廃棄物処理基本計画の推進体制

1 推進体制

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくために必要な体制を整備します。

(1) 市における推進体制

市は、計画を総合的・計画的に推進するため、市内部の横断的組織として、「環境基本計画推進委員会」を設置し、その下部組織として企画会議と部会を設置します。

循環型社会部会では、一般廃棄物処理基本計画に基づく施策・事業の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

(2) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、必要に応じて意見や提言を行います。

また、市長から諮問があった場合は、計画の見直しについて審議及び答申を行います。

(3) 広域的な連携

広域でのごみ処理を行っている、上三川町と下野市の一部（旧石橋町区域）の一般廃棄物処理基本計画と整合しながら、本計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

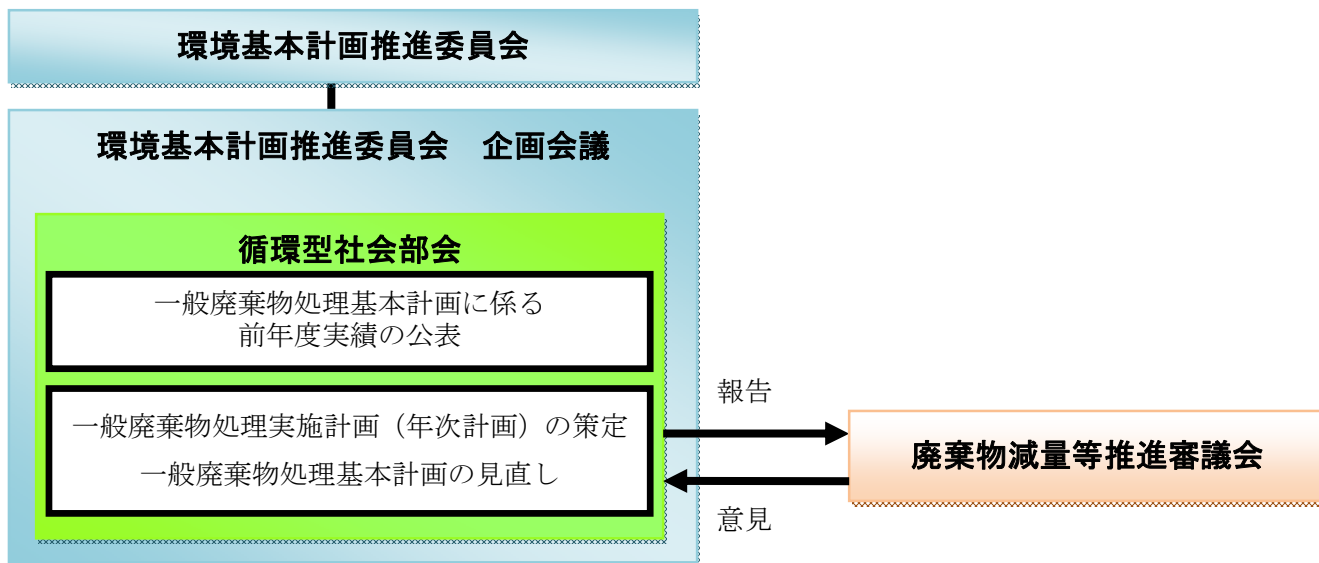
本計画の効果的な推進のため、年次計画を策定するとともに、年間実績を公表します。

(1) 年次計画の策定

ごみの「発生抑制、減量化・資源化」状況、生活排水処理施設の整備状況、収集運搬、中間処理、最終処分について、年次ごとの実施計画を策定します。

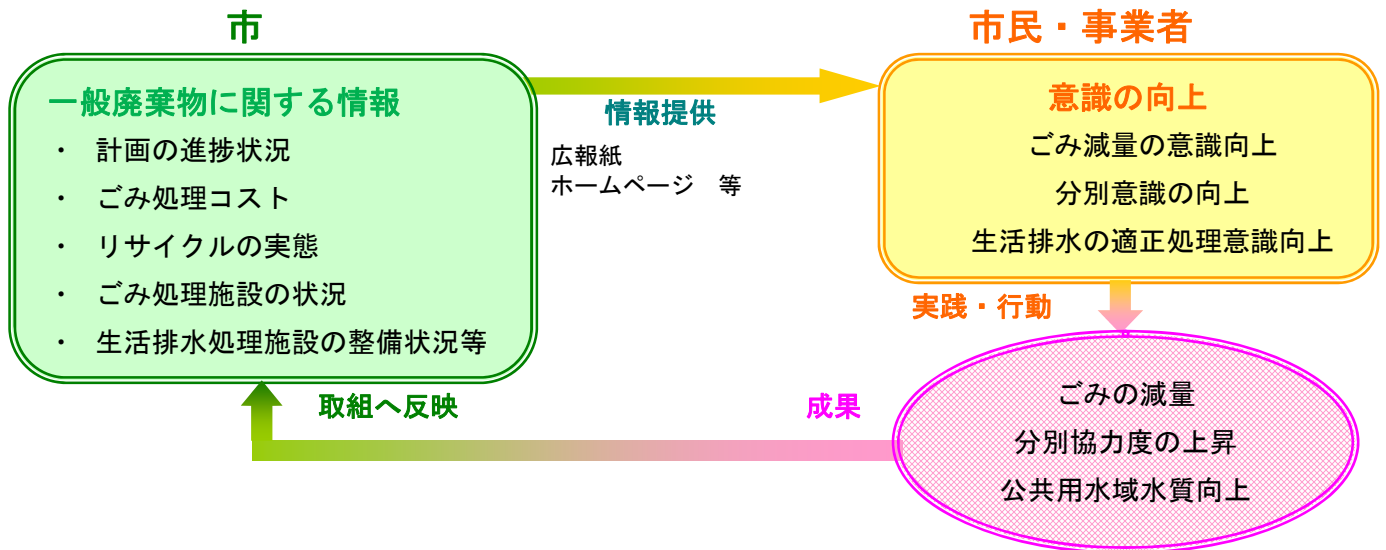
(2) 年間実績の公表

一般廃棄物の処理実績及びごみの「発生抑制、減量化・資源化」状況や生活排水処理施設の整備状況などについて、市ホームページ等を通じて市民に公表します。



3 市民への情報提供

広報紙やホームページ等において、計画の進捗状況やリサイクルの実態等の情報を定期的に提供し、3R等の意識啓発を行うことで、ごみ排出量の削減や資源化率の向上等を図ります。



資料編

1 計画策定の体制

(1) 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会は、学識経験者や各界代表者などから構成されており、市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容について専門的な立場から審議し答申を行った。

【宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員】

	氏名	役職等	委員区分
1	岡本 芳明	宇都宮市議会議員	①市議会議員
2	久保井 永三	宇都宮市議会議員	
3	黒子 英明	宇都宮市議会議員	
4	篠崎 圭一	宇都宮市議会議員	
5	中塚 英範	宇都宮市議会議員	
6	狐塚 貴博	作新学院大学准教授	②学識経験者
7	出口 明子	宇都宮大学准教授	
8	枝野 悦子	宇都宮市地域婦人会連絡協議会	③各種団体代表者
9	大手 弘子	富士見が丘生活学校	
10	島田 弘二	宇都宮市自治会連合会	
11	伴 マサ	宇都宮市消費者友の会	
12	安部 博士	株式会社ヨークベニマル御幸ヶ原店店長	④事業者
13	石島 孝夫	株式会社かましん総務部長	
14	上野 すみ子	宇都宮市商店街連盟理事	
15	小瀧 隆義	公益社団法人宇都宮青年会議所理事	
16	佐瀬 敦	株式会社東武宇都宮百貨店代表取締役副社長	⑤廃棄物処理業者
17	阿部 欣文	宇都宮文化センター株式会社代表取締役社長	
18	熊本 範章	いずみ産業株式会社代表取締役専務	
19	滝沢 千春	市民公募	⑥公募委員
20	村上 和男	リサイクル推進員	

敬称略，区分ごとの50音順

(2) 庁内検討会議

一般廃棄物処理基本計画推進委員会は、環境部次長を委員長とし、審議会の意見等を踏まえながら、計画原案の作成を行った。

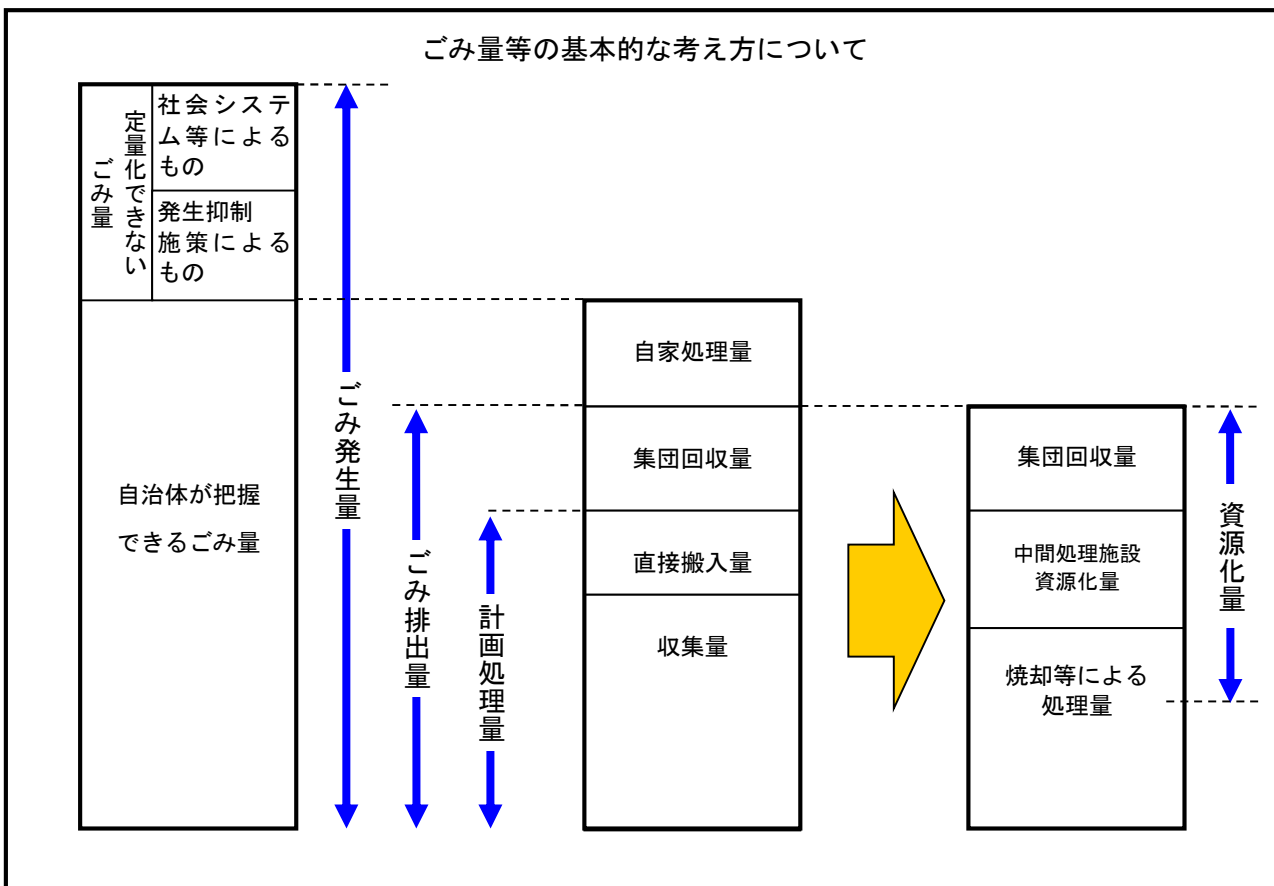
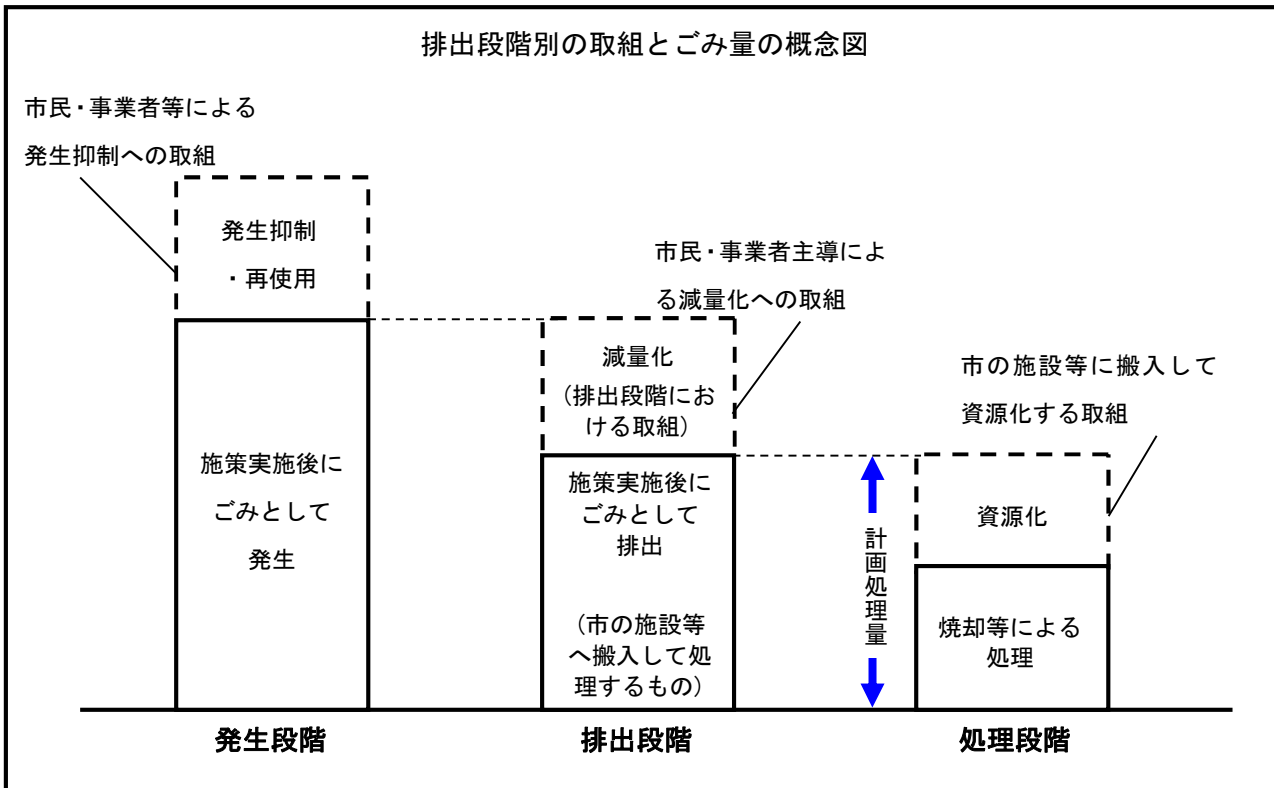
検討会議		会議の主旨
【一般廃棄物処理基本計画推進委員会】 委員長：環境部次長 副委員長：環境部清掃事業担当副参事，生活排水課長 委員：財政課長，政策審議室長 環境政策課長，環境保全課長，廃棄物対策課長， ごみ減量課長，廃棄物施設課長，下水道管理課長， 下水道建設課長		計画案の作成
ワーキンググループ	【ごみ処理基本計画改定作業部会】 環境部清掃事業担当副参事，財政課，政策審議室， 環境政策課，廃棄物対策課，ごみ減量課，廃棄物施設課， 南清掃センター，クリーンパーク茂原，農林環境整備課	課題の整理・計画案の作成
	【生活排水処理基本計画改定作業部会】 財政課，政策審議室，環境保全課，ごみ減量課， 廃棄物施設課，東横田清掃工場，下水道管理課， 下水道建設課，生活排水課	

(3) 計画策定の経過

	会議名称	開催日時
1	第1回 一般廃棄物処理基本計画推進委員会	平成27年7月16日(木)
2	第2回 一般廃棄物処理基本計画推進委員会	平成27年8月11日(火)
3	第1回 廃棄物減量等推進審議会	平成27年8月24日(木)
4	第3回 一般廃棄物処理基本計画推進委員会	平成27年10月6日(火)
5	第4回 一般廃棄物処理基本計画推進委員会	平成27年10月27日(火)
6	第5回 一般廃棄物処理基本計画推進委員会	平成27年11月16日(月)
7	第2回 廃棄物減量等推進審議会	平成27年12月25日(金)
8	第6回 一般廃棄物処理基本計画推進委員会	平成28年2月10日(水)
9	第3回 廃棄物減量等推進審議会	平成28年2月22日(月)

2 ごみ量等の概念図

<参考>



3 用語集

【ごみ処理基本計画編】

【あ】

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

●宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例

市民や来訪者が快適に過ごすことができる「きれいなまち宇都宮」をつくるために市が定めた条例で、条例指導員が宇都宮市の中心部でポイ捨てごみの指導を行うほか、自動販売機の設置者にごみ箱の設置を指導するなど、きれいなまちづくりを目指した事業を行っている。

●エコアクション21

全ての事業者が、環境への取組みを効果的・効率的に行うことを目的に、環境に取組む仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について環境省が策定したガイドラインのこと。

●エコオフィス

省資源・省エネルギー対策を進め、環境への負荷の少ない事務活動を行っている事業所のこと。
事務活動からの二酸化炭素の排出削減など、地球温暖化防止を進めている事業所を指すこともある。

●エコショップ・エコレストラン

3R活動に積極的に取り組む小売店舗、飲食店等を「宇都宮市エコショップ」、「宇都宮市エコレストラン」として認定し、更なる活動の推進を図るもの。

●エコバッグ

買い物をする際に自宅から商品を入れる買い物袋を持参し、レジ袋等を使わないようにする取組で、ごみの減量化やレジ袋の原料の石油消費を減らすことを目指している。

●温室効果ガス

太陽からの熱を吸収することによって、地球を暖める働きがあるガスのこと。

京都議定書では二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素等の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か】

●拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方として、OECD（経済協力開発機構）が提唱した。

循環型社会形成推進基本法にこの考え方が取り入れられており、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法において製造者に製品のリサイクル義務を課しているのも、この拡大生産者責任に基づくものである。

●家庭系ごみ

一般家庭の日常生活から発生する廃棄物。

●環境基本法

環境に関する基本法。「公害対策基本法（昭和42年）」と「自然環境保全法（昭和47年）」を合わせて発展させた法律で、環境に関する施策の基本的な方向を示す規定で構成している。廃棄物の増大や地球温暖化、オゾン層の破壊などといった環境問題に対処し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としている。

●環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音等から人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

●計画処理量

市施設へのごみ搬入量のこと。〔収集量+直接搬入量〕

●ケミカルリサイクル

生ごみや廃食油から発生させたバイオマス等を化学反応させてガス化するなど、化学的に処理して利用すること。

●減量化施策

集団回収や生ごみ処理機による資源化など、ごみの排出段階においてごみとして出す量を抑える施策（市民や事業者主導の取組により市施設等への搬入を減らすこと）のこと。

●高齢化等を踏まえたごみ収集

高齢者や障がい者など、ごみステーションにごみを排出することが困難な方に対して、地域での助け合いや戸別にごみの収集を行うなどをして、ごみ出しの支援を行うこと。

●小型家電

家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコン等）を除く小型家電製品で、携帯電話やパソコン、デジタルカメラ、CD・MDプレイヤー、携帯用ゲーム機など。小型家電には、大半を輸入に頼るレアメタルを多く含んでいる。

●ごみの有料化

最終処分場の延命化等から、市民がごみの減量やリサイクルを進めるきっかけになるよう、ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度のこと。

ごみ袋を市で指定した袋にして、ごみ処理費用を上乗せする方法や世帯数などによって指定袋を無料で配布し、その袋を使いきってしまった場合、有料の袋を購入してもらう方法などがある。

●ごみ排出量

ごみ発生量から発生抑制、自己処理による減量分を除いたもの。

〔収集量＋直接搬入量＋集団回収量〕

●ごみ発生量

ごみとして発生するすべての量。

〔発生抑制による減量分＋収集量及び直接搬入量＋集団回収量＋自己処理量（市民や事業者主導の取組による減量化量）〕

●ごみ発電（サーマルリサイクル）

ごみを焼却する際の熱を利用して蒸気タービンを回すことにより、発電を行うこと。資源を熱エネルギーの形で再利用することから、サーマルリサイクルともいう。発電した電気はごみ処理施設を稼働させるために使用されるほか、余った電気は電力会社に売電することもできる。

【さ】

●最終処分場

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理したものも含めて、最終的に埋立処分または海洋投入処分される。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、埋立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

●再使用

いったん使用された製品や部品、容器等を元のままの形で繰り返し使用すること。再使用を行うことは、廃棄物の排出量の抑制につながり、製品の原料の採取・製造に伴う環境への負荷を生じさせない効果がある。

●再生利用

廃棄物を回収して、原材料として再生するマテリアルリサイクルのこと。また、廃棄物を化学的に処理して製品の化学原料とすることを特にケミカルリサイクルといい、どうしてもリサイクルに不適当な場合は、燃焼してエネルギーとして再利用するサーマルリサイクルなどがある。

●事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。本計画では事業系一般廃棄物をいう。

●資源化施策

排出したごみを市の施設等に搬入することで資源化を図る施策のこと。

●資源物

ごみのうち、資源として再利用できるもの（紙布類、びん・缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ）。

●資源物以外のごみ

ごみのうち、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみの4種のこと。

●指定袋制

ごみ収集の作業効率と安全性の確保や適正なごみ排出を促すため、ごみ袋の品質・性能を統一した市の規格で製造されたごみ袋を使用すること。

●集団回収量

自治会等が行う資源物回収運動（廃品回収）で回収された量のこと。

●循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物の発生は最小限に抑えられ、循環可能な資源は適正に利用し、廃棄物は適正に処分されるとしている。

●循環型社会形成推進地域計画

施設整備等に対する循環型社会形成推進交付金の申請に伴い、市町村による一般廃棄物処理に関する総合的な施策を掲載した計画で、5か年程度の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示したもの。

●焼却残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称のこと。

●焼成

焼却灰等を1,100℃程度で加熱し、砂状にすること。

●食品リサイクル法

法律名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。

料理は食べきれぬ分だけ作ることや食材が無駄にならないよう買い物を工夫すること等により、食品廃棄物をできるだけ減らすことを定めたもの。

事業者においては、生産・流通の段階で食品廃棄物の発生を抑制した上で、食品廃棄物をできる限り飼料や堆肥等に再生利用することが定められている。

●ステーション方式

道路等の一部（歩道を含む）をごみ収集までの間一時的に利用し、ごみ集積所（ステーション）として家庭系ごみを集め、ごみを回収する方式。

●3R

ごみを減らし、限りある資源を大切に、環境にやさしい社会をつくっていくための取組のこと。私たちの普段の生活の中ではまず、ごみを出さない取組Reduce（リデュース：発生抑制）を行うとともに、物を大切に扱い、繰り返し利用できるものはできるだけReuse（リユース：再使用）する。それでも出ってしまったごみについては、できる限り資源として利用するRecycle（リサイクル：再生利用）していくという3つの取組を行うことで、いつでも豊かな環境の中で快適に生活していくことが可能となる。3Rはこの3つの頭文字をとったもの。

●スラグ化

1,200℃以上の高温で焼却灰等を熔融・冷却して、ガラス質の塊を成形すること。

●セメント化

焼却灰等に石灰石・鉄原料を添加して1,400℃で焼成し、石こう等を加えて成形すること。

【た】

●厨芥類

食べ物のくず（生ごみ）のこと。

●中間処理

収集ごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

●低炭素社会

地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。

●展開調査

市の施設に直接搬入される事業系ごみについて、違法な搬入ごみを防止するため、ごみの内容調査を行うこと。

【な】

●生ごみ処理機

生ごみを乾燥したり堆肥にしたりする装置のことで、コンポスト容器や電動式のものがある。生ごみを減量することができ、環境への負荷を大幅に低減することができる。

【は】

●バイオガス

生ごみや家畜糞尿などの有機物（バイオマス）を発酵させることにより得られるガスで、主にメタンなどで構成されている。

●排出原単位

一人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)のこと。

[排出量(t/年)÷365(日/年)÷総人口(人)×1,000,000]

●排出抑制（リデュース）

ごみの発生そのものを抑えることで再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に優先される。

排出抑制のためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められる。

●破砕

砕いてこなごなにすること。本市では粗大ごみ処理施設で不燃ごみ、粗大ごみを破砕処理している。

●発生抑制施策

意識啓発、ごみ有料化、マイバッグ、再使用、ごみとまらない製品作り、過剰包装抑制など無駄を無くすことによりごみの発生そのものを抑える施策のこと。

●不燃残渣

ごみの中間処理等で残ったカスで、本市の焼却処理施設で焼却できないごみのこと。

●不法投棄

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。

市では、不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、「監視カメラによる不法投棄の24時間監視」、「民間警備会社による夜間や休日の不法投棄監視パトロール」、「地域住民主体の不法投棄監視活動の支援」、「様々な機会を通じた市民や事業者への啓発」などの対策に取り組んでいる。

●プラスチック製容器包装

ペットボトル以外で、商品の中身を出したり食べたりして不要になるお菓子の袋、納豆やカップ麺などのカップ類、台所用洗剤のボトル容器などのプラスチック製の容器や包装のこと。

●分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的方法を策定するもの。

【ま】

●もったいない

「その物本来の価値が活かされず、無駄になるのが惜しい」という意味で、食事を残さない、家電製品など身の回りの物を大切に使うなど、私たちのくらしの中で誰でももっている気持ちを持って行動することが一番重要であり、積極的な思いも織り込まれている。

●もったいない生ごみ

焼却ごみで捨てられた生ごみの中に、容器に入ったまま焼却ごみとして排出されている賞味・消費期限切れの食品のこと。

消費期限は、決められた方法で保存した場合、腐ったり変質したりする心配がない安全な期限のことで、賞味期限は、開封前で決められた方法で保存した場合、その製品の品質がおいしく食べられる期限のこと。

●マテリアルリサイクル

アルミ缶を溶かして再びアルミ製品にする等、原材料として利用すること。

【や】

●有害ごみ

蛍光管、乾電池、水銀体温計など、人体に害を及ぼす物質を含む廃棄物のこと。

【ら】

●リサイクル推進員制度

ごみ問題を解決し、ごみに対する地域住民の意識を改革するため、地域住民へのごみ減量・リサイクルについての啓発や不法投棄の発見・通報等を行い、地域のごみ問題のリーダーとしての活動を担う制度のこと。

●リサイクル法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。当初、資源の有効利用を進めるために「再生資源の利用の促進に関する法律」として制定され、業種や製品ごとに事業者に対するリサイクルを進めるための判断基準や表示基準を定めた。その後、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の積極的導入を図るために改定された。

●リサイクル率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋施設で中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量）の割合。〔資源化量÷ごみ排出量×100〕

●リターナブル容器

紙容器や瓶などで、中身の消費後に販売店を通じた回収により、メーカーが洗浄等をした後に再び使用する容器のこと。

●レアメタル

地球上にほとんど存在しない金属や、経済的・技術的な理由から抽出するのが困難な金属の総称で、国では、リチウムやニッケル、白金など31種類を定義している。

【生活排水処理基本計画編】

【あ】

【か】

●合併処理浄化槽

水洗式トイレと連結して、し尿（糞及び尿）と併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のこと。（浄化槽法より）

●合併処理浄化槽整備率

市街化調整区域の集合処理施設による処理区域以外の人口に対し、合併処理浄化槽を設置している人口の割合のこと。

●公共下水道

主に市街地の下水を排除・処理するため、原則として市町村が管理する施設のこと。

公共下水道には、個別の終末処理場を持つ単独公共下水道と、処理を流域下水道へ任せる流域関連公共下水道がある。

●公共下水道接続率

下水道の供用開始区域内の人口に対して、下水道へ実際に接続している人口の割合のこと。

●公共下水道普及率

計画処理区域内人口に対して、下水道の供用開始区域内人口の占める割合のこと。

●公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。

河川・湖沼・港湾・沿岸海域・公共溝渠・かんがい用水路・その他公共の用に供される水域や水路を指すが、下水道は除く。

【さ】

●市街化区域

都市計画法第7条では、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と規定されている。都市計画区域として指定された区域のうち、既に市街地になっている区域や、道路・下水道・公園などの都市の基幹となる施設の整備を重点的に行い建物の建築を誘導していく区域になる。

●市街化調整区域

計画的な市街化を図る市街化区域に対し、市街化を抑制する区域（都市計画法第7条）であり、既存の自然的風土や田畑を残しておく区域のこと。

●浄化槽汚泥

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽を清掃する際に排出される汚泥のこと。

●浄化槽法第7条、11条検査

浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するための検査で、日頃の保守点検や清掃の状況、処理水等についての検査。検査は、浄化槽を設置してから設置後3か月経過後5か月以内に受ける検査（第7条検査）、翌年から1年に1回受ける定期検査（第11条検査）の2種類ある。検査は、栃木県知事が指定する検査機関（県内では「一般社団法人 栃木県浄化槽協会」）が行う。

●生活雑排水

生活排水のうち、し尿・水洗便所からの排水を除いたもの。

●生活排水

炊事・洗濯・入浴など一般的な人間の生活に伴って生じ、排出される水のことを指します。主要なものとしては、生活雑排水と呼ばれる台所、風呂および洗濯等の排水と、し尿と呼ばれるトイレからの排水の2つがある。

●生活排水処理人口普及率

公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽を使用している人口を加えた値を、行政人口で除して算定した割合のこと。

●生活排水処理率

公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口及び合併処理浄化槽を使用している人口を、行政人口で除して算定した割合のこと。

●生活排水処理施設

公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽の4つをいう。

【た】

●単独処理浄化槽

し尿（トイレからの污水）のみを処理するもので、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率65%以上、放流水のBOD濃度90mg/L以下であることが定められている。平成13年（2001年）4月1日以降の新設が禁止され、平成18年2月の法律改正時に浄化槽の定義が変更されたことに伴い、構造基準より削除された。

●地域下水処理施設

民間開発団地内の住宅等で発生する生活排水を、団地内に設置された下水処理施設で処理し、市に移管された施設のこと。

●特定環境保全公共下水道

自然公園区域内の水質保全のため、また農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道で、処理対象人口が10,000人以下の小規模下水道のこと。

【な】

●農業集落排水処理施設

生産性の高い農業を活力ある農村社会を形成するため、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全等、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の污水、汚泥を処理する施設のこと。

●農業集落排水処理施設への接続率

農業集落排水処理施設の供用開始区域内の人口に対し、農業集落排水処理施設へ実際に接続している人口の割合のこと。

【は】

●廃棄物処理法

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生処分などの処理をして、生活環境を清潔にし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に制定された法律（昭和45年公布，昭和46年施行）。

●BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の汚濁物が、水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量のこと。
河川の汚濁状態を表すのに用いられ、数値が大きいほど水質が汚れていることを指す。

●pH（水素イオン濃度）

水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数を pH 単位として表すものをいう。

【ら】**●流域下水道**

複数の公共下水道の下水を受けて排除・処理するための下水道で、流域幹線と終末処理場を持ち、都道府県が管理する。

一般的に河川の流域に沿って設置され、県の建設事務所のほか公社や組合で管理される。

4 ごみ排出量実績

(1) 家庭系ごみ排出量の推移

家庭ごみの総排出量は約14万トンです。

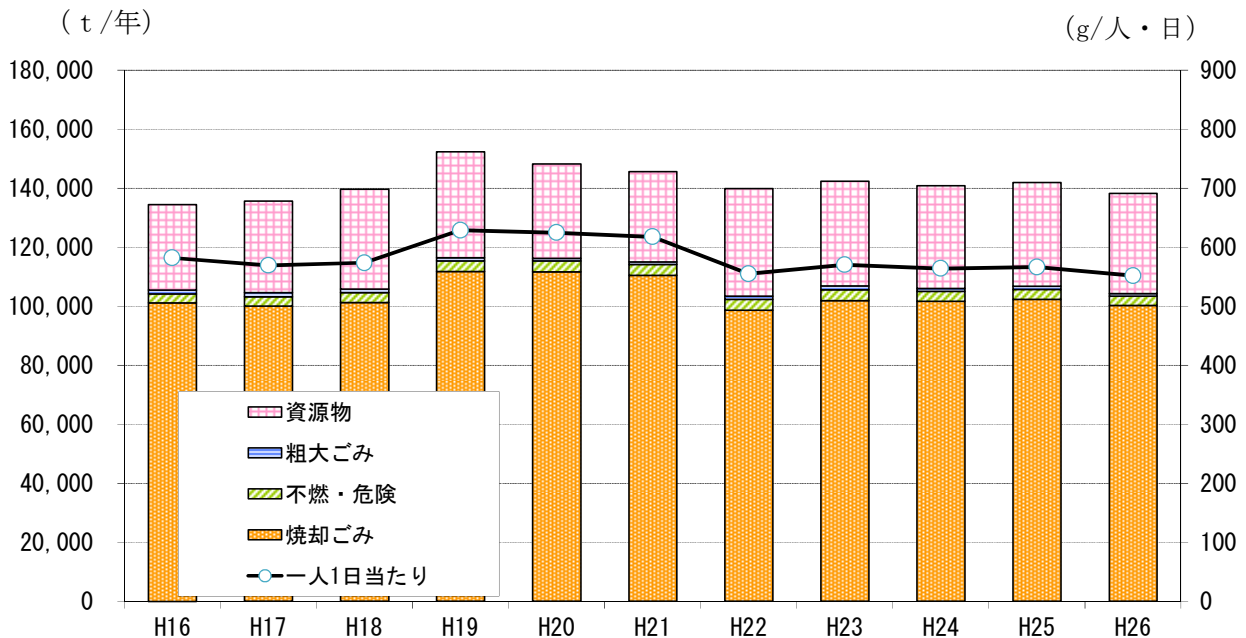
表1 家庭系ごみ排出量の推移

(単位：t/年)

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
収集人口	496,532	502,992	505,396	507,140	509,356	510,068	510,416	513,019	514,798	516,057	517,696
(資源物以外) (t/年)	焼却ごみ	101,085.97	100,000.68	101,216.06	111,743.02	111,697.05	110,499.79	98,618.13	101,876.46	101,661.49	100,212.51
	不燃ごみ・危険ごみ	3,130.04	3,152.77	3,411.08	3,607.98	3,595.09	3,599.74	3,731.62	3,685.92	3,318.90	3,336.64
	粗大ごみ	1,271.45	1,380.09	1,207.77	1,053.04	876.63	895.91	1,053.96	1,238.00	999.05	1,028.12
	計	105,487.46	104,533.54	105,834.91	116,404.04	116,168.77	114,995.44	103,403.71	106,800.38	105,979.44	106,726.67
	原単位(g/人・日)	582.05	569.38	573.73	628.85	624.85	617.67	555.03	570.36	564.02	566.61
(資源物) (t/年)	紙・布類	8,549.96	10,503.91	12,740.30	13,816.64	11,019.60	10,320.60	12,451.67	12,346.60	11,601.30	12,032.24
	ペットボトル	1,095.10	1,168.12	1,239.45	1,617.29	1,641.65	1,676.44	1,905.84	1,982.91	1,883.66	1,846.36
	びん・缶	7,231.18	6,782.93	6,658.39	7,607.84	7,083.91	6,976.41	6,832.60	6,800.33	6,803.43	6,766.57
	プラスチック製容器包装, 白色トレイ	0.63	0.55	0.57	0.62	0.46	0.57	3,712.38	3,475.00	3,538.30	3,617.26
	紙パック	61.42	56.14	55.12	7.95	4.82	8.76	155.50	121.46	109.60	96.62
	小計	16,938.29	18,511.65	20,693.83	23,050.34	19,750.44	18,982.78	25,057.99	24,726.30	23,936.29	24,359.05
	集団回収	11,950.61	12,587.32	13,129.29	12,829.19	12,184.73	11,608.07	11,341.82	10,743.47	10,840.32	10,807.90
	計	28,888.90	31,098.97	33,823.12	35,879.53	31,935.17	30,590.85	36,399.81	35,469.77	34,776.61	35,166.95
排出量	134,376.36	135,632.51	139,658.03	152,283.57	148,103.94	145,586.29	139,803.52	142,270.15	140,756.05	141,893.62	

※平成18年度までは、家庭系ごみの一部に事業系ごみが含まれるが、平成19年度の事業系ごみの有料化（ごみステーションへの排出禁止）に伴い、平成19年度以降は、家庭系ごみのみの集計となる。

図1 家庭系ごみ排出量の推移



(2) 事業系ごみ排出量の推移

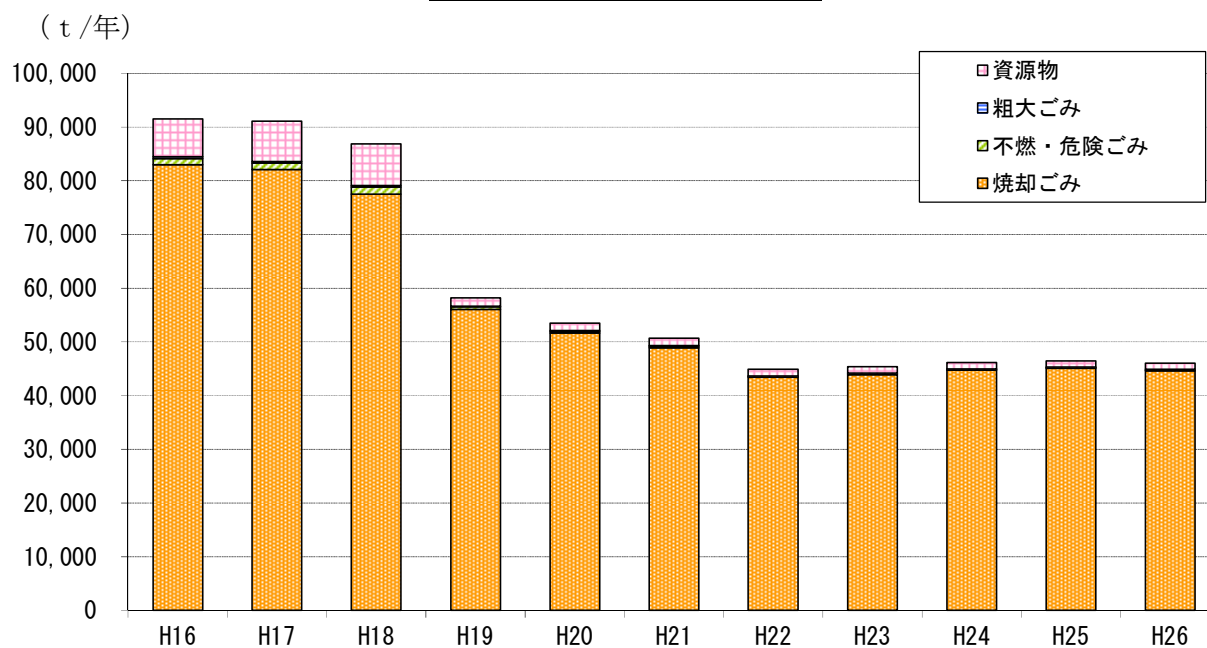
平成19年度からは5万トン台で推移し、平成21年度からは4万トン台にまで減少しました。また、平成22年度以降は横ばい傾向を示しています。

表2 事業系ごみ排出量の推移

(単位：t/年)

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
収集人口	496,532	502,992	505,396	507,140	509,356	510,068	510,416	513,019	514,798	516,057	517,696	
(資源物以外)	焼却ごみ	83,007.08	82,075.20	77,500.31	56,066.18	51,628.85	48,905.82	43,420.53	43,937.50	44,755.49	45,079.16	44,603.76
	不燃ごみ・危険ごみ	1,151.34	1,220.66	1,325.93	426.17	326.02	287.47	159.78	163.05	151.76	143.85	126.60
	粗大ごみ	321.39	299.31	276.41	183.73	134.25	119.32	65.58	81.98	78.18	118.90	176.30
	計	84,479.81	83,595.17	79,102.65	56,676.08	52,089.12	49,312.61	43,645.89	44,182.53	44,985.43	45,341.91	44,906.66
	原単位(g/人・日)	466.14	455.33	428.81	306.18	280.18	264.87	234.28	235.95	239.41	240.72	237.65
(資源物)	紙・布類	2,607.96	3,261.79	4,094.30	409.66	368.28	357.24	279.90	260.14	252.10	215.92	227.95
	ペットボトル	551.77	654.90	599.68	136.70	48.48	48.70	47.46	50.33	45.59	31.70	16.80
	びん・缶	3,913.67	3,566.62	3,066.95	1,017.74	1,005.31	960.54	857.12	857.49	860.99	859.56	897.84
	プラスチック製容器包装, 白色トレイ	-	-	-	-	-	-	119.91	32.67	32.12	24.82	20.98
	紙バック	-	-	-	-	-	-	0.92	0.94	1.02	0.82	0.78
	小計	7,073.40	7,483.31	7,760.93	1,564.10	1,422.07	1,366.48	1,305.31	1,201.57	1,191.82	1,132.82	1,164.35
	集団回収	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	7,073.40	7,483.31	7,760.93	1,564.10	1,422.07	1,366.48	1,305.31	1,201.57	1,191.82	1,132.82	1,164.35
排出量	91,553.21	91,078.48	86,863.58	58,240.18	53,511.19	50,679.09	44,951.20	45,384.10	46,177.25	46,474.73	46,071.01	

図2 事業系ごみ排出量の推移



※ 平成19年度から、事業系ごみのステーション排出禁止

(3) ごみ排出量の推移 (家庭系+事業系)

表3 ごみ排出量の推移 (家庭系+事業系)

(単位: t/年)

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
収集人口	496,532	502,992	505,396	507,140	509,356	510,068	510,416	513,019	514,798	516,057	517,696	
(資源物以外) (t/年)	焼却ごみ	184,093.05	182,075.88	178,716.37	167,809.20	163,325.90	159,405.61	142,038.66	145,813.96	146,416.98	147,441.07	144,816.27
	不燃ごみ・危険ごみ	4,281.38	4,373.43	4,737.01	4,034.15	3,921.11	3,887.21	3,891.40	3,848.97	3,470.66	3,480.49	3,232.72
	粗大ごみ	1,592.84	1,679.40	1,484.18	1,236.77	1,010.88	1,015.23	1,119.54	1,319.98	1,077.23	1,147.02	1,125.36
	計	189,967.27	188,128.71	184,937.56	173,080.12	168,257.89	164,308.05	147,049.60	150,982.91	150,964.87	152,068.58	149,174.35
	原単位(g/人・日)	1,048.19	1,024.71	1,002.54	935.03	905.03	882.54	789.31	806.31	803.43	807.33	789.45
(資源物) (t/年)	紙・布類	11,157.92	13,765.70	16,834.60	14,226.30	11,387.88	10,677.84	12,731.57	12,606.74	11,853.40	12,248.16	11,620.95
	ペットボトル	1,646.87	1,823.02	1,839.13	1,753.99	1,690.13	1,725.14	1,953.30	2,033.24	1,929.25	1,878.06	1,823.31
	びん・缶	11,144.85	10,349.55	9,725.34	8,625.58	8,089.22	7,936.95	7,689.72	7,657.82	7,664.42	7,626.13	7,514.08
	プラスチック製容器包装, 白色トレイ	0.63	0.55	0.57	0.62	0.46	0.57	3,832.29	3,507.67	3,570.42	3,642.08	3,496.28
	紙バック	61.42	56.14	55.12	7.95	4.82	8.76	156.42	122.40	110.62	97.44	67.62
	小計	24,011.69	25,994.96	28,454.76	24,614.44	21,172.51	20,349.26	26,363.30	25,927.87	25,128.11	25,491.87	24,522.24
	集団回収	11,950.61	12,587.32	13,129.29	12,829.19	12,184.73	11,608.07	11,341.82	10,743.47	10,840.32	10,807.90	10,555.52
	計	35,962.30	38,582.28	41,584.05	37,443.63	33,357.24	31,957.33	37,705.12	36,671.34	35,968.43	36,299.77	35,077.76
排出量	225,929.57	226,710.99	226,521.61	210,523.75	201,615.13	196,265.38	184,754.72	187,654.25	186,933.30	188,368.35	184,252.11	

5 資源化量の実績

表4 資源化量の実績

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
排出量 (=排出量+集団回収量)	225,929.57	226,710.99	226,521.61	210,523.75	201,615.13	196,265.38	184,754.72	187,654.25	186,933.30	188,368.35	184,252.11	
資源化量 種類別	直接資源化 (紙・布等、蛍光管、乾電池 白色トレイ (～H21))	11,082.77	14,018.25	16,981.34	14,208.85	10,677.86	9,843.93	12,871.93	11,765.52	11,967.54	12,297.47	11,775.37
	OP茂原リサイクルプラザでの資源化 (びん・缶・ペットボトル)	9,143.70	8,380.59	8,012.13	7,052.43	6,360.07	6,542.36	6,721.90	7,153.67	6,790.84	6,878.07	6,482.64
	エコプラセンター下荒針での資源化 (プラスチック製容器包装, 白色トレイ (H22))	-	-	-	-	-	-	3,173.92	2,969.13	3,149.71	3,132.02	3,011.06
	焼却処理に伴う資源化 (溶融スラグ、溶融スラグ、焼け鉄)	324.51	338.22	421.16	576.97	592.59	1,704.74	1,695.97	1,119.01	1,170.39	2,875.99	1,736.70
	集団回収	11,950.61	12,587.32	13,129.29	12,829.19	12,184.73	11,608.07	11,341.82	10,743.47	10,840.32	10,807.90	10,555.52
	計	32,501.59	35,324.38	38,543.92	34,667.44	29,815.25	29,699.10	35,805.54	33,750.80	33,918.80	35,991.45	33,561.29
資源化率 (%)	14.39	15.58	17.02	16.47	14.79	15.13	19.38	17.99	18.14	19.11	18.21	
資源化量 宇都宮市	破砕金属	2,733.80	2,690.99	2,749.54	2,471.78	2,091.33	2,314.41	2,059.00	2,396.09	2,134.66	2,268.29	2,070.98
	プレス金属	2,821.11	2,670.44	2,339.53	1,968.40	1,836.66	1,844.89	1,753.19	1,802.02	1,746.55	1,737.71	1,646.26
	カレット	2,284.97	1,714.94	1,641.87	1,350.22	1,197.31	1,124.08	1,466.66	1,458.94	1,465.84	1,497.16	1,507.43
	ペットボトル	1,303.82	1,304.22	1,281.19	1,262.03	1,234.77	1,258.98	1,443.05	1,496.62	1,443.79	1,374.91	1,257.97
	紙・布類	11,020.72	13,740.21	16,735.03	14,016.30	10,472.36	9,647.48	12,562.31	11,453.06	11,709.78	11,996.34	11,485.68
	紙バック	61.42	56.14	55.12	7.95	4.82	8.76	156.42	122.40	110.62	157.32	140.08
	プラスチック製容器包装(選別後)	-	-	-	-	-	-	3,160.74	2,959.14	3,140.13	3,123.39	3,002.13
	白色トレイ	0.63	0.55	0.57	0.62	0.46	0.57	13.18	9.99	9.58	8.63	8.93
	エコスラグ	-	-	-	-	-	1,102.53	1,125.41	443.89	674.40	2,405.33	1,360.65
	溶融金属	324.51	338.22	421.16	320.85	323.41	389.12	349.89	439.46	295.92	279.36	212.14
	焼け鉄	-	-	-	256.12	269.18	213.09	220.67	235.66	200.07	191.30	163.91
	蛍光管・乾電池	-	221.35	190.62	183.98	200.22	187.12	153.20	190.06	147.14	143.81	149.61
	集団回収	11,950.61	12,587.32	13,129.29	12,829.19	12,184.73	11,608.07	11,341.82	10,743.47	10,840.32	10,807.90	10,555.52
計	32,501.59	35,324.38	38,543.92	34,667.44	29,815.25	29,699.10	35,805.54	33,750.80	33,918.80	35,991.45	33,561.29	

6 ごみ組成分析詳細

(1) 家庭系

表5 家庭系焼却ごみの組成分析結果

(単位：%)

大分類	資源化分類	容器包装分類	容器包装細分類	H19	H22	H25
1. 厨芥類	生ごみ等			44.57	39.65	16.99
	容器に入ったままの賞味・消費期限切れの食品				4.85	19.96
2. 紙類	ダンボール	容器包装		0.75	0.74	0.86
	新聞・広告			3.95	3.87	5.52
	書籍・雑誌			2.72	2.70	4.37
	資源化可能 その他紙類	容器包装	飲料用紙製容器	0.57	0.55	0.36
			その他紙製容器	5.20	5.10	2.69
			容器包装以外	1.54	1.52	1.20
	資源化不可能 その他紙類	容器包装	飲料用紙製容器	0.19	0.34	0.13
			その他紙製容器	0.44	0.47	0.22
				容器包装以外	8.07	8.99
			容器包装以外「シュレッター紙」	0.12	0.09	0.01
3. 木類	剪定枝葉			0.20	8.40	5.99
	草花					1.73
	割り箸			0.76	0.31	0.22
	その他			5.99	0.18	2.30
4. 繊維類	資源化可能			3.73	3.71	8.47
	資源化不可能			1.09	0.65	1.82
5. プラスチック類	容器包装	ペットボトル		0.7	0.49	0.57
		ボトル類		-	1.49	1.21
		カップ・パック類		7.25	3.80	0.82
		チューブ類		0.07	0.04	0.14
		袋類		0.74	0.61	1.05
		レジ袋		1.22	1.09	0.86
		ビニール袋		0.45	0.42	0.97
		白色トレイ		0.21	0.18	0.42
		着色トレイ		0.18	0.18	0.46
		キャップ・ラップ・ネット類		0.55	0.45	0.70
	緩衝材		0.18	0.13	0.59	
		容器包装以外	2.02	2.25	3.97	
6. ゴム・皮革製品				1.83	1.98	4.14
7. 貝・骨類				1.25	1.45	0.26
8. 陶磁器類				0.02	0.13	0.21
9. 乾電池・蛍光管類				0.00	0.01	0.06
10. 複合品①（小型電化製品等）				0.09	0.07	0.31
11. 複合品②（鏡・ライター等）				0.01	0.01	0.02
12. 金属	缶類			0.12	0.07	0.09
	スプレー缶			0.00	0.02	0.01
	他の金属	容器包装		0.01	0.06	0.01
容器包装以外			0.14	0.01	0.21	
13. ガラス類	びん類			0.13	0.07	0.12
	びん類以外			0.03	0.03	0.28
14. その他				2.92	2.84	1.50
【合計】				100.00	100.00	100.00

(2) 事業系

表6 事業系焼却ごみの組成分析結果

(単位：%)

大分類	資源化分類	容器包装分類	容器包装細分類	H20	H23	H25
1. 厨芥類	生ごみ等			24.29	14.06	20.98
	容器に入ったままの賞味・消費期限切れの食品				2.28	10.85
2. 紙類	ダンボール	容器包装		1.63	2.32	1.63
	新聞・広告			5.14	5.58	5.46
	書籍・雑誌			1.57	2.71	1.33
	資源化可能 その他紙類	容器包装	飲料用紙製容器	1.79	1.57	0.25
			その他紙製容器	8.93	12.42	6.90
	容器包装以外			3.23	5.80	3.83
	資源化不可能 その他紙類	容器包装	飲料用紙製容器	0.53	1.25	1.75
			その他紙製容器	0.77	0.92	0.02
容器包装以外		17.19	18.90	17.52		
容器包装以外「シュレッター紙」			3.83	1.26	3.98	
3. 木類	剪定枝葉			4.15	1.92	0.93
	草花					2.92
	割り箸			1.78	0.77	1.03
	その他			0.31	0.38	4.25
4. 繊維類	資源化可能			2.24	2.88	2.69
	資源化不可能			0.40	0.80	0.00
5. プラスチック類	容器包装		ペットボトル	0.69	0.55	0.33
			ボトル類	0.54	0.18	0.60
			カップ・パック類	3.92	1.84	0.63
			チューブ類	0.05	0.10	0.14
			袋類	3.15	3.63	2.35
			レジ袋	1.02	1.41	1.04
			ビニール袋	4.68	2.76	1.78
			白色トレイ	0.13	0.83	0.44
			着色トレイ	0.14	0.65	0.36
			キャップ・ラップ・ネット類	0.94	1.48	0.94
容器包装以外		緩衝材	0.79	0.43	0.09	
容器包装以外			2.98	3.21	1.28	
6. ゴム・皮革製品				0.71	0.81	0.46
7. 貝・骨類				1.43	1.53	1.55
8. 陶磁器類				0.05	0.26	0.00
9. 乾電池・蛍光管類				0.02	0.12	0.01
10. 複合品①（小型電化製品等）				0.11	0.05	0.13
11. 複合品②（鏡・ライター等）				0.04	0.08	0.01
12. 金属	缶類			0.18	0.34	0.11
	スプレー缶			0.00	0.00	0.00
	他の金属	容器包装		0.02	0.19	0.00
		容器包装以外		0.02	0.07	0.01
13. ガラス類	びん類			0.17	0.35	0.14
	びん類以外			0.01	0.07	0.01
14. その他				0.43	3.24	1.27
【合計】				100.00	100.00	100.00

7 ごみ処理の目標

(1) ごみ減量目標

【家庭系ごみ排出量：一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物以外）】

- ・平成28～32年度(短期)の減量比率を毎年0.8%減少とする。⇒短期目標：4%減量
- ・平成33～37年度(中期)の減量比率を毎年1.0%減少とする。⇒中期目標：9%減量
- ・平成38～42年度(長期)の減量比率を毎年1.2%減少とする。⇒長期目標：15%減量

【事業系ごみ排出量：事業系ごみ排出量】

- ・平成28～32年度(短期)の減量比率を毎年1.2%減少とする。⇒短期目標：6%減量
- ・平成33～37年度(中期)の減量比率を毎年1.0%減少とする。⇒中期目標：11%減量
- ・平成38～42年度(長期)の減量比率を毎年1.4%減少とする。⇒長期目標：18%減量

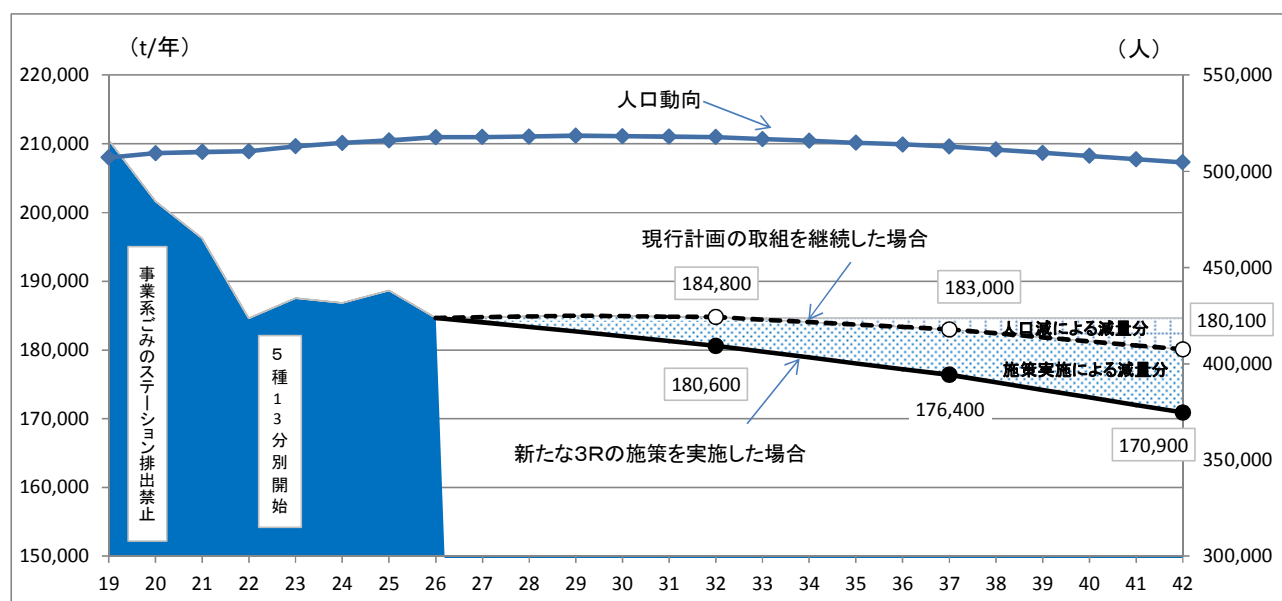
表7 ごみ減量目標

		実績値	計画値		
		H26年度	H32年度 (短期)	H37年度 (中期)	H42年度 (長期)
人口動向	人	517,696	517,757	512,894	504,665
総排出量	t	184,252	180,600	176,400	170,900
家庭系原単位 (資源物以外)	g/人日	552	530	500	470
H26年度比		—	約4%減	約9%減	約15%減
事業系ごみ量	t	46,071	43,300	40,800	37,900
H26年度比		—	約6%減	約11%減	約18%減

※人口動向（実績値）：その年の10月1日付け人口（宇都宮市統計データバンク）より

※人口動向（計画値）：第五次宇都宮市総合計画より

図3 ごみ排出量の見通し



(2) 主な施策事業

基本施策	施策事業	位置付け	概要	取組内容
発生抑制の促進	もったいない生ごみ減量化推進	拡充	<p>・生ごみの50%以上を占める「もったいない生ごみ（賞味・消費期限切れなどにより未開封で廃棄された食品）」などの食品ロスを削減するため、市民一人ひとりの意識・行動改革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。</p>	<p>◆市民一人ひとりの意識・行動改革に向けた周知啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費期限・賞味期限に対する正しい理解促進に向けた周知啓発 ・食材の効果的な保存方法や残った食材を活用したエコクッキングの紹介 など <p>◆事業者との連携による食べ切り・使い切りの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食べ切れる量のメニュー（ハーフサイズ、少量コースなど）の設定 ・宴会等における「味わい・食べ切りタイム」の設定 ・必要な量を購入するためのばら売り・量り売りの推進 など
再使用の促進	リユース品の利用促進 衣類再利用の推進	新規	<p>・リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、市民に情報提供を行うほか、リユース品の新たな回収の仕組みづくりなど、リユースに取り組みやすい環境を整備する。</p> <p>・焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための新たな事業手法を構築する</p>	<p>◆リユースの促進に向けた情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リユースショップ等の紹介や利用方法等に関する周知 ・掲示板方式やイベント方式などによるリユースに関する情報交換の場の提供 など <p>◆リユースに取り組みやすい環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却ごみ中の利用可能な衣類のリユース促進のための事業スキームの検討・構築 ・粗大ごみ等をリユース品として回収する体制の検討・構築 など
普及啓発の実施	事業系ごみの適正処理の徹底	拡充	<p>・事業系ごみについて、資源物などが焼却ごみとして持ち込まれないよう十分に指導を行うとともに、清掃工場への搬入時における調査・指導を強化するなど、適正処理の徹底を図る。</p>	<p>◆事業者に対する調査・指導体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場へのごみの搬入時における展開調査・指導の拡充 ・減量計画書の提出事業者の拡大や不適正排出事業者への訪問指導の拡充 など <p>◆事業者が主体となったごみの減量化・資源化に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正なごみの減量化・資源化手法に係る情報提供 ・商店街等におけるごみや資源物の共同排出の仕組みづくりに向けた支援 など
分別の徹底	分別強化推進 拠点回収事業の推進	拡充	<p>・資源物（紙類、プラスチック製容器包装など）の焼却ごみへの混入を防ぐため、あらゆる機会や場、媒体を活用して、市民に対する発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上に向けた取組を推進する。</p> <p>・分別及び資源化を促進するため、ごみステーション以外にも資源物を持ち込める常設拠点回収場所の拡充を図り、市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進する。</p>	<p>◆分別精度の向上に向けた周知啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙類やプラスチック製容器包装など、分別がわかりにくい品目に関する周知の強化 など <p>◆リサイクルに取り組みやすい環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間協力店等との連携による回収拠点の拡充 ・新たな資源循環利用の推進に向けた拠点回収品目の拡大 など
資源循環利用の推進	剪定枝の資源化推進 新たな資源循環利用の推進	拡充 新規	<p>・剪定枝をチップ化し、循環利用を促進するとともに、事業者との連携により、更なる資源化の拡大に向けた調査・研究を実施する。</p> <p>・防水加工等がされた紙類や生ごみをはじめとするバイオマスなどの新たな資源循環利用に向け、資源の特性に応じた地域循環を創出する。</p>	<p>◆紙製容器包装やバイオマスなどの新たな資源循環利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝の資源化量の拡大 ・民間施設を活用した生ごみ資源化の推進 ・防水加工等がされている紙類の資源化に向けた仕組みづくり など <p>◆その他の新たな循環利用の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業分野などとの連携による地域や資源の特性に応じた循環利用の仕組みづくり ・再資源化事業者との連携による循環利用の推進に向けた調査研究 など
適正処理の推進	災害廃棄物への対応	新規	<p>・今後起こり得る様々な災害時に発生する災害ごみに対応するため、一時保管場所の確保や事業者との協力体制の確立など、収集から処理までの一貫した体制を整備する。</p>	<p>◆災害廃棄物の仮置場候補地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連携による災害種別に応じた仮置場候補地の確保 など <p>◆事業者との協力体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築 など <p>◆様々な災害に対応するための廃棄物処理マニュアルの充実化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種災害に対応するための収集から処理までの手順の明確化 など

8 ごみ排出量計画値

表8 ごみ排出量計画値

(単位：t/年)

項目	実績値					計画値					
	H23	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42	
収集人口	513,019	517,696	517,760	518,110	518,460	518,226	517,991	517,757	512,894	504,665	
資源物以外	焼却ごみ	101,876.46	100,212.51	99,458.03	98,703.55	97,949.07	97,194.58	96,440.10	95,685.62	82,684.41	
	不燃ごみ・危険ごみ	3,685.92	3,106.12	3,106.50	3,108.60	3,110.70	3,109.30	3,107.89	3,106.49	3,077.31	
粗大ごみ	1,238.00	949.06	949.18	949.82	950.46	950.03	949.60	943.13	934.22	919.13	
計	106,800.38	104,267.69	103,513.71	102,761.97	102,010.23	101,253.91	100,497.99	99,735.24	93,299.37	86,631.48	
家庭系ごみ	資源物	紙・布類	12,346.60	11,393.00	11,780.81	12,168.63	12,556.44	12,944.25	13,332.07	13,719.88	15,898.02
		ペットボトル	1,982.91	1,806.51	1,812.58	1,818.65	1,824.73	1,830.80	1,836.87	1,842.94	1,885.42
		びん・缶類	6,800.33	6,616.24	6,616.37	6,616.50	6,616.63	6,616.76	6,616.89	6,617.02	6,554.87
		紙バック	121.46	66.84	67.20	67.56	67.92	68.28	68.64	69.00	70.34
		プラスチック製容器包装・白色トレイ	3,475.00	3,475.30	3,506.37	3,537.44	3,568.52	3,599.59	3,630.66	3,661.73	3,882.60
		剪定枝	-	414.00	514.01	614.02	714.03	814.03	914.04	1,014.05	3,410.16
		廃食用油	0.85	38.00	41.33	44.66	48.00	51.33	54.67	58.00	67.64
		小型家電製品	26.80	29.23	30.89	32.56	34.23	35.90	37.56	39.23	48.96
		小計	24,753.95	23,839.11	24,369.56	24,900.02	25,430.50	25,960.94	26,491.40	27,021.85	31,818.01
		集団回収	10,743.47	10,555.52	10,556.82	10,563.96	10,571.10	10,566.33	10,561.53	10,556.76	10,457.61
		計	35,497.42	34,394.63	34,926.38	35,463.98	36,001.60	36,527.27	37,052.93	37,578.61	42,275.62
小計	142,297.80	138,662.32	138,440.09	138,225.95	138,011.83	137,781.18	137,550.52	137,313.85	135,574.99		
1人1日あたり排出量(資源物・集団回収含まない)(g/人・日)	570.36	551.80	547.74	543.40	539.06	535.30	531.55	527.75	498.38		
資源物以外	焼却ごみ	43,937.50	44,603.76	44,113.93	43,624.10	43,134.28	42,644.45	42,154.62	41,664.79	39,079.26	
	不燃ごみ・危険ごみ	163.05	126.60	126.62	126.70	126.79	126.73	126.67	126.61	125.43	
粗大ごみ	81.98	176.30	176.32	176.44	176.56	176.48	176.40	176.32	174.66		
計	44,182.53	44,906.66	44,416.87	43,927.24	43,437.63	42,947.66	42,457.69	41,967.72	39,379.35		
資源物	紙・布類	260.14	227.95	250.26	272.56	294.87	317.18	339.48	361.79	441.75	
	びん・缶類	50.33	16.80	17.32	17.84	18.36	18.88	19.40	19.92		
	紙バック	857.49	897.84	898.04	898.25	898.45	898.66	898.86	899.07		
	プラスチック製容器包装・白色トレイ	0.94	0.78	0.97	1.15	1.34	1.52	1.71	1.90		
	剪定枝	1,201.57	1,164.35	1,190.32	1,216.28	1,242.25	1,268.22	1,294.18	1,320.16		
	廃食用油	32.67	20.98	23.73	26.48	29.23	31.98	34.73	37.48		
	小計	1,201.57	1,164.35	1,190.32	1,216.28	1,242.25	1,268.22	1,294.18	1,320.16		
小計	45,384.10	46,071.01	45,607.19	45,143.52	44,679.88	44,215.88	43,751.87	43,287.88			
1人1日あたり排出量(資源物・集団回収含まない)(g/人・日)	235.95	237.65	235.03	232.28	229.94	227.05	224.56	222.07			
資源物以外	焼却ごみ	145,813.96	144,816.27	143,571.96	142,327.65	141,083.35	139,839.03	138,594.72	137,350.41		
	不燃ごみ・危険ごみ	3,848.97	3,232.72	3,233.12	3,235.30	3,237.49	3,236.03	3,234.56	3,233.10		
粗大ごみ	1,319.98	1,125.36	1,125.50	1,126.26	1,127.02	1,126.51	1,126.00	1,119.45			
計	150,982.91	149,174.35	147,930.58	146,689.21	145,447.86	144,201.57	142,955.28	141,702.96			
家庭系ごみ+事業系ごみ	資源物	紙・布類	12,606.74	11,620.95	12,031.07	12,441.19	12,851.31	13,261.43	13,671.55	14,081.67	
		ペットボトル	2,033.24	1,823.31	1,829.90	1,836.49	1,843.09	1,849.68	1,856.27	1,862.86	
		びん・缶類	7,657.82	7,514.08	7,514.41	7,514.75	7,515.08	7,515.42	7,515.75	7,516.09	
		紙バック	122.40	67.62	68.17	68.71	69.26	69.80	70.35	70.90	
		プラスチック製容器包装・白色トレイ	3,507.67	3,496.28	3,530.10	3,563.92	3,597.75	3,631.57	3,665.39	3,699.21	
		剪定枝	-	-	-	614.02	714.03	814.03	914.04	1,014.05	
		廃食用油	-	-	-	44.66	48.00	51.33	54.67	58.00	
		小型家電製品	-	-	-	32.56	34.23	35.90	37.56	39.23	
		小計	25,927.87	24,522.24	24,973.65	26,116.30	26,672.75	27,229.16	27,785.58	28,342.01	
		集団回収	10,743.47	10,555.52	10,556.82	10,563.96	10,571.10	10,566.33	10,561.53	10,556.76	
		計	36,671.34	35,077.76	35,530.47	36,680.26	37,243.85	37,795.49	38,347.11	38,898.77	
合計	187,654.25	184,252.11	183,461.05	183,369.47	182,691.71	181,997.06	181,302.39	180,601.73			
1人1日あたり排出量(資源物・集団回収含まない)(g/人・日)	806.31	789.45	782.77	775.68	768.60	762.36	756.11	749.83			

9 収集運搬計画

(1) 収集量の見通し

収集量は、減少していくものと考えられます。

表9 収集量の見通し

(単位：t/年)

項目		年度	計画値			
		実績	H26	H32	H37	H42
資源物以外	焼却ごみ	136,516	129,480	121,010	112,030	
	不燃, 危険ごみ	3,196	3,200	3,170	3,120	
	粗大ごみ	22	20	20	20	
小計		139,734	132,700	124,200	115,170	
資源物		23,962	26,560	28,920	30,120	
合計		163,696	159,260	153,120	145,290	

表10 資源物収集量の内訳

(単位：t/年)

項目		年度	計画値			
		実績	H26	H32	H37	H42
紙布類		11,064	13,410	15,560	16,630	
ペットボトル		1,823	1,860	1,910	1,940	
紙パック		7,514	7,520	7,450	7,330	
びん・缶類		68	70	70	80	
プラスチック製容器包装, 白色トレイ		3,493	3,700	3,930	4,140	
合計		23,962	26,560	28,920	30,120	

10 中間処理計画

(1) 中間処理の現状

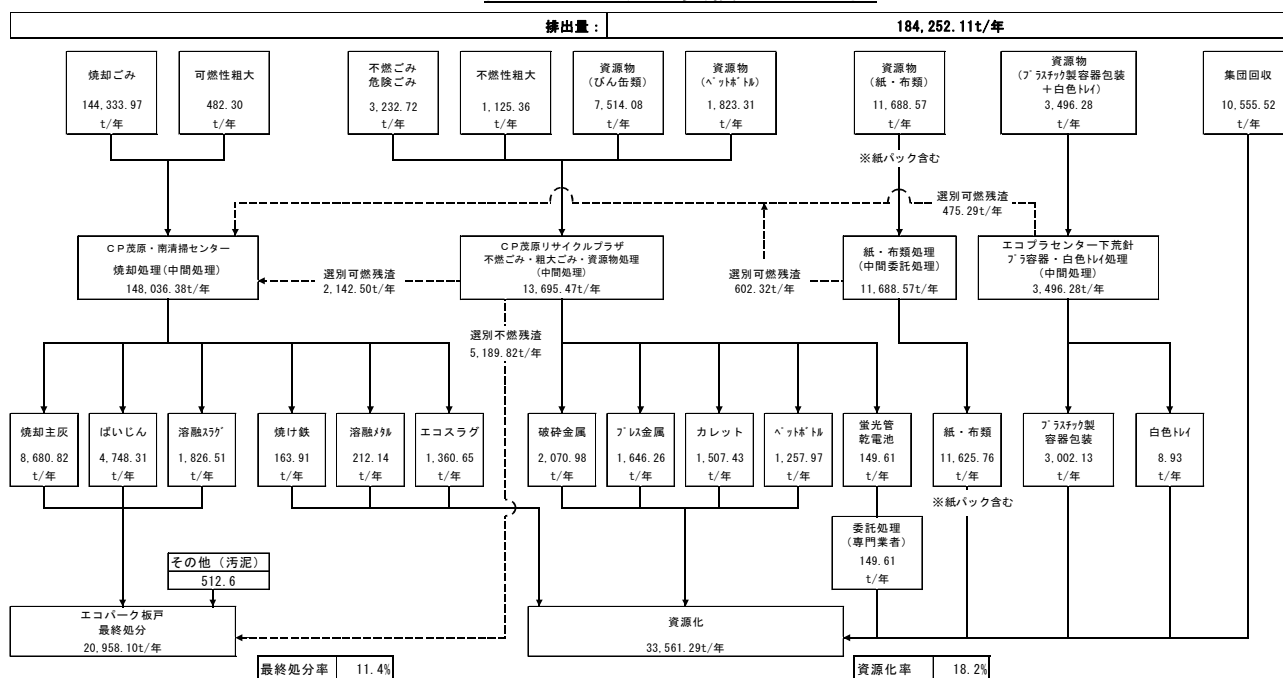
- ・焼却ごみ，可燃性粗大ごみ，選別可燃残渣は，焼却施設（南清掃センター，クリーンパーク茂原）で焼却処理等しています。
- ・焼却処理に伴い発生する焼却灰やばいじん，熔融スラグは，エコパーク板戸で最終処分しています。熔融メタル・焼け鉄は，資源物として全量売却しています。また，熔融処理により生成される熔融スラグの一部は，エコスラグとして資源化しています。
- ・不燃ごみ，危険ごみ，不燃性粗大ごみは，クリーンパーク茂原リサイクルプラザで粉砕・選別処理を行い，鉄類，アルミ類の金属を回収し，資源化を図っています。粉砕・選別時に発生する可燃残渣は焼却処理しています。また，不燃残渣はエコパーク板戸で最終処分しています。また，蛍光灯や乾電池は，専門業者に委託して資源化を図っています。
- ・びん・缶類及びペットボトルは，クリーンパーク茂原リサイクルプラザで選別後，資源化しています。また，プラスチック製容器包装及び白色トレイは，エコプラセンター下荒針で選別後，資源化しています。選別時に発生する可燃残渣は焼却処理しています。また，不燃残渣はエコパーク板戸で最終処分しています。
- ・紙布類は民間施設で選別等を行い，資源化を図っています。

(2) 本市のごみ処理実績(平成26年度)

平成26年度における焼却処理は148,036.38トンであり，不燃・危険・粗大ごみの処理量は4,358.08トンです。

最終処分量は20,958.10トン（その他汚泥含む，覆土は含まない），資源化量は33,561.29トンです。

図4 ごみ処理実績のフロー図



(3) 焼却ごみ以外の中間処理計画

「不燃・危険ごみ」「不燃性粗大ごみ」「びん・缶」「ペットボトル」はクリーンパーク茂原リサイクルプラザで破碎・選別処理を行います。

「プラスチック製容器包装」「白色トレイ」はエコプラセンター下荒針で資源化处理を行います。

「紙・布類」「紙パック」は民間への委託により資源化处理を行います。

図5 焼却ごみ以外の処理フロー図

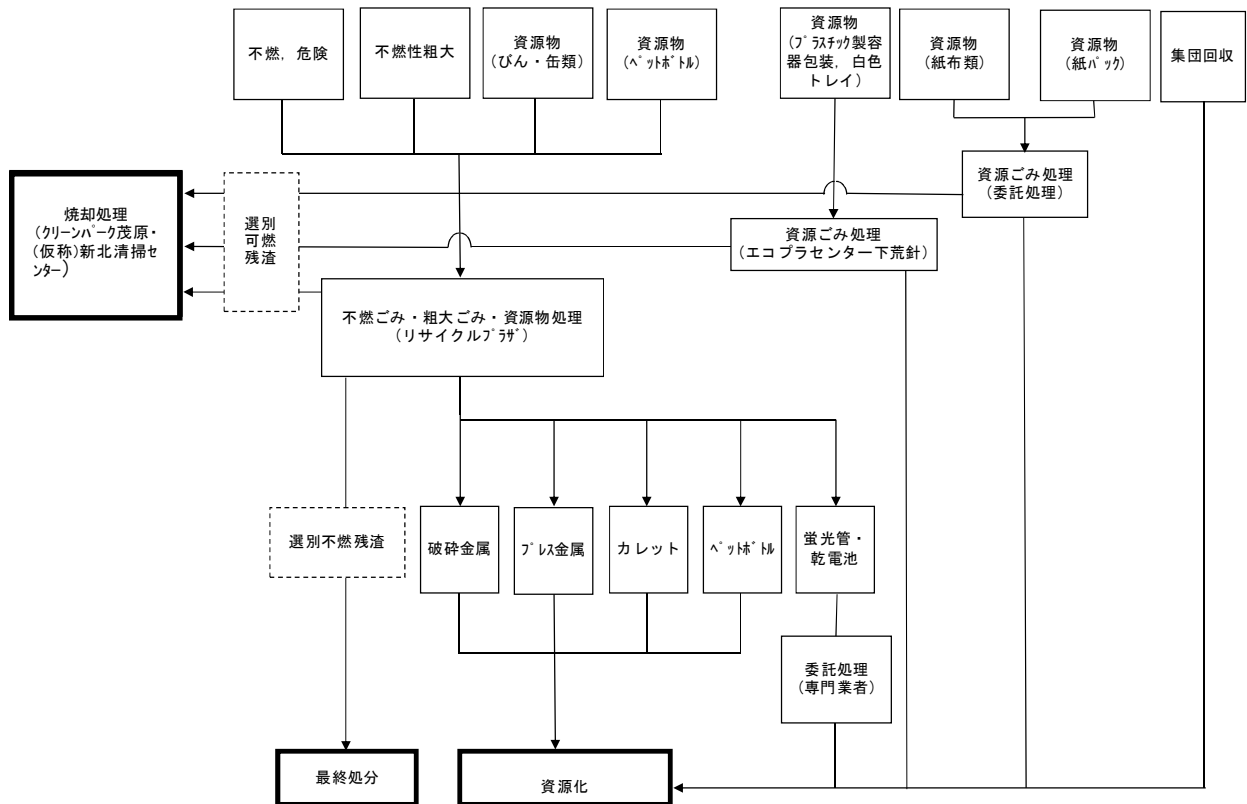


表 1 1 本市のごみ処理実績(平成16～26年度)

(単位: t/年)

項目	実績値																	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26							
宇都宮市合計	ごみ排出量	クリーンパーク茂原 リサイクルプラザ	搬入量	不燃ごみ・危険ごみ	225,929.57	226,710.99	226,521.61	210,523.75	201,615.13	196,265.38	184,754.72	187,654.25	186,933.30	188,968.35	184,252.11			
				不燃性粗大ごみ	4,281.38	4,373.43	4,737.01	4,034.15	3,921.11	3,887.21	3,891.40	3,848.97	3,470.66	3,480.49	3,232.72			
				ペットボトル	1,592.84	1,679.40	1,484.18	1,236.77	1,010.88	1,015.23	1,119.54	1,319.98	1,077.23	1,147.02	1,125.36			
			びん・缶	1,646.87	1,823.02	1,839.13	1,753.99	1,690.13	1,725.14	1,953.30	2,033.24	1,929.25	1,878.06	1,823.31				
			小計	11,144.85	10,349.55	9,725.34	8,625.58	8,089.22	7,936.95	7,689.72	7,657.82	7,664.42	7,626.13	7,514.08				
			選別処理後	破砕金属	18,665.94	18,225.40	17,785.66	15,650.49	14,711.34	14,564.53	14,653.96	14,860.01	14,141.56	14,131.70	13,695.47			
				プレス金属	2,509.88	2,461.54	2,506.71	2,217.92	1,875.81	2,084.16	2,059.00	2,396.09	2,134.66	2,268.29	2,070.98			
				カレット	2,630.30	2,471.91	2,162.56	1,818.51	1,719.27	1,702.22	1,753.19	1,802.02	1,746.55	1,737.71	1,646.26			
				ペットボトル	2,046.76	1,509.11	1,517.76	1,247.41	1,120.79	1,037.16	1,466.66	1,458.94	1,465.84	1,497.16	1,507.43			
				選別不燃残渣	1,214.09	1,219.60	1,195.72	1,170.63	1,139.74	1,158.57	1,443.05	1,496.62	1,443.79	1,374.91	1,257.97			
				選別可燃残渣	3,752.63	3,672.65	3,643.61	2,154.65	1,959.75	1,805.44	2,087.33	2,303.12	2,084.33	2,068.37	2,142.50			
				選別不燃残渣	4,978.28	5,272.51	5,168.14	4,288.96	4,485.01	4,378.68	4,655.31	5,008.93	5,153.59	5,381.40	5,189.82			
			蛍光管・乾電池	-	204.88	176.20	169.97	187.43	172.65	153.20	190.06	147.14	143.81	149.61				
			小計	17,131.94	16,812.20	16,370.70	13,968.05	12,487.80	12,338.88	13,617.74	14,655.78	14,175.90	14,471.65	13,964.57				
			下荒針	エコプラ	搬入量	プラスチック製容器包装 +白色トレイ	-	-	-	-	-	-	3,832.29	3,507.67	3,570.42	3,642.08	3,496.28	
						小計	-	-	-	-	-	-	-	3,832.29	3,507.67	3,570.42	3,642.08	3,496.28
						プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	3,160.74	3,160.74	3,140.13	3,123.39	3,002.13
			搬出量	白色トレイ	-	-	-	-	-	-	-	13.18	13.18	9.58	8.63	8.93		
				選別可燃残渣	-	-	-	-	-	-	-	403.91	402.88	404.07	493.08	475.29		
小計	-	-		-	-	-	-	-	3,577.83	3,576.80	3,553.78	3,625.10	3,496.35					
民間(委託)	搬入量	紙・布類	10,039.92	12,647.70	15,675.67	14,226.30	11,387.88	10,677.84	12,731.57	12,606.74	11,853.40	12,248.16	11,620.95					
		紙バック	56.42	52.14	51.12	7.95	4.82	8.76	156.42	122.40	110.62	97.44	67.62					
		白色トレイ	0.63	0.55	0.57	0.62	0.46	0.57	-	-	-	-	-					
		小計	10,096.97	12,700.39	15,727.36	14,234.87	11,393.16	10,687.17	12,887.99	12,729.14	11,964.02	12,345.60	11,688.57					
		搬出量	紙・布類	9,841.30	12,566.07	15,520.98	14,016.30	10,472.36	9,647.48	12,562.31	11,453.06	11,709.78	11,996.34	11,485.68				
			紙バック	56.42	52.14	51.12	7.95	4.82	8.76	156.42	122.40	110.62	157.32	140.08				
	白色トレイ		0.63	0.55	0.57	0.62	0.46	0.57	-	-	-	-	-					
	可燃残渣		198.62	81.63	154.69	210.00	915.52	917.38	992.73	992.73	759.69	609.78	602.32					
	小計		10,096.97	12,700.39	15,727.36	14,234.87	11,393.16	10,574.19	13,111.46	12,568.19	12,580.09	12,763.44	12,228.08					
	焼却ごみ		171,908.89	169,593.69	165,314.20	154,667.05	149,899.06	145,187.67	141,558.86	145,248.25	145,955.31	146,949.49	144,333.97					
	資源化内訳	資源化量	可燃性粗大ごみ	674.16	618.19	549.96	467.29	433.23	435.10	479.80	565.71	461.67	491.58	482.30				
			選別可燃残渣	3,951.25	3,754.28	3,798.30	2,364.65	2,875.27	2,722.82	3,483.97	3,698.73	3,248.09	3,171.23	3,220.11				
小計			176,534.30	173,966.16	169,662.46	157,498.99	153,207.56	148,345.59	145,522.63	149,512.69	149,665.07	150,612.30	148,036.38					
焼却主灰			8,011.11	7,573.13	7,909.27	7,846.27	7,182.13	6,417.23	5,802.56	7,039.04	7,686.10	7,730.47	8,680.82					
灰固化			6,515.53	6,012.49	6,237.81	5,664.34	5,197.57	5,199.88	4,980.29	4,990.43	4,936.76	5,040.21	4,748.31					
焼け鉄			442.36	423.67	330.88	256.11	269.18	212.58	220.67	235.66	200.07	191.30	163.91					
溶融スラグ			6,413.57	6,461.35	6,137.05	6,123.31	5,598.87	5,607.48	5,305.97	5,682.14	3,866.95	3,808.37	3,092.63					
溶融メタル			324.51	338.22	421.16	320.83	320.83	388.18	349.89	439.46	295.92	279.36	212.14					
小計			21,707.08	20,808.86	21,036.17	20,210.86	18,568.58	17,825.35	16,659.38	18,386.73	16,985.80	17,049.71	16,897.81					
最終処分内訳			最終処分量	破砕金属	2,733.80	2,690.99	2,749.54	2,471.78	2,091.33	2,314.41	2,059.00	2,396.09	2,134.66	2,268.29	2,070.98			
				プレス金属	2,821.11	2,670.44	2,339.53	1,968.40	1,836.66	1,844.89	1,753.19	1,802.02	1,746.55	1,737.71	1,646.26			
				カレット	2,284.97	1,714.94	1,641.87	1,350.22	1,197.31	1,124.08	1,466.66	1,458.94	1,465.84	1,497.16	1,507.43			
	ペットボトル	1,303.82		1,304.22	1,281.19	1,262.03	1,234.77	1,258.98	1,443.05	1,496.62	1,443.79	1,374.91	1,257.97					
	紙・布類	10,964.30		13,688.07	16,683.91	14,016.30	10,472.36	9,647.48	12,562.31	11,453.06	11,709.78	11,996.34	11,485.68					
	紙バック	56.42		52.14	51.12	7.95	4.82	8.76	156.42	122.40	110.62	157.32	140.08					
	プラスチック製容器包装(選別後)	-		-	-	-	-	-	3,160.74	2,959.14	3,140.13	3,123.39	3,002.13					
	白色トレイ	0.63		0.55	0.57	0.62	0.46	0.57	13.18	9.99	9.58	8.63	8.93					
	エコスラグ	-		-	-	-	-	-	1,102.53	1,125.41	443.89	674.40	2,405.33	1,360.65				
	溶融メタル	324.51		338.22	421.16	320.85	323.41	389.12	349.89	439.46	295.92	279.36	212.14					
	焼け鉄	-		-	-	256.12	269.18	213.09	220.67	235.66	200.07	191.30	163.91					
	蛍光管・乾電池	-		221.35	190.62	183.98	200.22	187.12	153.20	190.06	147.14	143.81	149.61					
剪定枝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
小型家電製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
廃食用油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
集閉回収	11,950.61	12,587.32	13,129.29	12,829.19	12,184.73	11,608.07	11,341.82	10,743.47	10,840.32	10,807.90	10,555.52							
小計	32,440.17	35,268.24	38,488.80	34,667.44	29,815.25	29,699.10	35,805.54	33,750.80	33,918.80	35,991.45	33,561.29							
選別不燃残渣	4,978.28	5,272.51	5,168.14	4,288.96	4,485.01	4,378.68	4,655.31	5,008.93	5,153.59	5,381.40	5,189.82							
焼却主灰	8,011.11	7,573.13	7,909.27	7,846.27	7,182.13	6,417.23	5,802.56	7,039.04	7,686.10	7,730.47	8,680.82							
ばいじん	6,515.53	6,012.49	6,237.81	5,664.34	5,197.57	5,199.88	4,980.29	4,990.43	4,936.76	5,040.21	4,748.31							
溶融スラグ	6,413.57	6,461.35	6,137.05	6,123.31	5,598.87	4,497.03	4,169.46	5,279.56	3,357.17	1,099.13	1,826.51							
焼け鉄	442.36	423.67	330.88	-	-	-	-	-	-	-	-							
蛍光管・乾電池	188.44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
小計	26,549.29	25,743.15	25,783.15	23,922.88	22,463.58	20,492.82	19,607.62	22,317.96	21,133.62	19,251.21	20,445.46							
し尿等処理に伴う汚泥焼却灰	64.65	133.06	147.72	134.12	57.02	72.64	57.88	35.42	45.66	39.67	52.34							
し尿等処理に伴う沈砂	40.60	91.66	99.91	79.83	66.68	118.95	58.87	69.46	74.62	57.12	72.11							
長岡脱水汚泥	34.79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
エコパーク板戸脱水汚泥	0.08	256.61	303.55	465.19	567.72	439.24	469.14	624.00	397.11	321.47	388.19							
計	26,689.41	26,224.48	26,334.33	24,602.02	23,155.00	21,123.65	20,193.51	23,046.84	21,651.01	19,669.47	20,958.10							

(4) 本市の中間処理量の見通し

焼却施設への搬入量は、平成37年度で131,078トン、平成42年度で121,564トンを見込んでいます。

平成32年度のリサイクルプラザでの搬入量は13,732トン、エコプラセンター下荒針での搬入量は3,699トン、民間委託での搬入量は14,153トンを見込んでいます。

表12 中間処理量の見通し

(単位：t/年)

項目	実績値				計画値						
	H23	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42	
ごみ排出量	187,654.25	184,252.11	184,047.28	183,369.47	182,691.71	181,997.06	181,302.39	180,601.73	176,362.60	170,862.61	
リサイクルパーク茂原	搬入量	不燃ごみ・危険ごみ	3,848.97	3,232.72	3,233.12	3,235.30	3,237.49	3,236.03	3,234.56	3,233.10	3,202.74
		不燃性粗大ごみ	1,319.98	1,125.36	1,125.50	1,126.26	1,127.02	1,126.51	1,126.00	1,119.45	1,108.88
		ペットボトル	2,033.24	1,823.31	1,829.90	1,836.49	1,843.09	1,849.68	1,856.27	1,862.86	1,906.52
		びん・缶	7,657.82	7,514.08	7,514.41	7,514.75	7,515.08	7,515.42	7,515.75	7,516.09	7,446.61
	小計	14,860.01	13,695.47	13,702.93	13,712.80	13,722.68	13,727.64	13,732.58	13,731.49	13,664.75	
	搬出量	破砕金属	2,396.09	2,070.98	2,071.14	2,072.54	2,073.94	2,073.00	2,072.06	2,068.25	2,048.78
		プレス金属	1,802.02	1,646.26	1,646.33	1,646.41	1,646.48	1,646.55	1,646.63	1,646.70	1,631.48
		カレット	1,458.94	1,507.43	1,507.50	1,507.56	1,507.63	1,507.70	1,507.77	1,507.83	1,493.89
		ペットボトル	1,496.62	1,257.97	1,262.52	1,267.06	1,271.62	1,276.16	1,280.71	1,285.26	1,315.38
		選別可燃残渣	2,303.12	2,142.50	2,064.63	2,065.70	2,066.78	2,067.16	2,067.52	2,067.90	2,053.28
選別不燃残渣		5,008.93	5,189.82	5,001.18	5,003.80	5,006.40	5,007.31	5,008.19	5,006.86	4,973.71	
蛍光管・乾電池	190.06	149.61	149.63	149.73	149.83	149.76	149.70	149.63	148.22		
小計	14,655.78	13,964.57	13,702.93	13,712.80	13,722.68	13,727.64	13,732.58	13,731.5	13,664.74		
エコプラセンター下荒針	搬入量	プラスチック製容器包装 + 白色トレイ	3,507.67	3,496.28	3,530.10	3,563.92	3,597.75	3,631.57	3,665.39	3,699.21	
		小計	3,507.67	3,496.28	3,530.10	3,563.92	3,597.75	3,631.57	3,665.39	3,699.21	
	搬出量	プラスチック製容器包装 白色トレイ	3,160.74	3,002.13	3,031.17	3,060.21	3,089.26	3,118.30	3,147.34	3,176.38	
		選別可燃残渣	13.18	8.93	9.02	9.10	9.19	9.28	9.36	9.45	
民間(委託)	搬入量	紙・布類	12,606.74	11,620.95	12,031.07	12,441.19	12,851.31	13,261.43	13,671.55		
紙パック	122.40	67.62	68.17	68.71	69.26	69.80	70.35	70.90			
白色トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-			
小計	12,729.14	11,688.57	12,099.24	12,509.90	12,920.57	13,331.23	13,741.90	14,152.57			
搬出量	紙・布類	11,453.06	11,485.68	11,891.03	12,296.37	12,701.72	13,107.06	13,512.41			
紙パック	122.40	140.08	141.22	142.34	143.48	144.60	145.74	146.86			
白色トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-			
可燃残渣	992.73	602.32	66.99	71.19	75.37	79.57	83.75	87.95			
小計	12,568.19	12,228.08	12,099.24	12,509.90	12,920.57	13,331.23	13,741.90	14,152.57			
焼却処理	搬入量	焼却ごみ	145,248.25	144,333.97	143,089.60	141,844.97	140,600.34	139,356.24	138,112.15		
		可燃性粗大ごみ	565.71	482.30	482.36	482.68	483.01	482.79	482.57		
		選別可燃残渣	3,698.73	3,220.11	2,621.53	2,631.50	2,641.45	2,650.72	2,659.96		
		小計	149,512.69	148,036.38	146,193.49	144,959.15	143,724.80	142,489.75	141,254.68		
	搬出量	焼却主灰	7,039.04	8,680.82	7,950.20	11,540.85	11,471.58	11,402.24	9,407.05		
		灰固化	4,990.43	4,748.31	4,689.20	4,649.61	4,610.01	4,570.40	4,530.79		
		焼却鉄	235.66	163.91	161.87	160.50	159.14	157.77	156.40		
		溶融スラグ	5,682.14	3,092.63	3,451.58	1,358.27	1,358.27	1,358.27	1,358.27		
		溶融金属	439.46	212.14	209.50	207.73	205.96	204.19	202.42		
		小計	18,386.73	16,897.81	16,462.35	17,916.96	17,804.96	17,692.87	16,823.14		
資源化内訳	資源化量	破砕金属	2,396.09	2,070.98	2,071.14	2,072.54	2,073.94	2,072.06	2,068.25		
		プレス金属	1,802.02	1,646.26	1,646.33	1,646.41	1,646.48	1,646.55	1,646.63		
		カレット	1,458.94	1,507.43	1,507.50	1,507.56	1,507.63	1,507.70	1,507.77		
		ペットボトル	1,496.62	1,257.97	1,262.52	1,267.06	1,271.62	1,276.16	1,280.71		
		紙・布類	11,453.06	11,485.68	11,891.03	12,296.37	12,701.72	13,107.06	13,512.41		
		紙パック	122.40	140.08	141.22	142.34	143.48	144.60	145.74		
		白色トレイ	-	-	-	-	-	-	-		
		プラスチック製容器包装(選別後)	2,959.14	3,002.13	3,031.17	3,060.21	3,089.26	3,118.30	3,147.34		
		白色トレイ	9.99	8.93	9.02	9.10	9.19	9.28	9.36		
		エコスラグ(中間覆土利用分含む)	443.89	1,360.65	1,940.57	1,358.27	1,358.27	1,358.27	1,358.27		
最終処分内訳	最終処分量	溶融スラグ	439.46	212.14	209.50	207.73	205.96	204.19	202.42		
		焼却鉄	235.66	163.91	161.87	160.50	159.14	157.77	156.40		
		蛍光管・乾電池	190.06	149.61	149.63	149.73	149.83	149.76	149.70		
		剪定枝	-	-	-	614.02	714.03	814.03	914.04		
		小型家電製品	-	-	-	44.66	48.00	51.33	54.67		
		廃食用油	-	-	-	32.56	34.23	35.90	37.56		
		集団回収	10,743.47	10,555.52	10,556.82	10,563.96	10,571.10	10,566.33	10,561.53		
		小計	33,750.80	33,561.29	34,578.32	35,133.02	35,683.88	36,220.23	37,924.82		
		選別不燃残渣	5,008.93	5,189.82	5,001.18	5,003.80	5,006.40	5,007.31	5,008.19		
		焼却主灰	7,039.04	8,680.82	7,950.20	11,540.85	11,471.58	11,402.24	9,407.05		
ばいじん	4,990.43	4,748.31	4,689.20	4,649.61	4,610.01	4,570.40	4,530.79				
溶融スラグ	5,279.56	1,826.51	1,511.01	-	-	-	-				
小計	22,317.96	20,445.46	19,151.59	21,194.26	21,087.99	20,979.95	18,946.03				
中間覆土(溶融スラグ再利用量)	-	-	-	-	-	-	287.53				
小計(最終処分量(埋立量))	22,317.96	20,445.46	19,151.59	21,194.26	21,087.99	20,979.95	19,233.56				
その他	尿等処理に伴う汚泥焼却灰	35.42	52.34	52.34	52.34	52.34	52.34				
尿等処理に伴う沈砂	69.46	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11				
エコパーク板戸脱水汚泥	624.00	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19				
(仮称)第2エコパーク脱水汚泥	-	-	-	-	-	-	51.76				
覆土(山砂)	2,104.33	2,193.71	2,081.53	2,489.01	2,476.82	2,464.43	1,937.68				
合計	25,151.17	23,151.81	21,745.76	24,195.91	24,077.45	23,957.02	21,683.30				

(5) 広域ごみ量と中間処理量の見通し

本市は、上三川町と旧石橋町区域（下野市の一部）を含む広域でのごみ処理を実施していることから、各施設の計画処理量には広域分を含めた量を見込む必要があります。

なお、プラスチック製容器包装と白色トレイの中間処理は、上三川町分のみを見込んでいます。

また、旧石橋町区域の焼却ごみ等の受入れ継続に関しては、分別の徹底と減量化の推移を見ながら今後検討していきます。

表 1 3 広域ごみ量と中間処理量の見通し

(単位：t/年)

項目	実績値					計画値					
	H23	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42	
ごみ排出量	15,420.24	14,812.95	14,765.38	14,747.51	14,729.65	14,710.92	14,692.18	14,672.89	9,149.65	8,943.41	
クリサンパーク茂原 リサイクルプラザ	処理量										
	不燃ごみ・危険ごみ	335.17	306.81	306.00	305.58	305.16	304.75	304.33	303.90	189.87	185.47
	不燃性粗大ごみ	78.10	70.27	88.39	88.26	88.13	88.00	87.87	87.74	59.23	57.86
	ペットボトル	175.47	157.78	157.37	157.16	156.96	156.74	156.53	156.31	95.98	93.76
	びん・缶	567.35	567.17	565.91	565.26	564.61	563.96	563.32	562.65	294.92	288.10
	小計	1,156.09	1,102.03	1,117.67	1,116.26	1,114.85	1,113.45	1,112.05	1,110.60	640.00	625.19
	処理内訳										
	破砕金属	184.79	179.35	187.59	187.33	187.07	186.81	186.55	186.28	118.57	115.83
	プレス金属	133.34	124.10	123.82	123.68	123.54	123.40	123.26	123.11	64.54	63.05
	カレット	107.94	113.64	113.39	113.26	113.13	113.00	112.87	112.73	59.11	57.74
	ペットボトル	129.08	108.79	108.51	108.36	108.22	108.07	107.93	107.78	66.21	64.68
	選別可燃残渣	176.82	172.46	167.46	167.25	167.04	166.83	166.62	166.41	95.17	92.97
	選別不燃残渣	384.55	417.76	405.65	405.14	404.62	404.12	403.62	403.10	230.53	225.19
	蛍光管・乾電池（委託処理）	14.06	11.28	11.25	11.24	11.23	11.22	11.20	11.19	5.87	5.73
小計	1,130.58	1,127.38	1,117.67	1,116.26	1,114.85	1,113.45	1,112.05	1,110.60	640.00	625.19	
エコープラセン ター下荒計											
搬入量											
プラスチック製容器包装+白色トレイ	227.04	226.07	225.13	224.65	224.17	223.69	223.21	222.72	218.63	213.57	
小計	227.04	226.07	225.13	224.65	224.17	223.69	223.21	222.72	218.63	213.57	
搬出量											
プラスチック製容器包装	199.21	195.36	194.54	194.13	193.71	193.30	192.88	192.46	188.93	184.55	
白色トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
可燃残渣	27.83	30.71	30.59	30.52	30.46	30.39	30.33	30.26	29.70	29.02	
小計	227.04	226.07	225.13	224.65	224.17	223.69	223.21	222.72	218.63	213.57	
民間（委託）											
搬入量											
紙・布類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
紙バック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
白色トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
搬出量											
紙・布類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
紙バック（直接資源化）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
白色トレイ（直接資源化）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
可燃残渣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
焼却処理											
搬入量											
焼却ごみ（可燃性粗大ごみ除く）	13,206.59	12,677.25	12,607.12	12,590.68	12,574.23	12,557.79	12,541.34	12,524.40	7,495.37	7,321.94	
可燃性粗大ごみ	33.47	30.12	37.88	37.82	37.77	37.71	37.66	37.60	25.38	24.80	
選別可燃残渣	204.65	203.17	198.05	197.77	197.50	197.22	196.95	196.67	124.87	121.99	
小計	13,444.71	12,910.54	12,843.05	12,826.27	12,809.50	12,792.72	12,775.95	12,758.67	7,645.62	7,468.73	
搬出量											
焼却主灰	212.35	587.33	525.22	843.94	841.17	838.42	661.52	135.02	92.60	65.97	
灰固化	438.94	364.37	362.46	361.99	361.52	361.04	360.57	219.63	215.60	210.61	
焼け鉄	36.30	23.14	23.01	22.98	22.95	22.92	22.89	13.95	13.70	13.38	
溶融スラグ	874.98	436.59	487.27	191.73	191.73	191.73	283.52	475.41	470.36	465.40	
溶融メタル	67.71	29.94	29.79	29.75	29.71	29.67	29.63	18.05	17.72	17.31	
小計	1,630.28	1,441.37	1,427.75	1,450.39	1,447.08	1,443.78	1,358.13	862.06	809.98	772.67	
資源化内訳											
破砕金属	221.44	179.35	187.59	187.33	187.07	186.81	186.55	186.28	118.57	115.83	
プレス金属	142.82	124.10	123.82	123.68	123.54	123.40	123.26	123.11	64.54	63.05	
カレット	115.62	113.64	113.39	113.26	113.13	113.00	112.87	112.73	59.11	57.74	
ペットボトル	129.08	108.79	108.51	108.36	108.22	108.07	107.93	107.78	66.21	64.68	
紙・布類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
紙バック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
プラスチック製容器包装（選別後）	199.21	195.36	194.54	194.13	193.71	193.30	192.88	192.46	188.93	184.55	
白色トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エコスラグ（覆土利用含む）	68.39	192.07	273.93	191.73	191.73	191.73	283.52	475.41	470.36	465.40	
溶融メタル	67.71	29.94	29.79	29.75	29.71	29.67	29.63	18.05	17.72	17.31	
焼け鉄	36.30	23.14	23.01	22.98	22.95	22.92	22.89	13.95	13.70	13.38	
蛍光管・乾電池	14.06	11.28	11.25	11.24	11.23	11.22	11.20	5.98	5.87	5.73	
集団回収	797.05	777.48	777.58	778.10	778.63	778.28	777.92	777.57	770.27	757.91	
小計	1,791.68	1,755.15	1,843.41	1,760.56	1,759.92	1,758.40	1,848.65	1,797.63	1,775.28	1,745.58	
最終処分											
選別不燃残渣	384.55	417.76	405.65	405.14	404.62	404.12	403.62	403.10	230.53	225.19	
焼却主灰	212.35	587.33	525.22	843.94	841.17	838.42	661.52	135.02	92.60	65.97	
ばいじん	438.94	364.37	362.46	361.99	361.52	361.04	360.57	219.63	215.60	210.61	
溶融スラグ	812.99	257.86	213.34	-	-	-	-	-	-	-	
小計	1,848.83	1,627.32	1,506.67	1,611.07	1,607.31	1,603.58	1,425.71	589.49	538.73	501.77	
中間覆土（溶融スラグ再利用量）	-	-	-	-	-	-	30.03	270.78	233.14	190.39	
小計（最終処分量（埋立量））	1,848.83	1,627.32	1,506.67	1,611.07	1,607.31	1,603.58	1,455.74	860.27	771.87	692.16	
中間覆土（山砂）	198.41	170.34	160.87	200.39	199.93	199.47	147.30	6.90	27.82	51.92	
合計	2,047.24	1,797.66	1,667.54	1,811.46	1,807.24	1,803.05	1,603.04	866.87	799.69	744.08	

表 1 4 広域全体ごみ量と中間処理量の見通し

(単位：t/年)

項目	実績値					計画値							
	H23	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42			
ごみ排出量	203,074.49	199,065.06	198,812.66	198,116.98	197,421.36	196,707.98	195,994.57	195,274.62	185,512.25	179,806.02			
クリーンパーク茂原 リサイクルプラザ	搬入量	不燃ごみ・危険ごみ	4,184.14	3,539.53	3,539.12	3,540.88	3,542.65	3,540.78	3,538.89	3,537.00	3,392.61	3,336.82	
		不燃性粗大ごみ	1,398.08	1,195.63	1,213.89	1,214.52	1,215.15	1,214.51	1,213.87	1,207.19	1,168.11	1,148.85	
		ペットボトル	2,208.71	1,981.09	1,987.27	1,993.65	2,000.04	2,006.42	2,012.80	2,019.17	2,002.50	2,032.09	
		びん・缶	8,225.17	8,081.25	8,080.32	8,080.01	8,079.69	8,079.38	8,079.07	8,078.74	7,741.53	7,615.27	
		小計	16,016.10	14,797.50	14,820.60	14,829.06	14,837.53	14,841.09	14,844.63	14,842.09	14,304.75	14,133.03	
	搬出量	破碎金属	2,580.88	2,250.33	2,258.73	2,254.34	2,261.01	2,259.81	2,258.61	2,254.53	2,167.35	2,131.66	
		プレス金属	1,935.36	1,770.36	1,770.15	1,770.09	1,770.02	1,769.95	1,769.89	1,769.01	1,696.02	1,668.36	
		カレット	1,566.88	1,621.07	1,620.89	1,620.82	1,620.76	1,620.70	1,620.64	1,620.56	1,553.00	1,527.67	
		ペットボトル	1,625.70	1,366.76	1,371.03	1,375.42	1,379.84	1,384.23	1,388.64	1,393.04	1,381.59	1,402.01	
		選別不燃残渣	2,479.94	2,314.96	2,232.09	2,232.95	2,233.82	2,233.99	2,234.14	2,233.38	2,148.45	2,118.96	
	選別不燃残渣	5,393.48	5,607.58	5,406.83	5,408.94	5,411.02	5,411.43	5,411.81	5,409.96	5,204.24	5,132.80		
	蛍光灯・乾電池	204.12	160.89	160.88	160.97	161.06	160.98	160.90	160.82	154.09	151.57		
	小計	15,786.36	15,091.95	14,820.60	14,829.06	14,837.53	14,841.09	14,844.63	14,842.10	14,304.74	14,133.03		
	エコプラセン ター下荒荘	搬入量	プラスチック製容器包装+白色トレイ	3,734.71	3,722.35	3,755.23	3,788.57	3,821.92	3,855.26	3,888.60	3,921.93	4,151.91	4,357.73
			小計	3,734.71	3,722.35	3,755.23	3,788.57	3,821.92	3,855.26	3,888.60	3,921.93	4,151.91	4,357.73
搬出量		プラスチック製容器包装	3,359.95	3,197.49	3,225.71	3,254.34	3,282.97	3,311.60	3,340.22	3,369.29	3,566.29	3,742.99	
		白色トレイ	13.18	8.93	9.02	9.10	9.19	9.28	9.36	9.45	10.05	10.58	
		選別不燃残渣	430.71	506.00	520.50	525.13	529.76	534.38	539.02	543.64	575.57	604.16	
小計	3,803.84	3,712.42	3,755.23	3,788.57	3,821.92	3,855.26	3,888.60	3,921.93	4,151.91	4,357.73			
民間(委託)	搬入量	紙・布類	12,606.74	11,620.95	12,031.07	12,441.19	12,851.31	13,261.43	13,671.55	14,081.67	16,339.77	17,466.00	
		紙バック	122.40	67.62	68.17	68.71	69.26	69.80	70.35	70.90	73.34	75.36	
		白色トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	搬出量	紙・布類	11,453.06	11,485.68	11,891.03	12,296.37	12,701.72	13,107.06	13,512.41	13,917.76	16,149.57	17,262.70	
		紙バック	122.40	140.08	141.22	142.34	143.48	144.60	145.74	146.86	151.93	156.11	
		白色トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	選別不燃残渣	992.73	602.32	66.99	71.19	75.37	79.57	83.75	87.95	111.61	122.55		
	小計	12,568.19	12,228.08	12,099.24	12,509.90	12,920.57	13,331.23	13,741.90	14,152.57	16,413.11	17,541.36		
	焼却処理	搬入量	焼却ごみ	158,454.84	157,011.23	155,896.72	154,435.65	153,174.57	151,914.03	150,653.49	149,395.05	135,387.24	125,694.68
			可燃性粗大ごみ	599.18	512.41	520.24	520.50	520.78	520.50	520.23	517.36	500.61	492.37
選別不燃残渣			3,903.38	3,423.28	2,819.58	2,829.27	2,838.95	2,847.94	2,856.91	2,864.97	2,835.63	2,845.67	
搬出量		焼却主灰	7,251.39	9,268.15	8,475.42	12,384.79	12,312.75	12,240.66	10,068.57	4,654.38	3,838.34	3,397.83	
		灰固化	5,429.37	5,112.68	5,051.66	5,011.60	4,971.53	4,931.44	4,891.36	4,710.77	4,419.96	4,109.81	
		焼け鉄	271.96	187.05	184.88	183.48	182.09	180.69	179.29	168.98	158.83	147.98	
溶融スラグ		6,557.12	3,529.22	3,938.85	1,550.00	1,550.00	1,550.00	2,810.00	5,965.15	5,901.85	5,839.53		
溶融メタル		507.17	242.08	239.29	237.48	235.67	233.86	232.05	218.70	205.56	191.51		
小計		20,017.01	18,339.18	17,890.10	19,367.35	19,252.04	19,136.65	18,181.27	15,717.98	14,524.54	13,686.66		
資源化内訳		資源化量	破碎金属	2,617.53	2,250.33	2,258.73	2,259.87	2,261.01	2,259.81	2,258.61	2,189.04	2,167.35	2,131.66
	プレス金属		1,944.84	1,770.36	1,770.15	1,770.09	1,770.02	1,769.95	1,769.89	1,712.45	1,696.02	1,668.36	
	カレット		1,574.56	1,621.07	1,620.89	1,620.82	1,620.76	1,620.70	1,620.64	1,568.04	1,553.00	1,527.67	
	ペットボトル		1,625.70	1,366.76	1,371.03	1,375.42	1,379.84	1,384.23	1,388.64	1,352.72	1,381.59	1,402.01	
	紙・布類		11,453.06	11,485.68	11,891.03	12,296.37	12,701.72	13,107.06	13,512.41	13,917.76	16,149.57	17,262.70	
	紙バック		122.40	140.08	141.22	142.34	143.48	144.60	145.74	146.86	151.93	156.11	
	プラスチック製容器包装(選別後)		3,188.35	3,197.49	3,225.71	3,254.34	3,282.97	3,311.60	3,340.22	3,368.84	3,566.29	3,742.99	
	白色トレイ		9.99	8.93	9.02	9.10	9.19	9.28	9.36	9.45	10.05	10.58	
	エコスラグ(覆土利用分含む)		512.28	1,552.72	2,214.50	1,550.00	1,550.00	1,550.00	2,810.00	5,965.15	5,948.27	5,932.38	
	溶融メタル		507.17	242.08	239.29	237.48	235.67	233.86	232.05	218.70	205.56	191.51	
	焼け鉄	271.96	187.05	184.88	183.48	182.09	180.69	179.29	168.98	158.83	147.98		
	蛍光灯・乾電池	204.12	160.89	160.88	160.97	161.06	160.98	160.90	155.61	154.09	151.57		
	剪定枝	-	-	-	614.02	714.03	814.03	914.04	1,014.05	3,410.16	6,403.58		
	小型家電製品	-	-	-	44.66	48.00	51.33	54.67	58.00	67.64	77.04		
	廃食用油	-	-	-	32.56	34.23	35.90	37.56	39.23	48.96	58.49		
	集団回収	11,540.52	11,333.00	11,334.40	11,342.06	11,349.73	11,344.61	11,339.45	11,334.33	11,227.88	11,047.74		
	小計	35,542.48	35,316.44	36,421.73	36,893.58	37,443.80	37,978.63	39,773.47	43,219.21	47,897.19	51,912.37		
	最終処分内訳	最終処分量	選別不燃残渣	5,393.48	5,607.58	5,406.83	5,408.94	5,411.02	5,411.43	5,411.81	5,241.70	5,204.24	5,132.80
			焼却主灰	7,251.39	9,268.15	8,475.42	12,384.79	12,312.75	12,240.66	10,068.57	4,654.38	3,838.34	3,397.83
			ばいじん	5,429.37	5,112.68	5,051.66	5,011.60	4,971.53	4,931.44	4,891.36	4,710.77	4,419.96	4,109.81
溶融スラグ			6,092.55	2,084.37	1,724.35	-	-	-	-	-	-	-	
小計			24,166.79	22,072.78	20,658.26	22,805.33	22,695.30	22,583.53	20,371.74	14,606.85	13,462.54	12,640.44	
中間覆土(溶融スラグ再利用量)			-	-	-	-	-	-	-	317.56	3,397.94	2,925.74	2,389.42
小計(最終処分量(埋立量))			24,166.79	22,072.78	20,658.26	22,805.33	22,695.30	22,583.53	20,689.30	18,004.79	16,388.28	15,029.86	
し尿等処理に伴う汚泥焼却灰			35.42	52.34	52.34	52.34	52.34	52.34	52.34	-	-	-	
し尿等処理に伴う沈砂			69.46	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	
エコパーク板戸脱水汚泥			624.00	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	
(仮称)第2エコパーク脱水汚泥	-	-	-	-	-	-	-	51.76	103.52	103.52			
計	24,895.67	22,585.42	21,170.90	23,317.97	23,207.94	23,096.17	21,201.36	18,568.61	16,952.10	15,593.68			
覆土(山砂分)	2,302.74	2,364.05	2,242.40	2,689.40	2,676.75	2,663.90	2,084.98	146.98	619.18	1,155.50			
合計	27,198.41	24,949.47	23,413.30	26,007.37	25,884.69	25,760.07	23,286.34	18,715.59	17,571.28	16,749.18			

11 最終処分計画

(1) 最終処分の現状

リサイクルプラザでの「不燃ごみ」「粗大ごみ」等の処理に伴い発生する「選別不燃残渣」と焼却処理に伴い発生する「焼却主灰」「灰固化物」は、エコパーク板戸で最終処分しています。

「溶融スラグ」は、平成21年度から一部について資源化しています。

「蛍光灯・乾電池」は平成17年度から、「焼け鉄」は平成19年度からそれぞれ全量資源化しています。

表15 最終処分の現状（宇都宮市分）

（単位：t/年）

	実績値												
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26		
計画収集人口	486,649	488,886	491,657	494,428	496,532	502,992	505,396	507,140	509,356	510,068	510,416		
排出量	225,929.57	226,710.99	226,521.61	210,523.75	201,615.13	196,265.38	184,754.72	187,654.25	186,933.30	188,368.35	184,252.11		
最終処分量	選別不燃残渣	4,978.28	5,272.51	5,168.14	4,288.96	4,485.01	4,378.68	4,655.31	5,008.93	5,153.59	5,381.40	5,189.82	
	焼却灰	8,011.11	7,573.13	7,909.27	7,846.27	7,182.13	6,417.23	5,802.56	7,039.04	7,686.10	7,730.47	8,680.82	
	ばいじん	6,515.53	6,012.49	6,237.81	5,664.34	5,197.57	5,199.88	4,980.29	4,990.43	4,936.76	5,040.21	4,748.31	
	溶融スラグ	6,413.57	6,461.35	6,137.05	6,123.31	5,598.87	4,497.03	4,169.46	5,279.56	3,357.17	1,099.13	1,826.51	
	溶融メタル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	焼け鉄	442.36	423.67	330.88	-	-	-	-	-	-	-	-	
	蛍光灯・乾電池	188.44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	26,549.29	25,743.15	25,783.15	23,922.88	22,463.58	20,492.82	19,607.62	22,317.96	21,133.62	19,251.21	20,445.46	
	その他	し尿等処理に伴う汚泥焼却灰	64.65	133.06	147.72	134.12	57.02	72.64	57.88	35.42	45.66	39.67	52.34
		し尿等処理に伴う沈砂	40.60	91.66	99.91	79.83	66.68	118.95	58.87	69.46	74.62	57.12	72.11
長岡脱水汚泥		34.79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エコパーク板戸脱水汚泥		0.08	256.61	303.55	465.19	567.72	439.24	469.14	624.00	397.11	321.47	388.19	
計	26,689.41	26,224.48	26,334.33	24,602.02	23,155.00	21,123.65	20,193.51	23,046.84	21,651.01	19,669.47	20,958.10		

※平成22年度は、震災の影響を除外していない（補正を行っていない）実績値を使用

(2) 最終処分計画（宇都宮市分）

ごみの排出量を減少させることとスラグの有効利用等で最終処分量の削減を図り、最終処分量（埋立量）は、平成32年度には17,200トン、平成37年度には15,700トン、平成42年度には14,400トンとなる見込みです。

図6 焼却処理後の最終処分イメージ図（平成32年度）

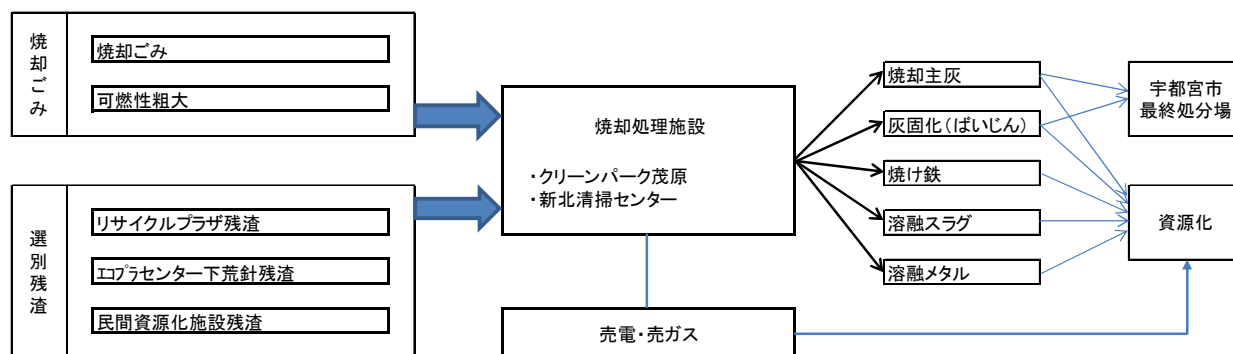
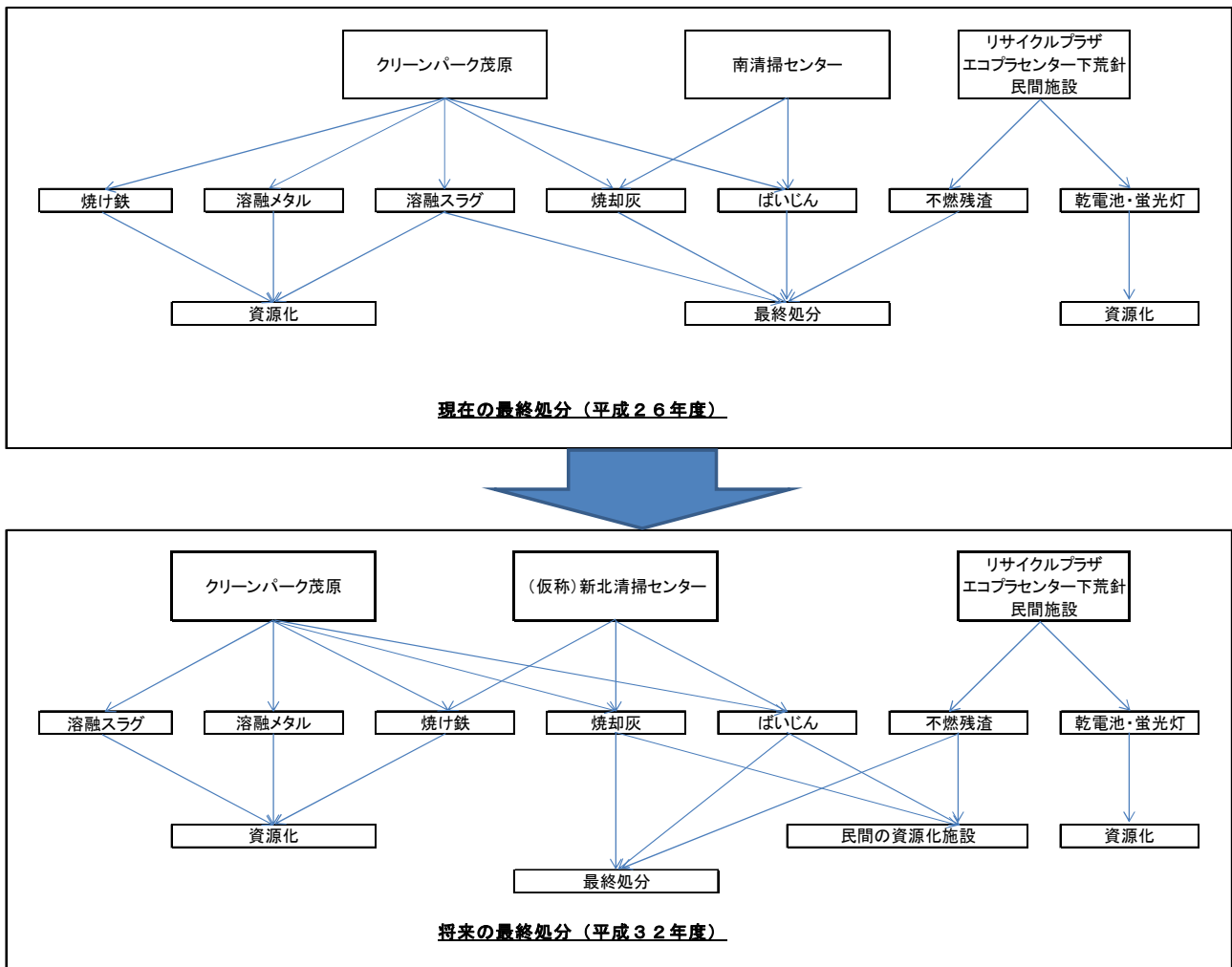


表 1 6 最終処分計画 (宇都宮市分)

(単位: t/年)

	実績値		計画値								
	H23	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42	
計画収集人口	486,649	510,416	516,057	517,696	517,760	518,110	518,460	518,226	514,839	507,957	
排出量	187,654.25	184,252.11	184,047.28	183,369.47	182,691.71	181,997.06	181,302.39	180,601.73	176,362.60	170,862.61	
最終処分量	選別不燃残渣	5,008.93	5,189.82	5,001.18	5,003.80	5,006.40	5,007.31	5,008.19	5,006.86	4,973.71	4,907.61
	焼却主灰	7,039.04	8,680.82	7,950.20	11,540.85	11,471.58	11,402.24	9,407.05	4,519.36	3,745.74	3,331.86
	ばいじん	4,990.43	4,748.31	4,689.20	4,649.61	4,610.01	4,570.40	4,530.79	4,491.14	4,204.36	3,899.20
	溶融スラグ	5,279.56	1,826.51	1,511.01	-	-	-	-	-	-	-
	溶融メタル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	焼け鉄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	蛍光管・乾電池	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	22,317.96	20,445.46	19,151.59	21,194.26	21,087.99	20,979.95	18,946.03	14,017.36	12,923.81	12,138.67
	中間覆土 (溶融スラグ再利用量)	-	-	-	-	-	-	287.53	3,127.16	2,692.60	2,199.03
	小計 (最終処分量 (埋立量))	22,317.96	20,445.46	19,151.59	21,194.26	21,087.99	20,979.95	19,233.56	17,144.52	15,616.41	14,337.70
	その他	し尿等処理に伴う汚泥焼却灰	35.42	52.34	52.34	52.34	52.34	52.34	-	-	-
		し尿等処理に伴う沈砂	69.46	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11
		エコパーク板戸脱水汚泥	624.00	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19
		(仮称) 第2エコパーク脱水汚泥	-	-	-	-	-	-	51.76	103.52	103.52
	中間覆土 (山砂)	2,104.33	2,193.71	2,081.53	2,489.01	2,476.82	2,464.43	1,937.68	140.38	591.36	1,103.58
計	25,151.17	23,151.81	21,745.76	24,195.91	24,077.45	23,957.02	21,683.30	17,848.72	16,771.59	16,005.10	

図 7 最終処分計画 (宇都宮市分)



(3) 最終処分計画（広域）

本市は、上三川町と旧石橋町区域（下野市の一部）を含む広域でのごみ処理を実施していることから、最終処分の計画量には広域分の中間処理に伴い発生する量を見込む必要があります。

また、し尿・浄化槽汚泥処理施設の汚泥焼却灰等や埋立物の飛散防止対策等を目的とした覆土も計画量に見込む必要があります。

最終処分量は、3R施策の推進や焼却灰等の資源化により平成42年度には16,800トン（覆土を含む。）程度となる見込みです。容積ベースでは平成42年度には16,100立方メートル（覆土含む。）程度となる見込みです。

表17 広域を含む最終処分計画（重量ベース）

（単位：t/年）

		実績値		計画値								
		H23	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42	
宇都宮市分	焼却灰（焼け鉄含む。）	7,039.04	8,680.82	7,950.20	11,540.85	11,471.58	11,402.24	9,407.05	4,519.36	3,745.74	3,331.86	
	ばいじん	4,990.43	4,748.31	4,689.20	4,649.61	4,610.01	4,570.40	4,530.79	4,491.14	4,204.36	3,899.20	
	選別不燃残渣	5,008.93	5,189.82	5,001.18	5,003.80	5,006.40	5,007.31	5,008.19	5,006.86	4,973.71	4,907.61	
	溶融スラグ	5,279.56	1,826.51	1,511.01	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	22,317.96	20,445.46	19,151.59	21,194.26	21,087.99	20,979.95	18,946.03	14,017.36	12,923.81	12,138.67	
	その他	し尿等処理に伴う汚泥焼却灰	35.42	52.34	52.34	52.34	52.34	52.34	52.34	-	-	-
		し尿等処理に伴う沈砂	69.46	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11
		エコパーク板戸脱水汚泥	624.00	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19
		第二エコパーク脱水汚泥	-	-	-	-	-	-	51.76	103.52	103.52	103.52
		小計	728.88	512.64	512.64	512.64	512.64	512.64	512.06	563.82	563.82	563.82
	計	23,046.84	20,958.10	19,664.23	21,706.90	21,600.63	21,492.59	19,458.09	14,581.18	13,487.63	12,702.49	
	広域分	焼却灰（焼け鉄含む。）	212.35	587.33	525.22	843.94	841.17	838.42	661.52	135.02	92.60	65.97
		ばいじん	438.94	364.37	362.46	361.99	361.52	361.04	360.57	219.63	215.60	210.61
		選別不燃残渣	384.55	417.76	405.65	405.14	404.62	404.12	403.62	234.84	230.53	225.19
		溶融スラグ	812.99	257.86	213.34	-	-	-	-	-	-	-
溶融メタル		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計		1,848.83	1,627.32	1,506.67	1,611.07	1,607.31	1,603.58	1,425.71	589.49	538.73	501.77	
最終処分量全体	焼却灰（焼け鉄含む。）	7,251.39	9,268.15	8,475.42	12,384.79	12,312.75	12,240.66	10,068.57	4,654.38	3,838.34	3,397.83	
	ばいじん	5,429.37	5,112.68	5,051.66	5,011.60	4,971.53	4,931.44	4,891.36	4,710.77	4,419.96	4,109.81	
	選別不燃残渣	5,393.48	5,607.58	5,406.83	5,408.94	5,411.02	5,411.43	5,411.81	5,241.70	5,204.24	5,132.80	
	溶融スラグ	6,092.55	2,084.37	1,724.35	-	-	-	-	-	-	-	
	溶融メタル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	24,166.79	22,072.78	20,658.26	22,805.33	22,695.30	22,583.53	20,371.74	14,606.85	13,462.54	12,640.44	
	中間覆土（溶融スラグ再利用量）	-	-	-	-	-	-	317.56	3,397.94	2,925.74	2,389.42	
	小計（最終処分量（埋立量））	24,166.79	22,072.78	20,658.26	22,805.33	22,695.30	22,583.53	20,689.30	18,004.79	16,388.28	15,029.86	
	その他	し尿等処理に伴う汚泥焼却灰	35.42	52.34	52.34	52.34	52.34	52.34	-	-	-	-
		し尿等処理に伴う沈砂	69.46	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11	72.11
		エコパーク板戸脱水汚泥	624.00	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19	388.19
		（仮称）第二エコパーク脱水汚泥	-	-	-	-	-	-	51.76	103.52	103.52	103.52
		小計	728.88	512.64	512.64	512.64	512.64	512.64	512.06	563.82	563.82	563.82
	小計	24,895.67	22,585.42	21,170.90	23,317.97	23,207.94	23,096.17	21,201.36	18,568.61	16,952.10	15,593.68	
覆土（山砂）	2,302.74	2,364.05	2,242.40	2,689.40	2,676.75	2,663.90	2,084.98	146.98	619.18	1,155.50		
計	27,198.41	24,949.47	23,413.30	26,007.37	25,884.69	25,760.07	23,286.34	18,715.59	17,571.28	16,749.18		

表 18 広域を含む最終処分計画（容積ベース）

（単位：m³/年）

	実績値		計画値								換算係数 (t/m ³)		
	H23	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42			
宇都宮市分	焼却灰（焼け鉄含む。）	4,692.69	5,787.21	5,300.13	7,693.90	7,647.72	7,601.49	6,271.37	3,012.91	2,497.16	2,221.24	1.50	
	ばいじん	3,326.95	3,165.54	3,126.13	3,099.74	3,073.34	3,046.93	3,020.53	2,994.09	2,802.91	2,599.47	1.50	
	選別不燃残渣	8,348.22	8,649.70	8,335.30	8,339.67	8,344.00	8,345.52	8,346.98	8,344.77	8,289.52	8,179.35	0.60	
	溶融スラグ	2,933.09	1,014.73	839.45	-	-	-	-	-	-	-	1.80	
	小計	19,300.95	18,617.18	17,601.01	19,133.31	19,065.06	18,993.94	17,638.88	14,351.77	13,589.59	13,000.06	-	
	その他	し尿等処理に伴う汚泥焼却灰	23.61	34.89	34.89	34.89	34.89	34.89	-	-	-	-	1.50
		し尿等処理に伴う沈砂	46.31	48.07	48.07	48.07	48.07	48.07	48.07	48.07	48.07	48.07	1.50
		エコパーク板戸脱水汚泥	547.37	340.52	340.52	340.52	340.52	340.52	340.52	340.52	340.52	340.52	1.14
		第二エコパーク脱水汚泥	-	-	-	-	-	-	45.40	90.81	90.81	90.81	1.14
		小計	617.29	423.48	423.48	423.48	423.48	423.48	433.99	479.40	479.40	479.40	-
	計	19,918.24	19,040.66	18,024.49	19,556.79	19,488.54	19,417.42	18,072.87	14,831.17	14,068.99	13,479.46	-	
	広域分	焼却灰（焼け鉄含む。）	141.57	391.55	350.15	562.63	560.78	558.95	441.01	90.01	61.73	43.98	1.50
		ばいじん	292.63	242.91	241.64	241.33	241.01	240.69	240.38	146.42	143.73	140.41	1.50
		選別不燃残渣	640.92	696.27	676.08	675.23	674.37	673.53	672.70	391.40	384.22	375.32	0.60
溶融スラグ		451.66	143.26	118.52	-	-	-	-	-	-	-	1.80	
溶融メタル		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.80	
計		1,526.78	1,473.99	1,386.39	1,479.19	1,476.16	1,473.17	1,354.09	627.83	589.68	559.71	-	
最終処分量全体		焼却灰（焼け鉄含む。）	4,834.26	6,178.76	5,650.28	8,256.53	8,208.50	8,160.44	6,712.38	3,102.92	2,558.89	2,265.22	1.50
		ばいじん	3,619.58	3,408.45	3,367.77	3,341.07	3,314.35	3,287.62	3,260.91	3,140.51	2,946.64	2,739.88	1.50
		選別不燃残渣	8,989.14	9,345.97	9,011.38	9,014.90	9,018.37	9,019.05	9,019.68	8,736.17	8,673.74	8,554.67	0.60
		溶融スラグ	3,384.75	1,157.99	957.97	-	-	-	-	-	-	-	1.80
		溶融メタル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.80
		小計	20,827.73	20,091.17	18,987.40	20,612.50	20,541.22	20,467.11	18,992.97	14,979.60	14,179.27	13,559.77	-
		中間覆土（溶融スラグ再利用量）	-	-	-	-	-	-	176.42	1,887.74	1,625.41	1,327.45	1.80
		小計（最終処分量（埋立量））	20,827.73	20,091.17	18,987.40	20,612.50	20,541.22	20,467.11	19,169.39	16,867.34	15,804.68	14,887.22	-
	その他	し尿等処理に伴う汚泥焼却灰	23.61	34.89	34.89	34.89	34.89	34.89	-	-	-	-	1.50
		し尿等処理に伴う沈砂	46.31	48.07	48.07	48.07	48.07	48.07	48.07	48.07	48.07	48.07	1.50
		エコパーク板戸脱水汚泥	547.37	340.52	340.52	340.52	340.52	340.52	340.52	340.52	340.52	340.52	1.14
		（仮称）第二エコパーク脱水汚泥	-	-	-	-	-	-	45.40	90.81	90.81	90.81	1.14
		小計	617.29	423.48	423.48	423.48	423.48	423.48	433.99	479.40	479.40	479.40	-
	小計	21,445.02	20,514.65	19,410.88	21,035.98	20,964.70	20,890.59	19,603.38	17,346.74	16,284.08	15,366.62	-	
覆土（山砂）	1,439.21	1,477.53	1,401.50	1,680.88	1,672.97	1,664.94	1,303.11	91.87	386.99	722.19	1.60		
計	22,884.23	21,992.18	20,812.38	22,716.86	22,637.67	22,555.53	20,906.49	17,438.61	16,671.07	16,088.81	-		

12 生活排水の処理計画

(1) 生活排水処理施設の整備目標

公共下水道及び合併処理浄化槽の整備推進により、平成37年度までに生活排水処理施設の普及率100パーセントを目指します。

ア 行政人口

行政人口は、「宇都宮市の将来推計人口（平成26年7月推計）」のとおりです。

表19 生活排水処理人口普及率の目標値

(単位：人)

年 度	行政人口 (A)	生活排水処理普及人口 (B)	生活排水処理人口普及率の目標値				生活排水処理人口普及率 (B/A)
			公共下水道	農業集落排水処理施設	地域下水処理施設	合併処理浄化槽	
H22	506,829	487,184	421,249	13,837	28,532	23,566	96.1%
H23	507,561	487,582	425,449	13,909	23,691	24,533	96.1%
H24	509,574	490,517	427,849	13,740	24,262	24,666	96.3%
H25	511,183	494,296	430,442	13,623	24,565	25,666	96.7%
H26	512,361	496,316	432,371	13,686	24,972	25,287	96.9%
H27	517,760	504,816	448,089	11,900	14,022	30,805	97.5%
H28	518,240	505,802	451,679	11,913	11,381	30,829	97.6%
H29	518,460	506,535	452,388	11,917	11,390	30,840	97.7%
H30	518,440	507,553	453,407	11,917	11,390	30,839	97.9%
H31	518,210	508,882	454,761	11,912	11,381	30,828	98.2%
H32	517,760	509,994	455,925	11,899	11,364	30,806	98.5%
H37	512,890	512,890	459,382	11,768	11,173	30,567	100.0%
H42	504,670	504,670	452,099	11,550	10,859	30,162	100.0%

※平成26年度までは人口に外国人人口を含まない。

※平成27年度から平均世帯人員の見直しを実施。

イ 公共下水道

公共下水道は、平成37年度までに100パーセントの整備を目指します。

表20 公共下水道整備の目標値

年度	整備面積 (ha)	事業計画区域 (ha)	整備率
H22	9,181	9,748	94.2%
H23	9,236	9,748	94.7%
H24	9,285	9,880	94.0%
H25	9,302	9,880	94.1%
H26	9,322	9,880	94.3%
H27	9,344	9,880	94.6%
H28	9,447	9,897	95.5%
H29	9,518	9,897	96.2%
H30	9,548	10,062	94.9%
H31	9,573	10,062	95.1%
H32	9,604	10,062	95.4%
H37	10,062	10,062	100.0%
H42	10,062	10,062	100.0%

ウ 農業集落排水処理施設

計画した全14地区について、平成17年度に整備完了しています。

表2-1 農業集落排水処理施設の整備状況

	施設名	供用開始年月
1	板戸地区	H4.10
2	上の島地区	H6.10
3	下平出地区	H6.10
4	下飯田地区	H6.12
5	柳田地区	H8.7
6	大網地区	H9.1
7	桑島地区	H9.4
8	河内西部地区	H9.9
9	平出地区	H10.4
10	上横倉地区	H10.10
11	中岡本地区	H12.3
12	下ヶ橋河原地区	H15.3
13	瑞穂野南部地区	H16.10
14	下福岡地区	H17.7

エ 地域下水処理施設

民間開発による地域下水処理施設は、住宅団地10団地について整備完了しています。

表2-2 地域下水処理施設の整備状況

	施設名	供用開始年度	市帰属年月	下水道接続年度
1	瑞穂野団地	S50	S54. 4	—
2	グリーンタウン	S51	H19. 4	H29 予定
3	上欠団地	S54	H 4. 11	—
4	豊郷台	H 1	H 9. 10	—
5	篠井ニュータウン	H10	H10. 4	—
6	鑑山イーストヒルズ	H12	H16. 4	—
7	宝木新里ニュータウン	H12	H18. 4	—
8	ウッドニュータウンみやのもり	H12	H18. 10	—
9	みずほの緑の郷	H20	H22. 4	—
10	フラワーニュータウン三向宝木	H13	H26. 4	—

オ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、平成37年度までに100パーセントの整備を目指します。

表23 合併処理浄化槽整備の目標値

年度	累積整備基数（基）	計画基数（基）	整備率
H22	5,227	8,575	61.0%
H23	5,632	8,575	65.7%
H24	5,946	8,575	69.3%
H25	6,188	8,575	72.2%
H26	6,377	8,575	74.4%
H27	6,545	9,335	70.1%
H28	6,795	9,335	72.8%
H29	7,076	9,335	75.8%
H30	7,363	9,335	78.9%
H31	7,652	9,335	82.0%
H32	7,941	9,335	85.1%
H37	9,335	9,335	100.0%
H42	9,995	9,995	100.0%

※整備率(%) = 累積整備基数 ÷ 計画基数 × 100

※平成28年度以降の計画基数は、転換基数など整備計画の見直しによる

※平成38年度以降は、新築住宅の増により、累積整備基数が増加

(2) 整備計画

生活排水処理施設の整備計画の詳細については、下表のとおりです。

表 2.4 生活排水処理施設の整備計画

	施設名	整備計画	整備予定年度
市街化区域	公共下水道	宇都宮市公共下水道全体計画に基づき、事業計画区域を設定し、順次、整備を進める。	～平成 37 年度
	地域下水処理施設	民間による住宅団地開発に伴い設置する生活排水処理施設（3 団地） ・瑞穂野団地・グリーンタウン・豊郷台	—
市街化調整区域	特定環境保全公共下水道	宇都宮市公共下水道全体計画に基づき、事業計画区域を設定し、順次、整備を進める。	～平成 37 年度
	農業集落排水処理施設	平成 17 年度に完了している。 ・板戸・上の島・下平出・下飯田 ・柳田・大網・桑島・河内西部 ・平出・上横倉・中岡本・下ヶ橋河原 ・瑞穂野南部・下福岡	整備完了
	地域下水処理施設	民間による住宅団地開発に伴い設置する生活排水処理施設（7 団地） ・上欠団地 ・篠井ニュータウン ・鑑山イーストヒルズ ・宝木新里ニュータウン ・ウッドニュータウンみやのもり ・みずほの緑の郷 ・フラワーニュータウン三向宝木	—
	合併処理浄化槽	既設の単独処理浄化槽、汲み取りから合併処理浄化槽への転換を図る。	～平成 37 年度

(3) 生活排水の処理形態別人口及び処理率

次のとおりです。

ア 生活排水処理人口

全市域における生活排水処理人口の詳細については、下表のとおりです。

表25 生活排水の処理形態別人口及び処理率

(単位：人)

年 度	行政人口 (A)	生活排水処理人口 (B)	生活排水処理人口				生活排水未処理人口	生活排水処理人口		生活排水処理率 (B/A)
			公共下水道	農業集落排水処理施設	地域下水処理施設	合併処理浄化槽		単独処理浄化槽	し尿汲み取り	
H22	506,829	466,998	385,632	10,733	26,684	43,949	39,831	27,495	12,336	92.1%
H23	507,561	470,108	391,544	10,949	23,691	43,924	37,453	25,566	11,887	92.6%
H24	509,574	473,711	394,373	11,168	24,262	43,908	35,863	24,482	11,381	93.0%
H25	511,183	476,775	397,673	11,166	24,565	43,371	34,408	23,490	10,918	93.3%
H26	512,361	482,681	403,320	11,362	24,972	43,027	29,680	20,725	8,955	94.2%
H27	517,760	488,248	433,104	10,317	14,022	30,805	29,512	21,828	7,684	94.3%
H28	518,240	489,737	437,056	10,471	11,381	30,829	28,503	21,317	7,186	94.5%
H29	518,460	490,982	438,123	10,629	11,390	30,840	27,478	20,798	6,680	94.7%
H30	518,440	492,000	438,999	10,772	11,390	30,839	26,440	20,259	6,181	94.9%
H31	518,210	492,818	439,686	10,923	11,381	30,828	25,392	19,658	5,734	95.1%
H32	517,760	493,425	440,154	11,101	11,364	30,806	24,335	19,019	5,316	95.3%
H37	512,890	502,632	449,124	11,768	11,173	30,567	10,258	8,175	2,083	98.0%
H42	504,670	504,670	452,099	11,550	10,859	30,162	0	0	0	100.0%

※平成26年度までは人口に外国人人口を含まない。

※平成27年度から平均世帯人員の見直しを実施。

イ 公共下水道

公共下水道の処理人口については、下表のとおりです。

表 2 6 公共下水道による処理人口

年度	処理人口（人）
H22	385,632
H23	391,544
H24	394,373
H25	397,673
H26	403,320
H27	433,104
H28	437,056
H29	438,123
H30	438,999
H31	439,686
H32	440,154
H37	449,791
H42	455,188

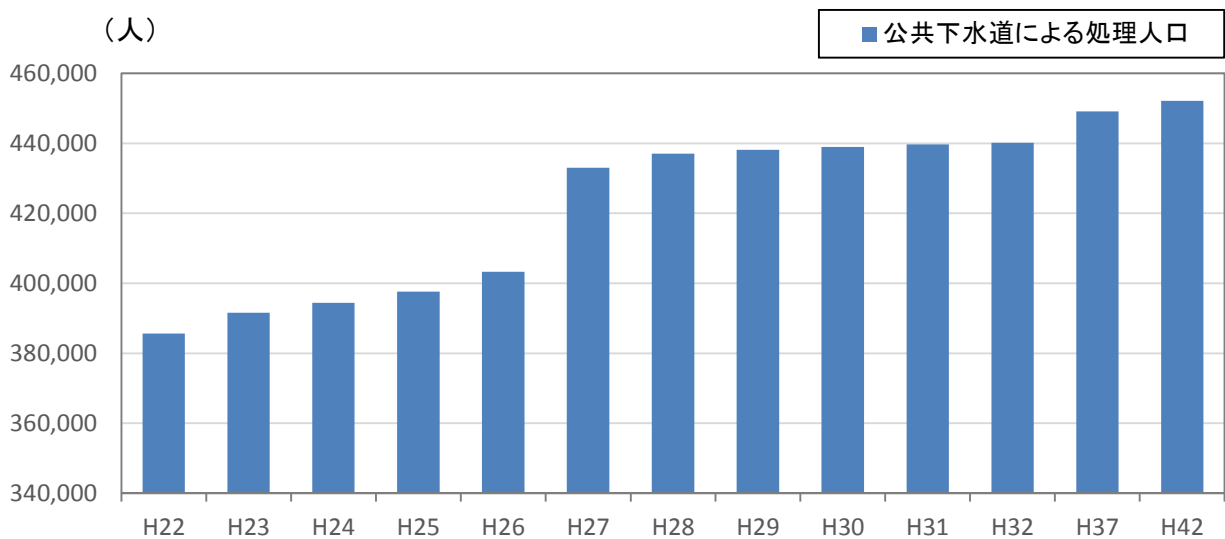
※平成26年度までは人口に外国人人口を含まない。

※平成27年度から平均世帯人員の見直しを実施。

※グリーンタウンは、平成29年度に公共下水道へ接続予定

※計画期間内に地域下水処理施設及び農業集落排水処理施設の統廃合について検討

図 8 公共下水道による処理人口



ウ 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設の処理人口については、下表のとおりです。

表 2 7 農業集落排水処理施設による処理人口

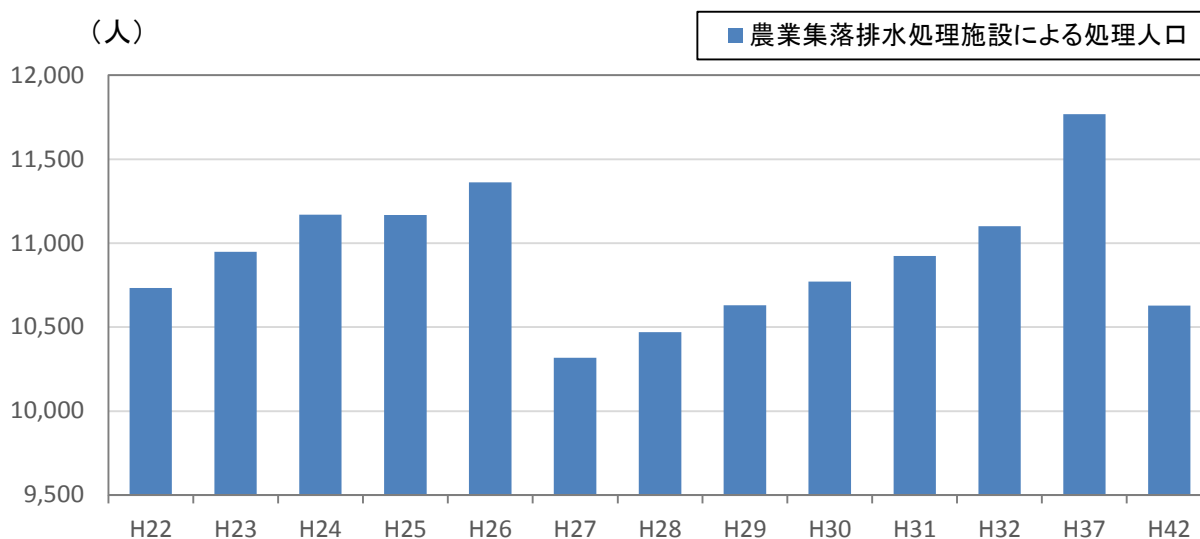
年度	処理人口（人）
H22	10,733
H23	10,949
H24	11,168
H25	11,166
H26	11,362
H27	10,317
H28	10,471
H29	10,629
H30	10,772
H31	10,923
H32	11,101
H37	11,768
H42	10,628

※平成 2 6 年度までは人口に外国人人口を含まない。

※平成 2 7 年度から平均世帯人員の見直しを実施。

※計画期間内に農業集落排水処理施設の統廃合について検討。

図 9 農業集落排水処理施設による処理人口



エ 地域下水処理施設の処理人口

地域下水処理施設については、下表のとおりです。

表 2 8 地域下水処理施設による処理人口

年度	処理人口（人）
H22	26,684
H23	23,691
H24	24,262
H25	24,565
H26	24,972
H27	14,022
H28	11,381
H29	11,390
H30	11,390
H31	11,381
H32	11,364
H37	11,173
H42	10,859

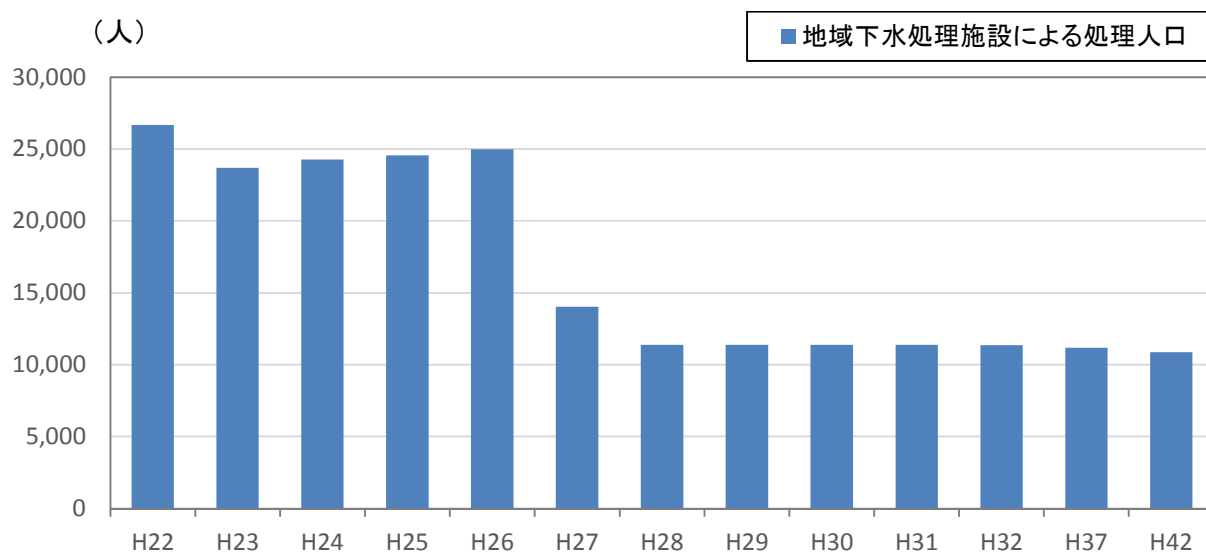
※平成26年度までは人口に外国人人口を含まない。

※平成27年度から平均世帯人員の見直しを実施。

※グリーンタウンは、平成29年度に公共下水道へ接続予定

※計画期間内に地域下水処理施設の統廃合について検討

図 1 0 地域下水処理施設による処理人口



オ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽整備区域及び市全域における、合併処理浄化槽による処理人口は下表のとおりです。

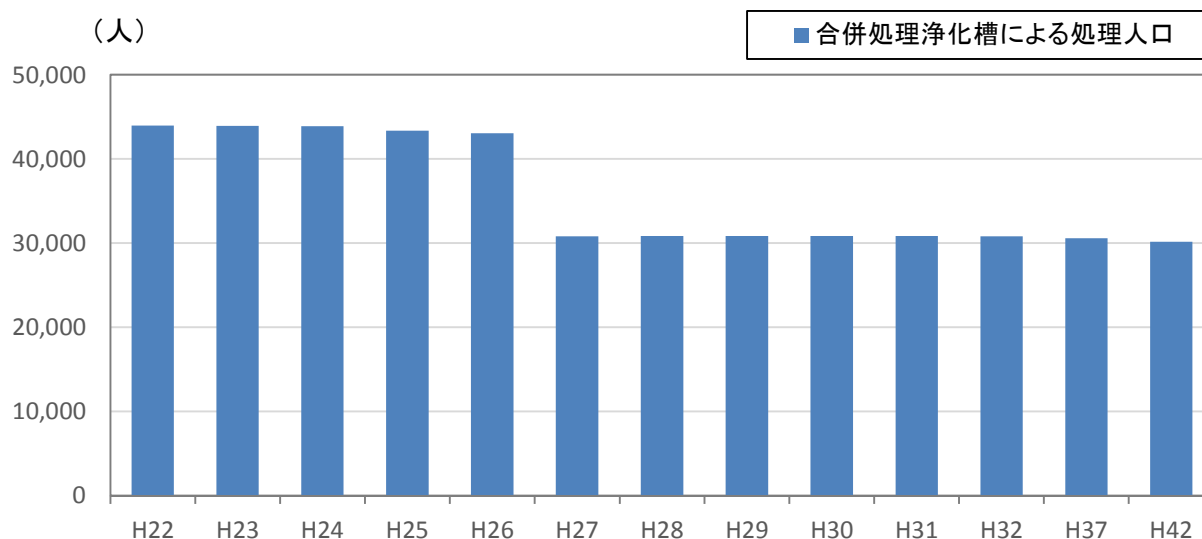
表 29 合併処理浄化槽による処理人口

年度	合併処理浄化槽整備区域			市全域
	各年度整備基数 (基)	累積整備基数 (基)	処理人口 (人)	処理人口 (人)
H22	464	5,227	23,566	43,949
H23	405	5,632	24,533	43,924
H24	314	5,946	24,666	43,908
H25	242	6,188	25,666	43,371
H26	189	6,377	25,287	43,027
H27	168	6,545	20,502	30,805
H28	250	6,795	21,202	30,829
H29	281	7,076	21,989	30,840
H30	287	7,363	22,792	30,839
H31	289	7,652	23,602	30,828
H32	289	7,941	24,411	30,806
H37	268	9,335	28,314	30,567
H42	132	9,995	30,162	30,162

※平成26年度までは人口に外国人人口を含まない。

※平成27年度から平均世帯人員の見直しを実施。

図 11 合併処理浄化槽による処理人口



カ 接続の目標

1) 公共下水道接続の目標

公共下水道接続の目標は下表のとおりです。

表 30 公共下水道接続の目標値

年度	普及人口 (人)	処理人口 (人)	接続率 (%)
H22	421,249	385,632	91.5
H23	425,449	391,544	92.0
H24	427,849	394,373	92.2
H25	430,442	397,673	92.4
H26	432,371	403,320	93.3
H27	448,089	433,104	96.7
H28	451,679	437,056	96.8
H29	452,388	438,123	96.8
H30	453,407	438,999	96.8
H31	454,761	439,686	96.7
H32	455,925	440,154	96.5
H37	459,382	449,124	97.8
H42	452,099	452,099	100.0

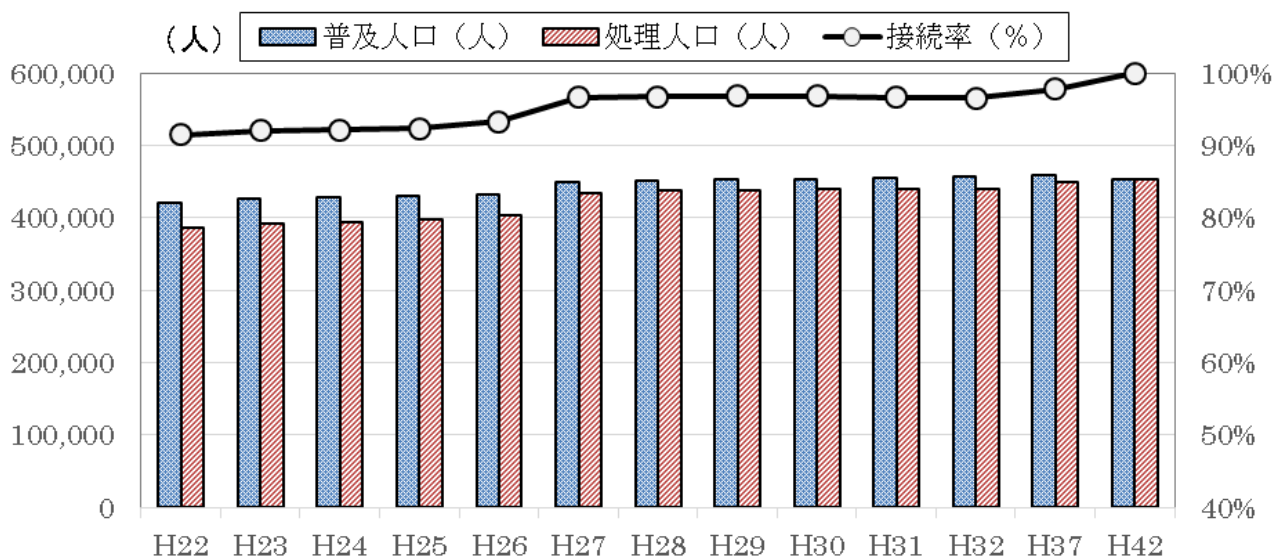
※平成26年度までは人口に外国人人口を含まない。

※平成27年度から平均世帯人員の見直しを実施。

※グリーンタウンは、平成29年度に公共下水道へ接続予定

※計画期間内に地域下水処理施設及び農業集落排水処理施設の統廃合について検討

図 12 公共下水道接続の目標値



2) 農業集落排水処理施設接続の目標

農業集落排水処理施設接続の目標は下表のとおりです。

表 3 1 農業集落排水処理施設接続の目標値

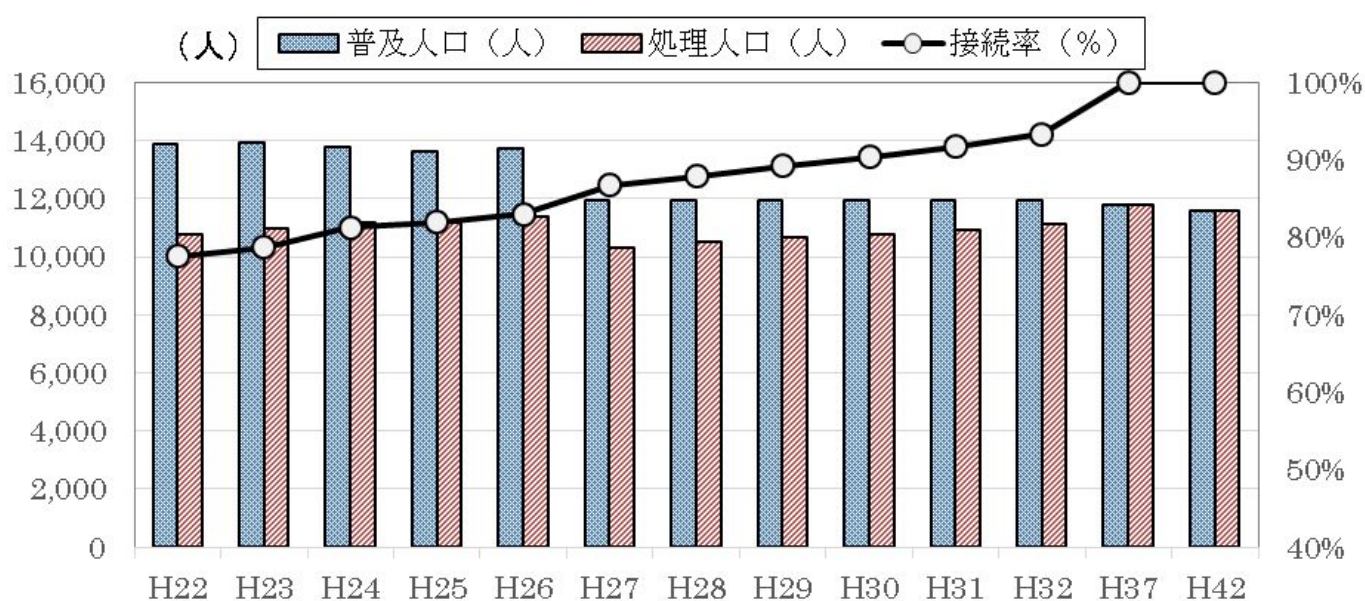
年度	普及人口 (人)	処理人口 (人)	接続率 (%)
H22	13,837	10,733	79.5
H23	13,909	10,949	80.2
H24	13,740	11,168	81.2
H25	13,623	11,166	82.0
H26	13,686	11,362	83.0
H27	11,900	10,317	86.7
H28	11,913	10,471	87.9
H29	11,917	10,629	89.2
H30	11,917	10,772	90.4
H31	11,912	10,923	91.7
H32	11,899	11,101	93.3
H37	11,768	11,768	100.0
H42	11,550	11,550	100.0

※平成26年度までは人口に外国人人口を含まない。

※平成27年度から平均世帯人員の見直しを実施。

※計画期間内に農業集落排水処理施設の統廃合について検討。

図 1 3 農業集落排水処理施設接続の目標値



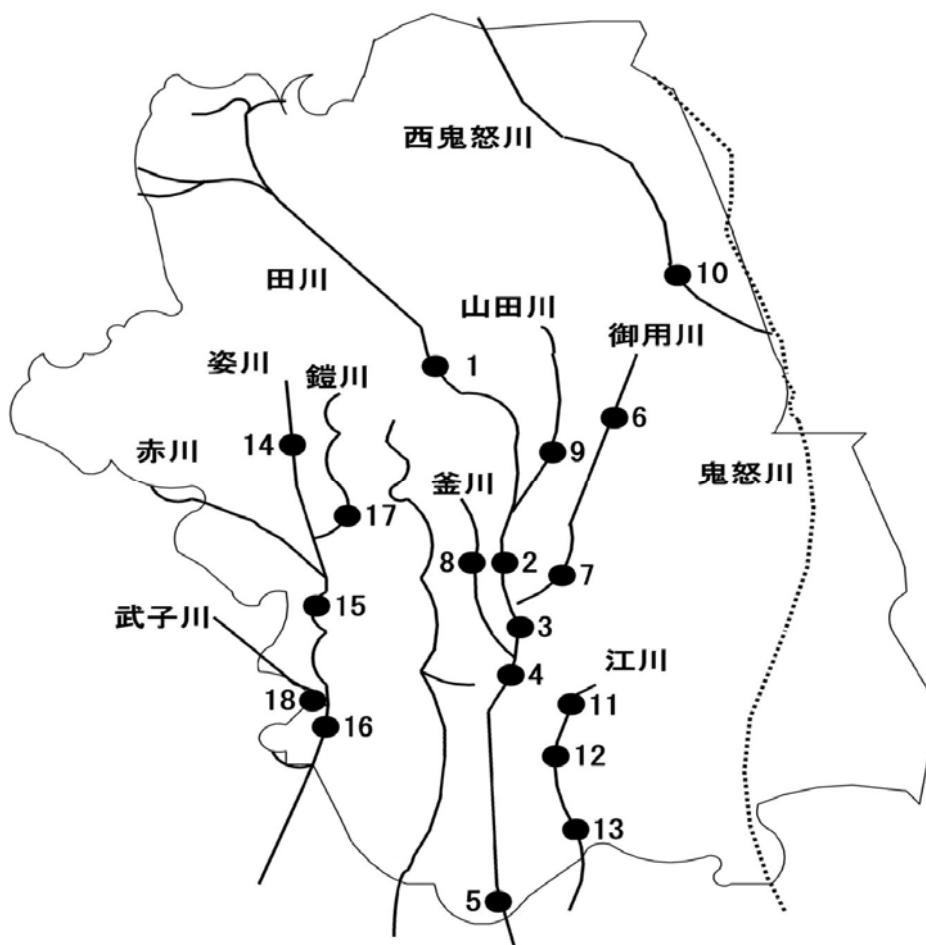
3) 公共用水域水質の調査地点

公共用水域水質の調査地点は、下表のとおりです。

表 3 2 公共用水域水質の調査地点

河川名	No.	地点名	河川名	No.	地点名
田川	1	上の島橋	西鬼怒川	10	西鬼怒川橋
	2	大曾橋	江川	11	腰抱地藏前
	3	宮の橋		12	新四号国道下
	4	鉄道橋		13	平塚橋
	5	孫八橋	姿川	14	こしじ橋
御用川	6	昭和橋		15	鹿沼街道
	7	錦中央公園	16	姿川橋	
釜川	8	つくし橋	鎧川	17	能満寺西
山田川	9	末流	武子川	18	中町橋

図 1 4 公共用水域水質の調査地点



13 し尿・浄化槽汚泥等の処理計画

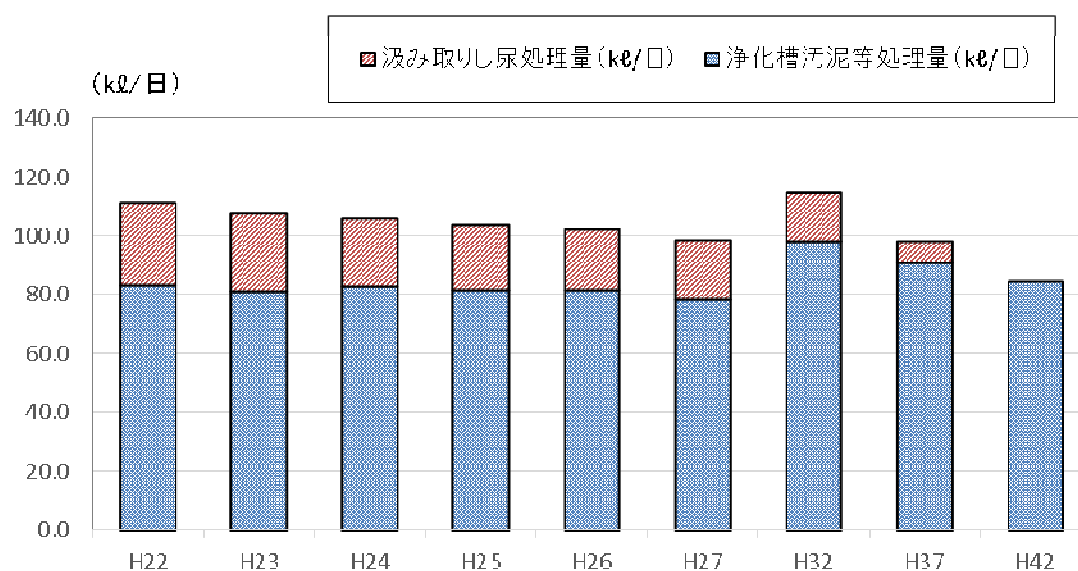
生活排水処理形態別人口の見通しに基づく、し尿・浄化槽汚泥等の処理量の見通しは、下表のとおりです。

表 3 3 し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し

年度	汲み取りし尿処理量 (kℓ/日)	浄化槽汚泥等処理量 (kℓ/日)	合計 (kℓ/日)
H22	28.0	83.2	111.2
H23	26.1	81.5	107.6
H24	23.1	82.8	105.9
H25	22.4	81.7	104.1
H26	20.7	81.8	102.5
H27	20.3	78.3	98.6
H32	16.7	98.3	115.0
H37	7.1	91.2	98.3
H42	0.0	84.5	84.5

※一体処理開始後については、一体処理施設における処理量

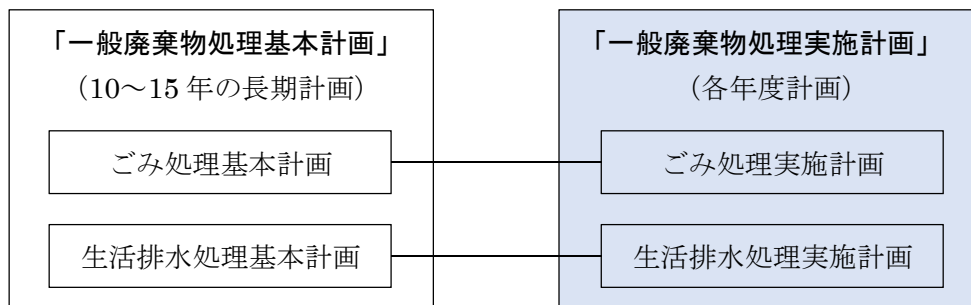
図 1 5 し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し



平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画（案）について

1 一般廃棄物処理計画について

市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する「一般廃棄物処理計画」として、「基本計画」及び「実施計画」を定めなければならない。（構成は「ごみ処理に関する計画」と「生活排水処理に関する計画」とから成る。）



(1) 基本計画

市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について検討するとともに、それを実現するための総合的かつ具体的な施策を体系化したもの。

【宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（次期計画）】

ア 計画期間

平成 28 年度から平成 42 年度までの 15 か年の計画

イ 策定期期

5 年ごとに改定（平成 28 年 3 月改定予定）

(2) 実施計画

基本計画を着実に推進するため、年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、収集計画、中間処理及び最終処分計画を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処理を行う。

【宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（平成 28 年度計画）】

ア 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

イ 策定期期

毎年 2 月頃

2 実施計画の概要について【詳細は、別冊2参照】

(1) ごみ処理実施計画

ア 基本指標の目標値 (p 2)

基本計画で掲げる基本指標について、下記の目標値(平成32年度)の達成を目指し、各施策事業の取組を実施する。

【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)

現状(平成26年度)：552g/人・日 ⇒ 目標値(平成32年度)：530g/人・日

【基本指標2】 事業系ごみ排出量

現状(平成26年度)：46,071t/年 ⇒ 目標値(平成32年度)：43,300t/年

【基本指標3】 最終処分量(埋立量)

現状(平成26年度)：20,445t/年 ⇒ 目標値(平成32年度)：17,200t/年

イ 排出状況等 (p 2～)

(7) 排出量

(単位：t/年)

区 分	平成26年度 排出量(実績)	平成27年度 排出量(見込み) ^{※1}	平成28年度 計 画 値 ^{※2}
資 源 物 以 外	149,174	148,280	146,640
資 源 物	35,147	33,835	35,969
合 計	184,321	182,115	182,609

※1 平成27年度の排出量は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値。

※2 平成28年度計画値は、基本計画で定める見込み値。

(イ) 資源化量

(単位：t/年)

区 分	平成26年度 資源化量(実績)	平成27年度 資源化量(見込み) ^{※1}	平成28年度 計 画 値 ^{※2}
リサイクルプラザ (ペットボトル、金属類等)	6,632	7,240	6,630
エコプラセンター (プラスチック製容器包装等)	3,011	3,080	3,070
委 託 処 理 等 【エスケ-ンなど】 (紙布類、紙パック等)	11,656	10,794	12,473
焼 却 処 理 後 集 団 回 収	1,736	2,740	1,730
インクカートリッジ	1	1	1
小 型 家 電 製 品	38	63	45
合 計	33,630	34,095	34,509
リサイクル率	18.2%	18.7%	18.9%

※1 平成27年度の資源化量は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値。

※2 平成28年度計画値は、基本計画で定める見込み値。

ウ 施策事業の取組（p 4～）

主な取組一覧【ごみ処理実施計画】・・・・・・・・・・資料3-1参照

エ 収集・処理・処分計画（p 11～）

- ・収集運搬については、「ごみ区分」や「収集運搬体制」等において、現行の5種13分別によるステーション収集や、拠点回収等の体制を継続して実施する。
- ・ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢者等に対して、戸別訪問により収集する「ふれあい収集事業」を継続して実施する。
- ・中間処理については、「焼却ごみ」や「資源物」等の処理を、現行の焼却施設や資源化施設において継続して実施する。
- ・最終処分については、中間処理後の焼却残渣等の処分を、エコパーク板戸で継続して実施する。
- ・最終処分量の平成28年度計画値は23,270 t/年（上三川町・旧石橋町区域を含む）となる。

(2) 生活排水処理実施計画

ア 基本指標の目標値 (p 20)

基本計画で掲げる基本指標について、下記の目標値(平成32年度)の達成を目指し、各施策事業の取組を実施する。

【基本指標1】 生活排水処理人口普及率

現状(平成26年度)：96.9% ⇒ 目標値(平成32年度)：98.5%

【基本指標2】 生活排水処理率

現状(平成26年度)：94.2% ⇒ 目標値(平成32年度)：95.3%

イ 整備状況等 (p 20~)

区 分	平成26年度 実績	平成27年度 見込み ^{※1}	平成28年度 計画値
生活排水処理人口 普及率(%)	96.9	97.5	97.6
生活排水処理率(%)	94.2	94.3	94.5
浄化槽法第11条検査 受検率(%)	47.7	51.0	54.4
生物化学的酸素要求量 に係る基準の達成率(%)	94.0	94.0	94.0
し尿・浄化槽汚泥等処理量 の見通し値(t/日)	102.5	98.6	114.6

※1 平成27年度の整備状況等は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値。

ウ 施策事業の取組 (p 21~)

主な取組一覧【生活排水処理実施計画】・・・・・・・・資料3-2参照

エ 収集・処理・処分計画 (p 25~)

- ・収集運搬量の平成28年度計画値は114.6 t/日となる。
- ・現行のとおり、東横田清掃工場等において、活性汚泥処理や乾燥焼却を実施する。
- ・引き続き安定したし尿・浄化槽汚泥等の処理が行えるよう計画的な整備・修繕工事等を行い、適正な維持管理を実施する。
- ・最終処分については、中間処理後の汚泥焼却残渣等の処分を、エコパーク板戸で継続して実施する。
- ・最終処分量の平成28年度計画値は124 t/年となる。

主な取組一覧【ごみ処理実施計画】

基本方針	基本施策	施策事業	取組内容
ごみの発生抑制の促進	発生抑制の促進	4 もったいない生ごみ減量化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・分別講習会や各種イベントでの周知 ・スーパー店頭などにおける分別ゲームを活用した分別徹底に係る周知の強化 ・外食関連事業者等との連携による食べ残しの削減(「食べ切りタイム」や「少量コース」の設定など) ・食材の効果的な保存方法や残った食材を活用したエコクッキングなどの情報提供
		5 簡易包装の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を通じた過剰包装抑制に係る市民への周知啓発 ・詰替商品の積極的な販売推進など事業者による主体的な取組の推進
	再使用の推進	6 リユース品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を活用したリユースショップの紹介や利用方法等に関する周知 ・リユース品の流通状況の把握及びリユース促進に向けたコーディネート仕組みづくりの検討(情報交換の場の提供など)
		7 衣類再利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却ごみの組成分析調査結果などを踏まえたリユース促進のための事業スキームの検討
	普及啓発の実施	10 環境教育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた環境出前講座の開催 ・環境教育に係る社会科補助教材の内容の見直しの検討 ・社会科補助教材の作成・配布 ・環境学習センターにおける意識啓発事業
		12 事業系ごみの適正処理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理責任者研修会等における分別の徹底や資源化に係る周知啓発の強化 ・事業所訪問指導における紙類の資源化についての指導の強化 ・大規模事業所等減量等計画書の提出の徹底と個別訪問指導の実施 ・中小事業所の個別訪問指導の実施
適正な資源循環利用の推進	分別の徹底	13 分別強化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の周知徹底を図るため、分別冊子の全戸配布の実施 ・分別・排出ルールが守られていない地域における行政主導の分別講習会の開催 ・分別・排出ルールが守られていないごみステーションの巡回パトロール・個別指導の実施 ・スーパー店頭などにおける分別ゲームを活用した分別徹底に係る周知の強化
		14 拠点回収事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・回収量の拡大に向けた周知啓発の強化 ・民間協力店等との連携による回収拠点の拡充 ・リユース品も含めた新たな拠点回収品目の拡大に向けた検討
	資源循環利用の推進	18 剪定枝の資源化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化量の拡大によるチップの循環利用の推進(H27:94t⇒H28:200t) ・剪定枝の効率的な収集・受入体制の整備 ・事業者等との連携によるチップの利活用方法の調査・研究
		22 新たな資源循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却ごみに含まれる資源物の割合などを把握するための組成分析調査の実施 ・農業分野などとの連携による地域や資源の特性に応じた循環利用の仕組みづくりの調査・研究 ・防水加工等がされている紙類の資源化など、新たな循環利用に取り組むための資源の分別・収集方法等の検討

主な取組一覧【ごみ処理実施計画】

基本方針	基本施策	施策事業	取組内容
適正な処理・処分体制の整備	収集運搬体制の整備推進	27 効果的・効率的な収集運搬体制の構築	・今後の社会環境の変化やごみの排出実態に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方の検討
	処理・処分施設の維持管理及び整備の推進	28 中間処理施設の整備	・計画的な中間処理施設の整備推進 解体工事(H27～H28) 建設工事設計・工事(～H31)
		30 最終処分場の整備	・計画的な最終処分場の整備推進 用地取得, 取付道路建設工事(H28～H29) 建設設計・工事(～H31)
	適正処理の推進	34 災害廃棄物への対応	・関係機関等との連携による災害種別に応じた仮置場候補地の検討 ・収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築 ・各種災害に対応するための収集から処理までの手順の明確化

※ 基本計画において体系化した34事業のうち、新規事業及び重点事業として位置付けた14事業を掲載

主な取組一覧【生活排水処理実施計画】

基本方針	基本施策	施策事業	取組内容
生活排水処理 施設整備の推進 と効率的な運営	生活排水処理 施設の整備推進	1 公共下水道の整備 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な未整備地区の整備推進 ・ 整備における土地区画整理事業や道路事業との情報共有による連携の強化
		2 合併処理浄化槽の 整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連計画や他自治体事例を踏まえた、設置の促進に効果的な手法や補助制度の見直し・検討
		3 合併処理浄化槽へ の転換を促す周知 啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併処理浄化槽未設置世帯への葉書送付や戸別訪問などによる啓発の強化 ・ 「浄化槽の日」での啓発活動や県浄化槽協会との連携による転換促進の周知
	生活排水処理 施設の適正管理	6 施設の統廃合等の 検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水処理施設の老朽化対策のための「機能保全計画」の策定
7 合併処理浄化槽の 適切な検査受検の 指導の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ 11条検査未受検世帯への葉書送付などによる啓発の強化 ・ 県浄化槽協会の11条検査受検に係るパンフレットの活用や受検者情報の共有など連携の強化 	
し尿・浄化槽汚泥 等の適正な処理	効果的・効率的 な中間処理の 継続	9 水再生センターに おける一体処理の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一体処理に必要な施設の基本設計及び実施設計，生活環境影響調査の実施

※ 基本計画において体系化した10事業のうち、新規事業及び重点事業として位置付けた6事業を掲載

平成 28 年度
宇都宮市一般廃棄物処理実施計画
(案)

宇都宮市
環 境 部
上下水道局

— 目 次 —

はじめに

1	一般廃棄物処理実施計画について	1
第1章 ごみ処理実施計画		2
1	基本指標の目標値	2
2	排出状況等	2
3	施策事業の取組	4
	<<基本方針1>>ごみの発生抑制の促進	
	【基本施策1-1】発生抑制の促進	
	【基本施策1-2】再使用の推進	
	【基本施策1-3】普及啓発の実施	
	<<基本方針2>>適正な資源循環利用の推進	
	【基本施策2-1】分別の徹底	
	【基本施策2-2】資源循環利用の推進	
	【基本施策2-3】市民・事業者主体による資源化の推進	
	<<基本方針3>>適正な処理・処分体制の整備	
	【基本施策3-1】収集運搬体制の整備推進	
	【基本施策3-2】処理・処分施設の維持管理及び整備の推進	
	【基本施策3-3】適正処理の推進	
4	収集・処理・処分計画	11
第2章 生活排水処理実施計画		20
1	基本指標の目標値	20
2	整備状況等	20
3	施策事業の取組	21
	<<基本方針1>>生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理	
	【基本施策1-1】生活排水処理施設の整備推進	
	【基本施策1-2】生活排水処理施設への接続促進	
	【基本施策1-3】生活排水処理施設の適正管理	
	<<基本方針2>>し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	
	【基本施策2-1】持続的に安定した収集運搬の実施	
	【基本施策2-2】効果的・効率的な中間処理の継続	
	【基本施策2-3】安定した最終処分の推進	
4	収集・処理・処分計画	25

はじめに

1 一般廃棄物処理実施計画について

一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行わなければならない。

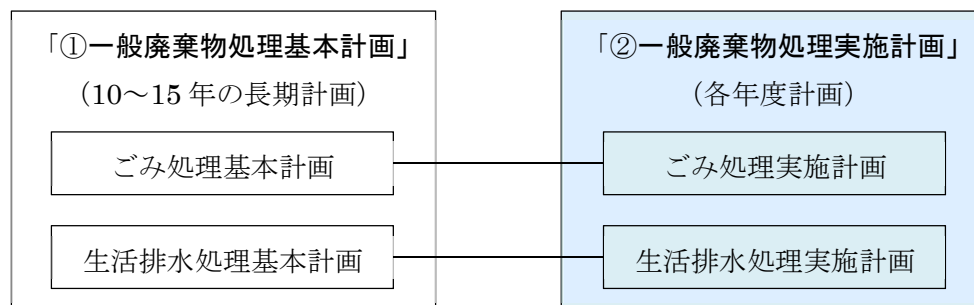
- 根拠法令 ○廃棄物処理法第6条第1項
 ○廃棄物処理法施行規則第1条の3

参考：一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、

- ① 10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理**基本**計画）
- ② 基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理**実施**計画）

から構成される。



※「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」については、平成28年度から平成42年度までの15か年の計画として、平成28年3月に策定済み（予定）

第1章 ごみ処理実施計画

1 基本指標の目標値

ごみ処理基本計画では、各施策事業の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を下記のとおり設定している。

【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）

現状(平成26年度)：552 g/人・日 ⇒ 目標値(平成32年度)：530 g/人・日

【基本指標2】 事業系ごみ排出量

現状(平成26年度)：46,071 t/年 ⇒ 目標値(平成32年度)：43,300 t/年

【基本指標3】 最終処分量（埋立量）

現状(平成26年度)：20,445 t/年 ⇒ 目標値(平成32年度)：17,200 t/年

2 排出状況等

(1) 排出量

区分ごとのごみ排出量は、下表のとおりとする。

ア 分別ごみ

(単位：t/年)

区 分		平成26年度 排出量(実績)	平成27年度 排出量(見込み) ^{※1}	平成28年度 計画値 ^{※2}
資源物以外	焼却ごみ	144,816	143,880	142,300
	不燃・危険ごみ	3,233	3,170	3,240
	粗大ごみ	1,125	1,230	1,100
	計	149,174	148,280	146,640
資源物	ペットボトル	1,823	1,830	1,800
	びん・缶類	7,514	7,390	7,500
	プラスチック製 容器包装・ 白色トレイ	3,496	3,470	3,560
	紙布類	11,621	10,780	12,400
	紙パック	68	90	70
	廃食用油	30	34	33
	インク カートリッジ	1	1	1
	小型家電製品	38	63	45
	小計	24,591	23,658	25,409
	集団回収	10,556	10,177	10,560
計	35,147	33,835	35,969	
合 計	184,321	182,115	182,609	

※1 平成27年度の排出量は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値。

※2 平成28年度計画値は、基本計画で定める見込み値。

イ その他の一般廃棄物

区 分	平成26年度 排出量(実績)	平成27年度 排出量(見込み) ^{※1}	平成28年度 計 画 値
胞 衣 汚 物	2, 1 2 4kg/年	1, 9 1 0kg/年	2, 0 0 0kg/年
動 物 の 死 体	3, 8 9 6体/年	3, 9 0 0体/年	3, 8 0 0体/年

※1 平成27年度の排出量は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値。

(2) 資源化量

区分ごとの資源化量は、下表のとおりとする。

(単位：t/年)

区 分	平成26年度 資源化量 (実績)	平成27年度 資源化量 (見込み) ^{※1}	平成28年度 計 画 値 ^{※2}
リサイクルプラザ	6, 6 3 2	7, 2 4 0	6, 6 3 0
ペットボトル	1, 2 5 8	1, 2 8 0	1, 2 7 0
金属類(破碎・プレス)	3, 7 1 7	4, 0 9 0	3, 7 0 0
ガラス類(カレット)	1, 5 0 7	1, 7 1 0	1, 5 1 0
蛍光管・乾電池	1 5 0	1 6 0	1 5 0
エコプラセンター	3, 0 1 1	3, 0 8 0	3, 0 7 0
プラスチック製容器包装	3, 0 0 2	3, 0 7 0	3, 0 6 0
白色トレイ	9	8	10
委託処理等(エケーシーなど)	1 1, 6 5 6	1 0, 7 9 4	1 2, 4 7 3
紙布類	1 1, 4 8 6	1 0, 6 3 0	1 2, 3 0 0
紙パック	1 4 0	1 3 0	1 4 0
廃食用油	3 0	3 4	3 3
焼却処理後	1, 7 3 6	2, 7 4 0	1, 7 3 0
焼鉄 ^{※3}	1 6 4	1 8 0	1 6 0
熔融メタル ^{※4}	2 1 2	2 0 0	2 1 0
エコスラグ ^{※5}	1, 3 6 0	2, 0 0 0	1, 3 6 0
集 団 回 収	1 0, 5 5 6	1 0, 1 7 7	1 0, 5 6 0
インクカートリッジ	1	1	1
小型家電製品	3 8	6 3	4 5
合 計	3 3, 6 3 0	3 4, 0 9 5	3 4, 5 0 9
リサイクル率	1 8. 2 %	1 8. 7 %	1 8. 9 %

※1 平成27年度の資源化量は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値。

※2 平成28年度計画値は、基本計画で定める見込み値。

※3 焼鉄とは、焼却ごみに混ざって回収された缶類などの金属をいう。

※4 熔融メタルとは、焼却灰を熔融処理した際に発生する鉄や銅を主成分とした金属をいう。

※5 エコスラグとは、熔融スラグのうち資源化したものをいう。

※ ごみ排出量の資源物と資源化量の差は、焼却ごみなどの混入によるもの。


※ 剪定枝資源化事業により、94トンの剪定枝をチップ化したのが、試験の実施のため資源化量には含めていない。

3 施策事業の取組

(1) ≪基本方針1≫ ごみの発生抑制の促進

ア 【基本施策1-1】 発生抑制の促進

○ 取組指標

		H26年度		H32年度
家庭系ごみ排出量	(t)	138,181		137,300
事業系ごみ排出量	(t)	46,071		43,300
ごみ総排出量※	(t)	184,252		180,600


※資源物を含む

○ 取組内容

施策事業	取組内容
1 生ごみの水切り励行	<p>◆生ごみをひとしぼりすることにより約10%の減量化が図れることから、排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別講習会、各種イベント、広報紙、ホームページでの周知
2 もったいないレジ袋削減推進	<p>◆ごみの発生抑制の観点からレジ袋の削減を図るため、市民・事業者・行政が一体となった「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を通じたマイバックの利用促進に係る市民への周知啓発 ・レジ袋削減に係る声かけ運動など事業者による主体的な取組の促進
3 家庭ごみ有料化の調査・研究	<p>◆ごみの減量化・資源化の推進や、排出量に応じた公平性確保などの観点を踏まえ、検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出量の推移や、焼却ごみの組成分析調査結果などを踏まえた方向性の検討
4 もったいない生ごみ減量化推進	<p>◆焼却ごみとして排出される生ごみの中には、賞味・消費期限切れの食品など、「もったいない生ごみ」が半分以上を占めていることから、周知啓発による発生抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別講習会や各種イベントでの周知 ・スーパー店頭などにおける分別ゲームを活用した分別徹底に係る周知の強化 ・外食関連事業者等との連携による食べ残しの削減（「食べ切りタイム」や「少量コース」の設定など） ・食材の効果的な保存方法や残った食材を活用したエコクッキングなどの情報提供
5 簡易包装の推進	<p>◆事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り・量り売りの推進、詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を通じた過剰包装抑制に係る市民への周知啓発 ・詰替商品の積極的な販売推進など事業者による主体的な取組の推進

イ 【基本施策 1-2】 再使用の推進

○ 取組指標

		H 2 6 年度		H 3 2 年度
布類の分別協力率※	(%)	1 6 . 7		2 0 . 0

※布類分別協力率＝


(布類の直接資源化量＋集団回収量) ÷ (家庭系の焼却ごみ量×布類の組成割合＋集団回収量＋布類の直接資源化量)

○ 取組内容

施策事業	取組内容
6 リユース品の利用促進	<p>◆リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、市民に情報提供を行うほか、リユース品の新たな回収の仕組みづくりなど、リユースに取り組みやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リユース品の流通状況の把握 ・ホームページ等を活用したリユースショップの紹介や利用方法等に関する周知 ・リユース品の流通状況の把握及びリユース促進に向けたコーディネート仕組みづくりの検討（情報交換の場の提供など）
7 衣類再利用の推進	<p>◆焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための新たな事業手法を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却ごみの組成分析調査結果などを踏まえたリユース促進のための事業スキームの検討
8 粗大ごみの再生販売	<p>◆粗大ごみについて、再生品として販売することで再使用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利活用可能な粗大ごみの修繕による再生販売

ウ 【基本施策 1-3】 普及啓発の実施

○ 取組指標

		H 2 6 年度		H 3 2 年度
多量排出事業所に対する指導割合※	(%)	5 0		2 5

※多量排出事業所に対する指導割合＝指導した多量排出事業者÷市内の多量排出事業者の総数

○ 取組内容

施策事業	取組内容
9 もったいない運動との連携推進	<p>◆3R活動の実践に向けた講座やイベント等を通じて、「もったいない」のこころを醸成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もったいない運動と連携した3Rに係る講座やイベントの実施

10 環境教育支援の推進	<p>◆ 3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、社会科補助教材の活用や、出前講座・施設見学会などを開催し、次世代を担う子どもたちへの環境教育の支援を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた環境出前講座の開催 ・環境教育に係る社会科補助教材の内容の見直しの検討 ・社会科補助教材の作成・配布 ・環境学習センターにおける意識啓発事業
11 エコショップ等の普及促進	<p>◆ 3R活動に積極的に取り組む小売店、飲食店を「宇都宮市エコショップ」、「宇都宮市エコレストラン」として認定し、事業系ごみの減量化を図るとともに、市民や事業者の3R活動の実践と定着に向けた取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント、ホームページ等での取組の紹介 ・認定店の拡大
12 事業系ごみの適正処理の徹底	<p>◆ 事業所への個別訪問指導を実施するなど、事業系ごみの適正処理の徹底を図るとともに減量化・資源化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理責任者研修会等における分別の徹底や資源化に係る周知啓発の強化 ・事業所訪問指導における紙類の資源化についての指導の強化 ・大規模事業所等減量等計画書の提出の徹底と個別訪問指導の実施 ・中小事業所の個別訪問指導の実施

(2) ≪基本方針2≫適正な資源循環利用の推進

ア 【基本施策2-1】分別の徹底

○ 取組指標

		H26年度	H32年度
家庭系焼却ごみ量	(t)	100,212.5	95,700.0
資源物量の割合	(%)	30.9	29.9
資源物量 [※]	(t)	30,966	28,600

※家庭系の焼却ごみに含まれる資源物量 = 家庭系の焼却ごみ量(t)×資源物総量の割合(%)


○ 取組内容

施策事業	取組内容
13 分別強化推進	<p>◆ 分別協力度が低い地域や分別ルールが守られていない地域、集合住宅の管理者、大学等の新入学生を対象とした分別講習会を開催するなど、5種13分別の徹底強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別の周知徹底を図るため、分別冊子の全戸配布の実施 ・分別・排出ルールが守られていない地域における行政主導の分別講習会の開催 ・分別・排出ルールが守られていないごみステーションの巡回パトロール・個別指導の実施 ・スーパー店頭などにおける分別ゲームを活用した分別徹底に係る周知の強化

14 拠点回収事業の推進	<p>◆分別及び資源化を促進するため、ごみステーション以外にも資源物を持ち込める常設拠点回収場所の拡充を図り、市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収量の拡大に向けた周知啓発の強化 ・民間協力店等との連携による回収拠点の拡充 ・リユース品も含めた新たな拠点回収品目の拡大に向けた検討
15 リサイクル推進員活動支援の推進	<p>◆地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の育成を図るとともに、まちづくり協議会の環境部会等の活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員の育成 ・まちづくり協議会の環境部会等の支援

イ 【基本施策2-2】資源循環利用の推進

○ 取組指標

		H26年度		H32年度
廃棄物系バイオマスの資源化量	(t)	113		1,500

○ 取組内容

施策事業	取組内容
16 家庭系生ごみの資源化推進	<p>◆生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進するほか、段ボールコンポストによる堆肥化など、各家庭での生ごみ減量・資源化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助 (計画値：コンポスト容器 120基、電動式生ごみ処理機 60台) ・段ボールコンポストなど手軽に取り組める堆肥化の普及に向けた検討 ・教育機関と連携した生成物の利活用方法の調査・研究
17 廃食用油の資源化推進	<p>◆家庭から排出される不用になった天ぷら油を拠点回収し、軽油代替燃料であるBDFを製造するほか、民間の資源化事業者へ売り払い、資源化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーや市施設での拠点回収の実施(計画値：33t)
18 剪定枝の資源化推進	<p>◆剪定枝をチップ化し、循環利用を促進するとともに、事業者との連携により、更なる資源化の拡大に向けた調査・研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化量の拡大によるチップの循環利用の推進(計画値：200t) ・剪定枝の効率的な収集・受入体制の整備 ・事業者等との連携によるチップの利活用方法の調査・研究
19 使用済小型家電の資源化推進	<p>◆レアメタルなどの有用な金属を含む小型家電製品を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収量の更なる増加に向けたあらゆる機会を活用した周知啓発の実施(計画値：45t) ・福祉との連携による回収体制の構築

20 インクカートリッジの資源化推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆国内インクカートリッジメーカーが構成する協議会のリサイクル事業に協力することで、焼却ごみの減量化・資源化を推進する。 ・市施設での拠点回収の実施
21 市有施設における資源化推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆清掃工場における熱エネルギーの有効利用や、学校給食残渣など市有施設から発生する資源化可能なごみの再生利用を推進する。 ・清掃工場における熱エネルギーの有効利用の継続・推進 ・民間の資源化施設を活用した学校給食残渣の資源化に向けた検討
22 新たな資源循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆防水加工等がされた紙類や生ごみをはじめとするバイオマスなどの新たな資源循環利用に向け、資源の特性に応じた地域循環を創出する。 ・焼却ごみに含まれる資源物の割合などを把握するための組成分析調査の実施 ・農業分野などとの連携による地域や資源の特性に応じた循環利用の仕組みづくりの調査・研究 ・防水加工等がされている紙類の資源化など、新たな循環利用に取り組むための資源の分別・収集方法等の検討

ウ 【基本施策2-3】 市民・事業者主体による資源化の推進

○ 取組指標

		H26年度	H32年度
多量排出事業所における新たな資源化量	(t)	—	500

○ 取組内容

施策事業	取組内容
23 資源物集団回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域ぐるみでの資源物の集団回収を通して地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。 ・自治会講習会や広報紙などの機会を通じた制度の周知啓発（計画値：10,560 t） ・資源物回収活動を更に推進するための効果的な制度の仕組みに関する調査・研究
24 事業系ごみの資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆生ごみや剪定枝などの、民間の資源化施設を活用した資源化への誘導や、中小規模事業者を対象とした事業者主導による共同排出の仕組みづくりに向けた支援など、事業系ごみの減量化・資源化を推進する。 ・事業者が主体的にごみの減量化・資源化に取り組むための支援策等の検討

(3) <<基本方針3>>適正な処理・処分体制の整備

ア 【基本施策3-1】収集運搬体制の整備推進

○ 取組指標

		H26年度		H32年度
苦情等対応件数	(件)	756		680

※市民からの苦情等に対し，市で対応した件数

○ 取組内容

施策事業	取組内容
25 ごみステーションの維持管理への支援	<p>◆ごみステーションについて，自治会や集合住宅管理者等と連携しながら，適正な維持管理や美化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等との連携によるステーションの適正な維持管理
26 適正な収集運搬体制の維持	<p>◆市民サービスの低下を招かないよう作業効率や安全性，衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業効率や安全性，衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続
27 効果的・効率的な収集運搬体制の構築	<p>◆超高齢化や人口減少など，社会環境の変化に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の社会環境の変化やごみの排出実態に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方の検討

イ 【基本施策3-2】処理・処分施設の維持管理及び整備の推進

○ 取組指標

		H26年度		H32年度
中間処理施設	(供用開始予定年度)	平成32年度		計画通り
最終処分場	(供用開始予定年度)	平成31年度	計画通り	


○ 取組内容

施策事業	取組内容
28 中間処理施設の整備	<p>◆平成25年度に策定した「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき，安定処理，環境負荷，コスト等の面を考慮して，施設の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な中間処理施設の整備推進 解体工事（H27～H28） 建設工事設計・工事（～H31）
29 中間処理施設の維持管理	<p>◆安定した中間処理を行うため，関係法令等を遵守し，適切に維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な中間処理施設の維持管理

30 最終処分場の整備	<p>◆「宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき、安定処理、環境負荷、コスト等の面を考慮して、エコパーク板戸に代わる最終処分場の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な最終処分場の整備推進 用地取得、取付道路建設工事（H28～H29） 建設設計・工事（～H31）
31 最終処分場の維持管理	<p>◆安定した最終処分を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な最終処分場の維持管理

ウ 【基本施策3-3】適正処理の推進

○ 取組指標

		H26年度		H32年度
不法投棄発生件数	(件)	420		250

○ 取組内容

施策事業	取組内容
32 きれいなまちづくりの推進	<p>◆「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、市民との協働による「きれいなまち宇都宮」の実現に向け、市民の良好な生活環境の維持を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導 ・路面標示や看板設置、フラッグの掲出、大型映像装置等を活用した条例の周知啓発 ・管理されていない土地・建物（ごみ屋敷）等の適正管理指導 ・美化推進重点地区における夜間巡回指導を定期的の実施
33 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進	<p>◆「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、総合的に不法投棄対策に取り組むことで、不法投棄の未然防止、拡大防止を図り、地域の良好な環境保全を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理啓発 ・監視パトロールの実施、監視カメラの設置 ・地域住民による監視活動、清掃活動への支援
34 災害廃棄物への対応	<p>◆今後起こり得る様々な災害時に発生する災害ごみに対応するため、仮置場候補地の確保や事業者との協力体制の構築など、収集から処理までの一貫した体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連携による災害種別に応じた仮置場候補地の検討 ・収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築 ・各種災害に対応するための収集から処理までの手順の明確化

4 収集・処理・処分計画

(1) 収集運搬計画

ア ごみ区分ごとの収集運搬量等

(単位：t/年)

区 分	収集主体	収集回数	収集方式	収集運搬量（平成28年度計画値）		
				合 計		
焼 却 ご み	委託	週2回	ステーション方式	94,100	142,300	
	許可	随時	戸別方式	35,800		
	自己		自己搬入	12,400		
不 燃 ご み 危 険 ご み	委託	週1回	ステーション方式	3,090	3,240	
	許可	随時	戸別方式	80		
	自己		自己搬入	70		
粗 大 ご み	委託	申込制	戸別方式	10	1,100	
	許可	随時	(有料)	5		
	自己		自己搬入	1,085		
資 源 物	ペットボトル	委託	週1回	ステーション方式	1,782	1,800
		許可	随時	戸別方式	16	
		自己		自己搬入	2	
	びん・缶類	委託	週1回	ステーション方式	6,600	7,500
		許可	随時	戸別方式	880	
		自己		自己搬入	20	
	プラスチック 製容器包装 ・白色トレイ	委託	週1回	ステーション方式	3,530	3,560
		許可	随時	戸別方式	25	
		自己		自己搬入	5	
	紙・布類	委託	週1回	ステーション方式	11,531	12,400
		自己	随時	自己搬入	869	
	紙 パ ッ ク	委託	週1回	ステーション方式	65	70
		許可	随時	戸別方式	0	
		自己		自己搬入	5	
廃食用油	委託	随時	拠点方式	33	33	
インク カートリッジ	直営	随時	拠点方式	1	1	
小型家電製品	直営	随時	拠点方式	45	45	
動 物 死 体 ^{※1}	委託	申込制	個別方式 (一部有料)	3,550体/年	3,800体/年	
	自己	随時	自己搬入	250体/年		
合 計	委 託			120,741	172,049	
	許 可			36,806		
	自 己			14,456		
	直 営			46		

※1 動物死体は、計画量が個体数のため、合計には含まれていない。

イ 収集運搬体制

(7) 家庭系ごみ

家庭ごみの収集運搬については、5種13分別により次の体制で行う。なお、多量のごみが発生した場合については、排出者責任により自己搬入とする。

① 焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源物（びん缶類・ペットボトル・白色トレイ・プラスチック製容器包装）

市域を10地区に分割して民間業者に委託し、ステーション方式により定期的に収集する。

② 粗大ごみ

民間業者に委託し、随時、戸別方式(電話受付)により収集する。

③ 資源物（紙類・紙パック・布類）

市域を2地区に分割して民間業者に委託し、ステーション方式により、定期的に収集する。

④ 資源物（廃食用油）

障がい者福祉団体に委託し、拠点回収方式により、定期的に収集する。

⑤ 資源物（インクカートリッジ）

拠点回収方式により、定期的に収集する。

⑥ 資源物（小型家電製品）

障がい者福祉団体に委託し、拠点回収方式等により、定期的に収集する。

⑦ 動物死体

民間業者に委託し、随時、個別方式(電話受付)により収集する。

(4) 事業系ごみ

排出者責任による自己搬入、又は許可業者による収集運搬とする。

・収集運搬業者許可業者数182者（平成27年12月末日現在）

ウ ごみステーション

ごみステーションは、ごみの収集作業を安全かつ効率的に行うために設置しており、利用する住民が共同して清潔かつ適正に管理し、市は自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、適切な維持管理が行われるよう支援する。

・ごみステーション設置数約15,688ヶ所（平成27年12月末日現在）

エ ふれあい収集事業

ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、戸別訪問によるごみ収集を実施する。

・収集対象世帯数295世帯（平成27年12月末日現在）

オ ごみの適正排出の徹底

区 分		排 出 方 法
共 通 事 項		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションを利用する場合は、以下に示すごみ種別ごとに分別し、決められた曜日に、午前7時又は8時30分（一部地区を除く。）までに排出する。 ・排出者及び許可業者が、市の処理施設に搬入する場合は、以下に示すごみ種別ごとの排出方法に準じて搬入する。 ・「焼却ごみ」、「不燃ごみ」、「危険ごみ」、「布類」、「びん・缶類」、「ペットボトル」、「白色トレイ」、「プラスチック製容器包装」は、透明又は半透明のポリ袋に入れる。
収 集 ご み 資 源 物	焼却ごみ	・生ごみは、よく水を切る。
	不燃ごみ	・中身が入っているものは、空にする。
	危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・鋭利なものは、刃の部分を紙などに包む。 ・スプレー缶は、穴をあける。
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車等で、直接工場に搬入する。 ・戸別有料収集（1点830円、1回5点まで）は、粗大ごみ受付センターに事前予約し、指定された収集日の午前8時30分までに指定場所に置く。
	新聞（チラシを含む）	・異物を取り除き、種類ごとにひもで十文字にしぼる。
	ダンボール	
	雑誌	
	その他の紙	・異物を取り除き、紙袋に入れてから、ひもで十文字にしぼるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる。
	紙パック	・水洗いし、切り開き、乾燥させてから、ひもで十文字にしぼるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる。
	布類	・洗って、乾燥させる。 ・雨の日は排出しない。
	びん・缶類	・キャップをはずし、中の異物を取り除き、水洗いする。
	ペットボトル	・キャップ、ラベルをはずし、軽く水で洗い、つぶす。 （キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装）
	白色トレイ	・水洗いし、乾燥させる。
	プラスチック製容器包装	・中身を完全に使い切り、汚れを取り除く。
廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済油は軽くこしてから、ペットボトルに入れる。 ・未開封の油は、そのまま封を開けずに入れる。 	
インクカートリッジ	・所定の回収ボックスに入れる。	
小型家電製品 （携帯電話等）		
動物の死体		・丈夫な袋又は箱に入れる。

カ 収集しないごみと処理方法

区 分	例 示	処 理 方 法
家電リサイクル法 対象製品	テレビ, エアコン, 冷蔵庫, 冷凍庫, 洗濯機, 衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき, 製造業者等が引き取る。
指定再資源化製品	ニッカド電池, ボタン電池	資源有効利用促進法に基づき, 製造業者等が引き取る。
粉塵爆発のおそれがあるもの	大量のたばこ葉くず	(株)エコ計画(埼玉県大里郡寄居町)で資源化处理する。
感染性のあるもの	注射針, 血液が付着したガーゼ等 (家庭から排出される医療行為に伴う廃棄物で感染のおそれがあるもの)	感染性廃棄物処理マニュアルに従い, 医療機関等を通じて専門処理業者へ依頼する。
有害性のあるもの	農薬, 薬品類	販売店による引き取り, 処理可能な許可業者へ委託するなど, 適正に処理する。
危険性のあるもの	プロパンガス・酸素ボンベ, バッテリー, 消火器, 火薬	
引火性のあるもの	溶剤, 塗料, 廃油, ガソリンや灯油等の揮発性の液体	
悪臭を発するもの	汚物, 汚泥	
上記のほか, 市が処理を行うことが困難であるもの, 又は処理施設の機能に支障を生じるもの	自動車用タイヤ, スプリング入りマットレス・ソファ, ピアノ, 畳, 建築廃材, 組立式物置, 流し台, 洗面台, ボイラー, 浴槽, 温水器, 浄化槽, 便器, ドラム缶, コンクリート破片, 自動車(部品を含む。), オートバイ(部品を含む。), 消火器, 耐火金庫等	

キ 資源物持去りの防止対策

次の取組により, 資源物持去りの防止に努める。

- ・監視パトロールの実施
- ・常習者に対する警告, 禁止命令, 告発

(2) 中間処理計画

ア 焼却処理

(7) 焼却施設の概要

名 称	南清掃センター	クリーンパーク茂原
所 在 地	屋板町330番地	茂原町777番地1
焼 却 炉 の 種 類	全連続燃焼式	全連続燃焼式
処 理 能 力	140t×2 炉=280 t/日	130t×3 炉=390 t/日

※ 北清掃センターは、平成23年度をもって焼却炉の稼働を休止。

(4) 焼却処理量(平成28年度計画値)

(単位：t/年)

区 分	南清掃センター	クリーンパーク茂原	合 計
宇 都 宮 市	51,800	90,500	142,300
上 三 川 町		7,800	7,800
旧 石 橋 町 区 域		4,800	4,800
選 別 ・ 破 碎 施 設 か ら		2,800	2,800
合 計	51,800	105,900	157,700
焼 却 減 容 量	/		138,330
焼 却 残 渣 量			17,400
溶 融 ス ラ グ 量 ^{※1}			1,550
資 源 物			420

※1 溶融スラグの量には、エコスラグとして資源化するものを含む。

イ 中間処理体制

区 分		処 理 方 法	処理主体	上三川町 旧石橋町区域
焼 却 ご み		安定化，減容化及び熱回収のため焼却	直 営	○
不 燃 ご み		破碎後，資源化のため金属類の選別	直 営	○
危 険 ご み	蛍 光 灯	切断等	直 営	○
	そ の 他	資源化のため金属類の選別	直 営	○
粗 大 ご み	可 燃 性	破碎後，減容化及び熱回収のため焼却	直 営	○
	不 燃 性	破碎後，資源化のため金属類の選別	直 営	○
資 源 物	紙 布 類	資源化のため選別，圧縮，梱包	委 託	×
	紙 パ ッ ク		直 営	○
	び ん ・ 缶 類			
	ペ ッ ト ボ ト ル			
	プラスチック製容器 包装・白色トレイ			
	廃 食 用 油	資源化のため選別，ろ過，BDFの製造	直 営	×
胞 衣 汚 物		斎場において焼却	直 営	×
動 物 の 死 体		焼却	委 託	×

ウ 資源物（びん缶類・ペットボトル）・不燃ごみ等の処理

(7) 資源化施設の概要

名 称	リサイクルプラザ
事業主体	宇都宮市
所 在 地	宇都宮市茂原町777番地1
仕 様	選別方法：機械選別＋手選別
処理能力	135 t / 5 h

(イ) 資源化処理量 (平成28年度計画値)

(単位: t/年)

区 分	処 理 量		
	宇都宮市	上三川町 旧石橋町区域	合 計
資源物(びん・缶類)	7,500	600	8,100
資源物(ペットボトル)	1,800	200	2,000
不燃ごみ・危険ごみ	3,200	300	3,500
不燃性粗大ごみ	1,100	100	1,200
合 計	13,600	1,200	14,800
資 源 化 量			7,000
委 託 処 理 等 量			160
焼却施設への搬出量			2,230
不 燃 残 渣 量			5,410

エ 資源物(白色トレイ・プラスチック製容器包装)の処理

(7) 資源化施設の概要

名 称	エコプラセンター下荒針
事業主体	宇都宮市
所在地	宇都宮市下荒針町2678番地176
仕 様	破袋, 選別, 圧縮梱包
処理能力	36t/6h

(イ) 資源化処理量 (平成28年度計画値)

(単位: t/年)

区 分	処 理 量		
	宇都宮市	上三川町	合 計
白 色 ト レ イ	8	2	10
プラスチック製容器包装	3,552	258	3,810
合 計	3,560	260	3,820
資 源 化 量			3,290
焼却施設への搬出量			530

オ 資源物(廃食用油)の処理

(7) 資源化施設の概要

名 称	廃食用油資源化施設
事業主体	宇都宮市
所在地	宇都宮市屋板町330番地
仕 様	選別, ろ過, BDFの製造
処理能力	100リットル/7h

(イ) 資源化処理量

廃食用油の回収量の平成28年度見込みは、36,200ℓ/年である。(予測値÷0.9で算出)
 (内訳) BDF製造用 5,000ℓ/年
 民間事業者へ売払い 31,200ℓ/年(平成27年度見込量の比率で按分)

カ 資源物(紙布類・紙パック)の処理

(7) 資源化処理の方法

民間業者に選別、梱包を委託し、資源化を図る。

(イ) 資源化処理量

処理量の平成28年度見込みは12,470t/年である。

キ 不法投棄ごみの処理

(7) 処理の方法

- ・公共用地付近において不法投棄され、投棄者が特定できない場合、市で収集、処理を行う。
- ・適正処理困難ごみ(スプリング入りマットレス等)については、民間業者に処理委託する。

(イ) 処理量

処理量の平成28年度見込みは、100t/年である。

ク ごみの受け入れ先

分別種類 持ち込み施設	家庭系ごみ						事業系ごみ		
	資源物			ごみ			紙類 (紙パックも含む) 布類	プラスチック製容器包装 白色トレイ	ごみ(焼却・危険・不燃・粗大)
	紙類 (紙パックも含む) 布類	びん・缶類 ペットボトル 白色トレイ	プラスチック製容器包装	焼却ごみ	危険・不燃ごみ	粗大ごみ			
① クリーンパーク茂原	×	○	▲	○	○	▲	×	×	▲
② 南清掃センター	×	▲	▲	○	▲	▲	×	×	×
③ 北清掃センター	×	×	×	×	×	▲	×	×	×
④ (株)エスケーシー	○	×	×	×	×	×	○	×	×
⑤ エコプラセンター下荒針	×	×	○	×	×	×	×	○	×

【凡例】 ○：持ち込み可能
 ▲：持ち込み可能(数量、種類に制限あり。)
 ×：持ち込み不可

(3) 最終処分計画

ア 最終処分量 (平成28年度計画値)

(t/年)

区 分	処 分 量
焼 却 残 渣	17,400
不 燃 残 渣	5,410
そ の 他	460
合 計	23,270

※ 上三川町, 旧石橋町区域を含む。

イ 最終処分場の概要

名 称	エコパーク板戸
所 在 地	宇都宮市板戸町3625番地1
埋 立 面 積	約33,000m ²
埋 立 容 量	約355,000m ³
埋 立 期 間	平成16年度～平成31年度

第2章 生活排水処理実施計画

1 基本指標の目標値

生活処理基本計画では、各施策事業の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を下記のとおり設定している。

【基本指標1】 生活排水処理人口普及率

現状(平成26年度)：96.9% ⇒ 目標値(平成32年度)：98.5%

【基本指標2】 生活排水処理率

現状(平成26年度)：94.2% ⇒ 目標値(平成32年度)：95.3%

2 整備状況等

平成27年度の見込み値は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値である。

(1) 生活排水処理施設の整備状況等

生活排水処理施設、公共用水域水質及び汚泥量については、下表のとおりとする。

ア 生活排水処理施設

		平成26年度 実績	平成27年度 見込み	平成28年度 計画値
生活排水処理人口普及率 ^{※1} の状況(%)	生活排水処理人口普及率	96.9	97.5	97.6
生活排水処理率 ^{※2} の状況(%)	生活排水処理率	94.2	94.3	94.5

※1 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

※2 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

イ 浄化槽法第11条検査受検率の目標

	平成26年度 実績	平成27年度 見込み	平成28年度 計画値
浄化槽法第11条検査受検率(%)	47.7	51.0	54.4

ウ 公共用水域の水質基準の達成目標

	平成26年度 実績	平成27年度 見込み	平成28年度 計画値
河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準の達成率(%)	94.0	94.0	94.0

エ し尿・浄化槽汚泥等処理の見通し値

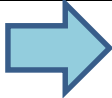
	平成26年度 実績	平成27年度 見込み	平成28年度 計画値
し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し (kl/日)	102.5	98.6	114.6

3 施策事業の取組

(1) ≪基本方針1≫生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

ア 【基本施策1-1】生活排水処理施設の整備推進

○ 取組指標


		H26年度		H32年度
生活排水処理人口普及率	(%)	96.9		98.5

○ 取組内容

施策事業	取組内容
1 公共下水道の整備推進	<p>◆公共下水道事業計画区域における管きよの整備について、100パーセントを目指すため、土地区画整理事業や他事業等と連携を強化し、効率的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な未整備地区の整備推進 ・整備における土地区画整理事業や道路事業との情報共有による連携の強化
2 合併処理浄化槽の整備推進	<p>◆浄化槽で整備する区域において、更なる合併処理浄化槽の設置を促進するために、補助制度の継続とともに、制度の見直しを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連計画や他自治体事例を踏まえた、設置の促進に効果的な手法や補助制度の見直し・検討
3 合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発	<p>◆公共用水域の水質保全への意識向上を図り、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促すための啓発活動を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽未設置世帯への葉書送付や戸別訪問などによる啓発の強化 ・「浄化槽の日」での啓発活動や県浄化槽協会との連携による転換促進の周知

イ 【基本施策 1 - 2】 生活排水処理施設への接続促進

○ 取組指標


		H 2 6 年度		H 3 2 年度
生活排水処理率	(%)	9 4 . 2		9 5 . 3

○ 取組内容

施策事業	取組内容
4 公共下水道への接続促進	<p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発及び戸別訪問により、公共下水道への接続を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな管きょ整備工事前に、接続対象者に説明を行うことによる接続義務の周知 ・未接続世帯への戸別訪問による接続促進の強化 ・ホームページ、データ放送や広報等による周知・啓発
5 農業集落排水処理施設への接続促進	<p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発及び戸別訪問により、農業集落排水処理施設への接続を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未接続世帯への文書送付及び戸別訪問による啓発の強化 ・農業委員会広報紙や農業集落排水処理施設でののぼり旗掲出などによる接続の啓発

ウ 【基本施策 1 - 3】 生活排水処理施設の適正管理

○ 取組指標

		H 2 6 年度		H 3 2 年度
法第 1 1 条検査受検率	(%)	4 7 . 7		6 7 . 7

○ 取組内容


施策事業	取組内容
6 施設の統廃合等の検討	<p>◆経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を目指し、中長期での生活排水処理施設の公共下水道への接続時期などを検討する。なお、将来にわたり存続する施設については、中長期的な視点に基づき、施設の長寿命化等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理施設の老朽化対策のための「機能保全計画」の策定

7 合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実	<p>◆法で定められた検査の受検率を向上させ、浄化槽の適正管理を確保するため、関係機関と連携を図り、広報や効果的な啓発を推進し、指導の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11条検査未受検世帯への葉書送付などによる啓発の強化 ・県浄化槽協会の11条検査受検に係るパンフレットの活用や受検者情報の共有など連携の強化
-------------------------	--

(2) <基本方針2> し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

ア 【基本施策2-1】 継続的に安定した収集運搬の実施

○ 取組指標


		H26年度			H32年度	
し尿収集運搬体制の調整	(-)	-			平成30年全 市域業務委託	

○ 取組内容

施策事業	取組内容
8 し尿収集運搬体制を統一	<p>◆将来、汲み取りし尿の収集運搬量は減少が見込まれることから、し尿及び浄化槽汚泥等の量及び性状の変動に対応するとともに、効果的で効率的な収集運搬を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可制から業務委託への円滑な移行に向けた調整 ・安定したし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬を継続

イ 【基本施策2-2】 効果的・効率的な中間処理の継続

○ 取組指標


			H26年度			H32年度	
一体処理の 推進	し尿処理施設	(施設数)	1			0	
	一体処理施設	(施設数)	0		1		

○ 取組内容

施策事業	取組内容
9 水再生センターにおける一体処理の推進	<p>◆水再生センターにおいて一体的に処理するなど、効果的・効率的な処理方法について継続的に検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一体処理に必要な施設の基本設計及び実施設計、生活環境影響調査の実施

ウ 【基本施策2-3】 安定した最終処分の推進

○ 取組指標

		H26年度		H32年度
沈砂・汚泥焼却灰等埋立量	(t/年)	124.5		72.2

○ 取組内容

施策事業	取組内容
10 安定した最終処分の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等については、安定した最終処分を適正に実施する。 ・ 東横田清掃工場から発生する汚泥等を、焼却処理後、エコパーク板戸において埋立処分

4 収集・処理・処分計画

(1) 収集運搬計画

快適な生活環境を確保するため、安全・確実に収集運搬を下表のとおり実施する。

ア 収集運搬量（平成28年度計画値）

（単位：kl/日）

区 分	収集運搬量
し 尿	19.6
浄化槽汚泥	95.0
合 計	114.6

イ 収集運搬体制

区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法
し 尿	委託	上河内地域・河内地域以外の市域	原則として月1回	戸別収集
	許可	上河内地域内	必要の都度	
	許可	河内地域内		
浄化槽汚泥	許可	市内全域	必要の都度	戸別収集

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の処理量（平成28年度計画値）

（単位：kl/日）

区 分	処 理 量
し 尿	19.6
浄化槽汚泥	95.0
合 計	114.6

イ 処理施設の概要

名 称	東横田清掃工場	
所 在 地	宇都宮市東横田町136番地	
施 設 名	低希釈二段活性汚泥処理施設	汚泥乾燥焼却施設
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式	気流乾燥+ロータリーキルン
処 理 能 力	185kl/日	30t/7h

ウ 中間処理施設の維持管理

引き続き安定したし尿・浄化槽汚泥等の処理が行えるよう計画的な整備・修繕工事等を行い、適正な維持管理を実施する。

(3) 最終処分計画

中間処理後の汚泥焼却残渣などは、エコパーク板戸において埋立処分する。
最終処分量の見込みは、124t/年である。